

# 高圧ガス保安法関係申請・検査の手引

〔高圧ガス貯蔵所用〕

令和3年4月

茨城県防災・危機管理部消防安全課

## 目次

第1章 総説	
1 貯蔵に係る定義	1
第2章 貯蔵所申請・届出	
1 申請・届出概要	3
2 第一種貯蔵所設置許可申請	5
3 第一種貯蔵所位置等変更許可申請	9
4 貯蔵施設完成検査申請	10
5 第一種貯蔵所軽微変更届	13
6 第二種貯蔵所設置届	14
7 第二種貯蔵所位置等変更届	15
第3章 その他の届出	
1 第一種貯蔵所承継届	16
2 第二種貯蔵所の所有者又は占有者の変更があった場合の届出	16
3 貯蔵所廃止届	16
4 代表者等変更届	17
5 貯蔵高圧ガスの変更届	17
6 その他	17
第4章 事故関係	19
第5章 様式集	
1 様式集	23
2 機器一覧表	47
3 耐震設計の設計条件・結果書<参考様式>	53
法第16条の技術上の基準に係る記載例	
I-1 貯槽による貯蔵の技術上の基準（一般則）	60
I-2 コールドエバポレータによる貯蔵の技術上の基準（一般則）	69
I-3 圧縮天然ガススタンドに係る貯蔵の技術上の基準（一般則）	76
I-4 液化天然ガススタンドに係る貯蔵の技術上の基準（一般則）	87
I-5 圧縮水素スタンドに係る貯蔵の技術上の基準（一般則）	98
I-6 容器による貯蔵の技術上の基準（一般則）	121
I-7 移動式圧縮水素スタンドに係る貯蔵の技術上の基準（一般則）	125
I-8 貯槽による貯蔵の技術上の基準（液石則）	133
I-9 容器による貯蔵の技術上の基準（液石則）	142
完成検査事前検査報告書に係る記載例	
II-1 貯槽による貯蔵の技術上の基準（一般則：完成検査）	146
II-2 コールドエバポレータによる貯蔵の技術上の基準（一般則：完成検査）	158
II-3 圧縮天然ガススタンドに係る貯蔵の技術上の基準（一般則：完成検査）	168
II-4 液化天然ガススタンドに係る貯蔵の技術上の基準（一般則：完成検査）	183

Ⅱ-5	圧縮水素スタンドに係る貯蔵の技術上の基準（一般則：完成検査）	196
Ⅱ-6	容器による貯蔵の技術上の基準（一般則：完成検査）	224
Ⅱ-7	移動式圧縮水素スタンドに係る貯蔵の技術上の基準（一般則：完成検査）	229
Ⅱ-8	貯槽による貯蔵の技術上の基準（液石則：完成検査）	237
Ⅱ-9	容器による貯蔵の技術上の基準（液石則：完成検査）	248
	法第15条の技術上の基準に係る記載例	
Ⅲ-1	貯蔵の方法に係る技術上の基準（一般則）	253
Ⅲ-2	貯蔵の方法に係る技術上の基準（液石則）	256

## 第6章 参考資料

1	高圧ガス保安法関係申請手数料早見表	259
2	ガス物性表	260

〔注釈〕 次の用語は、本書では以下のように略記します。

高圧ガス保安法	「法」
高圧ガス保安法施行令	「施行令」
一般高圧ガス保安規則	「一般則」
液化石油ガス保安規則	「液石則」
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	「液化石油ガス法」
特定設備検査規則	「特定則」

# 第1章 総説

## 1 貯蔵に係る定義

貯蔵とは、容器に充填した高圧ガスを「置く」こと又は、貯槽に高圧ガスを充填して「置く」ことです。

特にある期間貯蔵目的をもって置くことのみを必ずしも意味していません。

一定量以上の高圧ガスを貯蔵する場合には、あらかじめ知事の許可等が必要となります。

### (1) 事業区分

#### ア 第一種貯蔵所（法第16条第1項）

貯蔵容積が次のいずれかである貯蔵所（第一種製造者等が許可を受けたところから従って貯蔵するときを除く。）

- |                  |   |
|------------------|---|
| (ア) 第一種ガス        | 3,000m <sup>3</sup> 以上  |
| (イ) 第二種ガス        | 1,000m <sup>3</sup> 以上  |
| (ウ) 第一種ガス及び第二種ガス | N m <sup>3</sup> 以上（一般則第103条）<br>N=1,000+（2/3）M<br>M：第一種ガスの容積 |

液化ガスの場合は、10kgをもって容積1m<sup>3</sup>とみなす。（法第16条第3項）

※算出例 第一種ガス2,400m<sup>3</sup>、第二種ガス300m<sup>3</sup>の貯蔵所  
貯蔵所の貯蔵容積は、2,400+300=2,700m<sup>3</sup>であり、上記式により計算される値  
N=1,000+2/3×2,400=2,600m<sup>3</sup>より大きいので、第一種貯蔵所に該当する。

#### 「第一種ガス」（施行令第3条）

ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気

#### 「第二種ガス」（施行令第3条）

第一種ガス以外のガス

#### イ 第二種貯蔵所（法第17条の2第1項）

貯蔵容積が300m<sup>3</sup>以上の貯蔵所。（第一種製造者が許可を受けたところから従って貯蔵するときを除く。）

液化ガスの場合は、10kgをもって容積1m<sup>3</sup>とみなす。（法第17条の2第2項）

#### ウ 許可・届出の必要がない例

(ア) 第一種製造者が法第5条第1項の許可を受けたところから従って高圧ガスを貯蔵するとき、又は、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第2条第4項の供給設備若しくは液化石油ガス法第3条第2項第3号の貯蔵施設において液化石油ガス法第2条第1項の液化石油ガスを貯蔵するときは許可、届出は必要ない。

(イ) 貯蔵容積が0.15m<sup>3</sup>超300m<sup>3</sup>未満の場合（貯蔵する高圧ガスが液化ガスの場合は、10kgをもって容積1m<sup>3</sup>とみなす）には手続を必要としないが、貯蔵に当たっては一般則第18条（液石則第19条）の技術上の基準に従うこと。

### (2) 貯蔵設備

貯槽及び配管により高圧ガスの処理設備又は減圧設備等と連結されている容器であって高圧ガスを高圧ガスの状態で貯蔵しているものをいい、原料タンク、中間タンク、製品タンク、容器を配管により連結したもの、貯蔵タンク等を含む。

なお、タンクローリー上の容器及び充填を受けている容器は高圧ガスの貯蔵設備に含まれないが、概ね2時間を超えてタンクローリーが受入れ用貯槽に接続されている場合には、当該ローリー上の容器は貯蔵設備となり、その置かれている場所は「容器置場」でもあることになるので注意すること。

### (3) 貯蔵容積の算出

設備（容器）が2個以上ある場合には貯蔵容積は次により合算しますが、消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガス（不活性ガスに限る。）とそれ以外の高圧ガスの両方を貯蔵している場合には、消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガスとそれ以外の高圧ガスとを区分して貯蔵容積を算出し、両者は合算しない。

ア 消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガスについては、設備が配管によって接続されている場合のみ合算する。

イ 消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガス以外の高圧ガスについては、次の場合に合算する。

(ア) 設備が配管により接続されている場合

(イ) 設備が配管により接続されないときであって次の場合

○ 容器以外の貯蔵設備と容器以外の貯蔵設備又は容器と容器以外の貯蔵設備との間  
が30m以下である場合。

○ 容器と容器の間が22.5m（次の①及び②の場合にあっては、それぞれに示す距離）  
以下である場合

① 容器と容器の間に厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁（②において単に「障壁」という。）が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が開放されることを妨げない場所（容器置場の6面が閉鎖されているのではなく、両者が有効に遮断されていれば側面や上方は開放されていてもよい。②において同じ。）

11.25m

② それぞれの容器置場の面積が8 m<sup>2</sup>以下の場合であって、容器と容器の間に障壁が設置され、かつ両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が開放されることを妨げない場所に設置されている場合

6.36m

## 2 申請書・届出書の提出先

高圧ガスの貯蔵に係る申請書・届出書の提出先は以下のとおり。

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

茨城県 防災・危機管理部 消防安全課 産業保安室

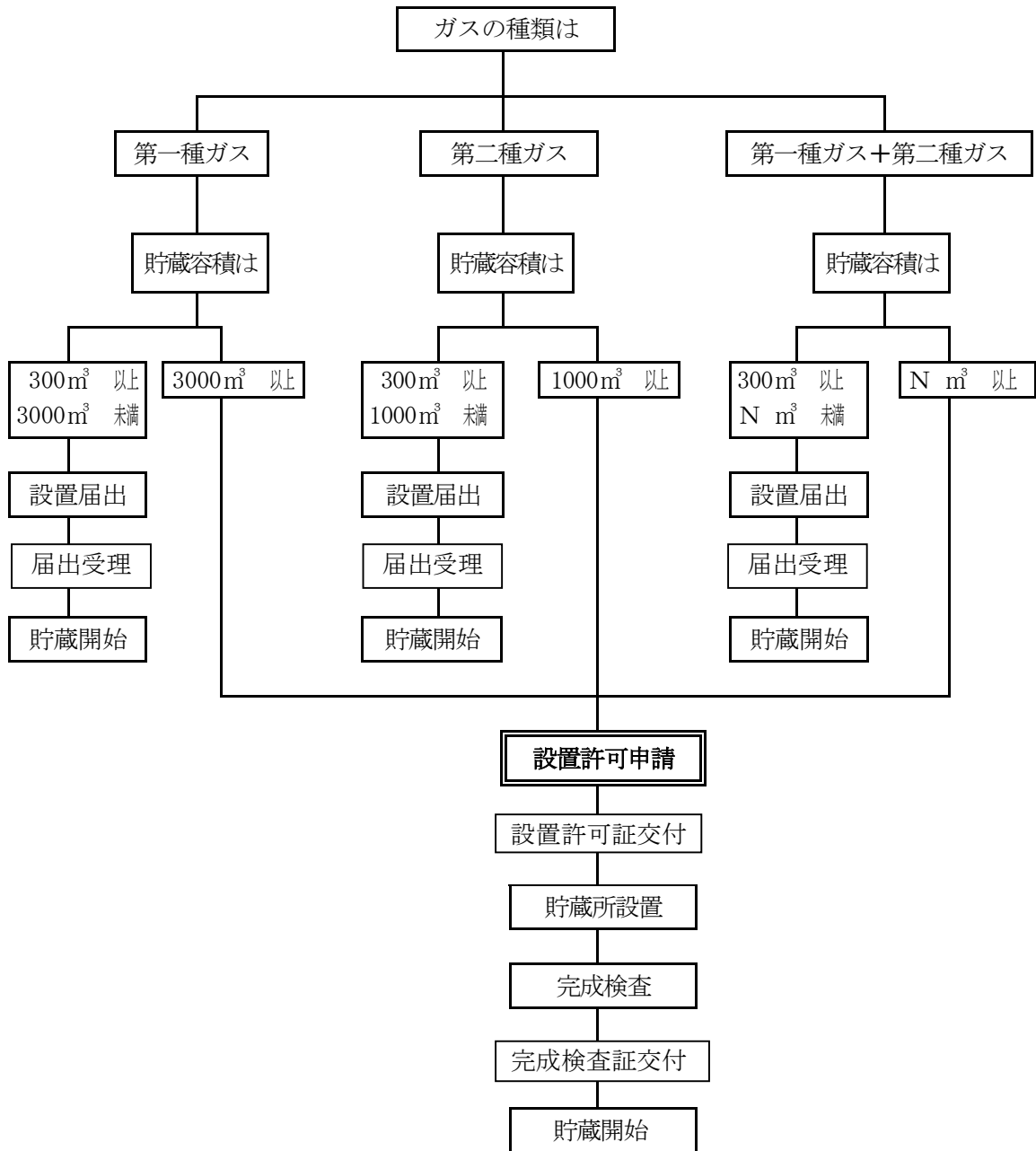
TEL 029-301-2891

FAX 029-301-2887

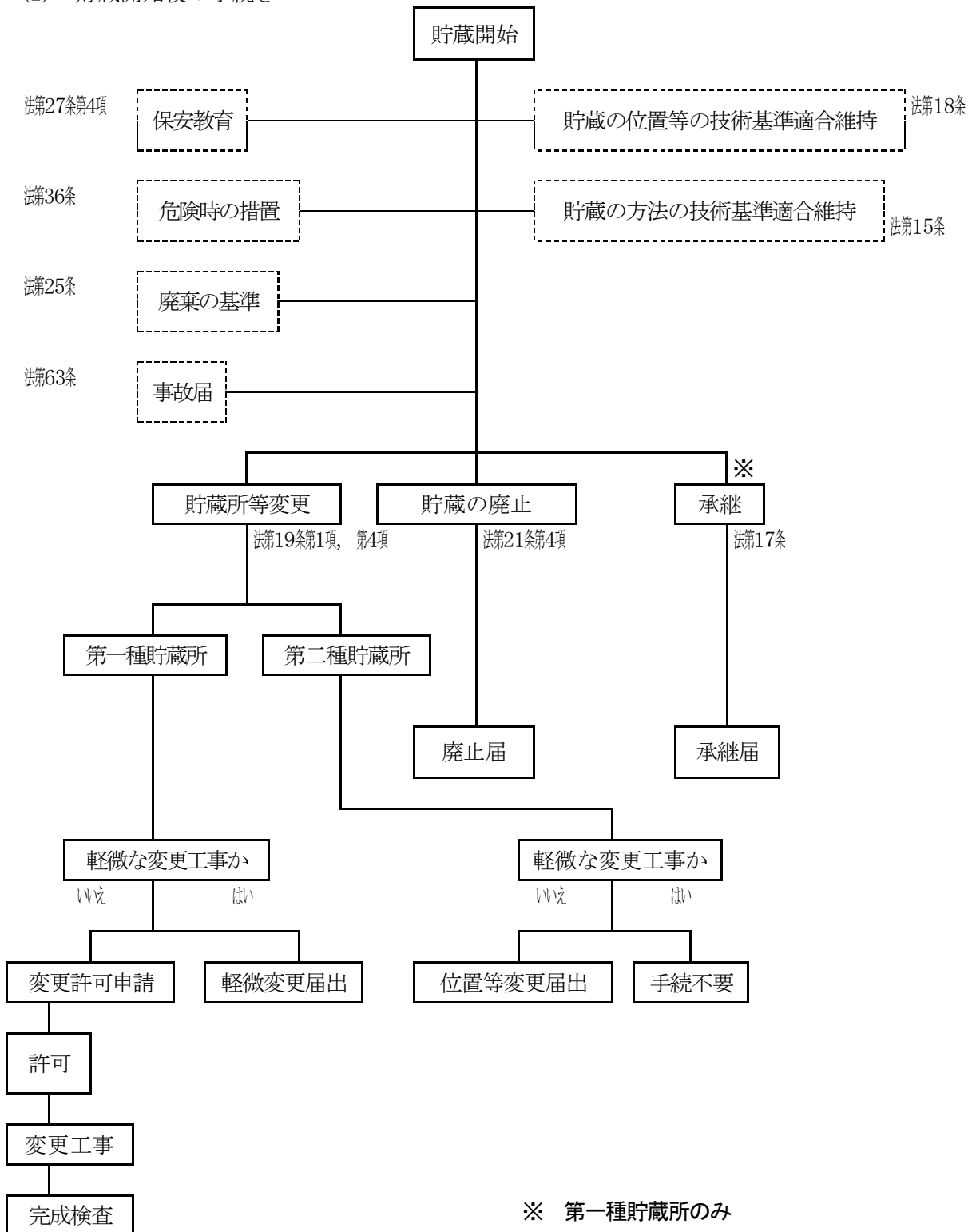
## 第2章 貯蔵所申請・届出

### 1 申請・届出概要

(1) 許可・届出の基準及び手続き



(2) 貯蔵開始後の手続き



## 2 第一種貯蔵所設置許可申請

第一種ガス3,000m<sup>3</sup>、第二種ガス1,000m<sup>3</sup>、第一種ガス及び第二種ガス1,000+2/3Mm<sup>3</sup>（M：当該貯蔵所の第一種ガスに係る貯蔵設備に貯蔵することができるガスの容積）以上の高圧ガスを貯蔵しようとする者は、貯蔵所ごとに、県知事の許可を受けなければなりません。

（法第16条1項、一般則第20条、液石則第21条）

また、許可を受けた貯蔵所は、完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用できません。（法第20条第1項）

### 手続き

- (1) 提出期限 許可を受けた後でないと工事着工できませんので、工事着工時期、高圧ガスの貯蔵開始時期を考慮し、余裕を持って手続きを行ってください。  
申請内容について県に事前説明し、技術上の基準に適合していること、書類に不備がないことを確認した後に申請するようにしてください。
- (2) 申請書 第一種貯蔵所設置許可申請書（様式第7号）
- (3) 提出部数 1部（事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。）
- (4) 申請手数料 25,000円（別紙1に茨城県収入証紙を貼付してください。）
- (5) 添付書類 ア 履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書（個人の場合は住民票の写し）  
イ 委任状（申請手続きを委任する場合）（手引様式第3）  
ウ 貯蔵計画書（別紙2）

### 貯蔵計画書の作成上の留意事項

#### 1 貯蔵計画書

- (1) 貯蔵の目的
  - ア 貯蔵所毎に記載する。ただし、同じ目的の貯蔵所が複数ある場合は、まとめても良い。
  - イ 貯蔵の方法については、「工程概要図」を添付する。
- (2) 貯蔵設備の貯蔵容積
  - ア 貯蔵所毎に、ガスの種類別に記載する。
  - イ 「貯蔵能力計算書」を添付する。
- (3) 貯蔵設備の性能  
貯蔵所毎に、「機器一覧表」を添付する。
- (4) 法第15条第1項及び法第16条第2項の技術上の基準に関する事項  
貯蔵所毎に、記載例を参考にして「基準対応事項」を添付する。  
なお、当該貯蔵所に関係のない条項の対応事項欄については「該当なし」と記載する。  
また、技術上の基準対応事項を説明するための添付書類（図面及び計算書等）にはインデックスを付け、備考欄にその番号を記載する。
- (5) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面  
「事業所案内図」、「事業所全体図」、「貯蔵設備配置図」を添付する。

#### 2 貯蔵計画書の添付書類

技術上の基準対応事項を説明するための添付書類は、次に掲げるものとし、図面等は重複しないようにできるだけまとめてください。



(1) 機器一覧表

- ア 用紙の大きさはA4とする。
- イ 貯蔵所毎に、機器の種類別に記載する。
- ウ 申請データ欄(「機器名称及びフロー番号」から「略号」まで)を記入する。
- エ 事前検査の欄は申請書には記載しない。ただし、移設(仕様変更を含む。)機器については設置時の事前検査データを記載する。
- オ 処理設備がある場合は、処理能力を明記する。
- カ 申請時メーカー名が不明な場合は、メーカー名は空欄とし、事前検査報告書に添付すべき機器一覧表に赤字で記載する。
- キ ティー、レジューサー、エルボ、圧力計、温度計等は記載しない。
- ク 本管から取り出す計装系ラインについては、圧力スイッチ、圧力発信器類は記載しない。
- ケ 液面計、流量計等は記載するが、差圧式のものは記載しない。
- コ 「肉厚」の「計算」欄には、腐れ代を含まない計算肉厚を記入する。
- サ 高圧ガス保安協会委託検査品のうち、耐圧性能、気密性能、強度の全てを受検するものの略号は「委」と記載し、3項目の一部のみを受検するものは「完(委)」と記載する。
- シ 容器則適用品については、設計圧力の欄に最高充填圧力を記載する。

(2) 事業所案内図

- ア 主要道路、鉄道及び河川等の位置、また道路の分岐点等には目印となる建物等を表示し、事業所の位置を明示する。
- イ 設備距離又は置場距離を事業所敷地内で確保できないときは、最も近い保安物件の位置及び距離を表示する。
- ウ 事業所周辺の状況について明示する。

(3) 事業所全体図

- ア 事業所の境界線及び出入口を明示する。
- イ 貯蔵設備の位置を朱書きし、保安物件に対する距離、設備間距離等を明示する。
- ウ 耐震設計に係る地盤種別判定のための調査・観測点を明示する。
- エ 可燃性物質取扱設備、火気取扱施設を明示し、可燃性ガス又は毒性ガスの貯槽との最短距離を記入する。
- オ 警戒標の種類及び位置を明示する。

(4) 工程概要図

- ア 高圧ガスに係る工程(圧縮、反応、気化、凝縮、消費等のプロセス)を分かりやすく記載する。
- イ 工程が単純なものであり、フローシートで代用できるものにあつては、工程概要図を省略できる。

(5) フローシート

- ア 弁類、圧力計、安全装置、緊急遮断装置等の位置を明示した図面とし、各機器のフロー

番号を明示する。

イ 常用の圧力区分、温度区分を色分け等により明示する。

(6) 高圧ガス貯蔵所配置図

ア 貯蔵所毎に記載する。ただし、2以上の貯蔵所が隣接してあり、同一図面に複数の貯蔵所について記載しても図面の精度が変わらない場合は、同一の図面に記載することができる。

イ 高圧ガス設備、高圧ガス以外のガス設備を色分け等により明示する。

ウ 容器置場を明示する。

エ 設備距離、置場距離を明示する。

オ 火気取扱施設の位置及び距離を明示する。ただし、火気取扱施設の距離制限に該当しない場合は省略できる。

カ 事業所全体図で設備間距離を確認できない場合及び複数の施設を同一図面に記載した場合は、設備間距離を明示する。ただし、設備間距離制限に該当しない場合は省略できる。

キ 事業所全体図で貯槽間距離を確認できない場合及び複数の貯槽を同一図面に記載した場合は、貯槽間距離を明示する。ただし、貯槽間距離制限に該当しない場合は省略できる。

ク 防液堤、障壁を明示する。

ケ 技術上の基準に係る設備等の位置（操作位置等を含む。）を明示する。

- ・ 安全装置の放出管、ガス漏えい検知警報設備及び除害設備（保護具の保管場所含む）の位置
- ・ 緊急遮断装置の操作位置
- ・ 散水装置及び防消火設備の位置及び操作位置等

(7) 処理能力・貯蔵能力計算書

処理能力、貯蔵能力を計算した書面

(8) 高圧ガス設備の強度計算書

完成検査受検品については強度計算書等を提出する。

また、毒性ガスのガス設備にあつては、フランジ強度計算書（例示基準に該当するものを使用する場合にあつては、相当 JIS との対応表）を添付すること。

なお、特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、高圧ガス設備試験成績証明書（又は認定試験者試験等成績書の交付を受ける設備については、強度計算書を省略することができる。

(9) 高圧ガス設備及びガス設備の構造図

塔槽類、熱交換器、反応器、圧縮機、ポンプその他強度計算が必要な機器の構造図

(10) 配管図

- ・ 毒性ガスの配管の接合（フランジ、二重管位置等）が明示されている図面
- ・ 配管接続、バルブ等の位置の詳細図

- ・ 毒性ガス以外の貯蔵設備で、フローシート及び配置図で基準が説明できる場合にあつては、完成検査時に高圧ガス施設配管工事等完成検査報告書を提出することで足りる。また、配管取合い等が複雑な場合にはアイソメ図も提出すること。
- (11) 耐震設計構造物の計算条件結果書
- ・ 耐震設計構造物の耐震計算書
  - ・ 基礎及び支持構造物については、基礎の耐震設計計算条件・結果書を添付すること。
  - ・ 配管については別途フローシートを添付し、耐震設計範囲を雲状枠等で明示すること。
- (12) 高圧ガス設備の基礎図
- 基礎図には、配筋の径、ピッチ、材質等を明示すること。
- (13) 容器置場の図面
- 容器置場の屋根の材質、置場の寸法を明示すること。
- (14) その他技術上の基準の確認に必要なもの
- ア 詳細基準事前評価申請書及び評価書（高圧ガス保安協会発行）の写し（例示基準に準拠しない場合に限る）
  - イ 電気設備の防爆性能一覧表（可燃性ガスを貯蔵する貯蔵所に限る）  
電気設備の名称、ガス名、必要防爆性能及び実際の防爆性能を表にしたもの
  - ウ 安全装置の吹出量計算書  
所要吹出量及び公称吹出量の計算書
  - エ 障壁等の計算書
  - オ ガス漏えい検知警報設備の必要個数の計算書（可燃性ガス又は毒性ガスを貯蔵する貯蔵所に限る）
  - カ 散水装置、水噴霧装置及び消火栓の放水能力、水量の計算書及び配水管図
  - キ 除害設備の性能を説明した書面、図面
  - ク 移設等に係る高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録 等

### 3 第一種貯蔵所位置等変更許可申請

第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所の変更をしようとするときは、軽微な変更工事及び許可・届出不要の変更工事を除き、都道府県知事の許可を受けなければなりません。（法第19条第1項）

また、変更工事の完成後には、完成検査不要の工事を除き完成検査を受ける必要があります。

#### 手続き

- (1) 提出期限 許可を受けた後でないと工事着工できませんので、工事着工時期、高圧ガスの貯蔵開始時期を考慮し、余裕を持って手続きを行ってください。  
また、完成検査不要の工事を除き、完成検査証が交付された後でなければ、施設を使用できません。
- (2) 申請書 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書（様式第10号）
- (3) 提出部数 1部（事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。）
- (4) 申請手数料 ア 貯蔵容積の増加 14,000円（別紙1に茨城県収入証紙を貼付してください。）  
イ その他の変更 11,000円（ // ）
- (5) 添付書類 ア 委任状（申請手続きを委任する場合。提出済みの場合は不要。）  
イ 変更明細書（別紙3）

#### <許可・届出が不要な変更工事>

次に掲げる変更の工事は、許可及び届出が必要のない変更として取り扱う。

（平成30年3月30日付け20180323保局第13号）

- ① 圧力計・温度計の取替え（同一方式への取替えに限る。）
- ② 充填又は受入に係る可とう管の取替え（直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る。）
- ③ 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分の設備を構成する部品のうち、耐圧性能又は気密性能に直接影響のない部品又はJ I S等の規格品であり、その性能が保証されているものへの取替え（ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器のプロペラ、蒸留塔のトレイ又は熱交換器の邪魔板等。）
- ④ 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事（ただし、第一種製造者及び第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、本工事に取りかかる前に都道府県にその旨報告すること。）及び製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設（高圧ガス設備を除く。）の撤去の工事
- ⑤ 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事
- ⑥ 消耗品（事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限り。）の取替え

ここで、「取替え」とは溶接等の現場加工を伴わないものをいい、また、「設置位置の変更」とは基礎工事を伴わないものをいいます。

（平成28年11月1日付け20161025商局第1号 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について）

## 変更明細書作成上の留意事項

### 1 変更明細書

変更明細書の記載に当たっては、貯蔵計画書（別紙2）の作成上の留意事項（P5）を参照の上、次に掲げる事項について変更の内容が分かるように貯蔵計画書に準じて作成すること。

- (1) 変更の目的等  
貯蔵所ごとに、変更の目的及び変更の内容を箇条書きで記載する。
- (2) 貯蔵所の貯蔵容積  
ア 貯蔵所ごとに、高圧ガスの種類別に、変更前後の貯蔵容積を記載する。  
イ 「貯蔵能力計算書」を添付する。
- (3) 貯蔵容積、保安物件に対する距離に変更のない場合は「変更なし」と記載し、表は省略することができる。
- (4) 法第15条第1項及び法第16条第2項の技術上の基準に関する事項  
記載例（例示基準に準拠）を参考にして、貯蔵所ごとに「基準対応事項」を作成する。  
なお、当該貯蔵所に関係のない事項の対応事項欄については、「該当なし」と記入し、当該変更工事に直接関わらない事項の対応事項欄については「変更なし」と記入する。  
技術上の基準対応事項を説明するための添付書類（図面及び計算書等）にはインデックスを付け、備考欄にその番号を記入する。

### 2 変更明細書の添付書類

技術上の基準対応事項を説明するための添付書類は、「3 第一種貯蔵所設置許可申請 貯蔵計画書の添付書類」のうち、当該変更許可申請に関係するものを添付し、変更前・変更後が分かるように作成する。

- (1) 機器一覧表は、新設機器の欄を赤枠、移設機器・仕様変更機器の欄を黄枠、撤去機器を青枠で囲む。
- (2) フローシート・施設配置図は、変更工事の申請範囲を色分け等により明示し、変更前・変更後の図面を添付する。

## 4 貯蔵所完成検査申請

法第16条第1項の設置許可又は法第19条第1項の変更許可を受けた貯蔵所について、設置の工事又は変更の工事が完成したときは、法令などにより完成検査が不要となる場合を除き、県または高圧ガス保安協会、指定完成検査機関のいずれかによる完成検査を受け法第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用できません。（法第20条）

県による完成検査を受けようとする第一種貯蔵所は、第一種貯蔵所完成検査申請書を提出してください。（一般則第31条、32条、液石則第32条、33条）

なお、貯蔵所を使用できるのは、完成検査証交付後となりますので、ご注意ください。

また、県以外の機関で完成検査を受けたときは、完成検査受検届書を提出してください。

（注）県以外で完成検査を受けたときは、「完成検査受検届書」を県に届け出た後でなければ貯蔵設備を使用できないので注意すること。

## 手続き

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 提出期限  | 検査を受ける前（検査日程について、早めに県と協議してください）         |
| (2) 申請書   | 第一種貯蔵所完成検査申請書（様式第14号）                   |
| (3) 提出部数  | 1部（事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。）          |
| (4) 申請手数料 | 許可申請手数料に3/4を乗じた額（別紙1に茨城県収入証紙を貼付してください。） |

## <完成検査が不要な変更工事(貯蔵)>

次に掲げる変更の工事は、変更許可を受けたもののうち完成検査を受ける必要のない変更の工事として取り扱う。(一般則第33条第3号、液石則第34条第3号、製造細目告示第12条の14第2項)

貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含む。)が通る部分(耐震設計構造物に係る貯槽を除く。)の取替え又は設置位置の変更(高圧ガスが通る部分の取替えを伴うものにあつては、第6条第1項第13号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、貯槽の取替えにあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準合格証の交付を受けているものへの取替えに限る。)の工事(一般則第28条第1項及び液石則第29条第1項に規定する工事を除く。)であつて、当該設備の貯蔵能力の変更が20%以内であるもの。

ここで、「取替え」とは溶接等の現場加工を伴わないものをいい、また、「設置位置の変更」とは基礎工事を伴わないものをいう。

平成28年11月1日付け20161025商局第1号 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について

### 貯蔵所完成検査実施に係る留意事項

#### 1 完成検査の準備

県の完成検査は、事業者が、完成検査を受検するまでに行う自主的な検査(以下「事前検査」という。)結果をもとに検査を実施することとしています。

##### (1) 事前検査の留意事項

- ア 完成検査対象施設について、許可申請内容と照合し、書類のチェック及び機能試験等により該当する技術上の基準の全項目を網羅すること。
- イ 事前検査の結果、基準に適合しない項目があつた場合は基準に適合するよう改善すること。ただし変更許可申請が必要になる場合は、早急に所定の手続を行うこと。
- ウ 事前検査は、自主保安の意識を持ち、事業所の責任者等の立ち会い監督の上で、事業所の責任において実施すること。
- エ 事前検査においては、法規集、関係例示基準、通達等を十分活用すること。
- オ 機能試験等は、原則として製造施設を停止させ、安全を確認の上実施すること。
- カ 完成検査事前検査記録は、許可毎に作成すること。
- キ 完成検査当日は、事業所の責任者等が事前検査内容を十分把握の上、完成検査事前検査報告書等により説明を行い、必要な検査記録を提出できるようにしておくこと。

##### (2) 事前検査の方法

技術上の基準に対する検査方法は、一般則別表第二又は液石則別表第二に準拠するものとする。

#### 2 完成検査の実施

##### (1) 完成検査時の提出書類

###### ア 完成検査事前検査報告書(別紙4)

※配管の耐震計算がされている場合は高圧ガス施設配管工事完成検査事前検査報告書(別紙5)も添付すること。

###### イ 技術上の基準に関する事項

記載例を参考に作成したものに検査結果を記入し、事業所の責任者等が押印又は署名したものとしてください。ただし、申請時に「該当なし」又は「変更なし」とした項目を削除し、完成検査の対象部分のみとして差し支えありません。

###### ウ 機器一覧表(許可申請書に添付した機器一覧表に事前検査データを記入したもの)

年月日の欄は、特定設備検査品及び保安協会製造設備試験品にあつては、その合格証等の交付年月日を、認定試験者試験品にあつては成績書の試験年月日を、完成検査品にあつては組立後気密試験年月日を記入すること。

- エ 配管図（許可申請書に添付した場合は不要）
- オ 現場照合図（許可申請書に添付したフローシートに、特定設備、KHK 検査品及び KHK 委託検査品にあつては認定書等の発行番号、大臣認定品にあつては機器番号を記入したもの）
- カ その他技術上の基準に係る事項で、現場で確認するものを示す図表等  
例：電気設備の防爆性能一覧表

<完成検査事前検査報告書作成上の留意事項>

完成検査事前検査報告書の記載例（例示基準に準拠）に検査結果を記入し、事業所の責任者等が押印又は署名したものを提出としてください。

技術上の基準の検査項目で、申請時に「該当なし」又は「変更なし」となっている項目については削除して作成することができます。

(2) 完成検査時に準備する書類等

完成検査において以下の書類及び写真を確認しますので、提示できるように準備してください。

① 書類

- ア 特定設備検査合格証（特定設備基準合格証）及び付属書類（略号「特」）
- イ 認定試験者試験等成績書及び付属書類（略号「認」）
- ウ 高圧ガス設備試験成績証明書及び付属書類（略号「保」）
- エ 委託検査証明書及び付属書類（略号「委」。「完（委）」）
- オ 材料の記録（ミルシート、施工後に現場で配管ステンシルが確認できない場合は事前にステンシルを確認した写真等）
- カ 肉厚測定、4 倍耐圧試験又はひずみ測定の記録（認定書等で確認できるものを除きます。）
- キ 耐圧試験、気密試験の記録（認定書等で確認できるものを除きます。）
- ク 非破壊検査の記録及び当該検査を実施した者の免状（写し）
- ケ 圧力計、肉厚計、温度計の校正記録
- コ 作動試験の記録  
例：ガス漏えい検知警報設備、緊急遮断装置、接地抵抗値の測定、散水装置等（製造施設等の定期自主検査記録の<別紙>を利用し、結果をまとめたもの等）
- サ その他技術上の基準に適合していることを示すのに必要な成績書、記録等

② 写真

完成検査時、県が確認できない以下の施工状況等については、写真により確認しますので、次により準備してください。

ア 耐震設計構造物である基礎工事の状況

スケールを当て、表示板に工事名、主要な寸法等を記入し撮影してください。

なお、次の表中に全景とあるものは1枚で差し支えありません。また、同形状のフーチングが複数ある場合等は2枚を寸法等が判断できるように撮影し、残りを全景写真として差し支えありません。

- ・掘削後（全景）
- ・杭寸法
- ・杭打ち込み後（杭本数）
- ・栗石施工後（全景）
- ・下端筋配筋後（ピッチ・径・長さ）
- ・上端筋配筋後（ピッチ・径・長さ）
- ・フーチング等配筋施工後（ピッチ・径・長さ）
- ・アンカーボルト取り付け後（ボルト長さ・径・緊結状態）
- ・コンクリート出来形（各部寸法）

イ 耐震設計構造物以外の高圧ガス設備の基礎

- ・下端筋配筋後（ピッチ・径・長さ）

- ・上端筋配筋後（ピッチ・径・長さ）
- ・フーチング等配筋施工後（ピッチ・径・長さ）
- ・アンカーボルト取り付け後（ボルト長さ・径・緊結状態）
- ・コンクリート出来形（各部寸法）

ウ 防火壁・障壁・防火壁

- ・イに準拠
- ・鉄筋の寸法・ピッチ・径

エ 耐圧試験・気密試験の実施状況（認定書等で確認できるものを除きます。）

- (ア) プレハブ施工において試験を行う場合は、写真にアイソメ図等を添付し、対象のガス設備の機器番号及び配管番号等を記載してください。  
 なお、試験圧力を確認するため、圧力計の目盛りが判読できる写真を準備してください。
- (イ) 組立状態における試験状況についても、上記（ア）と同様としますが、検査対象が複雑な構造である場合等は、アイソメ図等で試験範囲を提示し、写真は代表的箇所複数及びそれぞれの試験圧力を判読できる写真を用意してください。  
 なお、現場検査で県が立会うこととなる気密試験範囲の写真は省略することができます。
- (ウ) 非破壊検査の実施状況  
 検査の手順に沿い、写真を準備してください。

③ その他

完成検査時、現に確認できない事項については、事前に県と協議の上、完成検査事前検査の記録、写真等を提示してください。

(3) 完成検査証の交付

完成検査の結果、法第16条第2項の技術上の基準に適合していれば第一種貯蔵所完成検査証が交付されます。

技術上の基準に不適合の事項があった場合（貯蔵所が許可を受けた内容と同じである場合に限る）には、技術上の基準に適合するよう改善を行った後に、自主検査結果を添えて、完成検査時の指摘事項に対する改善措置報告書（別紙6）を提出してください。その記録又は実地検査により、技術上の基準に適合していることを確認した後に、完成検査証を交付するものとします。

なお、貯蔵所が許可を受けた内容と異なっており、変更許可申請が必要になる場合は、早急に申請手続をしてください。

## 5 第一種貯蔵所軽微変更届

許可を受ける必要のない軽微な変更の工事をしたときは、「第一種貯蔵所軽微変更届書」を提出してください。

### 手続き

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 提出期限  | 変更の工事が完成した後、遅滞なく。  |
| (2) 届書    | 第一種貯蔵所軽微変更届書（様式第11号）   |
| (3) 提出部数  | 1部（事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。）   |
| (4) 申請手数料 | なし   |
| (5) 添付書類  | ア 変更明細書（別紙3）<br>イ 法第15条第1項及び法第16条第2項の技術上の基準に関する事項<br>完成検査事前検査報告書の記載例を参考に作成する。なお、該当 |



- がない項目については省略できる。
- ウ フローシート（変更の前後が分かるもの。）
  - エ 機器一覧表
  - オ 特定設備検査合格証、認定試験者試験等成績書、高圧ガス設備試験成績証明書及びその他試験成績書の写し

### <許可を受ける必要のない軽微な変更工事(貯蔵)>

次に掲げるものは、許可を受ける必要のない軽微な変更の工事であり、「第一種貯蔵所軽微変更届」により対応する工事。（一般則第 28 条、液石則第 29 条）

- ① 貯蔵する高圧ガスの通る部分（貯槽を除く）の認定品又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替え工事であって当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの。
- ② 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。）の通る部分の変更の工事。
- ③ 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分以外の高圧ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事。
- ④ 貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去の工事。

[平成 30 年 3 月 30 日付け 20180323 保局第 13 号]

- ・ 位置の変更や溶接等による現場加工（管類に係る認定試験者が施工した場合を除く。）を伴う場合は、変更許可となる。
- ・ 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う「KHKS0803(2014) 可とう管に関する検査基準」に基づく検査に合格したものとする。
- ・ 高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したものは認定品と同様に取り扱う。
- ・ 次の変更工事は、軽微な変更の工事として取り扱う。
  - ① 配管に付属する設備又は近接する設備の取替えに伴い必要が生じた配管及びそれに付属するバルブのルート変更
  - ② 高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ接合を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事

## 6 第二種貯蔵所設置届出

第一種ガス $300\text{m}^3$ 以上 $3,000\text{m}^3$ 未満、第二種ガス $300\text{m}^3$ 以上 $1,000\text{m}^3$ 未満、第一種ガス及び第二種ガス $300\text{m}^3$ 以上 $1,000+2/3\text{Mm}^3$ （M：当該貯蔵所の第一種ガスに係る貯蔵設備に貯蔵することができるガスの容積）未満の高圧ガスを貯蔵しようとする者は、貯蔵所ごとに、県知事にあらかじめ届け出なければなりません。

（法17条の2第1項、一般則第25条、液石則第26条）

### 手続き

- (1) 提出期限 設置工事着工前  
届出内容について、提出先の担当者に工事内容等をあらかじめ相談するようにしてください。
- (2) 届書 第二種貯蔵所設置届書（様式第 9 号）
- (3) 提出部数 1 部（事業者控えが必要な場合はもう 1 部持参してください。）
- (4) 申請手数料 なし
- (5) 添付書類 ア 履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書の写し（個人の場合は住民票の写し）

- イ 委任状（届出手続きを委任する場合）
- ウ 貯蔵計画書（別紙2）

※届書の添付書類等は、第一種貯蔵所設置許可申請と同様。

## 7 第二種貯蔵所位置等変更届

第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所の変更をしようとするときは、軽微な変更工事及び許可・届出不要の変更工事を除き、都道府県知事にあらかじめ届け出なければなりません。（法第19条第4項）

なお、軽微な変更工事及び許可・届出不要の変更工事の範囲については、3 第一種貯蔵所位置等変更許可申請及び4 貯蔵所完成検査申請を参照してください。

### 手続き

- (1) 提出期限 工事着工前  
届出内容について、提出先の担当者に工事内容等をあらかじめ相談するようにしてください。
- (2) 届書 第二種貯蔵所位置等変更届書（様式第12号）
- (3) 提出部数 1部（事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。）
- (4) 添付書類 ア 委任状（届出手続きを委任する場合。提出済みの場合は不要。）  
イ 変更明細書（別紙3）

※届書の添付書類等については、第一種貯蔵所位置等変更許可申請と同様。

## 第3章 その他の届出

### 1 第一種貯蔵所承継届

第一種貯蔵所について、譲渡又は引渡しがあった場合は、譲受人又は引渡しを受けた者は、第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継します。（法第17条）

第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、「第一種貯蔵所承継届書」を提出してください。

#### 手続き

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 提出期限  | 承継した後、遅滞なく。   |
| (2) 届書    | 第一種貯蔵所承継届書（様式第8号）   |
| (3) 提出部数  | 1部（事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。）   |
| (4) 申請手数料 | なし  |
| (5) 添付書類  | ア 委任状（届出手続きを委任する場合）<br>イ 承継の事実を証する書面（合併契約書、分割計画書、分割契約書の写し又は公告等の記載されている官報の写し等及び履歴事項全部証明書の写し） |

### 2 第二種貯蔵所の所有者又は占有者の変更があった場合の届出

第二種貯蔵所の所有者又は占有者の変更があったときは、「代表者等変更届書」を提出してください。

#### 手続き

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 提出期限  | 変更後、遅滞なく。  |
| (2) 届書    | 代表者等変更届書（手引様式第2号）  |
| (3) 提出部数  | 1部（事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。）  |
| (4) 申請手数料 | なし   |
| (5) 添付書類  | ア 委任状（届出手続きを委任する場合）<br>イ 変更の事実を証明する書面（合併契約書、分割計画書、分割契約書の写し又は公告等の記載されている官報の写し等及び履歴事項全部証明書の写し） |

### 3 貯蔵所廃止届

第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を廃止したときは、「貯蔵所廃止届書」を提出してください。（法第21条第4項）

#### 手続き

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 提出期限  | 貯蔵所を廃止した後、遅滞なく。               |
| (2) 届書    | 貯蔵所廃止届書（様式第24、25号）            |
| (3) 提出部数  | 1部（事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。） |
| (4) 申請手数料 | なし                            |

## 4 代表者等変更届

名称、所在地、代表者、申請代理人を変更したときは、「代表者等変更届書」を提出してください。

### 手続き

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 提出期限  | 変更後、遅滞なく。  |
| (2) 届書    | 代表者等変更届書（手引様式第2）                                       |
| (3) 提出部数  | 1部（事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。）                          |
| (4) 申請手数料 | なし   |
| (5) 添付書類  | ア 委任状（届出手続きを委任する場合）<br>イ 変更した事実を証明する書面（履歴事項全部証明書の写し 等） |

## 5 貯蔵高圧ガスの変更届

貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事を行うことなく貯蔵する高圧ガスを変更したときは、「貯蔵高圧ガスの変更届書」を提出してください。

なお、次の場合は変更許可、軽微変更届出又は変更届出の必要がありますので変更内容について提出先の担当者にあらかじめ相談するようにしてください。

- ・ 容器置場を増設、移設する場合
- ・ 貯蔵する高圧ガスの種類の変更（例：不活性ガスから可燃性ガス）により消火器の設置や警戒標の変更を伴う場合

※ 貯蔵する高圧ガスの変更に伴い貯蔵所の区分（一種又は二種）が変わる場合は設置許可又は設置届出が必要となります。

### 手続き

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 提出期限  | 変更後、遅滞なく。                     |
| (2) 届書    | 貯蔵高圧ガスの変更届書（参考様式）             |
| (3) 提出部数  | 1部（事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。） |
| (4) 申請手数料 | なし                            |
| (5) 添付書類  | 貯蔵する高圧ガスの種類及び貯蔵容積変更一覧         |

## 6 その他

- (1) 保安全管理  
技術上の基準維持（法第15条、第18条）  
貯蔵に当たっては、貯蔵の位置等の技術上の基準及び貯蔵の方法の技術上の基準に適合する状態を維持しなければなりません。
- (2) 保安教育（法第27条第4項）  
第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、その従業者に保安教育を行う必要があります。
- (3) 危険時の措置（法第36条、一般則第84条、液石則第82条）  
貯蔵所が危険な状態となったときは、貯蔵所の所有者又は占有者は、直ちに次の応急措置を講じなければなりません。

- ア 直ちに応急の措置を行うとともに、充填容器等を安全な場所に移し、この作業に必要な作業員の他は待避させる。
- イ 応急の措置等ができない場合には、従業者又は必要に応じ付近の住民に待避するよう警告する。
- ウ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを廃棄に係る技術上の基準に従って放出し、又はその充填容器等とともに損害を他に及ぼす恐れのない水中に沈め若しくは地中に埋める。

(4) 高圧ガスの廃棄（法第25条、一般則第62条、液石則第60条）

高圧ガスを廃棄する場合には、以下の基準に従わなければなりません。

- ア 廃棄は容器とともに行わない。
- イ 可燃性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物を堆積した場所及びその付近（液化石油ガスにあっては周囲8 m以内）を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良い場所で少量ずつ行う。
- ウ 毒性ガスを大気中に放出して廃棄するときは、危険又は損害を他に及ぼすおそれのない場所で少量ずつ行う。
- エ 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じて行う。
- オ 酸素又は三フッ化窒素の廃棄は、バルブ及び廃棄に使用する器具の石油類、油脂類その他の可燃性の物を除去した後に行う。
- カ 廃棄した後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講ずる。
- キ 充填容器等のバルブは、静かに開閉する。
- ク 充填容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、熱湿布又は温度40℃以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）あるいは空気調和設備（空気の温度を40℃以下に調節する自動制御装置を設けたものであって、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。）を使用する。

## 第4章 事故関係

### 1 事故時の連絡体制

#### (1) 事故の定義

「事故」とは、次に掲げるものであって、地震、落雷等の天災によるものを含みます。

##### ① 高圧ガスに係る事故等

- ア 爆発 高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したもの
- イ 火災 設備等において、燃焼現象が生じたもの
- ウ 噴出・漏えい

設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたもの（以下の場合を除く。）

- (ア) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合
  - (イ) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合
- エ 破裂・破損等 高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたもの
  - オ 喪失・盗難 高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難
  - カ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき
  - キ その他

##### ② 高圧ガス施設に影響を及ぼすおそれのある事故

※ 石油コンビナート等災害防止法（以下石災法）の特定事業所において上記の事故が発生した場合、石災法第23条第1項の異常な現象にも該当する場合があります。あらかじめ「茨城県石油コンビナート等防災計画」の異常な現象の定義を確認してください。

※ 以下の事故については、液石法に係る事故として取り扱います。

#### 1 次の各号の一に掲げる充填容器又は残ガス容器の喪失・盗難

- (1) 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの
- (2) 消費設備（移動中のものを除く。）
- (3) 貯蔵施設に貯蔵してあるもの

#### 2 移動式製造設備であって液石法第37条の4の充てん設備として許可を受けているもの（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）において発生した事故。

## (2) 事故通報及び連絡系統

ア 貯蔵所等の事故通報担当者は、事故発生後直ちに下記連絡先まで、次に掲げる事項を電話で通報するものとする。

### 連絡先

平日 (月曜～金曜 8:30～17:15 [祝日を除く])

消防安全課産業保安室 TEL 029-301-2891

FAX 029-301-2887

休日・平日夜間

防災・危機管理部宿日直担当 TEL 029-301-2885

FAX 029-301-2898

### 通報事項

- ① 事故の種類
- ② 発生日時
- ③ 発生場所
- ④ 発生施設
- ⑤ 事故の状況
- ⑥ 被害の状況

イ 第2報以降の通報は、状況の変化に応じて逐次報告する。

ウ 第2報以降の事故情報の報告先について、通報先から指示があった場合は、以後それに従う。

エ 原則として、電話による通報と同時に、「事故発生報告書」(別紙様式)をファクシミリで送信する。

## 2 事故届の提出

事故が発生した事業者は、遅滞なく「事故届書」を 第1章 2 申請書・届出書提出先 に提出しなければなりません。(法第63条、一般則第98条、液石則第96条)

事故届書には、事故発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度、再発防止策などを記載して下さい。(必要に応じて図面を添付)

(別紙様式)

## 事故発生報告書 (第 報)

[ 年 月 日 ( ) : 現在]

発 信 者	事業所名		氏 名		
	電話		Fax		
※ 件名				※ 整理番号	
① 事故の種類	爆発 ・ 火災 ・ 漏えい ・ 破裂 ・ 盗難 ・ ( )				
② 発生日時	年 月 日 ( )		時 分		
③ 発生場所	(名 称)				
	(所在地)				
	(連絡先) 担当 :		電話 :		
④ 発生施設	(施設名) (法適用) ・ 高圧ガス法 ・ 石炭法 ・ ( )				
⑤ 事故の状況	・ 進行中 (拡大・縮小) ・ 終息 ・ ( )				
⑥ 被害の状況	・ 人的被害 (あり・なし)				
	区分	従業員	協力会社	住民	計
	死 者				人
	重傷者				人
	軽傷者				人
・ 物的被害					
⑦ 事故の概要					
⑧ 事故の原因					
⑨ 応急措置の内容 (事業所)					
※ 県の応急措置					
※ 法令違反の有無	なし ・ あり ( ) ・ 調査中				
※ 今後の対応等					
※ 備 考					
※ 受信者(保安室)		※ 受信時間	月 日 時 分		

※印の項は、記載しないでください。



様式第 58 (一般則第 98 条関係)  
 様式第 57 (液石則第 96 条関係)

		×受付入力	年 月 日	×担当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
事 故 届 書	一 般 石	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
氏 名 又 は 名 称 (事業所の名称又は 販売所の名称を含む。)				
住所又は事務所(本社)所在地		〒 ー		
事業所所在地		〒 ー		
事故発生年月日				
事故発生場所				
事故の状況		別紙のとおり		

年 月 日

代表者 氏名

茨 城 県 知 事 殿

連 絡 先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所 ー
	F a x 番号			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

## 第5章 様式集

様式第7（液石則第21条関係）  
 様式第7（一般則第20条関係）

		×受付入力	年 月 日	×担当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
第一種貯蔵所 設置許可申請書	液石 一般	×整理番号		
		×審査結果		
		×受理年月日	年 月 日	
		×許可番号		
名 称				
事務所（本社）所在地	〒 ー			
貯蔵所所在地	〒 ー			
貯蔵する高圧ガスの種類				

年 月 日

代表者  
職氏名

茨城県知事 殿

連絡先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所
	F a x 番号			ー

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第8 (液石則第25条関係)  
 様式第8 (一般則第24条関係)

		×受付入力	年 月 日	×担当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
第一種貯蔵所承継届書	液 石 一 般	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
承継された貯蔵所の所有者又は占有者の名称				
承継された貯蔵所所在地		〒 ー		
承継後の名称				
事務所(本社)所在地		〒 ー		

年 月 日

代表者  
 職氏名

茨城県知事 殿

連絡先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所
	F a x 番号			ー

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第9 (液石則第26条関係)  
 様式第9 (一般則第25条関係)

		×受付入力	年 月 日	×担 当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
第二種貯蔵所設置届書	液 石 一 般	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名 称				
事務所(本社)所在地	〒 ー			
貯蔵所所在地	〒 ー			
貯蔵する高圧ガスの種類				

年 月 日

代表者  
 職氏名

茨城県知事 殿

連 絡 先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所
	F a x 番号			ー

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 10 (液石則第 28 条関係)  
 様式第 10 (一般則第 27 条関係)

		×受付入力	年 月 日	×担 当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
第一種貯蔵所位置等 変更許可申請書	液 石 一 般	×整理番号		
		×審査結果		
		×受理年月日	年 月 日	
		×許可番号		
名 称				
事務所(本社)所在地	〒 ー			
貯蔵所所在地	〒 ー			
変更の種類				

年 月 日

代表者  
 職氏名

茨城県知事 殿

連 絡 先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所
	F a x 番号			ー

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 二以上の変更の許可申請を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。

様式第 11 (液石則第 29 条関係)  
 様式第 11 (一般則第 28 条関係)

		×受付入力	年 月 日	×担 当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
第一種貯蔵所軽微変更届書	液 石 一 般	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事務所(本社)所在地	〒 ー			
貯蔵所所在地	〒 ー			
変更の種類				

年 月 日

代表者  
 職氏名

茨城県知事 殿

連 絡 先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所
	F a x 番号			ー

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 12 (液石則第 30 条関係)  
 様式第 12 (一般則第 29 条関係)

		×受付入力	年 月 日	×担 当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
第二種貯蔵所位置等変更届書	液 石 一 般	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名 称				
事務所(本社)所在地	〒 ー			
貯蔵所所在地	〒 ー			
変更の種類				

年 月 日

代表者  
 職氏名

茨城県知事 殿

連 絡 先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所
	F a x 番号			ー

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。



様式第 14 (液石則第 32 条、第 33 条関係)  
 様式第 14 (一般則第 31 条、第 32 条関係)

		×受付入力	年 月 日	×担 当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
第一種貯蔵所完成検査申請書	液 石 一 般	×整理番号		
		×検査結果		
		×受理年月日	年 月 日	
		×許可番号		
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事務所(本社)所在地	〒 ー			
事業所所在地	〒 ー			
許可年月日及び許可番号	年 月 日		第 号	
完 成 年 月 日	年 月 日			

年 月 日

代表者  
職氏名

茨 城 県 知 事 殿  
 (高圧ガス保安協会 殿)  
 ((指定完成検査機関名) 殿)

連 絡 先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電 話 番 号		事業所番号	法人 事業所
	F a x 番 号			ー
完成検査予定日		年 月 日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 24 (液石則第 43 条関係)  
 様式第 25 (一般則第 43 条関係)

		×受付入力	年 月 日	×担当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
貯蔵所廃止届書	液石 一般	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称				
事務所(本社)所在地	〒 ー			
貯蔵所所在地	〒 ー			
貯蔵所廃止年月日	年 月 日			
貯蔵所廃止の理由				

年 月 日

代表者  
 職氏名

茨城県知事 殿

連絡先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所
	F a x 番号			ー

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 57 (液石則第 96 条関係)  
 様式第 58 (一般則第 98 条関係)

		×受付入力	年 月 日	×担 当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
事 故 届 書	液 石 一 般	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
氏 名 又 は 名 称 (事業所の名称又は 販売所の名称を含む。)				
住所又は事務所(本社)所在地		〒 ー		
事業所所在地		〒 ー		
事故発生年月日				
事故発生場所				
事故の状況		別紙のとおり		

年 月 日

代表者  
 職氏名

茨 城 県 知 事 殿

連 絡 先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所 ー
	F a x 番号			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

(別紙1)

許可の貯蔵容積 又は増減量	m <sup>3</sup> kg
手数料納入金額	許可申請手数料 円
<p>手数料貼付欄 (茨城県収入証紙)</p>	

注意

- (1) 収入証紙は消印しないこと。
- (2) 収入証紙の裏面は、全面に糊付けすること。

(別紙2)

## 貯 蔵 計 画 書

1 貯蔵の目的

(1) 貯蔵所の名称

(2) 貯蔵の目的

(3) 貯蔵の方法

2 貯蔵するガスの種類及び貯蔵容積 (圧縮ガス :  $m^3$ 、液化ガス :  $kg$ )

施 設 名	高 圧 ガ ス の 種 類		貯 蔵 容 積
	圧縮・液化		
	圧縮・液化		
小 計			
	圧縮・液化		
	圧縮・液化		
小 計			
合 計			

3 保安物件に対する距離

(1) 設備距離

施設名 ( )

ガスの種類	貯蔵能力 ( $kg$ 、 $m^3$ )	第 1 種設備距離 (m)		第 2 種設備距離 (m)	
		計算式	法定距離	計算式	法定距離

(2) 置場距離

施設名 ( )

ガスの種類	置場面積 ( $m^2$ )	第 1 種置場距離 (m)		第 2 種置場距離 (m)	
		計算式	法定距離	計算式	法定距離

4 法第15条第1項及び法第16条第2項の技術上の基準に関する事項  
 ( ) 保安規則 ( ) 条対応

条 項	対 応 事 項	備 考

※技術上の基準に関する対応事項及び記載例参照

なお、技術上の基準に関する対応事項は貯蔵形態により異なりますので、事前にご確認ください。

## 貯蔵計画書の添付書類

1	機器一覧表	添付書類 No
2	事業所案内図	添付書類 No
3	事業所全体図	添付書類 No
4	工程概要図	添付書類 No
5	フローシート	添付書類 No
6	貯蔵設備配置図	添付書類 No
7	貯蔵能力計算書	添付書類 No
8	高圧ガス設備の強度計算書	添付書類 No
9	高圧ガス設備の構造図	添付書類 No
10	配管図	添付書類 No
11	耐震設計建造物の計算条件結果書	添付書類 No
12	高圧ガス設備の基礎図	添付書類 No
13	容器置場の図面	添付書類 No
14	その他 ( )	添付書類 No

(別紙3)

## 変更明細書

### 1 貯蔵の目的

(1) 貯蔵所の名称

(2) 変更の目的

(3) 貯蔵の方法

### 2 貯蔵容積 (圧縮ガス：m<sup>3</sup>、液化ガス：kg)

施設名	高圧ガスの種類		貯蔵容積		※増減量
			変更前	変更後	
	圧縮・液化				
	圧縮・液化				
	圧縮・液化				
小計					
	圧縮・液化				
	圧縮・液化				
	圧縮・液化				
小計					
合計					

※減量は△で示す。

### 3 保安物件に対する距離

(1) 設備距離

① 施設名 ( )

ガスの種類	貯蔵能力 (kg) (m <sup>3</sup> )	第1種設備距離 (m)		第2種設備距離 (m)	
		計算式	法定距離	計算式	法定距離

(2) 置場距離

① 施設名 ( )

ガスの種類	置場面積 (m <sup>2</sup> )	第1種置場距離 (m)		第2種置場距離 (m)	
		計算式	法定距離	計算式	法定距離



4 法第 15 条第 1 項及び法第 16 条第 2 項の技術上の規準に関する事項  
( ) 保安規則 ( ) 条対応

条 項	対 応 事 項	備 考

※技術上の基準に関する対応事項及び記載例参照

なお、技術上の基準に関する対応事項は貯蔵形態により異なりますので、事前にご確認ください。

## 変更明細書の添付書類

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| 1. 機器一覧表            | 添付書類 No. |
| 2. 事業所案内図           | 添付書類 No. |
| 3. 事業所全体図           | 添付書類 No. |
| 4. 工程概要図            | 添付書類 No. |
| 5. フローシート           | 添付書類 No. |
| 6. 貯蔵設備配置図          | 添付書類 No. |
| 7. 貯蔵能力計算書          | 添付書類 No. |
| 8. 高圧ガス設備の強度計算書     | 添付書類 No. |
| 9. 高圧ガス設備の構造図       | 添付書類 No. |
| 10. 配管図             | 添付書類 No. |
| 11. 耐震設計構造物の計算条件結果書 | 添付書類 No. |
| 12. 高圧ガス設備の基礎図      | 添付書類 No. |
| 13. 容器置場の図面         | 添付書類 No. |
| 14. その他 ( )         | 添付書類 No. |

(別紙4)

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

事業所名

代表者氏名

## 完成検査事前検査報告書

下記の許可に係るこのことについて別添のとおり報告します。

記

許可年月日 年 月 日

許可番号 消安指令第 号

以上

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(別紙5)

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

事業所名

代表者氏名

## 高圧ガス施設配管工事等完成検査事前検査報告書

下記の許可に係る工事は、申請書及び別添図面のとおり完成したので報告します。

記

許可年月日 年 月 日

許可番号 消安指令第 号

以上

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

茨城県知事 殿

事業所名

代表者氏名

### 完成検査時の指摘事項に対する改善措置報告書

年 月 日の完成検査において指摘された事項について、次のとおり改善したので報告します。

#### 1 基準不適合内容

該当条項	指摘事項	改善内容
( ) 則 第( )条第( )項第( )号		

- 注(1) 該当条項には、規則の条項と見出しを記載すること。  
注(2) 改善内容は、日時、立会い者名、改善結果等を記載すること。  
注(3) 必要に応じて写真、図面等を添付すること。

#### 2 今後の対策

--

注) 指摘を受けるに至った原因と、今後の具体的対策を記載すること。

手引様式第2

代表者等変更届書	液石 一 般	×受付入力	年 月 日	×担当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
		×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称（事業所の名称を含む。）				
事務所（本社）所在地		〒 ー		
事業所所在地		〒 ー		
変更の種類		法人名称の変更		
		法人代表者の変更		
		本社所在地の表示変更		
		事業所名称の変更		
		事業所代表者の変更		
		事業所所在地の表示変更		
		その他（ ）		
変更の内容	変更前			
	変更後			
変更年月日				

年 月 日

代表者  
職氏名

茨城県知事 殿

連絡先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所
	FAX番号			ー

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 「変更の種類」の該当する項目について、左欄に○印を付けること。

## 委任状

(事業所名)

(職名)

(氏名)

を代理人と定め

下記の権限を委任します。

記

1. 高圧ガス保安法に基づく一切の件

年 月 日

代表者  
職氏名

(公印使用のこと)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考様式

貯蔵高圧ガスの変更届書	液石	×整理番号	
	一般	×受理年月日	年 月 日
事業所及び貯蔵所の名称			
事務所(本社)所在地			
貯蔵所所在地			
施設の区分	第一種貯蔵所	第二種貯蔵所	
許可(届出)年月日及び番号	年 月 日		
	許可	号	届出
変更の内容	別紙のとおり		

年 月 日

代表者  
職氏名

茨城県知事 殿

連絡先	担当部署名			
	担当者職氏名			
	電話番号	事業所番号	法人 事業所	
	F A X 番号		-	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。



# 貯蔵する高圧ガスの種類及び貯蔵容積

## 1. 変更前

ガス名	容器の充填量	容器の本数	貯蔵容積
	m <sup>3</sup> k g	本	m <sup>3</sup> k g
	m <sup>3</sup> k g	本	m <sup>3</sup> k g
	m <sup>3</sup> k g	本	m <sup>3</sup> k g
	m <sup>3</sup> k g	本	m <sup>3</sup> k g
最大貯蔵容積 (合計)		本	m <sup>3</sup> k g

## 2. 変更後

ガス名	容器の充填量	容器の本数	貯蔵容積
	m <sup>3</sup> k g	本	m <sup>3</sup> k g
	m <sup>3</sup> k g	本	m <sup>3</sup> k g
	m <sup>3</sup> k g	本	m <sup>3</sup> k g
	m <sup>3</sup> k g	本	m <sup>3</sup> k g
最大貯蔵容積 (合計)		本	m <sup>3</sup> k g

注1) 「容器の充填量」には、圧縮ガスは「m<sup>3</sup>」、液化ガスは「kg」を記載すること。

注2) 本様式は、貯蔵所で貯蔵するガスの種類や容積を変更する場合に使用するものであり、貯蔵設備の変更(貯槽や配管、容器置場の位置等)を伴う場合には使用できない。また、第二種貯蔵所において、変更後最大貯蔵容積が増加し、第一種貯蔵所の貯蔵容積に該当する場合は、新たに設置許可を要するので本様式は使用できない。これらの場合においては、事前に担当課(消防安全課産業保安室)と協議すること。



機器一覽表 (熱交換器類)

機器名称 及び フロー番号	メーカー名		申請データ										事前検査データ		検査品等 成績書 機器番号		
	伝熱面積(m <sup>2</sup> ) 処理能力 (Nm <sup>3</sup> /日)	部位	ガス名 又は 熱媒体	材質 (JIS)	設計圧力 (MPa)	常用圧力 (MPa)	設計温度 (°C)	常用温度 (°C)	腐れ代 (mm)	肉厚		略号	測定肉厚 (mm)	試験圧力 (MPa)		気密試験 試験圧力 (MPa)	
										計算 (mm)	仕様 (mm)						
																	材質 (JIS)
															年月日		
		胴															
		管															
		鏡															
		管板															
		胴															
		管															
		鏡															
		管板															
		胴															
		管															
		鏡															
		管板															

注) ① 略号 [特] : 特定設備検査合格証 [認] : 認定試験者試験等成績書 [保] : 高圧ガス設備試験成績証明書 [完] : 完成検査品  
 [耐] : 耐震設計適用用品 [容] : 容器則適用用品 [特認] : 大臣特認品  
 [複] : 複合機器 [仕] : 仕様変更 [移] : 移設品  
 [委] : 委託検査証明書(完成検査不要) [完(委)] : 委託検査証明書(完成検査必要)  
 ② 新設部を赤色、仕様変更部又は移設部を黄色、撤去部を青色で枠を着色すること。  
 ③ 計算肉厚は腐れ代を含まない値を記入のこと。  
 ④ 測定肉厚は測定最小値を記入のこと。 [認] 機器番号 [特][保][委] 発行番号  
 ⑤ 機器番号の欄は次のとおりとする。 [認] 試験年月日 [特][保][委] 成績書交付年月日 [完] 組立後気密試験年月日  
 ⑥ 年月日の欄は次のとおりとする。 [認] 試験年月日 [特][保][委] 成績書交付年月日 [完] 組立後気密試験年月日









<参考様式Ⅶ>

耐震設計の設計条件・結果書



横置円筒形貯槽の耐震設計計算・条件・結果書（１）

機 器 名 称	
耐 震 性 能 評 価	レベル1耐震性能                      レベル2耐震性能
解 析 手 法	静的                      修正                      認定プログラム（                      ）

1 設置条件

高圧ガスの種類	第（    ） 毒 可燃 以外	支持方法	サドル支持	架構上
境界までの距離	X =                      (m)	(2点支持に限る。)	両方固定	片方固定
貯蔵能力	W =                      (tf)	胴の正接線間の距離	L =                      (m)	
重要度	I   I a   II   III	胴の平均直径	D m =                      (m)	
重要度係数	$\beta_1 =$	貯槽の固有周期	T a =                      (s)	
地域区分	A地域	水平方向応答倍率	$\beta_4 =$	
地域係数	$\beta_2 = 0.8$		$\beta_5 =$	
地盤種別	第（    ）種地盤	鉛直方向応答倍率	$\beta_6 =$	
表層地盤増幅係数	$\beta_3 =$	架構に対する応答倍率	$\beta_7 =$	

2 応力算定

部 位		応 力 等 の 種 類	算定値*1	許容値	判 定
胴	サドル部	引張応力 $\sigma_t$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
		圧縮応力 $\sigma_c$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
	中央部	引張応力 $\sigma_t$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
		圧縮応力 $\sigma_c$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
鏡		引張応力 $\sigma_t$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
サドル		圧縮応力 $\sigma_c$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
基礎ボルト セットボルト		引張応力 $\sigma_t$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
		せん断応力 $\tau$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
		組合せ応力 $(\sigma_t + 1.6\tau) / 1.4$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
シアープレート		曲げ応力 $\sigma_b$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
		せん断応力 $\tau$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
総 合 判 定			合 ・ 否		

\* 1 算定値は最大値を記入する

計算認定の有無	有（計算番号：                      ） ・ 無
計算を行った会社名	

球形貯槽の耐震設計計算・条件・結果書（2）

機 器 名 称	
耐 震 性 能 評 価	レベル1耐震性能                      レベル2耐震性能
解 析 手 法	静的              修正              認定プログラム（                      ）

1 設置条件

高圧ガスの種類	第（    ） 毒 可燃 以外	ブレースの種類	タイロッド                      鋼管
境界までの距離	X =                      (m)		
貯蔵能力	W =                      (tf)		
重要度	I    I a    II    III		
重要度係数	$\beta_1 =$	固有周期	T a =                      (s)
地域区分	A地域	水平方向応答倍率	$\beta_4 =$
地域係数	$\beta_2 = 0.8$		$\beta_5 =$
地盤種別	第（    ） 種地盤	鉛直方向応答倍率	$\beta_6 =$
表層地盤増幅係数	$\beta_3 =$		

2 応力算定

部 位	応 力 等 の 種 類		算定値*1	許容値	判 定
上部支柱	軸方向合計応力 $\sigma_t + \sigma_b$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
	せん断応力 $\tau_c$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
	組合せ応力 $(\sigma_c + \sigma_b)^2 + 3\tau^2$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
下部支柱	圧縮応力 $\sigma_c$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
	曲げ応力 $\sigma_b$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
	組合せ応力 $\sigma_c / f_c + \sigma_b / f_b$ ( - )				合・否
ブレース	引張応力 $\sigma_t$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
	圧縮応力 $\sigma_c$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
基礎ボルト	引張応力 $\sigma_t$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
	せん断応力 $\tau$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
	組合せ応力 $(\sigma_t + 1.6\tau) / 1.4$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
シーアプレート	曲げ応力 $\sigma_b$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
	せん断応力 $\tau$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
	組合せ応力 $\sigma_b^2 + 3\tau^2$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
ベースプレート	曲げ応力	支圧力による $\sigma_{b1}$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
		引抜き力による $\sigma_{b2}$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
総 合 判 定			合 ・ 否		

\* 1 算定値は最大値を記入する

計算認定の有無	有（計算番号：                      ） ・ 無
計算を行った会社名	

平底円筒形貯槽の耐震設計計算・条件・結果書（3）

機器名称	
耐震性能評価	レベル1耐震性能                      レベル2耐震性能
解析手法	静的            修正            認定プログラム（                      ）

1 設置条件

高圧ガスの種類	第（    ） 毒 可燃 以外	側板の外径	$D_o =$ (m)
境界までの距離	$X =$ (m)	側板の内径	$D_i =$ (m)
貯蔵能力	$W =$ (tf)	側板部の高さ	$H =$ (m)
重要度	I    I a    II    III	固有周期	第1設計地震動 $T_a =$ (s)
重要度係数	$\beta_1 =$		第2設計地震動 $T =$ (s)
地域区分	A地域	水平方向応答倍率	$\beta_4 =$
地域係数	$\beta_2 = 0.8$		$\beta_5 =$
地盤種別	第（    ）種地盤	鉛直方向応答倍率	$\beta_6 =$
表層地盤増幅係数	$\beta_3 =$		

2 応力算定

(1) 内径が20m以下であり、かつ内径に対する側板部の高さの比が1.25以下の場合

部 位	応 力 等 の 種 類	算 定 値*1		許 容 値	判 定
		第1設計地震動	第2設計地震動		
側 板	圧縮応力 $\sigma_c$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
アンカーストラップ	引張応力 $\sigma_t$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
総 合 判 定		合 ・ 否			

(2) (1) 以外の場合

部 位	応 力 等 の 種 類	算 定 値*1		許 容 値	判 定
		第1設計地震動	第2設計地震動		
側 板	1次一般膜応力強さ $P_m$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
	圧縮応力 $\sigma_c$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
側板とアニユラプレート継手部	合成応力 $P_1 + P_b + Q$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
アンカーストラップ	引張応力 $\sigma_t$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
ナックルプレート	1次一般膜応力強さ $P_m$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
屋根板	1次一般膜応力強さ $P_m$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
ナックルプレートと側板継手部	1次局部膜応力強さ $P_1$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
	合成応力 $P_1 + P_b + Q$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
屋根板とナックルプレート継手部	1次局部膜応力強さ $P_1$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
	合成応力 $P_1 + P_b + Q$ (N/mm <sup>2</sup> )				合・否
総 合 判 定		合 ・ 否			

\*1 算定値は最大値を記入する

計算認定の有無	有（計算番号：                      ）・ 無
計算を行った会社名	

基礎の耐震設計計算・条件・結果書（４－１）

基礎名称／図面番号				
耐震性能評価	レベル1 耐震性能	レベル2 耐震性能		
基礎の種類	単独基礎	共通基礎	直接基礎	くい基礎

1 耐震設計設備

設備の名称		地盤種別	第（ ）種地盤
解析手法*1	静的 修正 認定	表層地盤増幅係数	$\beta_3 =$
高压ガスの種類 *1	第（ ） 毒 可燃 以外	水平方向応答倍率 *1	$\beta_4 =$
境界までの距離	X = (m)		$\beta_5 =$
貯蔵能力 *1	W = (tf)	鉛直方向応答倍率 *1	$\beta_6 =$
重要度 *1	I I a II III	運転重量 *1	$W_v =$ (tf)
重要度係数 *1	$\beta_1 =$	設計水平地震力 *2	$F_H =$ (tf)
地域区分	A 地域	設計垂直地震力 *2	$F_v =$ (tf)
地域係数	$\beta_2 = 0.8$	転倒モーメント *2	$M =$ (tf/m)

\*1 基礎上の耐震設計設備のうち重要度が最も高いものについて記入する

\*2 基礎上の全ての耐震設計設備及びその他の設備の合算値を記入する

2 応力算定（耐震告示第15条）

部 位	応 力 等 の 種 類 [ 耐震告示対応条項 ]	長 期		短 期		判 定	
		算定値*1	許容値	算定値*1	許容値		
基礎 本体	ベースプレート下面	支圧応力 [1号-ロ、2号-イ] $\sigma_p$ (N/cm <sup>2</sup> )				合・否	
	フーチ ング	コンクリート	せん断応力 [1号-ニ、2号-イ] $\tau$ (N/cm <sup>2</sup> )				合・否
		鉄筋	断面積 [1号-ニ、2号-イ] $A_s$ (cm <sup>2</sup> )		*2	*2	合・否
	ペデス タル	コンクリート	せん断応力 [1号-ニ、2号-イ] $\tau$ (N/cm <sup>2</sup> )				合・否
		鉄筋	断面積 [1号-ニ、2号-イ] $A_s$ (cm <sup>2</sup> )		*2	*2	合・否
	基礎ボルト		周長 [1号-ニ、2号-イ] $\phi$ (cm)		*2	*2	合・否
基礎ボルト		引張応力 [1号-イ、2号-イ] $\sigma_t$ (N/cm <sup>2</sup> )				合・否	
		せん断応力 [1号-イ、2号-イ] $\tau$ (N/cm <sup>2</sup> )				合・否	
		組合せ応力*3 [1号-イ、2号-イ] (N/cm <sup>2</sup> )				合・否	
		付着応力 [1号-イ、2号-イ] $\tau_a$ (N/cm <sup>2</sup> )				合・否	
	支圧応力*4 [1号-イ、2号-イ] $\sigma_p$ (N/cm <sup>2</sup> )				合・否		
支持地盤	接地応力 [1号-ハ] $\sigma$ (N/cm <sup>2</sup> )				合・否		
	支持力 [2号-ロ] R (kN/本)					合・否	
	引抜力 [2号-ロ] R (kN/本)					合・否	
	曲げモーメント [2号-ハ] M (kN・m)					合・否	
総 合 判 定		合 ・ 否					

\*1 算定値は最大値を記入する

\*2 使用する鉄筋の断面積、周長を記入する

\*3 組合せ応力は  $(\sigma_t + 1.6\tau) / 1.4$  により算定する

\*4 アンカーストラップの場合のみ記入

計算認定の有無	有（計算番号： ）・ 無
計算を行った会社名	

基礎の耐震設計計算・条件・結果書（４－２）

1 計算条件

(1) 使用部材

部 位		項 目	仕 様
		コンクリート設計基準強度 (N/cm <sup>2</sup> )	
		基礎底面面積 (m <sup>2</sup> )	
		基礎体積 (m <sup>3</sup> )	
		基礎重量 (tf)	
鉄筋	フーチング	種類 (J I S)	
		本数 (本)	
		外径 (mm)	
	ペDESTAL	種類 (J I S)	
		本数 (本)	
		外径 (mm)	
基礎ボルト		本数 (本)	
		外径 (mm)	
		長さ (cm)	
基礎くい		種類 (J I S)	
		本数 (本)	
		外径 (mm)	
		厚さ (mm)	
ベースプレート		長さ (cm)	
		面積 (cm <sup>2</sup> )	

(2) 高圧ガス設備基礎（省令補完基準）

第1次地盤調査方法	
上記調査結果による措置の有無	有 ( ) ・ 無
第2次地盤調査方法	
地盤の許容支持力度	計算式： イ      ロ      表
基礎くい又は地盤の許容支持力度	計算式： イ-(i) (ii) (iii) (iv)      ロー (i) (ii)
基礎ボルト、ナット、座金の材質*1	

\* 1 貯槽の場合のみ記入する

架構の耐震設計計算・条件・結果書（5）

機器名称	
耐震性能評価	レベル1耐震性能                      レベル2耐震性能
解析手法	静的          修正          認定プログラム（                      ）

1 設置条件

高压ガスの種類	第（    ） 毒 可燃 以外		
境界までの距離	X =                      (m)		
貯蔵能力	W =                      (tf)		
重要度	I   I a   II   III		
重要度係数	$\beta_1 =$	固有周期	$T_{ax} =$ 、 $T_{ay} =$ (s)
地域区分	A地域	水平方向応答倍率	$\beta_4 =$
地域係数	$\beta_2 = 0.8$		$\beta_{sx} =$ 、 $\beta_{sy} =$
地盤種別	第（    ） 種地盤	鉛直方向応答倍率	$\beta_6 =$
表層地盤増幅係数	$\beta_3 =$		

2 応力算定

部      位	応 力 等 の 種 類		算定値*1	許容値	判 定
支柱	曲げ応力	$\sigma_b$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
	圧縮応力	$\sigma_c$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
	組合せ応力	$\sigma_c / f_c + \sigma_b / f_b$ ( - )			合・否
はり	引張応力	$\sigma_t$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
	圧縮応力	$\sigma_c$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
	曲げ応力	$\sigma_b$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
	せん断応力	$\tau$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
	組合せ応力	* 2 (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
ブレース	引張応力	$\sigma_t$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
	圧縮応力	$\sigma_c$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
基礎ボルト	引張応力	$\sigma_t$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
	せん断応力	$\tau$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
	組合せ応力	$(\sigma_t + 1.6\tau) / 1.4$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
仕口	引張応力	$\sigma_t$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
	圧縮応力	$\sigma_c$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
	曲げ応力	$\sigma_b$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
	せん断応力	$\tau$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
	組合せ応力	* 2 (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
ベースプレート	曲げ応力	$\sigma_b$ (N/mm <sup>2</sup> )			合・否
総          合          判          定					合          ・          否

\* 1 算定値は最大値を記入する

\* 2 組合せ応力は下記のうち最大値を記入する

$$\sigma_t / f_t + \sigma_b / f_b \quad ( - )$$

$$\sigma_c / f_c + \sigma_b / f_b \quad ( - )$$

$$(\sigma_c + \sigma_b)^2 + 3\tau^2 \quad (N/mm^2)$$

計算認定の有無	有（計算番号：                      ）          ・          無
計算を行った会社名	

<記載例> I-1 (貯槽による貯蔵)

法第16条第2項及び第18条第2項の技術上の基準に関する事項  
 (一般則第22条及び第26条第1項第1号の技術上の基準に対応する事項)

条 項	対 応 事 項	備 考
第6条第1項の準用(第22条)	第6条第1項第1号から第3号まで、第5号から第9号まで、第11号から第22号まで、第24号、第25号及び第31号から第41号までの基準に適合します。	
境界線・警戒標(第6条第1項第1号)	1 事業所の境界線を( )により明示します。 2 警戒標は外部から明瞭に識別できる大きさと事業所の出入口付近に掲げます。 3 一部のみが高圧ガス保安法適用施設の場合は、製造施設の周囲に警戒標を掲げます。	添付書類 No.
設備距離(第6条第1項第2号)	貯蔵設備、処理設備の外側から第1種保安物件( )、第2種保安物件( )まで、規定以上の距離を確保します。 ガス名_____ 第1種設備距離 L_ = _____ m、計画 _____ m 第2種設備距離 L_ = _____ m、計画 _____ m	添付書類 No.
火気取扱施設との距離(第6条第1項第3号)	1 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備(可燃性ガス又は特定不活性ガスが通る部分に限る。)は、その外側から火気を取り扱う施設(ボイラー、ストーブ、喫煙室等)に対し8m以上の距離を有します。 2 8m以上の距離がとれない場合、製造設備と火気取扱施設との間に、漏えいしたガスが、火気取扱施設に流動することを防止するための措置若しくは可燃性ガス若しくは特定不活性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	添付書類 No.
貯槽間の距離(第6条第1項第5号)	1 可燃性ガスの貯槽(貯蔵能力が300m <sup>3</sup> 又は3,000kg以上)と他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は、1m以上又は最大直径の和の1/4 ( ) + ( ) / 4 = _____ m、計画 _____ m ( ) + ( ) / 4 = _____ m、計画 _____ m のいずれか大なるものに等しい距離以上とします。 2 規定の距離に満たない場合、水噴霧装置又はこれと同等以上の防火上及び消火上有効な能力を有する措置を講じます。	添付書類 No.
貯槽の識別措置(第6条第1項第6号)	可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、容易に識別できるよう外部から見やすいように、次のいずれかの措置を講じます。 1 ガス名を朱書きし(特定不活性ガスにあつては橙色)、又は容易にはがれ難い標紙を貼り付けます。 2 貯槽の直径の1/10以上の幅で赤色の塗料を塗り(特定不活性ガスにあつては橙色)、又は容易にはがれ難い標紙を貼り付けます。 3 地下に埋設された貯槽にあつては、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが分かる標識を掲げます。	添付書類 No.
貯槽周囲の流出防止措置(第6条第1項第7、第8号)	1 液化ガスの貯槽(可燃性ガス又は酸素の場合は貯蔵能力1,000t以上、毒性ガスの場合は5t以上)の周囲には、液状のガスが漏えい・流出した場合に、その流出を防止するための措置として防液堤を設置します。 2 防液堤を設置する場合、その内側及びその外側から10m以内(毒性ガスの場合は、告示で定める距離)に、貯槽の附属設備その他の設備・施設であつて告示で定めるもの以外のものを設けません。	添付書類 No.

条 項	対 応 事 項	備 考						
製造設備の室の構造 (第6条第1項第9号)	<p>可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とします。</p> <p>該当欄に○印</p> <table border="1" data-bbox="399 358 1085 739"> <tr> <td data-bbox="399 358 630 504">空気より軽い可燃性ガス</td> <td data-bbox="630 358 710 504"></td> <td data-bbox="710 358 1085 504">開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。 換気装置があり正常に作動可能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 504 630 739">空気より重い可燃性ガス又は特定不活性ガス</td> <td data-bbox="630 504 710 739"></td> <td data-bbox="710 504 1085 739">開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。 床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。</td> </tr> </table>	空気より軽い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。 換気装置があり正常に作動可能	空気より重い可燃性ガス又は特定不活性ガス		開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。 床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。	添付書類 No.
空気より軽い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。 換気装置があり正常に作動可能						
空気より重い可燃性ガス又は特定不活性ガス		開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。 床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。						
高圧ガス設備の耐圧性能 (第6条第1項第11号)	<p>高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 特定設備については、特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの</li> </ul>	添付書類 No.						
高圧ガス設備の気密性能 (第6条第1項第12号)	<p>高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 特定設備については、特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの</li> </ul>	添付書類 No.						
高圧ガス設備の強度 (第6条第1項第13号)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高圧ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有します。</li> <li>2 特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。</li> </ol>	添付書類 No.						



条 項	対 応 事 項	備 考
ガス設備に使用する材料 (第6条第1項第14号)	ガス設備（可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス設備にあっては高圧ガス設備に限る。）には、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。	添付書類 No.
高圧ガス設備の基礎 (第6条第1項第15号)	1 高圧ガス設備（配管、圧縮機、ポンプ等を除く。）の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものとします。 2 貯槽（貯蔵能力 100m <sup>3</sup> 又は 1 t 以上）の支柱（支柱のない貯槽にあっては、その底部）は、同一の基礎に緊結します。	添付書類 No.
貯槽の沈下状況の測定 (第6条第1項第16号)	貯槽（貯蔵能力 100m <sup>3</sup> 又は 1 t 以上）は、その沈下状況を測定するための措置を講じます。	添付書類 No.
高圧ガス設備の耐震設計 (第6条第1項第17号)	塔（当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが 5m 以上）、貯槽（貯蔵能力が 300m <sup>3</sup> 又は 3t 以上）及び配管（告示で定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎は、設計地震動、耐震設計構造物の応力等の計算方法、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とします。	添付書類 No.
高圧ガス設備の温度計 (第6条第1項第18号)	1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより温度計を設けます。 2 当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置を講じます。	添付書類 No.
高圧ガス設備の圧力計及び安全装置 (第6条第1項第19号)	1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより圧力計を設けます。 2 高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。	添付書類 No.
安全装置の放出管 (第6条第1項第20号)	1 安全装置（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は空気に係る設備に設けたものを除く。）のうち、安全弁・破裂板には、放出管を設けます。 2 放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置とします。 ① 可燃性ガスの貯槽に設けたものは、地盤面から 5 m 以上又は貯槽の頂部から 2 m 以上の高さで、火気となるもののない安全な位置とします。 ② 毒性ガス設備に設けたものは、当該毒性ガスの除害設備内とします。 ③ その他の高圧ガス設備に設けたものは、近接する建築物又は工作物（火気取扱施設にあっては 8 m 以内、その他の場合にあっては 5 m 以内にあるもの）の高さ以上とします。	添付書類 No.

条 項	対 応 事 項	備 考
可燃性ガス低温貯槽の負圧防止 (第6条第1項第21号)	可燃性ガスの低温貯槽には、貯槽内部の圧力が外部の圧力より低下することにより貯槽が破壊することを防止するための措置を講じます。	添付書類 No.
液面計 (第6条第1項第22号)	<p>1 液化ガスの貯槽には、( )式液面計（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は酸素の超低温貯槽以外の貯槽にあつては、丸形ガラス管液面計以外の液面計に限る。）を設けます。</p> <p>2 液面計にガラス液面計を使用するときは、次の措置を講じます。</p> <p>① その破損を防止するための措置を講じます。</p> <p>② 貯槽（可燃性ガス、特定不活性ガス及び毒性ガスのものに限る。）とガラス液面計を接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による液化ガスの漏えいを防止するための措置として自動式及び手動式の止め弁を設けます。</p>	添付書類 No.
貯槽の配管に設けたバルブ (第6条第1項第24号)	<p>可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であつて、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。）に取り付けた配管には、次の措置を講じます。</p> <p>1 当該貯槽の直近にバルブ（使用時以外は閉止）を設けます。</p> <p>2 緊急遮断装置を除き一以上のバルブを設けます。</p>	添付書類 No.
緊急遮断装置 (第6条第1項第25号)	<p>1 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽（内容積5、000L未満を除く。）に取り付けた配管（当該液化ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。）には当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置として緊急遮断装置を設けます。</p> <p>2 緊急遮断装置の操作位置は5m以上離れた位置とします。</p>	添付書類 No.

条 項	対 応 事 項	備 考																								
ガス漏えい検知警報設備 (第6条第1項第31号)	<p>1 可燃性ガス又は告示で定める毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設には、当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を次のとおり設けます。</p> <table border="1" data-bbox="391 376 1257 1104"> <thead> <tr> <th data-bbox="391 376 486 436">該 当 ○印</th> <th data-bbox="486 376 863 436">設置場所</th> <th data-bbox="863 376 1102 436">必要設置個数</th> <th data-bbox="1102 376 1257 436">計画個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 436 486 600"></td> <td data-bbox="486 436 863 600">屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置してある場所の周囲</td> <td data-bbox="863 436 1102 600">設備群の周囲 10mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個</td> <td data-bbox="1102 436 1257 600">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 600 486 757"></td> <td data-bbox="486 600 863 757">屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留するおそれのある場所</td> <td data-bbox="863 600 1102 757">設備群の周囲の 20mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個</td> <td data-bbox="1102 600 1257 757">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 757 486 913"></td> <td data-bbox="486 757 863 913">加熱炉等の火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所</td> <td data-bbox="863 757 1102 913">加熱炉等の周囲 20mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個</td> <td data-bbox="1102 757 1257 913">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 913 486 1037"></td> <td data-bbox="486 913 863 1037">計器室の内部(漏えいしたガスが侵入するおそれがないような措置を講じた場合を除く)</td> <td data-bbox="863 913 1102 1037">1 個以上</td> <td data-bbox="1102 913 1257 1037">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1037 486 1104"></td> <td data-bbox="486 1037 863 1104">毒性ガスの充填用接続口一群の周囲</td> <td data-bbox="863 1037 1102 1104">1 個以上</td> <td data-bbox="1102 1037 1257 1104">個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 指示警報部は、関係者が常駐する場所( )に設置します。</p>	該 当 ○印	設置場所	必要設置個数	計画個数		屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置してある場所の周囲	設備群の周囲 10mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個	個		屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留するおそれのある場所	設備群の周囲の 20mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個	個		加熱炉等の火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所	加熱炉等の周囲 20mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個	個		計器室の内部(漏えいしたガスが侵入するおそれがないような措置を講じた場合を除く)	1 個以上	個		毒性ガスの充填用接続口一群の周囲	1 個以上	個	
該 当 ○印	設置場所	必要設置個数	計画個数																							
	屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置してある場所の周囲	設備群の周囲 10mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個	個																							
	屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留するおそれのある場所	設備群の周囲の 20mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個	個																							
	加熱炉等の火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所	加熱炉等の周囲 20mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個	個																							
	計器室の内部(漏えいしたガスが侵入するおそれがないような措置を講じた場合を除く)	1 個以上	個																							
	毒性ガスの充填用接続口一群の周囲	1 個以上	個																							
貯槽、支柱の温度上昇防止措置 (第6条第1項第32号)	<p>1 液化ガス貯槽(可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。)には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置します。</p> <table border="1" data-bbox="414 1328 1257 1556"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 1328 560 1406">対象貯槽名</th> <th data-bbox="560 1328 671 1406">断熱構造区分</th> <th colspan="2" data-bbox="671 1328 938 1406">散水装置 * (L/(min・m<sup>2</sup>))</th> <th colspan="2" data-bbox="938 1328 1257 1406">消火栓 *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1406 560 1485"></td> <td data-bbox="560 1406 671 1485">なし</td> <td data-bbox="671 1406 719 1485"></td> <td data-bbox="719 1406 938 1485">法定：5 計画：__</td> <td data-bbox="938 1406 986 1485"></td> <td data-bbox="986 1406 1257 1485">法定：1 栓/ 50m<sup>2</sup> 計画：__ 栓/ __ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1485 560 1556"></td> <td data-bbox="560 1485 671 1556">準耐火</td> <td data-bbox="671 1485 719 1556"></td> <td data-bbox="719 1485 938 1556">法定：2.5 計画：__</td> <td data-bbox="938 1485 986 1556"></td> <td data-bbox="986 1485 1257 1556">法定：1 栓/100m<sup>2</sup> 計画：__ 栓/ __ m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 圧縮ガス貯槽に対しては [消火栓・消防ポンプ車] により対応します。</p> <p>3 30 分間以上連続して放水できる水量を確保します。        必要水量(法定)：_____ m<sup>3</sup>、計画水量：_____ m<sup>3</sup>        保有水量：_____ m<sup>3</sup></p> <p>4 高さ 1 m 以上の支柱に対しては、次のいずれかの措置を講じます。</p> <p><input type="checkbox"/> 厚さ 50mm 以上のコンクリート又はこれと同等以上の耐熱性能を有する不燃性の断熱材で被覆</p> <p><input type="checkbox"/> 1 に定める水噴霧装置等を支柱に対し水を放射できるように設置</p>	対象貯槽名	断熱構造区分	散水装置 * (L/(min・m <sup>2</sup> ))		消火栓 *			なし		法定：5 計画：__		法定：1 栓/ 50m <sup>2</sup> 計画：__ 栓/ __ m <sup>2</sup>		準耐火		法定：2.5 計画：__		法定：1 栓/100m <sup>2</sup> 計画：__ 栓/ __ m <sup>2</sup>	添付書類 No.						
対象貯槽名	断熱構造区分	散水装置 * (L/(min・m <sup>2</sup> ))		消火栓 *																						
	なし		法定：5 計画：__		法定：1 栓/ 50m <sup>2</sup> 計画：__ 栓/ __ m <sup>2</sup>																					
	準耐火		法定：2.5 計画：__		法定：1 栓/100m <sup>2</sup> 計画：__ 栓/ __ m <sup>2</sup>																					

条 項	対 応 事 項	備 考																															
毒性ガス貯蔵施設の識別・危険標識 (第6条第1項第33号)	1 毒性ガスの貯蔵所は、他の製造施設から区分して、その外部から毒性ガスの貯蔵所である旨を容易に識別することができるような措置として次の識別標を掲げます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">毒性ガス ( ) 貯蔵所</div> 文字の大きさは縦・横 10cm 以上とし、色は地を白色、文字を黒色とします。 2 毒性ガスが漏えいするおそれのある箇所には、次の危険標識を掲げます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">毒性ガス漏えい注意箇所</div> 文字の大きさは、縦・横 5cm 以上とし、色は地を白色、文字を黒色(「注意」は赤色)とします。	添付書類 No.																															
毒性ガス配管の接合 (第6条第1項第35号)	毒性ガスのガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行います。 ただし、溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもって代えることにします。	添付書類 No.																															
毒性ガスの二重管 (第6条第1項第36号)	1 特殊高压ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素のガス設備に係る配管は、これらのガスの種類、性状及び圧力並びに当該配管の周囲の状況に応じて必要な箇所を二重管とします。 2 当該二重管には、当該ガスの漏えいを検知するための措置を講じます。 3 二重管の外層管は、その内径が内層管の外径の 1.2 倍以上であり、高压ガス設備としての材料、強度等の基準に適合したものを使用します。 ただし、当該配管をさや管その他の防護構造物の中に設置することにより、配管の破損を防止し、かつ、漏えいしたガスが周辺に拡散することを防止する措置を講じている場合はこの限りでないものとします。	添付書類 No.																															
毒性ガスの除害措置 (第6条第1項第37号)	1 毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な拡散防止並びに除害措置を講じます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">該当○印</th> <th style="width: 80%;">拡散防止措置及び除害措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">拡散防止措置</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>(1) 水等による希釈、ガスの蒸気圧低下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>(2) 安全な場所への移送</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>(3) 吸着剤、吸収剤、中和剤等で蒸発気化を抑える</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>(4) 基準に適合した建物で覆う</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>(5) 障壁、局所排気による拡散防止</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>(6) 吸収、中和、吸着、移送、燃焼による拡散防止</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>(7) 集液溝、防液堤によるガスの流出防止</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>(8) 特殊高压ガス等にあつては、常時吸引による拡散防止</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">除害措置</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>(1) 水、吸収剤、中和剤等による吸収又は中和</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>(2) 吸着剤による吸着除去</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>(3) 集液溝等に回収し、安全な製造設備への返送</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>(4) 燃焼設備で安全に燃焼</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>(5) 特殊高压ガス等にあつては、規定に適合する方式</td> </tr> </tbody> </table> ※ 拡散防止措置：塩素、ホスゲンの貯槽は(4)による。 ※ 除害措置：(4)はアンモニア、シアン化水素に限る。	区分	該当○印	拡散防止措置及び除害措置	拡散防止措置	<input type="checkbox"/>	(1) 水等による希釈、ガスの蒸気圧低下	<input type="checkbox"/>	(2) 安全な場所への移送	<input type="checkbox"/>	(3) 吸着剤、吸収剤、中和剤等で蒸発気化を抑える	<input type="checkbox"/>	(4) 基準に適合した建物で覆う	<input type="checkbox"/>	(5) 障壁、局所排気による拡散防止	<input type="checkbox"/>	(6) 吸収、中和、吸着、移送、燃焼による拡散防止	<input type="checkbox"/>	(7) 集液溝、防液堤によるガスの流出防止	<input type="checkbox"/>	(8) 特殊高压ガス等にあつては、常時吸引による拡散防止	除害措置	<input type="checkbox"/>	(1) 水、吸収剤、中和剤等による吸収又は中和	<input type="checkbox"/>	(2) 吸着剤による吸着除去	<input type="checkbox"/>	(3) 集液溝等に回収し、安全な製造設備への返送	<input type="checkbox"/>	(4) 燃焼設備で安全に燃焼	<input type="checkbox"/>	(5) 特殊高压ガス等にあつては、規定に適合する方式	添付書類 No.
区分	該当○印	拡散防止措置及び除害措置																															
拡散防止措置	<input type="checkbox"/>	(1) 水等による希釈、ガスの蒸気圧低下																															
	<input type="checkbox"/>	(2) 安全な場所への移送																															
	<input type="checkbox"/>	(3) 吸着剤、吸収剤、中和剤等で蒸発気化を抑える																															
	<input type="checkbox"/>	(4) 基準に適合した建物で覆う																															
	<input type="checkbox"/>	(5) 障壁、局所排気による拡散防止																															
	<input type="checkbox"/>	(6) 吸収、中和、吸着、移送、燃焼による拡散防止																															
	<input type="checkbox"/>	(7) 集液溝、防液堤によるガスの流出防止																															
	<input type="checkbox"/>	(8) 特殊高压ガス等にあつては、常時吸引による拡散防止																															
除害措置	<input type="checkbox"/>	(1) 水、吸収剤、中和剤等による吸収又は中和																															
	<input type="checkbox"/>	(2) 吸着剤による吸着除去																															
	<input type="checkbox"/>	(3) 集液溝等に回収し、安全な製造設備への返送																															
	<input type="checkbox"/>	(4) 燃焼設備で安全に燃焼																															
	<input type="checkbox"/>	(5) 特殊高压ガス等にあつては、規定に適合する方式																															

条 項	対 応 事 項	備 考																																		
	<p>2 毒性ガス（特殊高圧ガス等を除く。）の種類及び設備の状況に応じ、適切な〔除害剤散布装置・散水装置・ガスを吸引し除害剤と接触させる装置〕を設置します。</p> <table border="1" data-bbox="411 360 1035 566"> <thead> <tr> <th>* ガスの種類</th> <th>* ガスの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩 素</td> <td>亜硫酸ガス</td> </tr> <tr> <td>ホスゲン</td> <td>アンモニア</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>酸化エチレン</td> </tr> <tr> <td>シアン化水素</td> <td>クロルメチル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特殊高圧ガス等( )の除害のための設備は、通常時及び緊急時に適切に対応できる性能を有するものとします。</p> <p>4 毒性ガス（特殊高圧ガス等を除く。）の種類等に応じて次の除害剤を規定数量以上保有します。</p> <p style="text-align: center;">ガスの種類( )</p> <table border="1" data-bbox="411 786 1067 869"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>除害剤の種類</th> <th>除害剤の数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 規定数量以上の保護具を適切な場所( )に常備します。</p> <table border="1" data-bbox="411 958 1254 1126"> <thead> <tr> <th>保護具の種類</th> <th>法定数量</th> <th>計画</th> <th>保護具の種類</th> <th>法定数量</th> <th>計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">空気呼吸器 送気式マスク 酸素呼吸器</td> <td rowspan="3">個</td> <td rowspan="3">個</td> <td>隔離式防毒マスク</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>保護手袋及び長靴</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>保護衣</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> </tbody> </table>	* ガスの種類	* ガスの種類	塩 素	亜硫酸ガス	ホスゲン	アンモニア	硫化水素	酸化エチレン	シアン化水素	クロルメチル	区分	除害剤の種類	除害剤の数量	法定			保護具の種類	法定数量	計画	保護具の種類	法定数量	計画	空気呼吸器 送気式マスク 酸素呼吸器	個	個	隔離式防毒マスク	個	個	保護手袋及び長靴	個	個	保護衣	個	個	
* ガスの種類	* ガスの種類																																			
塩 素	亜硫酸ガス																																			
ホスゲン	アンモニア																																			
硫化水素	酸化エチレン																																			
シアン化水素	クロルメチル																																			
区分	除害剤の種類	除害剤の数量																																		
法定																																				
保護具の種類	法定数量	計画	保護具の種類	法定数量	計画																															
空気呼吸器 送気式マスク 酸素呼吸器	個	個	隔離式防毒マスク	個	個																															
			保護手袋及び長靴	個	個																															
			保護衣	個	個																															
静電気の除去措置 (第6条第1項第38号)	<p>1 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備には静電気を除去する措置を講じます。</p> <p>2 接地抵抗値は総合 100Ω（避雷設備を設けたものは10Ω）以下とします。</p>	添付書類 No.																																		



条 項	対 応 事 項	備 考																																	
通報設備 (第6条第1項第40号)	<p>事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を次のとおり講じます。</p> <table border="1" data-bbox="406 320 1244 1021"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 320 762 380">通報設備の通報範囲</th> <th data-bbox="762 320 847 380">該当 ○印</th> <th data-bbox="847 320 1244 380">設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 380 762 636">イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)</td> <td data-bbox="762 380 847 450"></td> <td data-bbox="847 380 1244 450">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 450 762 510">ロ 現場事務所相互間</td> <td data-bbox="762 450 847 510"></td> <td data-bbox="847 450 1244 510">ロ 構内電話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 510 762 571"></td> <td data-bbox="762 510 847 571"></td> <td data-bbox="847 510 1244 571">ハ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 571 762 636"></td> <td data-bbox="762 571 847 636"></td> <td data-bbox="847 571 1244 636">ニ インターホーン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 636 762 860" rowspan="4">事業所全体</td> <td data-bbox="762 636 847 674"></td> <td data-bbox="847 636 1244 674">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 674 847 712"></td> <td data-bbox="847 674 1244 712">ロ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 712 847 750"></td> <td data-bbox="847 712 1244 750">ハ サイレン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 750 847 860"></td> <td data-bbox="847 750 1244 860">ニ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 860 762 1021" rowspan="4">事業所内の任意の場所における作業員相互間</td> <td data-bbox="762 860 847 898"></td> <td data-bbox="847 860 1244 898">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 898 847 936"></td> <td data-bbox="847 898 1244 936">ロ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 936 847 974"></td> <td data-bbox="847 936 1244 974">ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 974 847 1021"></td> <td data-bbox="847 974 1244 1021">ニ メガホン</td> </tr> </tbody> </table>	通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)	イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)		イ ページング設備	ロ 現場事務所相互間		ロ 構内電話			ハ 構内放送設備			ニ インターホーン	事業所全体		イ ページング設備		ロ 構内放送設備		ハ サイレン		ニ 携帯用拡声器	事業所内の任意の場所における作業員相互間		イ ページング設備		ロ 携帯用拡声器		ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)		ニ メガホン	添付書類 No.
通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)																																	
イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)		イ ページング設備																																	
ロ 現場事務所相互間		ロ 構内電話																																	
		ハ 構内放送設備																																	
		ニ インターホーン																																	
事業所全体		イ ページング設備																																	
		ロ 構内放送設備																																	
		ハ サイレン																																	
		ニ 携帯用拡声器																																	
事業所内の任意の場所における作業員相互間		イ ページング設備																																	
		ロ 携帯用拡声器																																	
		ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)																																	
		ニ メガホン																																	
バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項第41号)	<p>製造設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作できるように次の措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バルブの開閉方向を明示します。</li> <li>2 バルブ等に係る配管には、流体の名称及び方向を表示します。</li> <li>3 特に保安上重大な影響を与えるバルブ等にあつては、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠・封印等の措置を講じます。</li> <li>4 バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。</li> <li>5 バルブ等の操作に必要な照度を確保します。</li> </ol>	添付書類 No.																																	

<記載例> I-2 (コールドエバポレータによる貯蔵)

法第16条第2項及び第18条第2項の技術上の基準に関する事項  
(一般則第22条第1項第1号及び第26条第1項第1号の技術上の基準に対応する事項)

条項	対応事項	備考
第6条の2第1項及び第2項の準用(第22条第1号)	<input type="checkbox"/> コールドエバポレータにより貯蔵するため、第6条の2第1項の基準に適合します。 <input type="checkbox"/> 移動式製造設備から高压ガスを受けるコールドエバポレータであるため、第6条の2第2項の基準に適合します。	
第6条第1項の準用(第6条の2第1項又は第6条の2第2項第1号)	<input type="checkbox"/> 第6条第1項第1号、第2号、第7号、第8号、第10号から第20号まで、第22号、第24号、第25号、第27号、第32号及び第39号から第41号までの基準に適合します。(第6条の2第1項第1号) <input type="checkbox"/> 第6条第1項第1号、第7号、第8号、第10号から第20号まで、第22号、第27号、第32号及び第39号から第41号までの基準に適合します。(第6条の2第2項第1号)	
境界線・警戒標(第6条第1項第1号)	1 事業所の境界線を( )により明示します。 2 警戒標は外部から明瞭に識別できる大きさと事業所の出入口付近に掲げます。 3 一部のみが高压ガス保安法適用施設の場合は、製造施設の周囲に警戒標を掲げます。	別添 No.
設備距離(第6条第1項第2号)	貯蔵設備、処理設備の外側から第1種保安物件( )、第2種保安物件( )まで、規定以上の距離を確保します。 ガス名 _____ 第1種設備距離 L = _____ m、計画 _____ m 第2種設備距離 L = _____ m、計画 _____ m	別添 No.
貯槽周囲の流出防止措置(第6条第1項第7号、第8号)	1 液化ガスの貯槽(可燃性ガス又は酸素の場合は貯蔵能力1,000t以上、毒性ガスの場合は5t以上)の周囲には、液状のガスが漏えい・流出した場合に、その流出を防止するための措置として防液堤を設置します。 2 防液堤を設置する場合、その内側及びその外側から10m以内(毒性ガスの場合は、告示で定める距離)に、貯槽の付属設備その他の設備・施設であって告示で定めるもの以外のものを設けません。	別添 No.
ガス設備の気密な構造(第6条第1項第10号)	可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備(高压ガス設備及び空気取入口を除く。)は、気密な構造とします。	別添 No.
高压ガス設備の耐圧性能(第6条第1項第11号)	高压ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。 <input type="checkbox"/> 液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格 <input type="checkbox"/> 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格 <input type="checkbox"/> 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備については、特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの	別添 No.



条項	対応事項	備考
高圧ガス設備の気密性能（第6条第1項第12号）	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。 <input type="checkbox"/> 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 <input type="checkbox"/> 又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備については、特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの	別添 No.
高圧ガス設備の強度（第6条第1項第13号）	1 高圧ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有します。 2 特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。	別添 No.
ガス設備に使用する材料（第6条第1項第14号）	ガス設備（可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス設備にあつては高圧ガス設備に限る。）には、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。	別添 No.
高圧ガス設備の基礎（第6条第1項第15号）	1 高圧ガス設備（配管、圧縮機、ポンプ等を除く。）の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようにものとします。 2 貯槽（貯蔵能力 100m <sup>3</sup> 又は 1 t 以上）の支柱（支柱のない貯槽にあつては、その底部）は、同一の基礎に緊結します。	別添 No.
貯槽の沈下状況の測定（第6条第1項第16号）	貯槽（貯蔵能力 100m <sup>3</sup> 又は 1 t 以上）は、その沈下状況を測定するための措置を講じます。	別添 No.
高圧ガス設備の耐震設計（第6条第1項第17号）	塔（当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが 5m 以上）、貯槽（貯蔵能力が 300m <sup>3</sup> 又は 3t 以上）及び配管（告示で定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎は、設計地震動、耐震設計構造物の応力等の計算方法、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とします。	別添 No.
高圧ガス設備の温度計（第6条第1項第18号）	1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより温度計を設けます。 2 当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置を講じます。	別添 No.

条項	対応事項	備考
高圧ガス設備の 圧力計及び安全 装置（第6条第 1項第19号）	1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより圧力計を設けます。 2 高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。	別添 No.
安全装置の放出 管（第6条第1 項第20号）	1 安全装置（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は空気に係る設備に設けたものを除く。）のうち、安全弁・破裂板には、放出管を設けます。 2 放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置とします。 ① 可燃性ガスの貯槽に設けたものは、地盤面から5m以上又は貯槽の頂部から2m以上の高さで、火気となるもののない安全な位置とします。 ② 毒性ガス設備に設けたものは、当該毒性ガスの除害設備内とします。 ③ その他の高圧ガス設備に設けたものは、近接する建築物又は工作物（火気取扱施設にあっては8m以内、その他の場合にあっては5m以内にあるもの）の高さ以上とします。	別添 No.
液面計 （第6条第1項 第22号）	1 液化ガスの貯槽には、（ ）式液面計（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は酸素の超低温貯槽以外の貯槽にあっては、丸形ガラス管液面計以外の液面計に限る。）を設けます。 2 液面計にガラス液面計を使用するときは、次の措置を講じます。 ① その破損を防止するための措置を講じます。 ② 貯槽（可燃性ガス、特定不活性ガス及び毒性ガスのものに限る。）とガラス液面計を接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による液化ガスの漏えいを防止するための措置として自動式及び手動式の止め弁を設けます。	別添 No.
貯槽の配管に設 けたバルブ（第 6条第1項第24 号）	可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。）に取り付けた配管には、次の措置を講じます。 1 当該貯槽の直近にバルブ（使用時以外は閉止）を設けます。 2 緊急遮断装置を除き一以上のバルブを設けます。	別添 No.
緊急遮断装置 （第6条第1項 第25号）	1 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽（内容積5,000L未満を除く。）に取り付けた配管（当該液化ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。）には当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置として緊急遮断装置を設けます。 2 緊急遮断装置の操作位置は5m以上離れた位置とします。	別添 No.

条項	対応事項	備考																																																																																				
保安電力等 (第6条第1項 第27号)	<p>1 対象設備に停電等により当該設備の機能が失われることのないよう保安電力等の措置を講じます。</p> <p>※ 該当欄に○印を記入</p> <table border="1" data-bbox="400 387 1265 1153"> <thead> <tr> <th></th> <th>買電</th> <th>自家発電</th> <th>蓄電池装置</th> <th>エンジン駆動発電</th> <th>スチームタービン駆動発電</th> <th>空気又は窒素だめ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>自動制御装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>緊急遮断装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>散水装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>防消火設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>冷却水ポンプ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水噴霧装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>毒性ガス除害設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常照明設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガス漏えい検知警報設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>通報設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>過充填防止装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあつては、常時使用できる予備電池を保有します。</p>		買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン駆動発電	スチームタービン駆動発電	空気又は窒素だめ	自動制御装置							緊急遮断装置							散水装置							防消火設備							冷却水ポンプ							水噴霧装置							毒性ガス除害設備							非常照明設備							ガス漏えい検知警報設備							通報設備							過充填防止装置							別添 No.
	買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン駆動発電	スチームタービン駆動発電	空気又は窒素だめ																																																																																
自動制御装置																																																																																						
緊急遮断装置																																																																																						
散水装置																																																																																						
防消火設備																																																																																						
冷却水ポンプ																																																																																						
水噴霧装置																																																																																						
毒性ガス除害設備																																																																																						
非常照明設備																																																																																						
ガス漏えい検知警報設備																																																																																						
通報設備																																																																																						
過充填防止装置																																																																																						
貯槽、支柱の温度上昇防止措置 (第6条第1項第32号)	<p>1 液化ガス貯槽(可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽であつて可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの)には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置します。</p> <table border="1" data-bbox="411 1375 1252 1608"> <thead> <tr> <th>対象貯槽名</th> <th>断熱構造区分</th> <th>散水装置 * (L/(min・m<sup>2</sup>))</th> <th>消火栓 *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>なし</td> <td>法定: 5 計画: _____</td> <td>法定: 1 栓/ 50m<sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ _____ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>準耐火</td> <td>法定: 2.5 計画: _____</td> <td>法定: 1 栓/100m<sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ _____ m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 圧縮ガス貯槽に対しては [消火栓・消防ポンプ車] により対応します。</p> <p>3 30分間以上連続して放水できる水量を確保します。            必要水量(法定): _____ m<sup>3</sup>、計画水量: _____ m<sup>3</sup>            保有水量: _____ m<sup>3</sup></p> <p>4 高さ1m以上の支柱に対しては、次のいずれかの措置を講じます。</p> <p><input type="checkbox"/> 厚さ50mm以上のコンクリート又はこれと同等以上の耐熱性能を有する不燃性の断熱材で被覆</p> <p><input type="checkbox"/> 1に定める水噴霧装置等を支柱に対し水を放射できるように設置</p>	対象貯槽名	断熱構造区分	散水装置 * (L/(min・m <sup>2</sup> ))	消火栓 *		なし	法定: 5 計画: _____	法定: 1 栓/ 50m <sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ _____ m <sup>2</sup>		準耐火	法定: 2.5 計画: _____	法定: 1 栓/100m <sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ _____ m <sup>2</sup>	別添 No.																																																																								
対象貯槽名	断熱構造区分	散水装置 * (L/(min・m <sup>2</sup> ))	消火栓 *																																																																																			
	なし	法定: 5 計画: _____	法定: 1 栓/ 50m <sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ _____ m <sup>2</sup>																																																																																			
	準耐火	法定: 2.5 計画: _____	法定: 1 栓/100m <sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ _____ m <sup>2</sup>																																																																																			



条項	対応事項	備考																																					
通報設備（第6条第1項第40号）	<p>事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を次のとおり講じます。</p> <table border="1" data-bbox="411 376 1248 1079"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 376 762 443">通報設備の通報範囲</th> <th data-bbox="762 376 847 443">該当 ○印</th> <th data-bbox="847 376 1248 443">設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 443 762 696">イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所（製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。）との間（両事務所が同一の場合を除く。）</td> <td data-bbox="762 443 847 510"></td> <td data-bbox="847 443 1248 510">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 443 762 696"></td> <td data-bbox="762 510 847 566"></td> <td data-bbox="847 510 1248 566">ロ 構内電話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 443 762 696"></td> <td data-bbox="762 566 847 622"></td> <td data-bbox="847 566 1248 622">ハ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 443 762 696">ロ 現場事務所相互間</td> <td data-bbox="762 622 847 689"></td> <td data-bbox="847 622 1248 689">ニ インターホーン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 696 762 920" rowspan="4">事業所全体</td> <td data-bbox="762 689 847 734"></td> <td data-bbox="847 689 1248 734">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 734 847 779"></td> <td data-bbox="847 734 1248 779">ロ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 779 847 824"></td> <td data-bbox="847 779 1248 824">ハ サイレン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 824 847 869"></td> <td data-bbox="847 824 1248 869">ニ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 920 762 1079" rowspan="3">事業所内の任意の場所における作業員相互間</td> <td data-bbox="762 869 847 913"></td> <td data-bbox="847 869 1248 913">ホ メガホン（当該事業所内の面積が1,500㎡以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 913 847 958"></td> <td data-bbox="847 913 1248 958">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 958 847 1003"></td> <td data-bbox="847 958 1248 1003">ロ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1003 762 1079"></td> <td data-bbox="762 1003 847 1048"></td> <td data-bbox="847 1003 1248 1048">ハ トランシーバー（計器等に対する影響のない場合に限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1048 762 1079"></td> <td data-bbox="762 1048 847 1079"></td> <td data-bbox="847 1048 1248 1079">ニ メガホン</td> </tr> </tbody> </table>	通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)	イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所（製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。）との間（両事務所が同一の場合を除く。）		イ ページング設備			ロ 構内電話			ハ 構内放送設備	ロ 現場事務所相互間		ニ インターホーン	事業所全体		イ ページング設備		ロ 構内放送設備		ハ サイレン		ニ 携帯用拡声器	事業所内の任意の場所における作業員相互間		ホ メガホン（当該事業所内の面積が1,500㎡以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。）		イ ページング設備		ロ 携帯用拡声器			ハ トランシーバー（計器等に対する影響のない場合に限る。）			ニ メガホン	別添 No.
通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)																																					
イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所（製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。）との間（両事務所が同一の場合を除く。）		イ ページング設備																																					
		ロ 構内電話																																					
		ハ 構内放送設備																																					
ロ 現場事務所相互間		ニ インターホーン																																					
事業所全体		イ ページング設備																																					
		ロ 構内放送設備																																					
		ハ サイレン																																					
		ニ 携帯用拡声器																																					
事業所内の任意の場所における作業員相互間		ホ メガホン（当該事業所内の面積が1,500㎡以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。）																																					
		イ ページング設備																																					
		ロ 携帯用拡声器																																					
		ハ トランシーバー（計器等に対する影響のない場合に限る。）																																					
		ニ メガホン																																					
バルブ等の操作に係る措置（第6条第1項第41号）	<p>製造設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作できるように次の措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バルブの開閉方向を明示します。</li> <li>2 バルブ等に係る配管には、流体の名称及び方向を表示します。</li> <li>3 特に保安上重大な影響を与えるバルブ等にあつては、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠・封印等の措置を講じます。</li> <li>4 バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。</li> <li>5 バルブ等の操作に必要な照度を確保します。</li> </ol>	別添 No.																																					
設備距離（第6条の2第2項第2号）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貯蔵設備、処理設備の外側から当該事業所敷地境界に対し4m以上の距離を有します。</li> <li>2 4m以上の距離を確保できない場合は、同等以上の措置を講じます。</li> </ol>	添付書類 No.																																					

条項	対応事項	備考
安全装置 (第6条の2 第2項第3号)	1 貯槽には2以上の安全装置(当該安全装置が接続している元弁が同時に閉じることができない構造のものに限る。)を設けます。 2 安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を設けます。	添付書類 No.
遮断措置 (第6条の2 第2項第4号)	送ガス蒸発器に大気熱交換式以外の方式のものを用いる場合には、当該送ガス蒸発器の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置を講じます。	添付書類 No.
貯槽の配管に設けたバルブ (第6条の2 第2項第5号)	貯槽に取り付けた配管(ガスを送り出し又は受け入れるために用いられるもの)に限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。次号において同じ)には、当該貯槽の直近にバルブを設けるほか、一以上のバルブ(次号の規定により講ずる措置に係るバルブを除く。)を設けます。	添付書類 No.
緊急遮断装置 (第6条の2 第2項第6号)	貯槽に取り付けた配管(酸素以外の液化ガスにあつては、当該液化ガスを受け入れるために用いられるものに限る。)には、当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講じます。	添付書類 No.
貯蔵施設周囲の衝突防止措置 (第6条の2 第2項第7号)	貯蔵施設の周囲には、車両の衝突を防止する措置を講じます。	添付書類 No.
滞留防止措置 (第6条の2 第2項第8号)	貯蔵設備は、ガスが漏えいしたときに滞留しない場所に設置します。	添付書類 No.

<記載例> I-3 (圧縮天然ガススタンドに係る貯蔵)

法第16条第2項及び第18条第2項の技術上の基準に関する事項

(一般則第22条第2号及び第26条第1項第1号の技術上の基準に対応する事項)

※処理能力30m<sup>3</sup>以上の第二種製造者が該当。

条項	対応事項	備考
第7条第1項及び第2項の準用 (第22条第2号)	<input type="checkbox"/> 圧縮天然ガススタンドにより貯蔵するため、 <u>第7条第1項</u> の基準に適合します。 <input type="checkbox"/> 製造施設の外部から圧縮天然ガススタンドの供給を受ける圧縮天然ガススタンドであるため、 <u>第7条第2項</u> の基準に適合します。	
第6条の準用 (第7条第1項第1号又は第7条第2項第1号)	第6条第1項第1号、2号、5号から第22号まで、第24号から第27号まで、第30号から第32号まで、第38号から第41号までの基準に適合します。(第7条第1項第1号) 第6条第1項第1号、第5号、第6号、第9号から第20号まで、第26号、第27号、第32号、第38号、第40号、第41号の基準に適合します。(第7条第2項第1号)	添付書類 No.
境界線・警戒標 (第6条第1項第1号)	1 事業所の境界線を( )により明示します。 2 警戒標は外部から明瞭に識別できる大きさと事業所の出入口付近に掲げます。 3 一部のみが高圧ガス保安法適用施設の場合は、製造施設の周囲に警戒標を掲げます。	添付書類 No.
設備距離 (第6条第1項第2号)	貯蔵設備、処理設備の外側から第1種保安物件( )、第2種保安物件( )まで、規定以上の距離を確保します。 ガス名_____ 第1種設備距離 L_ = _____ m、計画 _____ m 第2種設備距離 L_ = _____ m、計画 _____ m	添付書類 No.
貯槽間の距離 (第6条第1項第5号)	1 貯槽(貯蔵能力が300m <sup>3</sup> 又は3,000kg以上)と他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は、1m以上又は最大直径の和の1/4 ( ) + ( ) / 4 = _____ m、計画 _____ m ( ) + ( ) / 4 = _____ m、計画 _____ m のいずれか大なるものに等しい距離以上とします。 2 規定の距離に満たない場合、水噴霧装置又はこれと同等以上の防火上及び消火上有効な能力を有する措置を講じます。	添付書類 No.
貯槽の識別措置 (第6条第1項第6号)	貯槽には、容易に識別できるよう外部から見やすいように、次のいずれかの措置を講じます。 1 ガス名を朱書きし、又は容易にはがれ難い標紙を貼り付けます。 2 貯槽の直径の1/10以上の幅で赤色の塗料を塗り、又は容易にはがれ難い標紙を貼り付けます。 3 地下に埋設された貯槽にあっては、可燃性ガスの貯槽であることが分かる標識を掲げます。	添付書類 No.
貯槽周囲の流出防止措置 (第6条第1項第7号、第8号)	1 液化ガスの貯槽(可燃性ガス又は酸素の場合は貯蔵能力1,000t以上、毒性ガスの場合は5t以上)の周囲には、液状のガスが漏えい・流出した場合に、その流出を防止するための措置として防液堤を設置します。 2 防液堤を設置する場合、その内側及びその外面から10m以内(毒性ガスの場合は、告示で定める距離)に、貯槽の付属設備その他の設備・施設であって告示で定めるもの以外のものを設けません。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考												
製造設備の室の構造 (第6条第1項第9号)	<p>製造設備を設置する室は、ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とします。            該当欄に○印</p> <table border="1" data-bbox="384 360 1067 734"> <tr> <td data-bbox="384 360 614 510">               空気より軽い可燃性ガス             </td> <td data-bbox="614 360 699 510"></td> <td data-bbox="699 360 1067 439">               開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 439 614 510"></td> <td data-bbox="614 439 699 510"></td> <td data-bbox="699 439 1067 510">               換気装置があり正常に作動可能             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 510 614 622">               空気より重い可燃性ガス             </td> <td data-bbox="614 510 699 622"></td> <td data-bbox="699 510 1067 622">               開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 622 614 734"></td> <td data-bbox="614 622 699 734"></td> <td data-bbox="699 622 1067 734">               床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。             </td> </tr> </table>	空気より軽い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。			換気装置があり正常に作動可能	空気より重い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。			床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。	添付書類 No.
空気より軽い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。												
		換気装置があり正常に作動可能												
空気より重い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。												
		床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。												
ガス設備の気密な構造 (第6条第1項第10号)	ガス設備（高圧ガス設備を除く。）は、気密な構造とします。	添付書類 No.												
高圧ガス設備の耐圧性能 (第6条第1項第11号)	<p>高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 特定設備については、特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの</li> </ul>	添付書類 No.												
高圧ガス設備の気密性能 (第6条第1項第12号)	<p>高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 特定設備については、特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの</li> </ul>	添付書類 No.												
高圧ガス設備の強度 (第6条第1項第13号)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高圧ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有します。</li> <li>2 特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。</li> </ol>	添付書類 No.												



条項	対応事項	備考
ガス設備に使用する材料 (第6条第1項第14号)	ガス設備には、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。	添付書類 No.
高圧ガス設備の基礎 (第6条第1項第15号)	1 高圧ガス設備(配管、圧縮機、ポンプ等を除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものとします。 2 貯槽(貯蔵能力100m <sup>3</sup> 又は1t以上)の支柱(支柱のない貯槽にあっては、その底部)は、同一の基礎に緊結します。	添付書類 No.
貯槽の沈下状況の測定 (第6条第1項第16号)	貯槽(貯蔵能力100m <sup>3</sup> 又は1t以上)は、その沈下状況を測定するための措置を講じます。	添付書類 No.
高圧ガス設備の耐震設計 (第6条第1項第17号)	塔(当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが5m以上)、貯槽(貯蔵能力が300m <sup>3</sup> 又は3t以上)及び配管(告示で定めるものに限る。)並びにこれらの支持構造物及び基礎は、設計地震動、耐震設計構造物の応力等の計算方法、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とします。	添付書類 No.
高圧ガス設備の温度計 (第6条第1項第18号)	1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより温度計を設けます。 2 当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置を講じます。	添付書類 No.
高圧ガス設備の圧力計及び安全装置 (第6条第1項第19号)	1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより圧力計を設けます。 2 高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。	添付書類 No.
安全装置の放出管 (第6条第1項第20号)	1 安全装置のうち、安全弁・破裂板には、放出管を設けます。 2 放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置とします。 ① 貯槽に設けたものは、地盤面から5m以上又は貯槽の頂部から2m以上の高さで、火気となるもののない安全な位置とします。 ② その他の高圧ガス設備に設けたものは、近接する建築物又は工作物(火気取扱施設にあっては8m以内、その他の場合にあっては5m以内にあるもの)の高さ以上とします。	添付書類 No.
可燃性ガス低温貯槽の負圧防止 (第6条第1項第21号)	低温貯槽には、貯槽内部の圧力が外部の圧力より低下することにより貯槽が破壊することを防止するための措置を講じます。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考																									
液面計 (第6条第1項第22号)	1 貯槽には、( )式液面計を設けます。 2 液面計にガラス液面計を使用するときは、次の措置を講じます。 ① その破損を防止するための措置を講じます。 ② 貯槽とガラス液面計を接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による液化ガスの漏えいを防止するための措置として自動式及び手動式の止め弁を設けます。	添付書類 No.																									
貯槽の配管に設けたバルブ (第6条第1項第24号)	貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であつて、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。）に取り付けた配管には、次の措置を講じます。 1 当該貯槽の直近にバルブ（使用時以外は閉止）を設けます。 2 緊急遮断装置を除き一以上のバルブを設けます。	添付書類 No.																									
緊急遮断装置 (第6条第1項第25号)	1 貯槽（内容積5,000L未満を除く。）に取り付けた配管（当該液化ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。）には当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置として緊急遮断装置を設けます。 2 緊急遮断装置の操作位置は5m以上離れた位置とします。	添付書類 No.																									
電気設備 (第6条第1項第26号)	高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスに応じた防爆性能を有する構造とします。 <table border="1" data-bbox="376 1077 1278 1355"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 1077 557 1167">機器名称</th> <th data-bbox="557 1077 703 1167">ガス名</th> <th data-bbox="703 1077 970 1167">0種・1種・2種 場所別</th> <th data-bbox="970 1077 1121 1167">必要防爆 性能</th> <th data-bbox="1121 1077 1278 1167">計画防爆 性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	ガス名	0種・1種・2種 場所別	必要防爆 性能	計画防爆 性能			0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種			添付書類 No.
機器名称	ガス名	0種・1種・2種 場所別	必要防爆 性能	計画防爆 性能																							
		0種・1種・2種																									
		0種・1種・2種																									
		0種・1種・2種																									
		0種・1種・2種																									

条項	対応事項	備考																																																																																				
保安電力等 (第6条第1項第 27号)	<p>1 対象設備に停電等により当該設備の機能が失われることのないよう保安電力等の措置を講じます。            ※ 該当欄に○印を記入</p> <table border="1" data-bbox="501 367 1206 1205"> <thead> <tr> <th>保安電力等 設備</th> <th>買電</th> <th>自家 発電</th> <th>蓄電池 装置</th> <th>エンジ ン駆動 発電</th> <th>スチー ムター ビン 駆動 発電</th> <th>空気又は 窒素だめ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>自動制御 装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>緊急遮断 装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>散水装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>防消火設 備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>冷却水ポ ンプ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水噴霧装 置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>毒性ガス 除害設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常照明 設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガス漏え い検知警 報設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>通報設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>過充填防 止装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあつては、常時使用できる予備電池を保有します。</p>	保安電力等 設備	買電	自家 発電	蓄電池 装置	エンジ ン駆動 発電	スチー ムター ビン 駆動 発電	空気又は 窒素だめ	自動制御 装置							緊急遮断 装置							散水装置							防消火設 備							冷却水ポ ンプ							水噴霧装 置							毒性ガス 除害設備							非常照明 設備							ガス漏え い検知警 報設備							通報設備							過充填防 止装置							添付書類 No.
保安電力等 設備	買電	自家 発電	蓄電池 装置	エンジ ン駆動 発電	スチー ムター ビン 駆動 発電	空気又は 窒素だめ																																																																																
自動制御 装置																																																																																						
緊急遮断 装置																																																																																						
散水装置																																																																																						
防消火設 備																																																																																						
冷却水ポ ンプ																																																																																						
水噴霧装 置																																																																																						
毒性ガス 除害設備																																																																																						
非常照明 設備																																																																																						
ガス漏え い検知警 報設備																																																																																						
通報設備																																																																																						
過充填防 止装置																																																																																						
障 壁 (第6条第1項第 30号)	<p>1 障壁は堅固な基礎の上に構築し、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造とします。</p> <p>2 圧縮機と圧力が 10MPa 以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は当該ガスの充填容器置場との間には次の障壁を設けます。</p> <table border="1" data-bbox="373 1491 1238 1984"> <thead> <tr> <th>該当 ○印</th> <th>種類</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>鉄筋コンクリート製造</td> <td>直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 12cm 以上、高さ 2m 以上のものであること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリートブロック製</td> <td>直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 12cm 以上、高さ 2m 以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鋼鉄製</td> <td>厚さ 3.2mm 以上の鋼板に 30×30mm 以上の等辺山形鋼を縦、横 40cm 以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ 6mm 以上の鋼板を使用し、そのいずれも 1.8m 以下の間隔で支柱を設けた高さ 2m 以上のものであること</td> </tr> </tbody> </table>	該当 ○印	種類	構造		鉄筋コンクリート製造	直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 12cm 以上、高さ 2m 以上のものであること		コンクリートブロック製	直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 12cm 以上、高さ 2m 以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること		鋼鉄製	厚さ 3.2mm 以上の鋼板に 30×30mm 以上の等辺山形鋼を縦、横 40cm 以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ 6mm 以上の鋼板を使用し、そのいずれも 1.8m 以下の間隔で支柱を設けた高さ 2m 以上のものであること	添付書類 No.																																																																								
該当 ○印	種類	構造																																																																																				
	鉄筋コンクリート製造	直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 12cm 以上、高さ 2m 以上のものであること																																																																																				
	コンクリートブロック製	直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 12cm 以上、高さ 2m 以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること																																																																																				
	鋼鉄製	厚さ 3.2mm 以上の鋼板に 30×30mm 以上の等辺山形鋼を縦、横 40cm 以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ 6mm 以上の鋼板を使用し、そのいずれも 1.8m 以下の間隔で支柱を設けた高さ 2m 以上のものであること																																																																																				

条項	対応事項	備考																								
ガス漏えい検知警報設備 (第6条第1項第31号)	<p>1 製造施設には、当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を次のとおり設けます。</p> <table border="1" data-bbox="375 338 1240 1066"> <thead> <tr> <th data-bbox="375 338 470 405">該当 ○印</th> <th data-bbox="470 338 847 405">設置場所</th> <th data-bbox="847 338 1086 405">必要設置個数</th> <th data-bbox="1086 338 1240 405">計画個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="375 405 470 562"></td> <td data-bbox="470 405 847 562">屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置してある場所の周囲</td> <td data-bbox="847 405 1086 562">設備群の周囲 10mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個</td> <td data-bbox="1086 405 1240 562">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 562 470 719"></td> <td data-bbox="470 562 847 719">屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留するおそれのある場所</td> <td data-bbox="847 562 1086 719">設備群の周囲の 20mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個</td> <td data-bbox="1086 562 1240 719">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 719 470 875"></td> <td data-bbox="470 719 847 875">加熱炉等の火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所</td> <td data-bbox="847 719 1086 875">加熱炉等の周囲 20mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個</td> <td data-bbox="1086 719 1240 875">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 875 470 999"></td> <td data-bbox="470 875 847 999">計器室の内部(漏えいしたガスが侵入するおそれがないような措置を講じた場合を除く)</td> <td data-bbox="847 875 1086 999">1 個以上</td> <td data-bbox="1086 875 1240 999">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 999 470 1066"></td> <td data-bbox="470 999 847 1066">毒性ガスの充填用接続口一群の周囲</td> <td data-bbox="847 999 1086 1066">1 個以上</td> <td data-bbox="1086 999 1240 1066">個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 指示警報部は、関係者が常駐する場所(_____)に設置します。</p>	該当 ○印	設置場所	必要設置個数	計画個数		屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置してある場所の周囲	設備群の周囲 10mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個	個		屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留するおそれのある場所	設備群の周囲の 20mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個	個		加熱炉等の火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所	加熱炉等の周囲 20mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個	個		計器室の内部(漏えいしたガスが侵入するおそれがないような措置を講じた場合を除く)	1 個以上	個		毒性ガスの充填用接続口一群の周囲	1 個以上	個	
該当 ○印	設置場所	必要設置個数	計画個数																							
	屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置してある場所の周囲	設備群の周囲 10mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個	個																							
	屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留するおそれのある場所	設備群の周囲の 20mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個	個																							
	加熱炉等の火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所	加熱炉等の周囲 20mにつき 1 個以上の割合で計算した個数 個	個																							
	計器室の内部(漏えいしたガスが侵入するおそれがないような措置を講じた場合を除く)	1 個以上	個																							
	毒性ガスの充填用接続口一群の周囲	1 個以上	個																							
貯槽、支柱の温度上昇防止措置 (第6条第1項第32号)	<p>1 液化ガス貯槽(可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの)には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置します。</p> <table border="1" data-bbox="400 1285 1240 1518"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 1285 544 1364">対象貯槽名</th> <th data-bbox="544 1285 655 1364">断熱構造区分</th> <th data-bbox="655 1285 919 1364">散水装置 * (L/(min・m<sup>2</sup>))</th> <th data-bbox="919 1285 1240 1364">消火栓 *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 1364 544 1442"></td> <td data-bbox="544 1364 655 1442">なし</td> <td data-bbox="655 1364 919 1442">法定: 5 計画: _____</td> <td data-bbox="919 1364 1240 1442">法定: 1 栓/ 50m<sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1442 544 1518"></td> <td data-bbox="544 1442 655 1518">準耐火</td> <td data-bbox="655 1442 919 1518">法定: 2.5 計画: _____</td> <td data-bbox="919 1442 1240 1518">法定: 1 栓/100m<sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 圧縮ガス貯槽に対しては [消火栓・消防ポンプ車] により対応します。</p> <p>3 30 分間以上連続して放水できる水量を確保します。            必要水量(法定) : _____ m<sup>3</sup>、計画水量 : _____ m<sup>3</sup>            保有水量 : _____ m<sup>3</sup></p> <p>4 高さ 1 m 以上の支柱に対しては、次のいずれかの措置を講じます。</p> <p><input type="checkbox"/> 厚さ 50mm 以上のコンクリート又はこれと同等以上の耐熱性能を有する不燃性の断熱材で被覆</p> <p><input type="checkbox"/> 1 に定める水噴霧装置等を支柱に対し水を放射できるように設置</p>	対象貯槽名	断熱構造区分	散水装置 * (L/(min・m <sup>2</sup> ))	消火栓 *		なし	法定: 5 計画: _____	法定: 1 栓/ 50m <sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ m <sup>2</sup>		準耐火	法定: 2.5 計画: _____	法定: 1 栓/100m <sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ m <sup>2</sup>													
対象貯槽名	断熱構造区分	散水装置 * (L/(min・m <sup>2</sup> ))	消火栓 *																							
	なし	法定: 5 計画: _____	法定: 1 栓/ 50m <sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ m <sup>2</sup>																							
	準耐火	法定: 2.5 計画: _____	法定: 1 栓/100m <sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ m <sup>2</sup>																							
静電気の除去措置 (第6条第1項第38号)	<p>1 製造設備には静電気を除去する措置を講じます。</p> <p>2 接地抵抗値は総合 100 Ω (避雷設備を設けたものは 10 Ω) 以下とします。</p>	添付書類 No.																								



条項	対応事項	備考																																	
通報設備 (第6条第1項第40号)	<p>事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を次のとおり講じます。</p> <table border="1" data-bbox="408 320 1246 1021"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 320 762 383">通報設備の通報範囲</th> <th data-bbox="762 320 847 383">該当 ○印</th> <th data-bbox="847 320 1246 383">設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 383 762 636">イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)</td> <td data-bbox="762 383 847 450"></td> <td data-bbox="847 383 1246 450">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 450 762 510"></td> <td data-bbox="762 450 847 510"></td> <td data-bbox="847 450 1246 510">ロ 構内電話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 510 762 571"></td> <td data-bbox="762 510 847 571"></td> <td data-bbox="847 510 1246 571">ハ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 571 762 636">ロ 現場事務所相互間</td> <td data-bbox="762 571 847 636"></td> <td data-bbox="847 571 1246 636">ニ インターホーン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 636 762 860" rowspan="4">事業所全体</td> <td data-bbox="762 636 847 674"></td> <td data-bbox="847 636 1246 674">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 674 847 712"></td> <td data-bbox="847 674 1246 712">ロ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 712 847 750"></td> <td data-bbox="847 712 1246 750">ハ サイレン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 750 847 788"></td> <td data-bbox="847 750 1246 788">ニ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 860 762 1021" rowspan="4">事業所内の任意の場所における作業員相互間</td> <td data-bbox="762 860 847 898"></td> <td data-bbox="847 860 1246 898">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 898 847 936"></td> <td data-bbox="847 898 1246 936">ロ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 936 847 974"></td> <td data-bbox="847 936 1246 974">ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 974 847 1021"></td> <td data-bbox="847 974 1246 1021">ニ メガホン</td> </tr> </tbody> </table>	通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)	イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)		イ ページング設備			ロ 構内電話			ハ 構内放送設備	ロ 現場事務所相互間		ニ インターホーン	事業所全体		イ ページング設備		ロ 構内放送設備		ハ サイレン		ニ 携帯用拡声器	事業所内の任意の場所における作業員相互間		イ ページング設備		ロ 携帯用拡声器		ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)		ニ メガホン	添付書類 No.
通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)																																	
イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)		イ ページング設備																																	
		ロ 構内電話																																	
		ハ 構内放送設備																																	
ロ 現場事務所相互間		ニ インターホーン																																	
事業所全体		イ ページング設備																																	
		ロ 構内放送設備																																	
		ハ サイレン																																	
		ニ 携帯用拡声器																																	
事業所内の任意の場所における作業員相互間		イ ページング設備																																	
		ロ 携帯用拡声器																																	
		ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)																																	
		ニ メガホン																																	
バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項第41号)	<p>製造設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作できるように次の措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バルブの開閉方向を明示します。</li> <li>バルブ等に係る配管には、流体の名称及び方向を表示します。</li> <li>特に保安上重大な影響を与えるバルブ等にあつては、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠・封印等の措置を講じます。</li> <li>バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。</li> <li>バルブ等の操作に必要な照度を確保します。</li> </ol>	添付書類 No.																																	
ディスペンサーの保安距離 (第7条第1項第2号)	<ol style="list-style-type: none"> <li>貯蔵設備、処理設備の外側から第1種保安物件( )、第2種保安物件( )まで、規定以上の距離を確保します。</li> <li>ディスペンサーは、その本体の外側から公道の道路境界線に対し5m以上の距離を有します。</li> </ol>	添付書類 No.																																	
圧縮天然ガスが滞留しない構造(第7条第1項第3号)	<p>ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮天然ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とします。</p>	添付書類 No.																																	
充填を受ける車両の停止位置 (第7条第1項第4号)	<ol style="list-style-type: none"> <li>充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外側から3m以上離れて停止させるための措置を講じます。</li> <li>3m以上離れる措置を講じない場合には、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じます。</li> </ol>	添付書類 No.																																	

条項	対応事項	備考
過充填防止のための措置 (第7条第1項第5号)	圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講じます。	添付書類 No.
火気取扱施設との距離 (第7条第1項第6号)	1 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスの通る部分に限る)は、その外面から火気(当該圧縮天然ガススタンド内のものを除く)を取り扱う施設に対し8m以上の距離を有します。 2 8m以上の距離がとれない場合、流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	添付書類 No.
設備間の距離 (第7条第1項第7号)	圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、次の措置を講じます。 1 外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、液化天然ガススタンドを除く)及び圧縮水素スタンドの高圧ガス設備に対し5m以上の距離を有します。 計画 _____m 2 酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素の通る部分に限る)に対し10m以上の距離を有します。 計画 _____m	添付書類 No.
圧縮水素スタンドまでの距離 (第7条第1項第8号)	圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じます。 計画 _____m	別添 No.
敷地境界までの距離 (第7条第2項第2号)	1 高圧ガス設備(第3号、第4号に掲げるものを除く)は、その外面から当該事業所の敷地境界に対し6m以上の距離を有します。 2 6m以上の距離を確保できない場合、同等以上の措置を講じます。	添付書類 No.
地盤面下に高圧ガス設備を設置する場合の措置 (第7条第2項第3号)	地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じます。	添付書類 No.
道路境界線までの距離 (第7条第2項第4号)	1 ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し5m以上の距離を有します。 2 5m以上の距離を確保できない場合、同等以上の措置を講じます。	添付書類 No.
防火壁の設置 (第7条第2項第5号)	圧縮ガススタンドの周囲(車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く)には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ2m以上の防火壁を設置します。	添付書類 No.
配管の緊急遮断措置 (第7条第2項第6号)	当該製造施設の外部から供給される圧縮天然ガスを受け入れる配管には、緊急時に圧縮天然ガスを遮断するための措置を講じます。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
圧縮機の爆発、漏えい、損傷等防止措置 (第7条第2項第7号)	圧縮天然ガスを製造する圧縮機には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講じます。	添付書類 No.
自動閉止措置 (第7条第2項第8号)	圧縮天然ガスの貯槽に取り付けた配管（圧縮天然ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、貯槽と配管との接続部を含む）には、圧縮天然ガスを送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を講じます。	添付書類 No.
最大充填圧力以下で遮断する措置 (第7条第2項第9号)	ディスペンサーには、充填車両に固定した容器の最大充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止する措置を講じます。	添付書類 No.
配管の措置 (第7条第2項第10号)	配管（高圧ガスが通る部分に限る。）には次の措置を講じます。 イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置する。 ロ トレンチ蓋を通気性の良いものにする。（第11号に規定する設備を設ける場合を除く）	添付書類 No.
漏えい検知機等の設置 (第7条第2項第11号)	製造施設には、当該施設から漏えいする圧縮天然ガスが滞留するおそれのある場所に、当該天然ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、製造施設の運転を自動的に停止するための措置を講じます。	添付書類 No.
感震装置の設定 (第7条第2項第12号)	製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設けます。	添付書類 No.
自動停止装置の手動起動措置 (第7条第2項第13号)	前2号の製造施設の運転を自動に停止する装置には、手動で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びディスペンサーに設置します。	添付書類 No.
警報の発報措置 (第7条第2項第14号)	前3号の規定により、製造施設の運転を停止する場合は、圧縮機の運転を自動的に停止し、かつ、第6号、第8号及び第9号で規定する遮断装置に遮断弁を自動的に閉止し、閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講じます。	添付書類 No.
車両の衝突防止措置 (第7条第2項第15号)	ガス設備は、車両が衝突するおそれのない場所に設置します。 又は、車両の衝突を防止する措置を講じます。	添付書類 No.
圧縮天然ガスが滞留しない構造 (第7条第2項第16号)	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮天然ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とします。	添付書類 No.
充填を受ける車両の停止位置 (第7条第2項第17号)	1 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から3m以上離れて停止させるための措置を講じます。 2 3m以上離れる措置を講じない場合には、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じます。	添付書類 No.



条項	対応事項	備考
火気取扱施設との距離 (第7条第2項第18号)	<p>1 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスの通る部分に限る)は、その外面から火気(当該圧縮天然ガススタンド内のものを除く)を取り扱う施設に対し4m以上の距離を有します。</p> <p>2 4m以上の距離がとれない場合、流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。</p>	添付書類 No.
過充填防止のための措置 (第7条第2項第19号)	<p>圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講じます。</p>	添付書類 No.
設備間の距離 (第7条第2項第20号)	<p>圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、次の措置を講じます。</p> <p>1 外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、圧縮水素ガススタンドを除く)の高圧ガス設備に対し5m以上の距離を有します。 計画 _____m</p> <p>2 酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素の通る部分に限る。)に対し10m以上の距離を有します。 計画 _____m</p>	添付書類 No.
圧縮水素スタンドまでの距離 (第7条第2項第20号の2)	<p>1 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有します。</p> <p>2 6m以上の距離を有しない場合、同等以上の措置を講じます。</p>	添付書類 No.
消火設備の設置 (第7条第2項第21号)	<p>圧縮天然ガススタンドには、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設置します。</p>	添付書類 No.

<記載例> I-4 (液化天然ガススタンドに係る貯蔵)

法第16条第2項及び第18条第2項の技術上の基準に関する事項

(一般則第22条第3号及び第26条第1項第1号の技術上の基準に対応する事項)

※処理能力30m<sup>3</sup>以上の第二種製造者が該当。

条項	対応事項	備考										
第7条の2第1項の準用(第22条第3号)	処理能力が30m <sup>3</sup> 以上の第二種製造者であり液化天然ガススタンドで貯蔵するため、第7条の2第1項の基準に適合します。											
第6条第1項の準用(第7条の2第1項第1号)	第6条第1項第1号、第9号から第21号まで、第26号、第27号、第38号から第41号まで及び第43号の基準に適合します。											
境界線・警戒標(第6条第1項第1号)	1 事業所の境界線を( )により明示します。 2 警戒標は外部から明瞭に識別できる大きさと事業所の出入口付近に掲げます。 3 一部のみが高圧ガス保安法適用施設の場合は、製造施設の周囲に警戒標を掲げます。	添付書類 No.										
製造設備の室の構造(第6条第1項第9号)	製造設備を設置する室は、ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とします。 該当欄に○印	添付書類 No.										
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">空気より軽い可燃性ガス</td> <td></td> <td>開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>換気装置があり正常に作動可能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気より重い可燃性ガス</td> <td></td> <td>開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。</td> </tr> </table>	空気より軽い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。		換気装置があり正常に作動可能	空気より重い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。		床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。	
空気より軽い可燃性ガス			開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。									
		換気装置があり正常に作動可能										
空気より重い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。										
		床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。										
ガス設備の気密な構造(第6条第1項第10号)	ガス設備(高圧ガス設備及び空気取入口を除く。)は、気密な構造とします。	添付書類 No.										
高圧ガス設備の耐圧性能(第6条第1項第11号)	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。 <input type="checkbox"/> 液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格 <input type="checkbox"/> 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格 <input type="checkbox"/> 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備については、特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの	添付書類 No.										

条項	対応事項	備考
高圧ガス設備の 気密性能 (第6条第1項第 12号)	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。 <input type="checkbox"/> 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 <input type="checkbox"/> 又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備については、特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの	添付書類 No.
高圧ガス設備の 強度 (第6条第1項第 13号)	1 高圧ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有します。 2 特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。	添付書類 No.
ガス設備に使用 する材料 (第6条第1項第 14号)	ガス設備には、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。	添付書類 No.
高圧ガス設備の 基礎 (第6条第1項第 15号)	1 高圧ガス設備(配管、圧縮機、ポンプ等を除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものとします。 2 貯槽(貯蔵能力100m <sup>3</sup> 又は1t以上)の支柱(支柱のない貯槽にあっては、その底部)は、同一の基礎に緊結します。	添付書類 No.
貯槽の沈下状況 の測定 (第6条第1項第 16号)	貯槽(貯蔵能力100m <sup>3</sup> 又は1t以上)は、その沈下状況を測定するための措置を講じます。	添付書類 No.
高圧ガス設備の 耐震設計 (第6条第1項第 17号)	塔(当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが5m以上)、貯槽(貯蔵能力が300m <sup>3</sup> 又は3t以上)及び配管(告示で定めるものに限る。)並びにこれらの支持構造物及び基礎は、設計地震動、耐震設計構造物の応力等の計算方法、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とします。	添付書類 No.
高圧ガス設備の 温度計 (第6条第1項第 18号)	1. 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより温度計を設けます。 2. 当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の範囲内に戻すことが出来るような措置を講じます。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考																									
高圧ガス設備の 圧力計及び安全 装置 (第6条第1項第 19号)	1. 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより圧力計を設けます。 2. 高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。	添付書類 No.																									
安全装置の放出 管 (第6条第1項第 20号)	1. 安全装置のうち、安全弁・破裂板には、放出管を設けます。 2. 放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置とします。 ① 貯槽に設けたものは、地盤面から5m以上又は貯槽の頂部から2m以上の高さで、火気となるもののない安全な位置とします。 ② その他の高圧ガス設備に設けたものは、近接する建築物又は工作物（火気取扱施設にあっては8m以内、その他の場合にあっては5m以内にあるもの）の高さ以上とします。	添付書類 No.																									
可燃性ガス低温 貯槽の負圧防止 (第6条第1項第 21号)	低温貯槽には、貯槽内部の圧力が外部の圧力より低下することにより貯槽が破壊することを防止するための措置を講じます。	添付書類 No.																									
電気設備 (第6条第1項第 26号)	高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスに応じた防爆性能を有する構造とします。  <table border="1" data-bbox="395 1077 1241 1335"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>ガス名</th> <th>0種・1種・2種 場所別</th> <th>必要防爆 性能</th> <th>計画防爆 性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	ガス名	0種・1種・2種 場所別	必要防爆 性能	計画防爆 性能			0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種			添付書類 No.
機器名称	ガス名	0種・1種・2種 場所別	必要防爆 性能	計画防爆 性能																							
		0種・1種・2種																									
		0種・1種・2種																									
		0種・1種・2種																									
		0種・1種・2種																									

条項	対応事項	備考																																																																																				
保安電力等 (第 6 条第 1 項第 27 号)	<p>1 対象設備に停電等により当該設備の機能が失われることのないよう保安電力等の措置を講じます。</p> <p>※ 該当欄に○印を記入</p> <table border="1" data-bbox="505 353 1211 1099"> <thead> <tr> <th data-bbox="505 353 620 465">保安電力等 設備</th> <th data-bbox="620 353 695 465">買電</th> <th data-bbox="695 353 770 465">自家 発電</th> <th data-bbox="770 353 868 465">蓄電池 装置</th> <th data-bbox="868 353 965 465">エンジ ン駆動 発電</th> <th data-bbox="965 353 1082 465">スチー ムター ビン 駆動発 電</th> <th data-bbox="1082 353 1211 465">空気又 は窒 素だ め</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>自動制御装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>緊急遮断装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>散水装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>防消火設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>冷却水ポンプ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水噴霧装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>毒性ガス除害設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常照明設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガス漏えい検知警報設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>通報設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>過充填防止装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあつては、常時使用できる予備電池を保有します。</p>	保安電力等 設備	買電	自家 発電	蓄電池 装置	エンジ ン駆動 発電	スチー ムター ビン 駆動発 電	空気又 は窒 素だ め	自動制御装置							緊急遮断装置							散水装置							防消火設備							冷却水ポンプ							水噴霧装置							毒性ガス除害設備							非常照明設備							ガス漏えい検知警報設備							通報設備							過充填防止装置							添付書類 No.
保安電力等 設備	買電	自家 発電	蓄電池 装置	エンジ ン駆動 発電	スチー ムター ビン 駆動発 電	空気又 は窒 素だ め																																																																																
自動制御装置																																																																																						
緊急遮断装置																																																																																						
散水装置																																																																																						
防消火設備																																																																																						
冷却水ポンプ																																																																																						
水噴霧装置																																																																																						
毒性ガス除害設備																																																																																						
非常照明設備																																																																																						
ガス漏えい検知警報設備																																																																																						
通報設備																																																																																						
過充填防止装置																																																																																						
静電気の除去措置 (第 6 条第 1 項第 38 号)	<p>1. 製造設備には静電気を除去する措置を講じます。</p> <p>2. 接地抵抗値は総合 100Ω (避雷設備を設けたものは 10Ω) 以下とします。</p>	添付書類 No.																																																																																				



条項	対応事項	備考																																		
通報設備 (第6条第1項第40号)	<p>事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を次のとおり講じます。</p> <table border="1" data-bbox="416 315 1254 1016"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 315 767 378">通報設備の通報範囲</th> <th data-bbox="767 315 852 378">該当 ○印</th> <th data-bbox="852 315 1254 378">設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 378 767 629">イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)</td> <td data-bbox="767 378 852 441"></td> <td data-bbox="852 378 1254 441">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 441 767 504"></td> <td data-bbox="767 441 852 504"></td> <td data-bbox="852 441 1254 504">ロ 構内電話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 504 767 566"></td> <td data-bbox="767 504 852 566"></td> <td data-bbox="852 504 1254 566">ハ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 566 767 629">ロ 現場事務所相互間</td> <td data-bbox="767 566 852 629"></td> <td data-bbox="852 566 1254 629">ニ インターホーン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 629 767 853" rowspan="4">事業所全体</td> <td data-bbox="767 629 852 692"></td> <td data-bbox="852 629 1254 692">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="767 692 852 754"></td> <td data-bbox="852 692 1254 754">ロ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="767 754 852 817"></td> <td data-bbox="852 754 1254 817">ハ サイレン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="767 817 852 880"></td> <td data-bbox="852 817 1254 880">ニ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 853 767 1016" rowspan="3">事業所内の任意の場所における作業員相互間</td> <td data-bbox="767 853 852 916"></td> <td data-bbox="852 853 1254 916">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="767 916 852 978"></td> <td data-bbox="852 916 1254 978">ロ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="767 978 852 1016"></td> <td data-bbox="852 978 1254 1016">ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1016 767 1106"></td> <td data-bbox="767 1016 852 1106"></td> <td data-bbox="852 1016 1254 1106">ニ メガホン</td> </tr> </tbody> </table>	通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)	イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)		イ ページング設備			ロ 構内電話			ハ 構内放送設備	ロ 現場事務所相互間		ニ インターホーン	事業所全体		イ ページング設備		ロ 構内放送設備		ハ サイレン		ニ 携帯用拡声器	事業所内の任意の場所における作業員相互間		イ ページング設備		ロ 携帯用拡声器		ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)			ニ メガホン	添付書類 No.
通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)																																		
イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)		イ ページング設備																																		
		ロ 構内電話																																		
		ハ 構内放送設備																																		
ロ 現場事務所相互間		ニ インターホーン																																		
事業所全体		イ ページング設備																																		
		ロ 構内放送設備																																		
		ハ サイレン																																		
		ニ 携帯用拡声器																																		
事業所内の任意の場所における作業員相互間		イ ページング設備																																		
		ロ 携帯用拡声器																																		
		ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)																																		
		ニ メガホン																																		
バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項第41号)	<p>製造設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作できるように次の措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バルブの開閉方向を明示します。</li> <li>2 バルブ等に係る配管には、流体の名称及び方向を表示します。</li> <li>3 特に保安上重大な影響を与えるバルブ等にあつては、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠・封印等の措置を講じます。</li> <li>4 バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。</li> <li>5 バルブ等の操作に必要な照度を確保します。</li> </ol>	添付書類 No.																																		
導管 (第6条第1項第43号)	導管については、次の基準に適合するように設置します。																																			
イ. 導管の設置場所禁止	導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所その他告示で定める場所又は建物の内部若しくは基礎面下に設置しません。	添付書類 No.																																		
ロ. 地盤面上の導管の標識	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 導管を地盤面上に設置するときは、地盤面から0.3m以上離して設置します。</li> <li>2 周囲の状況に応じた柵、ガードレール等の防護措置を講じます。</li> <li>3 高圧ガスの種類、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所に設けます。</li> </ol>	添付書類 No.																																		

条項	対応事項	備考
ハ. 地盤面下の導管の標識	<p>1 導管を地盤面下に埋設するときは、0.6m以上地盤面から下に埋設します。</p> <p>2 車両の交通が特に激しい公道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設します。</p> <p>3 上記1、2における深さが得られない場合は、[カバープレート・ケーシング・肉厚を増加させる] 措置を講じます。</p> <p>4 鉄道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設し、かつ、鋼鉄のケーシングを用いて保護します。</p> <p>5 高圧ガスの種類、導管に異常を認めたとときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を次の基準によりに設けます。</p> <p>(1) 人家の多い地区を通る場合は、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所</p> <p>(2) 人家が少ない地区において、導管を道路に沿って設置する場合は、1,000m間隔</p>	添付書類 No.
ニ. 水中導管	<p>1 導管を船の航行する水域の水底に設置する場合は、投錨等による損傷を防止するため、必要な深さ以上の深さに設置します。</p> <p>2 導管を海底、河底に設置する場合は、[管の比重上げる・アンカー]等管の浮上や移動を防止するための措置を講じます。</p> <p>3 導管を波浪の影響を受ける接岸部に設置する場合は、波浪等による損傷を防止するため、[ケーシング・コンクリート防護・防波柵] による防護措置を講じます。</p> <p>4 導管を流水によって洗掘されるおそれのある河床に設置する場合は、洗掘されるおそれのない深さに埋設します。</p> <p>また、水路が不安定な川床に埋設する場合は、水路の浅い部分においても深い部分の導管と水平になるように埋設します。</p>	添付書類 No.
ホ. 導管の耐圧・気密性能	<p>導管は、次のいずれかの耐圧性能及び気密性能を満たします。</p> <p><input type="checkbox"/> 液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格</p> <p><input type="checkbox"/> 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格</p> <p><input type="checkbox"/> 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格</p> <p><input type="checkbox"/> 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格</p>	添付書類 No.



条項	対応事項	備考
へ. 導管の強度	導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該導管の形状、寸法、常用の圧力、常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は導管の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものとしします。	添付書類 No.
ト. 導管の腐食防止措置	<p>1 導管の腐食を防止するための措置を次のとおり講じます。</p> <p>(1) 腐食性のあるガスの場合は、内面防食措置 [当該ガスに侵されないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング] を講じます。</p> <p>(2) 地中に埋設する場合は、[塗装材と被覆材の組み合わせによる塗覆装・アスファルトマスチック等の塗装] により外面を保護します。</p> <p>(3) 地中に埋設する場合は、必要に応じた電気防食措置を講じます。</p> <p>2 導管の応力を吸収するための措置を次のとおり講じます。</p> <p>(1) 地中に埋設する場合は、埋め戻しの際に十分つき固めを行い、導管が均一に、かつ、適当な摩擦力を持って土中に支持されるようにします。</p> <p>(2) 地上に設置する場合は、導管の伸縮を吸収するための措置を講じ、導管の支持構造物は、導管の伸縮を阻害しないものとしします。</p>	添付書類 No.
チ. 導管の温度上昇防止措置	<p>1 導管にガスを供給する設備には、常用の温度を超えた温度のガスを導管に送入せずに処理できる措置を講じます。</p> <p>2 導管を地上に設置する場合は、温度の異常上昇を防止するため、防食塗装の上に銀色塗料を塗装する等の措置を講じます。</p>	添付書類 No.
リ. 導管の安全装置	<p>導管には、常用の圧力を超えた場合に、直ちに常用の圧力以下に戻すことができるような措置を講じます。</p> <p>安全弁 設置数：_____基</p> <p>その他の安全装置( )設置数：_____基</p>	添付書類 No.
ヌ. 導管の水分除去措置	<p>1 内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いて酸素を導管によって輸送するときは、導管と圧縮機との間に水分離器を設けて水分を除去します。</p> <p>2 天然ガスを輸送する導管とこれに接続する圧縮機との間には、水分離器を設けます。</p>	添付書類 No.
ル. 導管の通報設備	事業所を連絡する導管には、緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置[電話・インターホン]を講じます。	添付書類 No.
敷地境界までの距離(第7条の2第1項第2号)	高圧ガス設備(次号から第5号までに掲げる物を除く。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し6m以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じます。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
室の滞留防止措置（第7条の2第1項第3号）	地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じます。	添付書類 No.
液化天然ガス貯槽の基準（第7条の2第1項第4号）	液化天然ガスの貯槽は、次に掲げる基準に適合します。	添付書類 No.
貯槽の埋設（第7条の2第1項第4号イ）	貯槽は地盤面下に埋設します。	添付書類 No.
貯槽の構造（第7条の2第1項第4号ロ）	貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化天然ガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じます。	添付書類 No.
貯槽を室に設置する場合の基準（第7条の2第1項第4号ハ）	貯槽を室（以下この号において「貯槽室」という。）に設置する場合にあっては、次に掲げる基準に適合します。 （イ） 貯槽室の上部は、十分な強度を有する構造とします。 （ロ） 貯槽室には、防水措置を施します。 （ハ） 貯槽室には、その構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止できる換気設備を設けます。	添付書類 No.
貯槽を貯槽室に設置しない場合の基準（第7条の2第1項第4号ニ）	貯槽を貯槽室に設置しない場合にあっては、次に掲げる基準に適合します。 （イ） 貯槽を設置するときは、貯槽を地盤に固定して腐食を防止する措置を講じます。 （ロ） 貯槽を設置するときは、厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の強度を有するもので貯槽上部の地盤面上を覆い、かつ、貯槽が地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じます。 （ハ） 貯槽を設置するときは、必要に応じ周囲に断熱及び凍結防止のための措置を講じます。	添付書類 No.
ディスペンサーから道路境界までの距離（第7条の2第1項第5号）	1 ディスペンサーは、その本体の外側から行動の道路境界に対し5m以上の距離を有します。 2 5m以上の距離を有しない場合、同等以上の措置を講じます。	添付書類 No.
防火壁（第7条の2第1項第6号）	1 液化天然ガススタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。）には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ2m以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を設けます。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
緊急遮断措置(第7条の2第1項第7号)	液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管(液化天然ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるもの)に限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。第13号において同じ。)には、液化天然ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断する措置を講じます。	添付書類 No.
ディスペンサーの充填終了後の措置(第7条の2第1項第8号)	ディスペンサーには、充填終了時に、自動的に液化天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、充填ホースからの漏えいを防止するための措置を講じます。	添付書類 No.
配管の措置(第7条の2第1項第9号)	配管(高压ガスが通る部分に限る。)には次に掲げる措置を講じます。	添付書類 No.
イ. 設置位置	外部からの衝撃により、損傷を受ける恐れのない場所に設置します。	添付書類 No.
ロ. トレンチ内に設置する場合	トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものとします。ただし、次号に規定する設備を設けた場合はこの限りではありません。	添付書類 No.
ガス漏えい検知警報器(第7条の2第1項第10号)	製造施設には、当該施設から漏えいする天然ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置します。	添付書類 No.
液化天然ガス貯槽間距離(第7条の2第1項第11号)	液化天然ガスの貯槽を二以上隣接して設置する場合は、その相互間に1m以上の間隔を保ちます。	添付書類 No.
液面計(第7条の2第1項第12号)	液化天然ガスの貯槽には、液面計(ガラス液面計以外の液面計に限る。)を設けます。	添付書類 No.
貯槽の配管に取り付けたバルブの措置(第7条の2第1項第13号)	液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管には、第7号の規定により講ずる緊急遮断措置に係るバルブのほか、当該貯槽の直近にバルブを設け、かつ、液化天然ガスを送り出し、又は受け入れるとき以外の時は閉鎖します。	添付書類 No.
感震装置(第7条の2第1項第14号)	製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設けます。	添付書類 No.
起動装置(第7条の2第1項第15号)	第10号及び前号の製造設備の運転を自動的に停止する装置には、手で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他の緊急のときに速やかに操作できる位置及びディスペンサーに設置します。	添付書類 No.
遮断装置の遮断弁(第7条の2第1項第16号)	第10号、第14号又は前号の規定により製造設備の運転を停止する場合は、充填のための加圧設備の運転を自動的に停止し、かつ、第7号及び第8号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を自動的に閉止させ、当該閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講じます。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
ガス設備の設置位置（第7条の2第1項第17号）	ガス設備は、車両が衝突するおそれがない場所に設置します。ただし、車両の衝突を防止する措置を講じた場合は、この限りではありません。	添付書類 No.
ディスペンサーの屋根（第7条の2第1項第18号）	ディスペンサーの上部に屋根を設ける場合は、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、液化天然ガスが漏えいしたときに、気化した天然ガスが滞留しない構造とします。	添付書類 No.
火気取扱施設との距離（第7条の2第1項第19号）	1 液化天然ガススタンド（液化天然ガス又は気化した天然ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該液化天然ガススタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し、4 m以上の距離を有します。 2 4 m以上の距離がとれない場合、流動防止措置若しくは液化天然ガス若しくは気化した天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	添付書類 No.
他の製造施設までの距離（第7条の2第1項第20号）	1 液化天然ガススタンドの処理設備と他の可燃性ガスの高圧ガス設備との距離は5 m以上の距離とします。 2 液化天然ガススタンドの処理設備と圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備との距離は6 m以上の距離とします。 3 液化天然ガススタンドの処理設備と酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）との距離は10m以上の距離とします。	添付書類 No.

<記載例> I-5 (圧縮水素スタンドに係る貯蔵)

法第16条第2項及び第18条第2項の技術上の基準に関する事項

(一般則第22条第1項第4号及び第26条第1項第1号の技術上の基準に対応する事項、  
一般則第23条第2項第1号及び第26条第1項第2号の技術上の基準に対応する事項)

※処理能力30m<sup>3</sup>以上の第二種製造者が該当。

条項	対応事項	備考
第7条の3第1項の準用(第22条第1項第4号、第23条第2項第1号)	<p>□圧縮水素スタンドにより貯蔵するため、<u>第7条の3第1項</u>の基準に適合します。 (当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が82MPa以下のものに限り、液化水素を使用する場合にあっては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が1MPa未満のものに限る。)</p> <p>□圧縮水素スタンドにより貯蔵するため、<u>第7条の3第2項</u>の基準に適合します。 (液化水素の貯槽を設置する場合にあっては、第8条第3項及び第4項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。)</p>	
第6条第1項の準用(第7条の3第1項第1号又は第7条の3第2項第1号)	<p>第6条第1項第1号、第2号、第5号から第22号まで、第24号から第27号まで、第32号及び、第38号から第42号までの基準に適合します。</p> <p>第6条第1項第1号、第6号から第14号まで、第16号から第19号まで、第21号、第22号、第24号から第27号まで、第32号、第38号及び第41号並びに第7条の3第1項第1号の2から第1号の4まで及び第17号の基準に適合します。</p>	添付書類 No.
境界線・警戒標(第6条第1項第1号)	<p>1 事業所の境界線を( )により明示します。</p> <p>2 警戒標は外部から明瞭に識別できる大きさと事業所の出入口付近に掲げます。</p> <p>3 一部のみが高压ガス保安法適用施設のとときは、製造施設の周囲に警戒標を掲げます。</p>	添付書類 No.
設備距離(第6条第1項第2号)	<p>貯蔵設備、処理設備の外側から第1種保安物件( )、第2種保安物件( )まで、規定以上の距離を確保します。</p> <p>第1種設備距離 <math>L_1 = \text{ } \text{ m}</math>、計画 <math>\text{ } \text{ m}</math></p> <p>第2種設備距離 <math>L_2 = \text{ } \text{ m}</math>、計画 <math>\text{ } \text{ m}</math></p>	添付書類 No.
貯槽間の距離(第6条第1項第5号)	<p>1 貯槽(貯蔵能力が300m<sup>3</sup>又は3,000kg以上)と他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は、1m以上又は最大直径の和の1/4 ( ) + ( ) / 4 = <math>\text{ } \text{ m}</math>、計画 <math>\text{ } \text{ m}</math> ( ) + ( ) / 4 = <math>\text{ } \text{ m}</math>、計画 <math>\text{ } \text{ m}</math> のいずれか大なるものに等しい距離以上とします。</p> <p>2 規定の距離に満たない場合、水噴霧装置又はこれと同等以上の防火上及び消火上有効な能力を有する措置を講じます。</p>	添付書類 No.

条項	対応事項	備考						
貯槽の識別措置 (第6条第1項第6号)	<p>貯槽には、容易に識別できるよう外部から見やすいように、次のいずれかの措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス名を朱書きし、又は容易にはがれ難い標紙を貼り付けます。</li> <li>2 貯槽の直径の1/10以上の幅で赤色の塗料を塗り、又は容易にはがれ難い標紙を貼り付けます。</li> <li>3 地下に埋設された貯槽にあつては、水素の貯槽であることが分かる標識を掲げます。</li> </ol>	添付書類 No.						
貯槽周囲の流出 防止措置(第6条 第1項第7号、第8 号)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 液化ガスの貯槽(貯蔵能力1,000t以上)の周囲には、液状のガスが漏えい・流出した場合に、その流出を防止するための措置として防液堤を設置します。</li> <li>2 防液堤を設置する場合、その内側及びその外面から10m以内に、貯槽の付属設備その他の設備・施設であつて告示で定めるもの以外のものを設けません。</li> </ol>	添付書類 No.						
製造設備の室の 構造(第6条第1 項第9号)	<p>製造設備を設置する室は、ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とします。</p> <p>該当欄に○印</p> <table border="1" data-bbox="400 920 1246 1032"> <tr> <td data-bbox="400 920 628 987">空気より軽い可燃性ガス</td> <td data-bbox="628 920 708 987"></td> <td data-bbox="708 920 1246 987">開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 987 628 1032"></td> <td data-bbox="628 987 708 1032"></td> <td data-bbox="708 987 1246 1032">換気装置があり正常に作動可能</td> </tr> </table>	空気より軽い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。			換気装置があり正常に作動可能	添付書類 No.
空気より軽い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。						
		換気装置があり正常に作動可能						
ガス設備の気密 な構造(第6条第 1項第10号)	ガス設備(高圧ガス設備を除く。)は、気密な構造とします	添付書類 No.						
高圧ガス設備の 耐圧性能(第6条 第1項第11号)	<p>高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 特定設備については、特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のもの</li> </ul>	添付書類 No.						
高圧ガス設備の 気密性能(第6条 第1項第12号)	<p>高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格</li> <li><input type="checkbox"/> 特定設備については、特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のもの</li> </ul>	添付書類 No.						

条項	対応事項	備考
高圧ガス設備の強度(第6条第1項第13号)	<p>1 高圧ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有します。</p> <p>2 特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。</p>	添付書類 No.
ガス設備に使用する材料(第6条第1項第14号)	<p>ガス設備には、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。</p>	添付書類 No.
高圧ガス設備の基礎(第6条第1項第15号)	<p>1 高圧ガス設備(配管、圧縮機、ポンプ等を除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものとします。</p> <p>2 貯槽(貯蔵能力 100m<sup>3</sup> 又は 1t以上)の支柱(支柱のない貯槽にあっては、その底部)は、同一の基礎に緊結します。</p>	添付書類 No.
貯槽の沈下状況の測定(第6条第1項第16号)	<p>貯槽(貯蔵能力 100m<sup>3</sup> 又は 1t以上)は、その沈下状況を測定するための措置を講じます。</p>	添付書類 No.
高圧ガス設備の耐震設計(第6条第1項第17号)	<p>塔(当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが 5m 以上)、貯槽(貯蔵能力が 300m<sup>3</sup> 又は 3t 以上)及び配管(告示で定めるものに限る。)並びにこれらの支持構造物及び基礎は、設計地震動、耐震設計構造物の応力等の計算方法、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とします。</p>	添付書類 No.
高圧ガス設備の温度計(第6条第1項第18号)	<p>1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより温度計を設けます。</p> <p>2 当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置を講じます。</p>	添付書類 No.
高圧ガス設備の圧力計及び安全装置(第6条第1項第19号)	<p>1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより圧力計を設けます。</p> <p>2 高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。</p>	添付書類 No.
安全装置の放出管(第6条第1項第20号)	<p>1 安全装置のうち、安全弁・破裂板には、放出管を設けます。</p> <p>2 放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置とします。</p> <p>① 水素の貯槽に設けたものは、地盤面から5m以上又は貯槽の頂部から2m以上の高さで、火気となるもののない安全な位置とします。</p> <p>② その他の高圧ガス設備に設けたものは、近接する建築物又は工作物(火気取扱施設にあっては8m以内、その他の場合にあっては5m以内にあるもの)の高さ以上とします。</p>	添付書類 No.

条項	対応事項	備考																									
可燃性ガス低温貯槽の負圧防止(第6条第1項第21号)	低温貯槽には、貯槽内部の圧力が外部の圧力より低下することにより貯槽が破壊することを防止するための措置を講じます。	添付書類 No.																									
液面計(第6条第1項第22号)	1 液化ガスの貯槽には、( )式液面計を設けます。 2 液面計にガラス液面計を使用するときは、次の措置を講じます。 ① その破損を防止するための措置を講じます。 ② 貯槽とガラス液面計を接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による液化ガスの漏えいを防止するための措置として自動式及び手動式の止め弁を設けます。	添付書類 No.																									
貯槽の配管に設けたバルブ(第6条第1項第24号)	貯槽(加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。)に取り付けた配管には、次の措置を講じます。 1 当該貯槽の直近にバルブ(使用時以外は閉止)を設けます。 2 緊急遮断装置を除き一以上のバルブを設けます。	添付書類 No.																									
緊急遮断装置(第6条第1項第25号)	1 液化ガスの貯槽(内容積5,000L未満を除く。)に取り付けた配管(当該液化ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。)には当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置として緊急遮断装置を設けます。 2 緊急遮断装置の操作位置は5m以上離れた位置とします。	添付書類 No.																									
電気設備(第6条第1項第26号)	高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスに応じた防爆性能を有する構造とします。  <table border="1" data-bbox="395 1406 1276 1668"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>ガス名</th> <th>0種・1種・2種 場所別</th> <th>必要防爆 性能</th> <th>計画防爆 性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	ガス名	0種・1種・2種 場所別	必要防爆 性能	計画防爆 性能			0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種			添付書類 No.
機器名称	ガス名	0種・1種・2種 場所別	必要防爆 性能	計画防爆 性能																							
		0種・1種・2種																									
		0種・1種・2種																									
		0種・1種・2種																									
		0種・1種・2種																									



条項	対応事項	備考																																																																																				
保安電力等(第6条第1項第27号)	<p>1 対象設備に停電等により当該設備の機能が失われることのないよう保安電力等の措置を講じます。            ※ 該当欄に○印を記入</p> <table border="1" data-bbox="405 353 1254 1088"> <thead> <tr> <th>保安電力等 設備</th> <th>買電</th> <th>自家 発電</th> <th>蓄電池装 置</th> <th>エンジン 駆動発電</th> <th>スチームター ビン駆動発電</th> <th>空気又は 窒素だめ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>自動制御装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>緊急遮断装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>散水装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>防消火設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>冷却水ポンプ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水噴霧装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>毒性ガス除害 設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常照明設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガス漏えい検 知警報設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>通報設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>過充填防止装 置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあつては、常時            使用できる予備電池を保有します。</p>	保安電力等 設備	買電	自家 発電	蓄電池装 置	エンジン 駆動発電	スチームター ビン駆動発電	空気又は 窒素だめ	自動制御装置							緊急遮断装置							散水装置							防消火設備							冷却水ポンプ							水噴霧装置							毒性ガス除害 設備							非常照明設備							ガス漏えい検 知警報設備							通報設備							過充填防止装 置							添付書類 No.
保安電力等 設備	買電	自家 発電	蓄電池装 置	エンジン 駆動発電	スチームター ビン駆動発電	空気又は 窒素だめ																																																																																
自動制御装置																																																																																						
緊急遮断装置																																																																																						
散水装置																																																																																						
防消火設備																																																																																						
冷却水ポンプ																																																																																						
水噴霧装置																																																																																						
毒性ガス除害 設備																																																																																						
非常照明設備																																																																																						
ガス漏えい検 知警報設備																																																																																						
通報設備																																																																																						
過充填防止装 置																																																																																						
貯槽、支柱の温度上昇防止措置 (第6条第1項第32号)	<p>1 液化ガス貯槽(可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽            であつて可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。)には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置します。</p> <table border="1" data-bbox="418 1339 1257 1594"> <thead> <tr> <th>対象 貯槽名</th> <th>断熱構造 区分</th> <th>散水装置 * (L/(min・m<sup>2</sup>))</th> <th>消火栓 *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>なし</td> <td>法定: 5 計画: _____</td> <td>法定: 1 栓/ 50m<sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ _____ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>準耐火</td> <td>法定: 2.5 計画: _____</td> <td>法定: 1 栓/100m<sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ _____ m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 圧縮ガス貯槽に対しては [消火栓・消防ポンプ車] により対応します。            3 30分間以上連続して放水できる水量を確保します。            必要水量(法定) : _____ m<sup>3</sup>、計画水量 : _____ m<sup>3</sup>            保有水量 : _____ m<sup>3</sup>            4 高さ1m以上の支柱に対しては、次のいずれかの措置を講じます。  <input type="checkbox"/> 厚さ50mm以上のコンクリート又はこれと同等以上の耐熱性能を有する不燃性の断熱材で被覆  <input type="checkbox"/> 1に定める水噴霧装置等を支柱に対し水を放射できるように設置</p>	対象 貯槽名	断熱構造 区分	散水装置 * (L/(min・m <sup>2</sup> ))	消火栓 *		なし	法定: 5 計画: _____	法定: 1 栓/ 50m <sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ _____ m <sup>2</sup>		準耐火	法定: 2.5 計画: _____	法定: 1 栓/100m <sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ _____ m <sup>2</sup>	添付書類 No.																																																																								
対象 貯槽名	断熱構造 区分	散水装置 * (L/(min・m <sup>2</sup> ))	消火栓 *																																																																																			
	なし	法定: 5 計画: _____	法定: 1 栓/ 50m <sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ _____ m <sup>2</sup>																																																																																			
	準耐火	法定: 2.5 計画: _____	法定: 1 栓/100m <sup>2</sup> 計画: _____ 栓/ _____ m <sup>2</sup>																																																																																			

条項	対応事項	備考																																											
静電気の除去措置(第6条第1項第38号)	1. 製造設備には静電気を除去する措置を講じます。 2. 接地抵抗値は総合 100Ω (避雷設備を設けたものは 10Ω) 以下とします。	添付書類 No.																																											
防消火設備(第6条第1項第39号)	<p>可燃性ガスの製造施設には、その規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けます。</p> <p>1 防火設備</p> <p>①</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>該当 ○印</th> <th colspan="2">防 火 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ガス設備、貯蔵設備又は消費設備(内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽(コールドエボレーターを含む。), 散水することが危険となる設備及び配管を除く)</td> <td></td> <td colspan="2">5 L/min・㎡以上, 準耐火構造以上の設備にあっては 2.5 L/min・㎡以上の水を噴霧できるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放水ノズルの筒先圧力が 0.35MPa 以上であり, かつ放水能力が 400 L/min 以上の固定式放水銃</td> <td rowspan="2">2 方向以上から 5 L/min・㎡×1.6 以上の水量を放水できるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放水ノズルの筒先圧力が 0.35MPa 以上であり, かつ放水能力が 400 L/min 以上の移動式放水銃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放水ノズルの筒先圧力が 0.35MPa 以上であり, かつ放水能力が 400 L/min 以上の消火栓</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>放水能力が 1,900 L/min 以上の放水砲</td> <td>5 L/min・㎡×1.6 以上の水量を放水できるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>②水源の容量は、同時に放射を必要とする最大水量を 30 分間以上連続して放射できる水量とします。 必要水量(法定) _____m<sup>3</sup>      計画水量 _____m<sup>3</sup> 保有水量 _____m<sup>3</sup></p> <p>③供給元弁及び操作弁の操作場所と当該対象設備との距離は 15m 以上とします。</p> <p>2 消火設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象設備</th> <th>粉末消火器</th> <th>必要個数</th> <th>計画個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貯槽以外の貯蔵設備, 処理設備又は消費設備若しくは容器置場</td> <td>設備内の停滞ガス量 10 トンにつき B-10 1 個相当以上 最小設置数量: B-10 3 個相当</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貯 槽</td> <td>防 液 堤 設 置</td> <td>防液堤の周囲に歩行距離 75 m 以下ごとに B-10 3 個相当以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">建屋内の高圧ガス設備</td> <td>不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替とすることができる。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">上段: 能力単位 下段: 設置個数</p>	対象設備	該当 ○印	防 火 設 備		ガス設備、貯蔵設備又は消費設備(内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽(コールドエボレーターを含む。), 散水することが危険となる設備及び配管を除く)		5 L/min・㎡以上, 準耐火構造以上の設備にあっては 2.5 L/min・㎡以上の水を噴霧できるもの			放水ノズルの筒先圧力が 0.35MPa 以上であり, かつ放水能力が 400 L/min 以上の固定式放水銃	2 方向以上から 5 L/min・㎡×1.6 以上の水量を放水できるもの		放水ノズルの筒先圧力が 0.35MPa 以上であり, かつ放水能力が 400 L/min 以上の移動式放水銃		放水ノズルの筒先圧力が 0.35MPa 以上であり, かつ放水能力が 400 L/min 以上の消火栓			放水能力が 1,900 L/min 以上の放水砲	5 L/min・㎡×1.6 以上の水量を放水できるもの	対象設備		粉末消火器	必要個数	計画個数	貯槽以外の貯蔵設備, 処理設備又は消費設備若しくは容器置場		設備内の停滞ガス量 10 トンにつき B-10 1 個相当以上 最小設置数量: B-10 3 個相当			貯 槽	防 液 堤 設 置	防液堤の周囲に歩行距離 75 m 以下ごとに B-10 3 個相当以上			その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上			建屋内の高圧ガス設備		不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替とすることができる。			添付書類 No.
対象設備	該当 ○印	防 火 設 備																																											
ガス設備、貯蔵設備又は消費設備(内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽(コールドエボレーターを含む。), 散水することが危険となる設備及び配管を除く)		5 L/min・㎡以上, 準耐火構造以上の設備にあっては 2.5 L/min・㎡以上の水を噴霧できるもの																																											
		放水ノズルの筒先圧力が 0.35MPa 以上であり, かつ放水能力が 400 L/min 以上の固定式放水銃	2 方向以上から 5 L/min・㎡×1.6 以上の水量を放水できるもの																																										
		放水ノズルの筒先圧力が 0.35MPa 以上であり, かつ放水能力が 400 L/min 以上の移動式放水銃																																											
		放水ノズルの筒先圧力が 0.35MPa 以上であり, かつ放水能力が 400 L/min 以上の消火栓																																											
		放水能力が 1,900 L/min 以上の放水砲	5 L/min・㎡×1.6 以上の水量を放水できるもの																																										
対象設備		粉末消火器	必要個数	計画個数																																									
貯槽以外の貯蔵設備, 処理設備又は消費設備若しくは容器置場		設備内の停滞ガス量 10 トンにつき B-10 1 個相当以上 最小設置数量: B-10 3 個相当																																											
貯 槽	防 液 堤 設 置	防液堤の周囲に歩行距離 75 m 以下ごとに B-10 3 個相当以上																																											
	その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上																																											
建屋内の高圧ガス設備		不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替とすることができる。																																											

条項	対応事項	備考																																							
通報設備(第6条第1項第40号)	<p>事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を次のとおり講じます。</p> <table border="1" data-bbox="437 338 1275 1037"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 338 791 398">通報設備の通報範囲</th> <th data-bbox="791 338 876 398">該当 ○印</th> <th data-bbox="876 338 1275 398">設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 398 791 651">イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)</td> <td data-bbox="791 398 876 465"></td> <td data-bbox="876 398 1275 465">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 465 791 526">ロ 現場事務所相互間</td> <td data-bbox="791 465 876 526"></td> <td data-bbox="876 465 1275 526">ロ 構内電話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 526 791 586"></td> <td data-bbox="791 526 876 586"></td> <td data-bbox="876 526 1275 586">ハ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 586 791 647"></td> <td data-bbox="791 586 876 647"></td> <td data-bbox="876 586 1275 647">ニ インターホーン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 647 791 875">事業所全体</td> <td data-bbox="791 647 876 685"></td> <td data-bbox="876 647 1275 685">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 685 791 723"></td> <td data-bbox="791 685 876 723"></td> <td data-bbox="876 685 1275 723">ロ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 723 791 761"></td> <td data-bbox="791 723 876 761"></td> <td data-bbox="876 723 1275 761">ハ サイレン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 761 791 875"></td> <td data-bbox="791 761 876 799"></td> <td data-bbox="876 761 1275 799">ニ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 875 791 1037">事業所内の任意の場所における作業員相互間</td> <td data-bbox="791 875 876 913"></td> <td data-bbox="876 875 1275 913">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 913 791 952"></td> <td data-bbox="791 913 876 952"></td> <td data-bbox="876 913 1275 952">ロ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 952 791 990"></td> <td data-bbox="791 952 876 990"></td> <td data-bbox="876 952 1275 990">ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 990 791 1037"></td> <td data-bbox="791 990 876 1037"></td> <td data-bbox="876 990 1275 1037">ニ メガホン</td> </tr> </tbody> </table>	通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)	イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)		イ ページング設備	ロ 現場事務所相互間		ロ 構内電話			ハ 構内放送設備			ニ インターホーン	事業所全体		イ ページング設備			ロ 構内放送設備			ハ サイレン			ニ 携帯用拡声器	事業所内の任意の場所における作業員相互間		イ ページング設備			ロ 携帯用拡声器			ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)			ニ メガホン	添付書類 No.
通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)																																							
イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)		イ ページング設備																																							
ロ 現場事務所相互間		ロ 構内電話																																							
		ハ 構内放送設備																																							
		ニ インターホーン																																							
事業所全体		イ ページング設備																																							
		ロ 構内放送設備																																							
		ハ サイレン																																							
		ニ 携帯用拡声器																																							
事業所内の任意の場所における作業員相互間		イ ページング設備																																							
		ロ 携帯用拡声器																																							
		ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)																																							
		ニ メガホン																																							
バルブ等の操作に係る措置(第6条第1項第41号)	<p>製造設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作できるように次の措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バルブの開閉方向を明示します。</li> <li>バルブ等に係る配管には、流体の名称及び方向を表示します。</li> <li>特に保安上重大な影響を与えるバルブ等にあつては、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠・封印等の措置を講じます。</li> <li>バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。</li> <li>バルブ等の操作に必要な照度を確保します。</li> </ol>	添付書類 No.																																							
容器置場(第6条第1項第42号)	<p>容器置場並びに充填容器及び残ガス容器(以下「充填容器等」という。)は次の基準に適合するように措置します。</p>																																								
イ. 容器置場の明示及び警戒標	<p>容器置場は明示し、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げます。さらに容器置場には可燃性ガスである旨を表示します。</p>	添付書類 No.																																							
ロ. 容器置場の構造	<p>容器置場(断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く)は、一階建とします。 圧縮水素(充填圧力 20MPa 以下のもの)のみを貯蔵する容器置場は、二階建以下とします。</p>	添付書類 No.																																							

条項	対応事項	備考
ハ. 置場距離	第1種保安物件( )、第2種保安物件( )に対し、容器置場の面積に応じた規定以上の距離を確保します。 第1種置場距離 1__ = _____ m、計画 _____ m 第2種置場距離 1__ = _____ m、計画 _____ m (1、1の距離を確保できないので、障壁を設置します。)	添付書類 No.
二. 容器置場の障壁	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場距離短縮条件を満たすように、直径9mm以上の鉄筋を縦、横 40cm以下の間隔に配筋し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ 12cm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けます。	添付書類 No.
ホ. 直射日光を遮る措置	充填容器に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置(ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方方向に開放することを妨げないものに限る。)として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けます。	添付書類 No.
ヘ. 可燃性ガスの容器置場の構造	容器置場は当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。	添付書類 No.
ト. ジシラン等の容器置場	該当しません	添付書類 No.
チ. 毒性ガスの容器置場の除外措置	該当しません	添付書類 No.
リ. 二階建容器置場の構造	圧縮水素のみを貯蔵する容器置場は、告示に定める構造とします。	添付書類 No.
ヌ. 容器置場に設ける消火設備	容器置場には適切な消火設備を設けます。  必要数量 _____ 個      計画数量 _____ 個	添付書類 No.
地盤面下に高圧ガス設備を設置する場合の措置(第7条の3第1項第1号の2)	地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するため、以下の措置を講じます。 1 地盤面下に設置する高圧ガス設備の室の上部は厚さ 12cm以上の鉄筋コンクリート造りとします。 2 高圧ガス設備を設置する室には、700m <sup>3</sup> /h 以上であり、かつ、当該室の床面積 1m <sup>2</sup> につき 0.5m <sup>3</sup> /min 以上の通風能力を有する換気設備を設けます。ただし、当該設備の設置面積1m <sup>2</sup> につき 2m <sup>3</sup> /min 以上の通風能力があり、当該設備周辺の空気を実際に吸引できることが確認されている換気設備を有する場合にあってはこの限りではありません。	添付書類 No.
地盤面下に液化水素の貯槽を設置する場合の措置(第7条の3第1項第1号の3)	地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には、防水措置を施します。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
地盤面下の貯槽の温度上昇防止措置(第7条の3第1項第1号の4)	地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じます。	添付書類 No.
ディスペンサーの保安距離(第7条の3第1項第2号)	1 ディスペンサーから第1種保安物件( )、第2種保安物件( )まで、規定以上の距離を確保します。 第1種設備距離 $L_1 =$ _____ m、計画 _____ m 第2種設備距離 $L_2 =$ _____ m、計画 _____ m 2 ディスペンサー本体の外表面から公道の道路境界線に対し8m(圧縮水素スタンドの常用の圧力が40MPa以下の場合にあっては6m)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じます。	添付書類 No.
受入れ配管の緊急遮断措置(第7条の3第1項第3号)	製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講じます。	添付書類 No.
貯槽及び蓄圧器に取り付けた遮断措置(第7条の3第1項第4号)	圧縮水素及び液化水素の貯槽(蓄圧器(圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る)に取り付けた配管(圧縮水素若しくは液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、貯槽と配管との接続部を含む)には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を2以上(液化水素の貯槽に取り付けた配管にあっては1)設けます。 緊急遮断装置又は逆止弁は、蓄圧器の元弁以降のできるだけ蓄圧器に近い位置に設けます。	添付書類 No.
ディスペンサーの遮断措置及び漏えい防止措置(第7条の3第1項第5号)	1 ディスペンサーには、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力があらかじめ定められた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けます。 2 充填ホースを車両に固定した容器とのカップリング等接続部分は、容器と接続されていないときに圧縮水素が供給されない構造とします。 3 充填ホースに著しい引張力が加わったときに、当該ホースの破断等による圧縮水素の漏えいを防止する措置を講じます。 4 製造設備を停止した場合には、充填ホース内を減圧する等自動的に充填ホース内の圧縮水素の容積が標準状態に換算したときに20L以下になるような措置を講じます。	添付書類 No.
配管の設置場所(第7条の3第1項第6号)	配管(高压ガスが通る部分に限る。)には次に掲げる措置を講じます。 イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置します。 ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものにします。(第7号に規定する設備を設ける場合を除く。)	添付書類 No.

条項	対応事項	備考																								
ガス漏えい検知警報設備 (第7条の3第1項第7号)	<p>1 製造施設には、当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留する恐れのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を次のとおり設けます。</p> <table border="1" data-bbox="392 353 1276 1043"> <thead> <tr> <th data-bbox="392 353 475 427">該当 ○印</th> <th data-bbox="475 353 855 427">設置場所</th> <th data-bbox="855 353 1139 427">必要設置個数</th> <th data-bbox="1139 353 1276 427">計画個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="392 427 475 573"></td> <td data-bbox="475 427 855 573">屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置したる場所の周囲</td> <td data-bbox="855 427 1139 573">設備群の周囲10mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個</td> <td data-bbox="1139 427 1276 573">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 573 475 719"></td> <td data-bbox="475 573 855 719">屋外に設置されている上記設備がほかの施設等に近接しガスが滞留する恐れのある場所</td> <td data-bbox="855 573 1139 719">設備群の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個</td> <td data-bbox="1139 573 1276 719">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 719 475 864"></td> <td data-bbox="475 719 855 864">加熱炉等の着火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所</td> <td data-bbox="855 719 1139 864">加熱炉等の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個</td> <td data-bbox="1139 719 1276 864">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 864 475 972"></td> <td data-bbox="475 864 855 972">計器質の内部(漏えいしたガスが侵入する恐れがないような措置を講じた場合を除く)</td> <td data-bbox="855 864 1139 972">1個以上</td> <td data-bbox="1139 864 1276 972">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 972 475 1043"></td> <td data-bbox="475 972 855 1043">毒性ガスの充填用接続ロ一群の周囲</td> <td data-bbox="855 972 1139 1043">1個以上</td> <td data-bbox="1139 972 1276 1043">個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 指示警報部は、関係者が常駐する場所( )に設置します。</p>	該当 ○印	設置場所	必要設置個数	計画個数		屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置したる場所の周囲	設備群の周囲10mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個		屋外に設置されている上記設備がほかの施設等に近接しガスが滞留する恐れのある場所	設備群の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個		加熱炉等の着火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所	加熱炉等の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個	個		計器質の内部(漏えいしたガスが侵入する恐れがないような措置を講じた場合を除く)	1個以上	個		毒性ガスの充填用接続ロ一群の周囲	1個以上	個	添付書類 No.
該当 ○印	設置場所	必要設置個数	計画個数																							
	屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置したる場所の周囲	設備群の周囲10mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個																							
	屋外に設置されている上記設備がほかの施設等に近接しガスが滞留する恐れのある場所	設備群の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個																							
	加熱炉等の着火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所	加熱炉等の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個	個																							
	計器質の内部(漏えいしたガスが侵入する恐れがないような措置を講じた場合を除く)	1個以上	個																							
	毒性ガスの充填用接続ロ一群の周囲	1個以上	個																							
ディスペンサー上部の屋根の構造 (第7条の3第1項第8号)	<p>ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性または難燃性の材料を用いるとともに、以下のいずれかの構造とし、圧縮水素が漏えいしたときに滞留しない構造とします。</p> <p><input type="checkbox"/>ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が水平でかつ平面の構造</p> <p><input type="checkbox"/>ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が傾斜している又は久くぼみを有する場合は、漏えいしたガスが屋根の下部面から上部面へ抜けるような構造</p>	添付書類 No.																								
充填を受ける車両の停止位置等 (第7条の3第1項第9号)	<p>1 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外側から3m以上離れて停止させるための措置を講じます。</p> <p>2 3m以上離れる措置を講じない場合には、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じます。</p>	添付書類 No.																								

条項	対応事項	備考
火気取扱施設までの距離 (第7条の3第1項第10号)	<p>1 圧縮水素スタンド(可燃性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し下記以上の距離を有します。</p> <p><input type="checkbox"/>8m 計画 ____m</p> <p><input type="checkbox"/>常用の圧力が 40MPa 以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分 6m 計画 ____m</p> <p><input type="checkbox"/>常用の圧力が 40MPa を超える液化水素が通る部分 10m 計画 ____m</p> <p><input type="checkbox"/>常用の圧力が1MPa 以上 40MPa 以下の液化水素が通る部分 9m 計画 ____m</p> <p><input type="checkbox"/>常用の圧力が 1MPa 未満の液化水素が通る部分 2m 計画 ____m</p> <p>2 距離が取れない場合、流動防止措置又は当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動措置により直ちに使用中に火気を消すための措置を講じます。</p>	添付書類 No.
過充填防止のための措置 (第7条の3第1項第11号)	<p>圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を次のとおり講じます。</p> <p>1 充填設備には、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力が、燃料装置用の容器の最高充填圧力以下であって、外気温度と燃料装置容器の初期圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けます。</p> <p>2 外気温度は、圧縮水素スタンド内の直射日光が当たらない適切な場所で測定します(ただし、圧縮水素を冷却することなく 35MPa を超えない圧力まで充填を行う場合には、この限りではありません。以下、3においても同じ。)</p> <p>3 充填設備には、燃料電池用容器に充填する圧縮水素ガスの温度を検知しかつ表示する装置を備え、当該温度の異常を検知した場合には、自動的に充填を停止する装置を設けます。</p> <p>4 70MPa 以上の圧力で充填可能なノズルは、最高充填圧力が 70MPa 未満の車両のレセプタクルに接続できない構造とします。</p>	過充填防止のための措置 (第7条の3第1項第11号)
他の高圧ガス設備との距離 (第7条の3第1項第12号)	<p>圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却のように供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。)に対し6m以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備に対し 10m以上の距離を有します。</p>	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
圧縮天然ガススタンドとの距離 (第7条の3第1項第12号の2)	圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有し、又はこれと同等の措置を講じます。	添付書類 No.
大量流出防止措置 (第7条の3第1項第13号)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置として、過流防止弁を設置し、できるだけ蓄圧器に近づけることとします(ただし、過流防止弁が作動した場合でも、安全装置の機能を損なわないこととします。)</li> <li>2 過流防止弁は、流量が著しく増加した圧縮水素の力で作動し、水素の流出を遮断する構造とするとともに、下流側の全てのディスペンサーを使って一斉に車両に固定した容器へ充填する場合の流量の3倍以上の流量で確実に作動することとします。</li> <li>3 当該配管(常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。)には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講じます。</li> </ol>	添付書類 No.
流入防止措置 (第7条の3第1項第14号)	一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機(水電解水素発生昇圧装置を含む。この号及び第16号において同じ。)が配管(圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。)で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置として、逆止弁を設置します。	添付書類 No.



条項	対応事項	備考												
複合構造の蓄圧器に関する措置 (第7条の3第1項第15号)	<p>ライナーを繊維強化プラスチックで補強した構造(複合構造)を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合します。</p> <p>1 ライナーに、ヘリカル巻若しくはインプレーン巻により樹脂含浸連続繊維を巻きつけた構造(フルラップ構造)又はフープ巻のみにより樹脂含浸連続繊維を巻きつけた構造(フープラップ構造)とします。</p> <p>2 その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止するため、以下の措置を講じます。</p> <p>(1) 温度の上昇を検知する装置として、電氣的に温度を出力できる温度計を蓄圧器表面に、かつ、バンクごとに1つ以上設置します。</p> <p>(2) 温度の上昇を防止するための措置として、紫外線等による劣化を防止するために設置した覆い等の外面又は内面及び蓄圧器の表面積1m<sup>2</sup>につき5L/min以上の水量を全表面に放射できる能力を持った水噴霧装置又は散水設備を設け、覆い等の表面積又は蓄圧器の表面積の合計のいずれか大なるものに30分以上連続して放射できる水量を有することとします。</p> <p>(3) 蓄圧器を設置したフレームの全側面に、輻射熱を反射しやすい金属製のガラリ又はルーバーを設置するとともに、スタンドの外部火災による水平輻射熱や雨水等が入り込まない構造とします(ただし、障壁として設けた鋼板等がこの目的を達成できなる場合はこの限りではありません。)</p> <p>(4) 蓄圧器の外表面には防水塗料を塗布し、口金部へシール材を塗布します。</p>	添付書類 No.												
圧縮機と充填場所間等の障壁 (第7条の3第1項第16号)	<p>1 圧縮機と圧力が10MPa以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は第1号で準用する第6条第1項第42号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間には、次の障壁を設けます。</p> <table border="1" data-bbox="395 1400 1233 1906"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 1400 475 1473">該当 ○印</th> <th data-bbox="475 1400 783 1473">種類</th> <th data-bbox="783 1400 1233 1473">構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1473 475 1581"></td> <td data-bbox="475 1473 783 1581">鉄筋コンクリート製</td> <td data-bbox="783 1473 1233 1581">直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1581 475 1688"></td> <td data-bbox="475 1581 783 1688">コンクリートブロック製</td> <td data-bbox="783 1581 1233 1688">直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ15cm以上、高さ2m以上のものであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1688 475 1906"></td> <td data-bbox="475 1688 783 1906">鋼板製</td> <td data-bbox="783 1688 1233 1906">厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 障壁は堅固な基礎の上に構築し、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造とします。</p>	該当 ○印	種類	構造		鉄筋コンクリート製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること		コンクリートブロック製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ15cm以上、高さ2m以上のものであること		鋼板製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること	添付書類 No.
該当 ○印	種類	構造												
	鉄筋コンクリート製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること												
	コンクリートブロック製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ15cm以上、高さ2m以上のものであること												
	鋼板製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること												

条項	対応事項	備考
水分解水素発生昇圧装置の措置 (第7条の3第1項第17号)	水分解水素発生昇圧装置により、圧縮水素を製造する場合は、当該水分解発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を次のとおり講じます。 1 水電解水素発生昇圧装置の水素及び酸素の放出管の開口部は、付近に滞留するおそれのない通風の良い場所に設置するとともに、酸素の放出管の開口部を、水素の放出管の開口部の高さより低い位置に設置します。また、酸素を放出する際には、空気又は不活性ガスと混合し、他に危害をおよぼすおそれのない濃度で放出します。 2 水素と酸素を分離する膜(支持体を含む。)は、設計上の最高圧力に対し、十分な強度を有するものとします。 3 水分解発生昇圧装置において、水素と酸素を分離する膜に破裂、敗れ等が生じ、水素に酸素が混入するおそれが生じた場合には、自動的に当該装置を停止する措置を講じます。 4 低温による水の凍結に伴う水分解発生昇圧装置の損傷を防止する措置を講じます。 5 水素気液分離機、酸素気液分離機、水封器等の液面計故障時の対策について考慮します。	添付書類 No.
液化水素昇圧ポンプの措置(第7条の3第1項第18号)	常用の圧力が1MPa以上の液化水素を製造する液化水素昇圧ポンプには、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を次のとおり講じます。 1 ポンプには、ポンプの入口側に設けられた緊急遮断装置が閉止状態にあるときに、起動できない措置を講じます。 2 ポンプの吐出側の圧力を常用の圧力以下の圧力に自動的に制御する措置を講じます。 3 ポンプの吐出側の圧力が許容圧力を超えるおそれが生じたときに、自動的に当該ポンプを停止する措置が講じます。 4 通常の運転状態において、ポンプの吐出側の圧力に異常が生じたときに、自動的に当該ポンプを停止する措置を講じます。 5 ポンプを室内に設置し、十分な面積をもった2方向以上の開口部又は換気装置若しくはこれらの併設によって通風を良好にした構造とする場合は、当該換気設備が停止しているときに起動できない措置及び当該換気設備が停止した時に自動的にポンプを停止する措置を講じます。	
貯槽間距離 (第7条の3第2項第1号の2)	1 可燃性ガスの貯槽(液化水素以外の貯槽にあっては、貯蔵能力が300m <sup>3</sup> 又は3,000kg以上のものに限る。以下この号において同じ。)と他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は、1m以上又は最大直径の和の1/4 $\frac{(\quad + \quad)}{4} = \quad \text{m、 計画} \quad \text{m}$ $\frac{(\quad + \quad)}{4} = \quad \text{m、 計画} \quad \text{m}$ のいずれか大なるものに等しい距離以上とします。 2 規定の距離に満たない場合、防火上及び消火上有効な措置を講じます。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
高圧ガス設備の基礎 (第7条の3第2項第1号の3)	1 高圧ガス設備(配管、ポンプ、圧縮機及びこの号に規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものとします。  2 貯槽(液化水素以外の貯槽にあつては、貯蔵能力が100m <sup>3</sup> 又は1t以上のものに限る。以下この号及び第1号で準用する第6条第1項第16号において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽にあつては、その底部)は、同一の基礎に緊結します。	添付書類 No.
高圧ガス設備の外面から敷地境界に対する距離 (第7条の3第2項第2号)	1 高圧ガス設備(次号及び第3号に掲げるものを除く。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し下記以上の距離を有します。 <input type="checkbox"/> 8m 計画 _____ m <input type="checkbox"/> 常用の圧力が40MPa以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分 6m 計画 _____ m <input type="checkbox"/> 常用の圧力が40MPaを超える液化水素が通る部分 10m 計画 _____ m <input type="checkbox"/> 常用の圧力が1MPa以上40MPa以下の液化水素が通る部分 9m 計画 _____ m <input type="checkbox"/> 常用の圧力が1MPa未満の液化水素が通る部分 6m 計画 _____ m  2 規定の距離に満たない場合、防火上及び消火上有効な措置を講じます。	添付書類 No.
冷凍設備から保安物件に対する距離(第7条の3第2項第2号の2)	製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は、その外面から、第1種保安物件に対し第1種設備距離以上、第2種保安物件に対し第2種設備距離以上の距離を有します。  第1種設備距離 L <sub>1</sub> = _____ m、計画 _____ m 第2種設備距離 L <sub>2</sub> = _____ m、計画 _____ m ただし、冷凍保安規則第7条第1項第1号の基準に適合する冷凍設備のうち、不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備(ブライン(不活性のものに限る。))によって冷却するものを含む。)は、この限りではありません。	
ディスペンサー本体の外面から道路境界に対する距離(第7条の3第2項第3号)	1 ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し8m(圧縮水素スタンドの常用の圧力が40MPa以下の場合にあつては、6m)以上の距離を有します。 2 規定の距離に満たない場合、防火上及び消火上有効な措置を講じます。	

条項	対応事項	備考												
高圧ガス設備と敷地境界との間に接地する防火壁 (第7条の3第2項第4号)	1 圧縮水素スタンドの周囲(車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。)には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ2m以上の防火壁を設けます。 2 規定の防火壁を設置できないため、これと同等以上の措置を講じます。													
緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置 (第7条の3第2項第5号)	当該製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講じます。													
圧縮機の損傷等を防止するための措置(第7条の3第2項第6号)	圧縮水素を製造する圧縮機には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を次のとおり講じます。 1 圧縮機の入口配管に設けられた緊急遮断装置が閉止状態にあるときに、起動できない措置を講じます。 2 圧縮機の入気側の圧力が負圧になるおそれが生じたときに、自動的に圧縮機を停止する措置を講じます。 3 圧縮機の吐出側の圧力を常用の圧力以下の圧力に自動的に制御する措置を講じます。 4 圧縮機の吐出側の圧力が許容圧力を超えるおそれが生じたときに、自動的に圧縮機を停止する措置を講じます。 5 圧縮機の吐出側の配管には逆止弁を設置します。 6 鋼板製ケーシング又は不燃性構造の室内に設置し、かつ、室には十分な換気能力を有する換気設備を設けます。 7 圧縮機を設置したケーシング内又は室内の換気設備が停止しているときに起動できない措置及び当該換気設備が停止したときに自動的に圧縮機を設置する措置を講じます。 8 圧縮機と蓄圧器との間の鋼板製ケーシング壁面又は不燃性構造の室の壁面は、次に掲げるものとします。 <table border="1" data-bbox="392 1442 1257 1966"> <thead> <tr> <th data-bbox="392 1442 480 1525">該当 ○印</th> <th data-bbox="480 1442 715 1525">種類</th> <th data-bbox="715 1442 1257 1525">構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="392 1525 480 1644"></td> <td data-bbox="480 1525 715 1644">鉄筋コンクリート製造</td> <td data-bbox="715 1525 1257 1644">直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1644 480 1762"></td> <td data-bbox="480 1644 715 1762">コンクリートブロック製</td> <td data-bbox="715 1644 1257 1762">直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1762 480 1966"></td> <td data-bbox="480 1762 715 1966">鋼鉄製</td> <td data-bbox="715 1762 1257 1966">厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること</td> </tr> </tbody> </table>	該当 ○印	種類	構造		鉄筋コンクリート製造	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること		コンクリートブロック製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること		鋼鉄製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること	添付書類 No.
該当 ○印	種類	構造												
	鉄筋コンクリート製造	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること												
	コンクリートブロック製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること												
	鋼鉄製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること												

条項	対応事項	備考
配管の自動遮断措置(第7条の3第2項第7号)	圧縮水素及び液化水素の貯槽に取り付けた配管には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上(液化水素の貯槽に取り付けた配管にあつては、一)講じます。	添付書類 No.
ディスペンサーの遮断装置及び漏えい防止措置(第7条の3第2項第8号)	<ol style="list-style-type: none"> <li>ディスペンサーには、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力があらかじめ定められた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けます。</li> <li>充填ホースを車両に固定した容器とのカップリング等接続部分は、容器と接続されていないときに圧縮水素が供給されない構造とします。</li> <li>充填ホースに著しい引張力が加わったときに、当該ホースの破断等による圧縮水素の漏えいを防止する措置を講じます。</li> <li>製造設備を停止した場合には、充填ホース内を減圧する等自動的に充填ホース内の圧縮水素の容積が標準状態に換算したときに20L以下になるような措置を講じます。</li> </ol>	添付書類 No.
配管の設置場所(第7条の3第2項第9号)	配管(高压ガスが通る部分に限る。)には、次に掲げる措置を講じます。 イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置します。 ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものにします。ただし、第16号に規定する設備を設けた場合は、この限りではありません。	添付書類 No.
圧力リリーフ弁(第7条の3第2項第10号)	蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管には、第1号で準用する第6条第1項第19号の安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を有する装置(以下「圧力リリーフ弁」という。)を設けます。	添付書類 No.
液化水素貯槽の安全装置(第7条の3第2項第10号の2)	液化水素の貯槽には、二以上の安全装置(当該安全装置が接続している元弁が同時に閉じることができない構造のものに限る。)を設けるほか、圧力リリーフ弁を設けます。	添付書類 No.
遮断措置(第7条の3第2項第10号の3)	送ガス蒸発器(大気熱交換式のものであって常用の圧力が1MPa未満のものを除く。)の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置を講じます。	添付書類 No.
放出管(第7条の3第2項第11号)	<p>第1号で準用する第6条第1項第19号の安全装置のうち安全弁又は破裂板及び第10号又は第10号の2の規定により設けた圧力リリーフ弁には、放出管を設けます。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置にあります。</p> <p>地盤面から5m以上の高さ 計画_____m  頭頂部から2m以上の高さ 計画_____m  敷地境界の鉛直面及び放出管開口部の周囲の着火源等から6m以上離れた安全な場所 計画_____m</p>	添付書類 No.
液化水素の放出(第7条の3第2項第11号の2)	液化水素を放出する場合は、気化し、及び加温した後、放出管に接続します。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考																								
過流防止措置(第7条の3第2項第12号)	蓄圧器の出口には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講じます。	添付書類 No.																								
遮断装置の転倒防止措置(第7条の3第2項第13号)	圧縮水素の蓄圧器、蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管等に取り付けた緊急時に圧縮水素の供給を遮断する装置等は、地震時の転倒による破損を防止するため、一のフレームの内側に配置しこれに固定します。	添付書類 No.																								
配管の接合(第7条の3第2項第14号)	圧縮水素及び液化水素のガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行います。ただし、溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもって代えることにします。	添付書類 No.																								
温度上昇防止措置(第7条の3第2項第15号)	移動式製造設備により圧縮水素を供給する際に車両が停止する位置には、設備の規模に応じ自動的に温度の上昇を防止するための装置を設置します。	添付書類 No.																								
ガス漏えい検知警報器及び自動停止装置(第7条の3第2項第16号)	<p>1 製造施設には、当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当 ○印</th> <th>設置場所</th> <th>必要設置個数</th> <th>計画個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>圧縮機を設置した鋼板製ケーシング内又は不燃性構造の室内</td> <td>1個以上(ただし、当該不燃性構造室の壁の内りが10mを超える者にあつては、当該長さ10mにつき1個以上)。 ___個</td> <td>___個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディスペンサーのケース内</td> <td>1個以上</td> <td>___個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>充填ホースと車両に固定した容器とのカップリング等接続部分付近</td> <td>1個以上の検出端をもつ検知警報設備をそれぞれ1個以上 ___個</td> <td>___個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蓄圧器の配管集合部の上部</td> <td>1個以上</td> <td>___個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>改質器等水素を発生する装置付近の水素が滞留するおそれのある場所</td> <td>1個以上</td> <td>___個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 指示警報部は関係者が常駐する場所( )に設置します。 3 製造施設の運転を自動的に停止するための装置を設置します。</p>	該当 ○印	設置場所	必要設置個数	計画個数		圧縮機を設置した鋼板製ケーシング内又は不燃性構造の室内	1個以上(ただし、当該不燃性構造室の壁の内りが10mを超える者にあつては、当該長さ10mにつき1個以上)。 ___個	___個		ディスペンサーのケース内	1個以上	___個		充填ホースと車両に固定した容器とのカップリング等接続部分付近	1個以上の検出端をもつ検知警報設備をそれぞれ1個以上 ___個	___個		蓄圧器の配管集合部の上部	1個以上	___個		改質器等水素を発生する装置付近の水素が滞留するおそれのある場所	1個以上	___個	添付書類 No.
該当 ○印	設置場所	必要設置個数	計画個数																							
	圧縮機を設置した鋼板製ケーシング内又は不燃性構造の室内	1個以上(ただし、当該不燃性構造室の壁の内りが10mを超える者にあつては、当該長さ10mにつき1個以上)。 ___個	___個																							
	ディスペンサーのケース内	1個以上	___個																							
	充填ホースと車両に固定した容器とのカップリング等接続部分付近	1個以上の検出端をもつ検知警報設備をそれぞれ1個以上 ___個	___個																							
	蓄圧器の配管集合部の上部	1個以上	___個																							
	改質器等水素を発生する装置付近の水素が滞留するおそれのある場所	1個以上	___個																							
感震装置(第7条の3第2項第17号)	製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設置します。	添付書類 No.																								
ディスペンサーの自動停止装置(第7条の3第2項第18号)	ディスペンサーの周囲には、火災を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置します。	添付書類 No.																								

条項	対応事項	備考
蓄圧器の温度上昇防止措置(第7条の3第2項第19号、第20号)	<p>1 蓄圧器には、当該蓄圧器からの火災を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を速やかに停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置します。</p> <p>2 蓄圧器には、その外部からの輻射熱等による温度の上昇を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置します。</p>	添付書類 No.
起動装置の設置位置(第7条の3第2項第21号)	前5号の製造設備の運転を自動的に停止する装置、及び第15号、第19号及び前号の自動的に温度の上昇を防止するための装置には、手動で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びディスペンサーに設置します。	添付書類 No.
遮断弁の措置(第7条の3第2項第22号)	前6号の規定により、製造設備の運転を停止する場合は、圧縮機の運転を自動的に停止し、かつ第5号、第7号及び第8号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を自動的に閉止し、閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講じます。	添付書類 No.
ガス設備の設置場所(第7条の3第2項第23号)	ガス設備は、車両が衝突するおそれがない場所に設置します。ただし、車両の衝突を防止する措置を講じた場合は、この限りではありません。	添付書類 No.
ディスペンサー上部の屋根の構造(第7条の3第2項第24号)	<p>ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮水素が漏えいしたときに滞留しないような構造とします。</p> <p><input type="checkbox"/> ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が水平でかつ平面の構造</p> <p><input type="checkbox"/> ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が傾斜している又はくぼみを有する場合は、漏えいしたガスが屋根の下部面から上部面へ抜けるような構造</p>	添付書類 No.
ホース破損防止措置(第7条の3第2項第25号)	ディスペンサーのホースには、車両の誤発進等によるホースの破損を防止するための措置を講じます。	添付書類 No.
充填車両までの距離(第7条の3第2項第26号)	<p>1 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外側から3m以上離れて停止させるための措置を講じます。</p> <p>2 3m以上離れる措置を講じない場合には、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じます。</p>	添付書類 No.

条項	対応事項	備考												
圧縮水素から他の施設までの距離(第7条の3第2項第27号)	1 圧縮水素スタンド(可燃性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から当該事業所の敷地境界に対し下記以上の距離を有します。 <input type="checkbox"/> 8m 計画_____m <input type="checkbox"/> 常用の圧力が40MPa以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分6m 計画_____m <input type="checkbox"/> 常用の圧力が40MPaを超える液化水素が通る部分10m 計画_____m <input type="checkbox"/> 常用の圧力が1MPa以上40MPa以下の液化水素が通る部分9m 計画_____m <input type="checkbox"/> 常用の圧力が1MPa未満の液化水素が通る部分2m 計画_____m  2 規定の距離に満たない場合、防火上及び消火上有効な措置を講じます。	添付書類 No.												
過充填防止措置(第7条の3第2項第28号)	圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講じます。	添付書類 No.												
設備間の距離(第7条の3第2項第29号、第29号の2)	1 可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。)に対し6m以上の距離とします。 2 酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素が通る部分に限る。)に対し10m以上の距離とします。 3 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離とします。	添付書類 No.												
圧縮機等とディスペンサーの障壁(第7条の3第2項第30号)	1 圧縮機、液化水素昇圧ポンプ、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とディスペンサーの間には障壁を設置します。 <table border="1" data-bbox="395 1361 1257 1883"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 1361 480 1442">該当 ○印</th> <th data-bbox="480 1361 715 1442">種類</th> <th data-bbox="715 1361 1257 1442">構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1442 480 1563"></td> <td data-bbox="480 1442 715 1563">鉄筋コンクリート製造</td> <td data-bbox="715 1442 1257 1563">直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1563 480 1684"></td> <td data-bbox="480 1563 715 1684">コンクリートブロック製</td> <td data-bbox="715 1563 1257 1684">直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1684 480 1883"></td> <td data-bbox="480 1684 715 1883">鋼鉄製</td> <td data-bbox="715 1684 1257 1883">厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること</td> </tr> </tbody> </table> 2 圧縮機又は蓄圧器とディスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている場合は、この限りではありません。	該当 ○印	種類	構造		鉄筋コンクリート製造	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること		コンクリートブロック製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること		鋼鉄製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること	添付書類 No.
該当 ○印	種類	構造												
	鉄筋コンクリート製造	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること												
	コンクリートブロック製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること												
	鋼鉄製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること												



条項	対応事項	備考																																
消火設備(第7条の3第2項第31号)	<p>圧縮水素スタンドには、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けます。</p> <table border="1" data-bbox="408 338 1225 768"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象設備</th> <th>粉末消火器</th> <th>必要個数</th> <th>計画個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貯槽以外の貯蔵設備, 処理設備又は消費設備若しくは容器置場</td> <td>設備内の停滞ガス量 10 トンにつき B-10 1 個相当以上 最小設置数量: B-10 3 個相当</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貯槽</td> <td>防液堤設置</td> <td>防液堤の周囲に歩行距離 75 m以下ごとに B-10 3 個相当以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">建屋内の高圧ガス設備</td> <td>不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替とすることができる。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">上段:能力単位 下段:設置個数</p>	対象設備		粉末消火器	必要個数	計画個数	貯槽以外の貯蔵設備, 処理設備又は消費設備若しくは容器置場		設備内の停滞ガス量 10 トンにつき B-10 1 個相当以上 最小設置数量: B-10 3 個相当			貯槽	防液堤設置	防液堤の周囲に歩行距離 75 m以下ごとに B-10 3 個相当以上			その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上			建屋内の高圧ガス設備		不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替とすることができる。			添付書類 No.								
対象設備		粉末消火器	必要個数	計画個数																														
貯槽以外の貯蔵設備, 処理設備又は消費設備若しくは容器置場		設備内の停滞ガス量 10 トンにつき B-10 1 個相当以上 最小設置数量: B-10 3 個相当																																
貯槽	防液堤設置	防液堤の周囲に歩行距離 75 m以下ごとに B-10 3 個相当以上																																
	その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上																																
建屋内の高圧ガス設備		不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替とすることができる。																																
通報設備 (第7条の3第2項第32号)	<p>圧縮水素スタンドには、緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講じます。</p> <table border="1" data-bbox="392 981 1232 1787"> <thead> <tr> <th>通報設備の通報範囲</th> <th>該当 ○印</th> <th>設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。) ロ 現場事務所相互間</td> <td></td> <td>イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ 構内電話</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニ インターホーン</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業所全体</td> <td></td> <td>イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ サイレン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業所内の任意の場所における作業員相互間</td> <td></td> <td>ホ メガホン(当該事業所内の面積が 1,500 m<sup>2</sup>以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニ メガホン</td> </tr> </tbody> </table>	通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)	イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。) ロ 現場事務所相互間		イ ページング設備		ロ 構内電話		ハ 構内放送設備		ニ インターホーン	事業所全体		イ ページング設備		ロ 構内放送設備		ハ サイレン		ニ 携帯用拡声器	事業所内の任意の場所における作業員相互間		ホ メガホン(当該事業所内の面積が 1,500 m <sup>2</sup> 以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。)		イ ページング設備		ロ 携帯用拡声器		ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)		ニ メガホン	添付書類 No.
通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)																																
イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。) ロ 現場事務所相互間		イ ページング設備																																
		ロ 構内電話																																
		ハ 構内放送設備																																
		ニ インターホーン																																
事業所全体		イ ページング設備																																
		ロ 構内放送設備																																
		ハ サイレン																																
		ニ 携帯用拡声器																																
事業所内の任意の場所における作業員相互間		ホ メガホン(当該事業所内の面積が 1,500 m <sup>2</sup> 以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。)																																
		イ ページング設備																																
		ロ 携帯用拡声器																																
		ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)																																
	ニ メガホン																																	

条項	対応事項	備考
容器置場及び充填容器等に係る措置(第7条の3第2項第33号)	容器置場及び充填容器等は次に掲げる基準に適合します。	添付書類 No.
イ. 警戒標	容器置場は明示し、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げます。さらに可燃性ガスの容器置場はその旨を表示します。	
ロ. 容器置場から敷地境界までの距離	容器置場は、その外面から、敷地境界に対し8m(容器置場内の充填容器等の最高充填圧力が40MPa以下の場合又は液化水素に係る充填容器等の容器置場にあつては、6m)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じます。	添付書類 No.
ハ. 直射日光を遮る措置	充填容器等(断熱材で被覆してあるものを除く。)に係る容器置場(可燃性ガスのものに限る。)には、直射日光を遮るための措置(当該ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放されることを妨げないものに限る。)を講じます。(充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管に圧力リリーフ弁を設けた場合を除く。)	添付書類 No.
ニ. 可燃性ガスの容器置場	可燃性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。	添付書類 No.
ホ. 可燃性ガスの容器置場に設ける消火設備	可燃性ガスの容器置場には、その規模に応じ適切な消火設備を適切な箇所に設けます。	添付書類 No.
ヘ. 車両衝突防止措置	容器置場には、車両の衝突を防止する措置を講じます。	添付書類 No.
ト. 過充填防止措置	充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずるとともに、当該配管(常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。)には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講じます。	添付書類 No.
流入防止措置(第7条の3第2項第34号)	一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機が配管(圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。)で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための逆止弁を講じます。	添付書類 No.
圧縮水素を安全に放出するための措置(第7条の3第2項第35号)	蓄圧器には、当該蓄圧器が危険な状態となったときに当該蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための適切な措置を講じます。	添付書類 No.
複合構造の蓄圧器に係る措置(第7条の3第2項第36号)	複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合します。 イ フルラップ構造又はフープラップ構造とします。 ロ その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止する措置を講じます。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
同一の基礎（第7条の3第2項第37号）	高圧ガス設備のうち、液化水素が通る部分は、同一の基礎上に設置します。	添付書類 No.

<記載例> I-6 (容器による貯蔵)

※容器が配管により接続されているもの

法第16条第2項及び法第18条第2項の技術上の基準に関する事項  
 (一般則第23条第1項第1号及び第2号並びに第26条第1項第2号の技術上の基準に対応する事項)

条 項	対 応 事 項	備 考
設備距離及び第6条第1項第42号の準用 (第23条第1項第1号)	貯蔵設備の外側から第1種保安物件(____)、第2種保安物件(____)まで、規定以上の距離を確保します。 ガス名_____ 第1種設備距離 L <sub>1</sub> = _____ m、計画_____m 第2種設備距離 L <sub>2</sub> = _____ m、計画_____m また、第6条第1項第42号イ、ロ及びホからヌまでの基準に適合します。	添付書類 No.
容器置場 (第6条第1項第42号)	容器置場並びに充填容器及び残ガス容器(以下「充填容器等」という。)は次の基準に適合するように措置します。	
容器置場の明示及び警戒標 (第6条第1項第42号イ)	容器置場は明示し、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げます。さらに可燃性又は毒性ガスの容器置場はその旨を表示します。	添付書類 No.
容器置場の構造 (第6条第1項第42号ロ)	可燃性ガス、酸素の容器置場(断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く)は、一階建とします。 圧縮水素(充填圧力20MPa以下のもの)のみ、酸素のみを貯蔵する容器置場は、二階建以下とします。	添付書類 No.
直射日光を遮る措置 (第6条第1項第42号ホ)	可燃性ガス及び酸素の充填容器に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置(ガスが漏れいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。)として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けます。	添付書類 No.
可燃性ガスの容器置場の構造 (第6条第1項第42号ヘ)	可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は当該ガスが漏れいしたとき滞留しないような構造とします。	添付書類 No.
ジシラン等の容器置場 (第6条第1項第42号ト)	ジシラン、ホスフィン及びモノシランの容器置場は当該ガスが漏れいし、自然発火したときに安全なものとしてします。	添付書類 No.
毒性ガスの容器置場の除害措置 (第6条第1項第42号チ)	特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器置場には、当該ガスが漏れいしたときに安全にかつ速やかに除害するための措置を講じます。	添付書類 No.
二階建容器置場の構造 (第6条第1項第42号リ)	圧縮水素のみ又は酸素のみを貯蔵する二階建の容器置場は、告示に定める構造とします。	添付書類 No.

条 項	対 応 事 項	備 考
可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場に設ける消火設備（第6条第1項第42号ヌ）	<p>可燃性ガス、特性不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場には適切な消火設備を設けます。</p> <p>必要数量_____個 計画数量_____個</p>	添付書類 No.
第6条第1項第11号から第13号の準用（第23条第1項第2号）	配管（高压ガスが通る部分に限る。）については第6条第1項第11号、第12号及び第13号までの基準に適合します。	
高压ガス設備の耐圧性能（第1項第2号（第6条第1項第11号））	<p>高压ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。</p> <p><input type="checkbox"/> 液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格</p> <p><input type="checkbox"/> 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格</p> <p><input type="checkbox"/> 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格</p> <p><input type="checkbox"/> 特定設備については、特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの</p>	添付書類 No.
高压ガス設備の気密性能（第1項第2号（第6条第1項第12号））	<p>高压ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。</p> <p><input type="checkbox"/> 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格</p> <p><input type="checkbox"/> 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格</p> <p><input type="checkbox"/> 特定設備については、特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの</p>	添付書類 No.
高压ガス設備の強度（第1項第2号（第6条第1項第13号））	<p>1 高压ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有します。</p> <p>2 特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し、若しくは高压ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。</p>	添付書類 No.



条項	対応事項	備考
二階建容器置場の構造（第6条第1項第42号リ）	圧縮水素のみ又は酸素のみを貯蔵する二階建の容器置場は、製造細目告示第11条の6に定める構造とします。	添付書類 No.
可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場に設ける消火設備（第6条第1項第42号ヌ）	可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場には適切な消火設備を設けます。 必要数量_____個 計画数量_____個	添付書類 No.

<記載例> I-7 (移動式圧縮水素スタンドに係る貯蔵)

法第16条第2項及び第18条第2項の技術上の基準に関する事項

(一般則第23条第2項第2号及び第26条第1項第2号の技術上の基準に対応する事項)

※第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は処理能力30m<sup>3</sup>以上の第二種製造者が該当。

条項	対応事項	備考
準用規定(第8条の2第1項第1号)	第6条第1項第11号から第14号まで、第18号、第19号、第26号、第30号、第38号、第41号及び第42号並びに第7条の3第1項第3号、第5号から第8号まで、第11号、第13号及び第15号並びに第8条第1項第2号及び第4号の基準を遵守します。	
高圧ガス設備の耐圧性能(第6条第1項第11号)	<p>高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。</p> <p><input type="checkbox"/> 液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格</p> <p><input type="checkbox"/> 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格</p> <p><input type="checkbox"/> 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格</p> <p><input type="checkbox"/> 特定設備については、特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの</p>	添付書類 No.
高圧ガス設備の気密性能(第6条第1項第12号)	<p>高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。</p> <p><input type="checkbox"/> 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格</p> <p><input type="checkbox"/> 又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格</p> <p><input type="checkbox"/> 特定設備については、特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの</p>	添付書類 No.
高圧ガス設備の強度(第6条第1項第13号)	<p>1 高圧ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有します。</p> <p>2 特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。</p>	添付書類 No.



条項	対応事項	備考																														
ガス設備に使用する材料 (第6条第1項第14号)	ガス設備（可燃性ガスにあつては高圧ガス設備に限る。）には、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとしします。	添付書類 No.																														
高圧ガス設備の温度計 (第6条第1項第18号)	1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより温度計を設けます。 2 当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置を講じます。	添付書類 No.																														
高圧ガス設備の圧力計及び安全装置 (第6条第1項第19号)	1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより圧力計を設けます。 2 高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。	添付書類 No.																														
電気設備 (第6条第1項第26号)	<p>高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスに応じた防爆性能を有する構造としします。</p> <table border="1" data-bbox="373 1025 1260 1626"> <thead> <tr> <th data-bbox="373 1025 531 1167">機器名称</th> <th data-bbox="531 1025 660 1167">ガス名</th> <th data-bbox="660 1025 842 1167">0種・1種・2種場所別</th> <th data-bbox="842 1025 1051 1167">必要防爆性能</th> <th data-bbox="1051 1025 1260 1167">計画防爆性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	ガス名	0種・1種・2種場所別	必要防爆性能	計画防爆性能			0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種			添付書類 No.
機器名称	ガス名	0種・1種・2種場所別	必要防爆性能	計画防爆性能																												
		0種・1種・2種																														
		0種・1種・2種																														
		0種・1種・2種																														
		0種・1種・2種																														
		0種・1種・2種																														

条項	対応事項	備考												
障壁 (第6条第1項 第30号)	<p>1 障壁は堅固な基礎の上に構築し、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造とします。</p> <p>2 圧縮機と圧力が10MPa以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は当該ガスの充填容器置場との間には次の障壁を設けます。</p> <table border="1" data-bbox="375 394 1161 1099"> <thead> <tr> <th data-bbox="375 394 459 488">該当 ○印</th> <th data-bbox="459 394 671 488">種類</th> <th data-bbox="671 394 1161 488">構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="375 488 459 633"></td> <td data-bbox="459 488 671 633">鉄筋コンクリート製造</td> <td data-bbox="671 488 1161 633">直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 633 459 831"></td> <td data-bbox="459 633 671 831">コンクリートブロック製</td> <td data-bbox="671 633 1161 831">直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 831 459 1099"></td> <td data-bbox="459 831 671 1099">鋼鉄製</td> <td data-bbox="671 831 1161 1099">厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のものであること。</td> </tr> </tbody> </table>	該当 ○印	種類	構造		鉄筋コンクリート製造	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること		コンクリートブロック製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること		鋼鉄製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のものであること。	
該当 ○印	種類	構造												
	鉄筋コンクリート製造	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること												
	コンクリートブロック製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること												
	鋼鉄製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のものであること。												
静電気の除去措置 (第6条第1項 第38号)	<p>1 製造設備には静電気を除去する措置を講じます。</p> <p>2 移動式水素スタンドの充填の用に供する配管は、必ず充填する前に接地します。この場合、接地接続線は断面積5.5mm<sup>2</sup>以上のもの(単線を除く。)を用い、接続金具を使用して確実に接地するとともに、容器等から離れた安全な位置に接地します。</p> <p>3 接地抵抗値は総合100Ω(避雷設備を設けたものは10Ω)以下とします。</p>	添付書類 No.												
バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項 第41号)	<p>製造設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作できるように次の措置を講じます。</p> <p>1 バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バルブの開閉方向を明示します。</p> <p>2 バルブ等に係る配管には、流体の名称及び方向を表示します。</p> <p>3 特に保安上重大な影響を与えるバルブ等にあつては、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠・封印等の措置を講じます。</p> <p>4 バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。</p> <p>5 バルブ等の操作に必要な照度を確保します。</p>	添付書類 No.												

条項	対応事項	備考
容器置場 (第6条第1項 第42号)	容器置場並びに充填容器及び残ガス容器(以下「充填容器等」という。)は次の基準に適合するように措置します。	
イ. 容器置場の 明示及び警戒 票	容器置場は明示し、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げます。さらに可燃性の容器置場はその旨を表示します。	添付書類 No.
ロ. 容器置場の 構造	容器置場(断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く)は、一階建とします。 圧縮水素(充填圧力20MPa以下のもの)のみを貯蔵する容器置場は、二階建以下とします。	添付書類 No.
ハ. 置場距離	第1種保安物件(____)、第2種保安物(____)に対し、容器置場の面積に応じた規定以上の距離を確保します。 第1種置場距離 1__ = _____ m、計画_____ m 第2種置場距離 1__ = _____ m (1__、1__の距離を確保できないので、障壁を設置します。)	添付書類
ニ. 容器置場の 障壁	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場距離短縮条件を満たすように、直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けます。	添付書類 No.
ホ. 直射日光を 遮る措置	可燃性ガス及び酸素の充填容器に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置(ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。)として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けます。	添付書類 No.
ヘ. 可燃性ガス の容器置場の 構造	可燃性ガスの容器置場は当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。	添付書類 No.
ト. ジシラン等 の容器置場	該当しません。	添付書類 No.
チ. 毒性ガスの 容器置場の除 害措置	該当しません。	添付書類 No.
リ. 二階建容器 置場の構造	圧縮水素のみ又は酸素のみを貯蔵する二階建の容器置場は、告示に定める構造とします。	添付書類 No.
ヌ. 可燃性ガス の容器置場に 設ける消火設 備	可燃性ガスの容器置場には適切な消火設備を設けます。 必要数量_____個 計画数量_____個	添付書類 No.

条項	対応事項	備考																								
受入れ配管の緊急遮断措置 (第7条の3第1項第3号)	製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講じます。	添付書類 No.																								
ディスペンサーの遮断措置及び漏えい防止措置 (第7条の3第1項第5号)	<ol style="list-style-type: none"> <li>ディスペンサーには、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力があらかじめ定められた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けます。</li> <li>充填ホースを車両に固定した容器とのカップリング等接続部分は、容器と接続されていないときに圧縮水素が供給されない構造とします。</li> <li>充填ホースに著しい引張力が加わったときに、当該ホースの破断等による圧縮水素の漏えいを防止する措置を講じます。</li> <li>製造設備を停止した場合には、充填ホース内を減圧する等自動的に充填ホース内の圧縮水素の容積が標準状態に換算したときに 20L 以下になるような措置を講じます。</li> </ol>	添付書類 No.																								
配管の設置場所 (第7条の3第1項第6号)	<p>配管(高压ガスが通る部分に限る。)には次に掲げる措置を講じます。</p> <p>イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置します。</p> <p>ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものにします。(第7号に規定する設備を設ける場合を除く。)</p>	添付書類 No.																								
ガス漏えい検知警報設備 (第7条の3第1項第7号)	<ol style="list-style-type: none"> <li>製造施設には、当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を次のとおり設けます。 <table border="1" data-bbox="373 1305 1257 1872"> <thead> <tr> <th>該当 ○印</th> <th>設置場所</th> <th>必要設置個数</th> <th>計画個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高压ガス設備が設置したる場所の周囲</td> <td>設備群の周囲10mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外に設置されている上記設備がほかの施設等に近接しガスが滞留する恐れのある場所</td> <td>設備群の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱炉等の着火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所</td> <td>加熱炉等の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計器質の内部(漏えいしたガスが侵入する恐れがないような措置を講じた場合を除く)</td> <td>1個以上</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガスの充填用接続口一群の周囲</td> <td>1個以上</td> <td>個</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>指示警報部は、関係者が常駐する場所( )に設置します。</li> </ol>	該当 ○印	設置場所	必要設置個数	計画個数		屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高压ガス設備が設置したる場所の周囲	設備群の周囲10mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個		屋外に設置されている上記設備がほかの施設等に近接しガスが滞留する恐れのある場所	設備群の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個		加熱炉等の着火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所	加熱炉等の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個	個		計器質の内部(漏えいしたガスが侵入する恐れがないような措置を講じた場合を除く)	1個以上	個		毒性ガスの充填用接続口一群の周囲	1個以上	個	添付書類 No.
該当 ○印	設置場所	必要設置個数	計画個数																							
	屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高压ガス設備が設置したる場所の周囲	設備群の周囲10mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個																							
	屋外に設置されている上記設備がほかの施設等に近接しガスが滞留する恐れのある場所	設備群の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個																							
	加熱炉等の着火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所	加熱炉等の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個	個																							
	計器質の内部(漏えいしたガスが侵入する恐れがないような措置を講じた場合を除く)	1個以上	個																							
	毒性ガスの充填用接続口一群の周囲	1個以上	個																							

条項	対応事項	備考
ディスペンサー上部の屋根の構造 (第7条の3第1項第8号)	<p>ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、以下のいずれかの構造とし、圧縮水素が漏えいしたときに滞留しない構造とします。</p> <p><input type="checkbox"/> ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が水平でかつ平面の構造</p> <p><input type="checkbox"/> ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が傾斜している又はくぼみを有する場合は、漏えいしたガスが屋根の下部面から上部面へ抜けるような構造</p>	添付書類 No.
過充填防止のための措置 (第7条の3第1項第11号)	<p>圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を次のとおり講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 充填設備には、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力が燃料装置用の容器の最高充填圧力以下であって、外気温度と燃料装置容器の初期圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けます。</li> <li>2 外気温度は、圧縮水素スタンド内の直射日光が当たらない適切な場所で測定します(圧縮水素を冷却することなく 35MPa を超えない圧力まで充填を行う場合を除く。以下、3においても同じ。)</li> <li>3 充填設備には、燃料装置用容器に充填する圧縮水素ガスの温度を検知しかつ表示する装置を備え、当該温度の異常を検知した場合には、自動的に充填を停止する装置を設けます。</li> <li>4 70MPa 以上の圧力で充填可能なノズルは、最高充填圧力が 70MPa 未満の車両のレセプタクルに接続できない構造とします。</li> </ol>	添付書類 No.
大量流出防止措置 第7条の3第1項第13号	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置として、過流防止弁を設置し、できるだけ蓄圧器に近づけることとします(ただし、過流防止弁が作動した場合でも、安全装置の機能を損なわないこととします。)</li> <li>2 過流防止弁は、流量が著しく増加した圧縮水素の力で作動し、水素の流出を遮断する構造とするとともに、下流側の全てのディスペンサーを使って一斉に車両に固定した容器へ充填する場合の流量の3倍以上の流量で確実に作動することとします。</li> <li>3 当該配管(常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。)には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講じます。</li> </ol>	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
複合構造の蓄圧器に関する措置 第7条の3第1項第15号	ライナーを繊維強化プラスチックで補強した構造（複合構造）を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合します。 1 ライナーに、ヘリカル巻若しくはインプレーン巻により樹脂含浸連続繊維を巻きつけた構造（フルラップ構造）又はフープ巻のみにより樹脂含浸連続繊維を巻きつけた構造（フープラップ構造）とします。 2 その外部からの放射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止するため、蓄圧器の外表面には防水塗料を塗布し、口金部へシール材を塗布します。	添付書類 No.
警戒標 （第8条第1項第2号）	製造施設には、製造作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げます。	添付書類 No.
消火設備 （第8条第1項第4号）	可燃性ガスの製造施設には、その規模等に応じ、適切な消火設備（消火器）を設けます。 必要数量 B-10___個相当、 計画数量 B-10___個相当  （前述の第6条第1項第42号ヌに同じ）	添付書類 No.
配管の緊急遮断措置（第8条の2第1項第2号）	次に掲げる容器に取り付けた配管（圧縮水素又は液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるもの）に限り、次に掲げる容器と配管との接続部を含む。）には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上（口にあつては、一）講じます。 イ 圧縮水素の容器（蓄圧器を含む。） ロ 液化水素の超低温容器	添付書類 No.
蓄圧器に設ける熱作動式安全弁（第8条の2第1項第3号）	蓄圧器には、蓄圧器の長手方向1.65m以内ごとに、110℃以下の温度で作動する安全弁（以下「熱作動式安全弁」という。）を蓄圧器直近に設けます。  必要数量___個 計画数量___個	添付書類 No.
安全弁等の放出管（第8条の2第1項第4号）	第1号で準用する第6条第1項第19号の安全装置のうち安全弁又は破裂板及び前号の規定により設けた熱作動式安全弁には、以下のいずれかの放出管を設けます。 <input type="checkbox"/> 移動式圧縮水素スタンドの上部 <input type="checkbox"/> 近接する建築物又は工作物（火気取扱施設である場合にあつては8m以内、その他の場合にあつては5m以内にあるもの）の高さ以上	添付書類 No.
負圧防止措置 （第8条の2第1項第5号）	液化水素の超低温容器には、当該容器の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該容器が破壊することを防止するための措置を講じます。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
液面計（第8条の2第1項第6号）	液化水素の超低温容器には、液面計（ガラス等損傷しやすい材料を用いたものを除く。）を設けます。	添付書類 No.
通報設備（第8条の2第1項第7号）	充填を行っている場所の自治体や消防等に確実に連絡を取ることができる体制を確保するとともに、作業員等に対して速やかに通報できる措置（携帯用拡声器等）を講じます。	添付書類 No.
流入防止措置（第8条の2第1項第8号）	一の移動式圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置として、逆止弁を設置します。	添付書類 No.

<記載例> I-8 (貯槽による貯蔵)

法第 16 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の技術上の基準に関する事項  
 (液石則第 23 条第 1 項及び第 27 条第 1 項第 1 号の技術上の基準に対応する事項)

条 項	対 応 事 項	備 考
第 6 条第 1 項の準用 (第 23 条第 1 項)	第 6 条第 1 項第 1 号から第 26 号まで(バルク貯槽にあつては第 24 号から第 26 号を除く。)、第 28 号から第 31 号まで、第 33 号及び第 34 号に掲げる基準に適合します。	
境界線・警戒標 (第 6 条第 1 項第 1 号)	1 事業所の境界線は ( ) により明示します。 2 警戒標は、外部の者が明瞭に識別できる大きさで、事業所の各出入口付近に掲げます。 (出入り口 箇所) 3 一部のみが高圧ガス保安法適用施設の場合は、当該施設の設置区画等の出入口付近に警戒標を掲げます。	添付書類 No.
設備距離 (第 6 条第 1 項第 2 号)	貯蔵設備・処理設備の外側から、保安物件に対し規定以上の距離を確保します。 L <sub>1</sub> 必要 _____ m 計画 _____ m L <sub>4</sub> 必要 _____ m 計画 _____ m	添付書類 No.
設備距離短縮条件 (第 6 条第 1 項第 3 号) (L <sub>2</sub> = ) (L <sub>3</sub> = ) (L <sub>5</sub> = ) (L <sub>6</sub> = )	イ 貯蔵設備には、保安物件に対する設備距離が不足する場合において、 _____ の措置を講じます。 ロ 貯蔵設備又は処理設備には、保安物件に対する設備距離が不足する場合において、 _____ の措置を講じます。 ハ 貯蔵設備又は処理設備には、防火上及び消火上有効な措置を講じます。	添付書類 No.
貯槽の地盤面下への埋設 (第 6 条第 1 項第 4 号)	保安物件が密集する地域であつて、経済産業大臣が指定するものにあつては、貯槽を地盤面下に埋設します。	添付書類 No.



条 項	対 応 事 項	備 考
地盤面下へ埋設する貯槽の基準 (第6条第1項第5号)	イ 地盤面下へ埋設する貯槽には、次のいずれかの措置を講じます。 <input type="checkbox"/> 地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる十分な強度を有し、防水措置を講じた室（貯槽室）に設置し、かつ、貯槽室内に漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じます。 <input type="checkbox"/> 貯槽室に設置しない場合には、腐食を防止する措置を講じた貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じます。 ロ 前記第3号または第4号の規定により埋設する貯槽は、頂部が0.6m以上地盤面下になるよう設置します。 ハ 埋設貯槽は、相互間に1m以上の間隔を保ちます。 (貯槽の数_____基 最小間隔_____m)	添付書類 No.
貯槽の一部を地盤面下へ設置する場合 (第6条第1項第6号)	地盤面下の部分の貯槽には、腐食を防止する措置（ ）を講じます。	添付書類 No.
火気取扱施設との距離 (第6条第1項第7号)	1 貯蔵設備は、その外面から火気を取り扱う施設に対し8m以上の距離を有します。 計画_____m 施設名_____m 2 規定の距離がとれない場合、次のいずれかの措置を講じます。 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備から漏えいした液化石油ガスが、火気取扱施設に流動することを防止するための措置 <input type="checkbox"/> 液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置	添付書類 No.
貯槽間の距離 (第6条第1項第8号)	1 貯槽（貯蔵能力 300m <sup>3</sup> 又は 3,000kg 以上）は、他の貯槽又は酸素の貯槽に対し、1mまたは貯槽の最大直径の和の1/4のいずれか大なる距離以上の距離を有するように配置します。 最大直径の和の1/4 ( _____ + _____ ) ÷ 4 = _____ m 計画 _____ m 2 規定の距離に満たない場合、防火上及び消火上有効な措置を講じます。	添付書類 No.

条 項	対 応 事 項	備 考
貯槽の識別措置 (第6条第1項第9号)	<p>1 外部から見やすいように、次のいずれかの措置を講じます。</p> <p><input type="checkbox"/> 液化石油ガスの貯槽である旨を朱書きします。</p> <p><input type="checkbox"/> 容易にはがれ難い標紙等を貼付します。</p> <p>2 埋設貯槽にあっては、標識を掲げます。</p>	添付書類 No.
貯槽周囲の流出防止措置 (第6条第1項第10号・第11号)	<p>1 貯槽(貯蔵能力1,000t以上)の周囲には、液状の液化石油ガスが漏えいした場合に、その流出を防止するための措置を講じます。</p> <p>2 防液堤を設置する場合、その内側及びその外面から10m以内に、貯槽の付属設備その他の設備・施設であって告示で定めるもの以外のものを設けません。</p>	添付書類 No.
貯蔵設備の室の構造 (第6条第1項第12号)	<p>貯蔵設備を設置する室は、次のいずれかにより液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。</p> <p><input type="checkbox"/> 通風可能面積の合計が、床面積1㎡につき300cm<sup>2</sup>以上となる換気口を床面に接しかつ外気に接して設けます。(四方が壁等の場合2方向以上)</p> <p><input type="checkbox"/> 吸込口が床に近く、放出口が地上から5m以上高い安全な位置にあり、排気管中にガス検知器を設置した通風能力0.5m<sup>3</sup>/min・㎡以上の機械的換気装置を設けます。</p> <p><input type="checkbox"/> 埋設貯槽の周囲には、ガス検知管を設けます。</p>	添付書類 No.
ガス設備の気密な構造 (第6条第1項第13号)	<p>ガス設備(高压ガス設備を除く。)は、気密な構造とします。</p>	添付書類 No.
ガス設備に使用する材料 (第6条第1項第14号)	<p>ガス設備に使用する材料は、液化石油ガスの性状、温度、圧力に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。</p>	添付書類 No.
高压ガス設備の基礎 (第6条第1項第15号・第16号)	<p>1 高压ガス設備(配管、ポンプ、圧縮機等をのぞく)の基礎は、不同沈下等により有害なひずみが生じないようなものとします。</p> <p>2 貯槽(貯蔵能力100m<sup>3</sup>又は1t以上)の支柱(支柱のない貯槽にあっては、その底部)は、同一の基礎に緊結します。</p> <p>3 貯槽は、その沈下状況を測定するための措置を講じます。</p>	添付書類 No.

条 項	対 応 事 項	備 考
高圧ガス設備の耐圧性能 (第6条第1項第17号)	高圧ガス設備（容器及び告示で定めるものを除く）は、次のいずれかを満たします。 <input type="checkbox"/> 常用圧力の1.5倍又は1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格（第二種特定設備にあつては、常用圧力の1.3倍又は1.1倍） <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のものとします。	添付書類 No.
高圧ガス設備の気密性能 (第6条第1項第18号)	高圧ガス設備（容器及び告示で定めるものを除く）は、次のいずれかを満たします。 <input type="checkbox"/> 常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	添付書類 No.
高圧ガス設備の強度 (第6条第1項第19号)	高圧ガス設備（容器を除く）は、次のいずれかを満たします。 <input type="checkbox"/> 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有しています。 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく強度を有しています。 <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有する高圧ガス設備です。	添付書類 No.
高圧ガス設備の耐震設計 (第6条第1項第20号)	貯槽（貯蔵能力3t以上）及び配管（告示で定めるものに限る）並びにその支持構造物及び基礎は、告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とします。	添付書類 No.

条 項	対 応 事 項	備 考
高圧ガス設備の圧力計及び安全装置 (第6条第1項第21号)	1 高圧ガス設備には、告示で定めるところにより圧力計を設けます。 2 高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。	添付書類 No.
安全装置の放出管 (第6条第1項第22号)	1 安全装置のうち、安全弁・破裂板には、放出管を設けます。 2 放出管の開口部の位置は、次のとおりとします。 ①貯槽に設ける場合は、地盤面から5mの高さ又は貯槽の頂部から2mの高さのいずれか高い位置以上で、周囲に着火源等のない安全な位置とします。 (計画) 地盤面から _____ m 貯槽頂部から _____ m ②貯槽以外の高圧ガス設備等に設ける場合は、近接する建築物又は工作物(火気取扱施設にあっては8m以内、その他の場合にあっては5m以内にあるもの)の高さ以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置とします。 (8m以内の火気取扱施設) _____ (5m以内のその他施設) _____	添付書類 No.
低温貯槽の負圧防止 (第6条第1項第23号)	低温貯槽には、貯槽内部の圧力が外部の圧力より低下することにより貯槽が破壊することを防止するための措置を講じます。	添付書類 No.
液面計 (第6条第1項第24号) (バルク貯槽を除く)	1 貯槽には、( )式液面計(丸形ガラス管液面計を除く)を設けます。 2 液面計にガラス液面計を使用するときは ① その破損を防止するための措置を講じます。 ② 貯槽とガラス液面計を接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による液化石油ガスの漏えいを防止するための措置を講じます。	添付書類 No.
貯槽の配管に設けたバルブ (第6条第1項第25号) (バルク貯槽を除く)	貯槽(加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く)に取り付けた配管(液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。)には、以下のバルブを設けます。 1 貯槽の直近にバルブ(使用時以外閉) 2 上記以外に1以上のバルブ(緊急遮断装置を除く)	添付書類 No.



条項	対応事項	備考																				
ガス漏えい検知警報設備 (第6条第1項第29号)	<p>1 漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所に、液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を次のとおり設けます。</p> <table border="1" data-bbox="512 465 1145 1503"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 465 568 651">該当 ○ 印</th> <th data-bbox="568 465 778 651">設置場所</th> <th data-bbox="778 465 935 651">設置基準</th> <th data-bbox="935 465 1038 651">必要 設置 個数</th> <th data-bbox="1038 465 1145 651">計画 個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 651 568 954"></td> <td data-bbox="568 651 778 954">屋内に設置されている圧縮機、消費設備その他ガスが漏えいしやすい設備が設置してある場所の周囲のガスが滞留しやすい場所</td> <td data-bbox="778 651 935 954">設備群の周囲 10mにつき 1個以上の割合で計算した個数以上</td> <td data-bbox="935 651 1038 954">___個</td> <td data-bbox="1038 651 1145 954">___個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 954 568 1256"></td> <td data-bbox="568 954 778 1256">屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留しやすい場所</td> <td data-bbox="778 954 935 1256">設備群の周囲の長さ 20mにつき 1個以上の割合で計算した個数以上</td> <td data-bbox="935 954 1038 1256">___個</td> <td data-bbox="1038 954 1145 1256">___個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1256 568 1503"></td> <td data-bbox="568 1256 778 1503">貯槽に液化石油ガスを受入れ又は払出しをする場所の周囲</td> <td data-bbox="778 1256 935 1503">2個以上</td> <td data-bbox="935 1256 1038 1503">___個</td> <td data-bbox="1038 1256 1145 1503">___個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 警報指示部は、関係者が常駐する場所 (_____) に設置します。</p>	該当 ○ 印	設置場所	設置基準	必要 設置 個数	計画 個数		屋内に設置されている圧縮機、消費設備その他ガスが漏えいしやすい設備が設置してある場所の周囲のガスが滞留しやすい場所	設備群の周囲 10mにつき 1個以上の割合で計算した個数以上	___個	___個		屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留しやすい場所	設備群の周囲の長さ 20mにつき 1個以上の割合で計算した個数以上	___個	___個		貯槽に液化石油ガスを受入れ又は払出しをする場所の周囲	2個以上	___個	___個	添付書類 No.
該当 ○ 印	設置場所	設置基準	必要 設置 個数	計画 個数																		
	屋内に設置されている圧縮機、消費設備その他ガスが漏えいしやすい設備が設置してある場所の周囲のガスが滞留しやすい場所	設備群の周囲 10mにつき 1個以上の割合で計算した個数以上	___個	___個																		
	屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留しやすい場所	設備群の周囲の長さ 20mにつき 1個以上の割合で計算した個数以上	___個	___個																		
	貯槽に液化石油ガスを受入れ又は払出しをする場所の周囲	2個以上	___個	___個																		
静電気除去措置 (第6条第1項第30号)	<p>1. 貯蔵設備には静電気を除去する措置を講じます。</p> <p>2. 接地抵抗値は総合 100Ω (避雷設備を設けたものは 10Ω) 以下とします。</p>	添付書類 No.																				

条項	対応事項	備考																																			
防消火設備 (第6条第1項第31号)	<p>製造施設には、その規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けます。</p> <p>1. 防火設備</p> <p>①</p> <table border="1" data-bbox="531 405 1134 981"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>該当 ○印</th> <th>防火設備</th> <th>防火設備の性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ガス設備、貯蔵設備、消費設備、充てんプラットホーム又は(注)タンクローリーの停車位置(貯槽、配管、散水又は放水することが危険となる設備等を除く)</td> <td></td> <td>水噴霧・散水装置</td> <td>5ℓ/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては2.5ℓ/min・㎡以上の水量を散水できるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放水設備</td> <td>5ℓ/min・㎡の1.6倍以上の水量を放水できる固定式放水銃、移動式放水銃、放水砲及び消火栓のうちいずれかのもの 注)放水砲性能1,900ℓ/min以上 その他の性能 ※筒先圧力 0.35Mpa以上 ※放水能力 400ℓ/min以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)液化石油ガス法に定める充てん設備から、充てん作業の技術上の基準に従ってバルク貯槽に充てんする場合を除く。</p> <p>②水源は同時に放射を必要とする最大水量を30分間以上連続して放射できる水量とします。            必要水量(法定) _____ m<sup>3</sup> 計画水量 _____ m<sup>3</sup>            保有水量: _____ m<sup>3</sup></p> <p>③操作部は、関係者が常駐する場所及び対象施設から15m以上離れた位置にそれぞれ1ヶ所以上設けます。            (1)計画 _____ m            (2)計画 _____ m (常駐する場所 _____)</p> <p>2. 消火設備</p> <table border="1" data-bbox="475 1451 1118 1906"> <thead> <tr> <th colspan="2">消火設備</th> <th>粉末消火器 能力単位 B-10以上</th> <th>必要 個数</th> <th>計画 数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象設備</td> <td>貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備</td> <td>設備内の滞留ガス量10トンにつき1個相当以上 最小設置数量3個相当以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貯槽</td> <td>防液堤設置</td> <td>防液堤の周囲に歩行距離75m以下ごとに3個相当以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>貯槽の周囲の安全な場所に3個相当以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">建屋内の高圧ガス設備</td> <td>不活性ガス等による拡散設備で粉末消火器の代替とすることができる。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	該当 ○印	防火設備	防火設備の性能	ガス設備、貯蔵設備、消費設備、充てんプラットホーム又は(注)タンクローリーの停車位置(貯槽、配管、散水又は放水することが危険となる設備等を除く)		水噴霧・散水装置	5ℓ/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては2.5ℓ/min・㎡以上の水量を散水できるもの		放水設備	5ℓ/min・㎡の1.6倍以上の水量を放水できる固定式放水銃、移動式放水銃、放水砲及び消火栓のうちいずれかのもの 注)放水砲性能1,900ℓ/min以上 その他の性能 ※筒先圧力 0.35Mpa以上 ※放水能力 400ℓ/min以上	消火設備		粉末消火器 能力単位 B-10以上	必要 個数	計画 数量	対象設備	貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備	設備内の滞留ガス量10トンにつき1個相当以上 最小設置数量3個相当以上			貯槽	防液堤設置	防液堤の周囲に歩行距離75m以下ごとに3個相当以上			その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所に3個相当以上			建屋内の高圧ガス設備		不活性ガス等による拡散設備で粉末消火器の代替とすることができる。			添付書類 No.
対象設備	該当 ○印	防火設備	防火設備の性能																																		
ガス設備、貯蔵設備、消費設備、充てんプラットホーム又は(注)タンクローリーの停車位置(貯槽、配管、散水又は放水することが危険となる設備等を除く)		水噴霧・散水装置	5ℓ/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては2.5ℓ/min・㎡以上の水量を散水できるもの																																		
		放水設備	5ℓ/min・㎡の1.6倍以上の水量を放水できる固定式放水銃、移動式放水銃、放水砲及び消火栓のうちいずれかのもの 注)放水砲性能1,900ℓ/min以上 その他の性能 ※筒先圧力 0.35Mpa以上 ※放水能力 400ℓ/min以上																																		
消火設備		粉末消火器 能力単位 B-10以上	必要 個数	計画 数量																																	
対象設備	貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備	設備内の滞留ガス量10トンにつき1個相当以上 最小設置数量3個相当以上																																			
貯槽	防液堤設置	防液堤の周囲に歩行距離75m以下ごとに3個相当以上																																			
	その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所に3個相当以上																																			
建屋内の高圧ガス設備		不活性ガス等による拡散設備で粉末消火器の代替とすることができる。																																			

条項	対応事項	備考																														
通報設備 (第6条第1項第33号)	<p>事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を次のとおり講じます。</p> <p>事業所内面積 _____ m<sup>2</sup></p> <table border="1" data-bbox="512 365 1157 1263"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 365 804 461">通報設備の通報範囲</th> <th data-bbox="804 365 1099 461">設けるべき通報設備 次に掲げるものの1又は2以上</th> <th data-bbox="1099 365 1157 461">該当 ○印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 461 804 707" rowspan="4">           イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所（製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。）との間（両事務所が同一の場合を除く。）            ロ 現場事務所相互間         </td> <td data-bbox="804 461 1099 524">イ ページング設備</td> <td data-bbox="1099 461 1157 524"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="804 524 1099 586">ロ 構内電話</td> <td data-bbox="1099 524 1157 586"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="804 586 1099 649">ハ 構内放送設備</td> <td data-bbox="1099 586 1157 649"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="804 649 1099 707">ニ インターホーン</td> <td data-bbox="1099 649 1157 707"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 707 804 1059" rowspan="5">事業所内全体</td> <td data-bbox="804 707 1099 770">イ ページング設備</td> <td data-bbox="1099 707 1157 770"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="804 770 1099 833">ロ 構内放送設備</td> <td data-bbox="1099 770 1157 833"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="804 833 1099 896">ハ サイレン</td> <td data-bbox="1099 833 1157 896"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="804 896 1099 958">ニ 携帯用拡声器</td> <td data-bbox="1099 896 1157 958"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="804 958 1099 1059">ホ メガホン（当該事業所内の面積が1,500 m<sup>2</sup>以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。）</td> <td data-bbox="1099 958 1157 1059"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1059 804 1263" rowspan="3">事業所内の任意の場所における作業員相互間</td> <td data-bbox="804 1059 1099 1122">イ 携帯用拡声器</td> <td data-bbox="1099 1059 1157 1122"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="804 1122 1099 1211">ロ トランシーバー（計器等に対する影響のない場合に限る。）</td> <td data-bbox="1099 1122 1157 1211"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="804 1211 1099 1263">ハ メガホン</td> <td data-bbox="1099 1211 1157 1263"></td> </tr> </tbody> </table>	通報設備の通報範囲	設けるべき通報設備 次に掲げるものの1又は2以上	該当 ○印	イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所（製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。）との間（両事務所が同一の場合を除く。） ロ 現場事務所相互間	イ ページング設備		ロ 構内電話		ハ 構内放送設備		ニ インターホーン		事業所内全体	イ ページング設備		ロ 構内放送設備		ハ サイレン		ニ 携帯用拡声器		ホ メガホン（当該事業所内の面積が1,500 m <sup>2</sup> 以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。）		事業所内の任意の場所における作業員相互間	イ 携帯用拡声器		ロ トランシーバー（計器等に対する影響のない場合に限る。）		ハ メガホン		添付書類 No.
通報設備の通報範囲	設けるべき通報設備 次に掲げるものの1又は2以上	該当 ○印																														
イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所（製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。）との間（両事務所が同一の場合を除く。） ロ 現場事務所相互間	イ ページング設備																															
	ロ 構内電話																															
	ハ 構内放送設備																															
	ニ インターホーン																															
事業所内全体	イ ページング設備																															
	ロ 構内放送設備																															
	ハ サイレン																															
	ニ 携帯用拡声器																															
	ホ メガホン（当該事業所内の面積が1,500 m <sup>2</sup> 以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。）																															
事業所内の任意の場所における作業員相互間	イ 携帯用拡声器																															
	ロ トランシーバー（計器等に対する影響のない場合に限る。）																															
	ハ メガホン																															
バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項第34号)	<p>作業員がバルブ又はコックを適切に操作できるように次の措置を講じます。</p> <p>①バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、特に保安上重大な影響を与えるバルブ等には、開閉状態を明示する機能を取り付けます。</p> <p>②バルブ等に係る配管には、ガスその他の流体の種類及び方向を表示します。</p> <p>③特に保安上重大な影響を与えるバルブ等で、通常使用しないバルブ等には、施錠等の措置を講じます。</p> <p>④バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。</p> <p>⑤バルブ等の操作に必要な照度を確保します。</p>	添付書類 No.																														



<記載例> I-9 (容器による貯蔵)

※容器が配管により接続されているもの

法第 16 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の技術上の基準に関する事項

(液石則第 24 条及び第 27 条第 1 項第 2 号の技術上の基準に対応する事項)

条 項	対 応 事 項	備 考
設備距離 (第 24 条第 1 号)	貯蔵設備・処理設備の外側から、保安物件に対し規定以上の距離を確保します。 L <sub>1</sub> 必要_____m 計画_____m L <sub>4</sub> 必要_____m 計画_____m	添付書類 No.
障壁 (第 24 条第 2 号)	保安物件に対して規定の距離を確保できない場合は、保安物件に対し厚さ 12cm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁を設置します。	添付書類 No.
第 6 条第 1 項 第 35 号の準用 (第 24 条第 3 号)	第 6 条第 1 項第 35 号イ、ロ及びホからチまでの基準に適合します。	
イ. 容器置場の明示及び警戒標	容器置場は明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げます。	添付書類 No.
ロ. 容器置場の構造	容器置場は 2 階建以下とします。	添付書類 No.
ホ. 直射日光を遮る措置	充填容器等に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置（液化石油ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放されることを妨げないものに限る。）を講じます。	添付書類 No.
へ. 滞留しないような構造	容器置場は、ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。 ①通風可能面積の合計が、床面積 1 m <sup>2</sup> につき 300 c m <sup>2</sup> 以上となる換気口を床面に接しかつ外気に接して設けます。（四方が壁等の場合 2 方向以上） *床面積_____m <sup>2</sup> から算出した開口面積 _____m <sup>2</sup> ：計画_____m <sup>2</sup> ②吸込口が床に近く、放出口が地上から 5 m 以上高い安全な位置にあり、排気管中にガス検知器を設置した通風能力 0.5m <sup>3</sup> /min・m <sup>2</sup> 以上の機械的換気装置を設けます。 *床面積_____m <sup>2</sup> から算出_____m <sup>3</sup> /min：計画_____m <sup>3</sup> /min	添付書類 No.

条 項	対 応 事 項	備 考
ト．二階建容器置場の構造	2階建の容器置場は、 ①容器置場1階の天井は3.3m以上の高さを有し、開放型の構造であり、壁を設置した場合は、通風及び換気を考慮した高さとします。 ②容器置場の2階は容器の転落等を防止する壁を設け、必要とされる面積を確保します。 ③容器置場の2階の床は不燃材又は難燃材を使用します。 ④開口部から5m以内は容器を置かず、容器を置く部分を明示します。	添付書類 No.
チ．容器置場に設ける消火設備	容器置場には、充填容器等の内部停滞量10tにつき、B-10以上の粉末消火器が1個相当以上設置（最低2個）します。 必要数量_____個 計画数量_____個	添付書類 No.
第6条第1項の準用 (第24条第4号)	容器が配管接続されたものであるため、その配管（高圧ガスが通る部分に限る。）については第6条第1項第17号から19号までの基準に適合します。	添付書類 No.
高圧ガス設備の耐圧性能 (第6条第1項第17号)	高圧ガス設備（容器及び告示で定めるものを除く）は、次のいずれかを満たします。 <input type="checkbox"/> 液体を使用する常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格 <input type="checkbox"/> 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格 <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	添付書類 No.
高圧ガス設備の気密性能 (第6条第1項第18号)	高圧ガス設備（容器及び告示で定めるものを除く）は、次のいずれかを満たします。 <input type="checkbox"/> 常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	添付書類 No.
高圧ガス設備の強度 (第6条第1項第19号)	高圧ガス設備（容器を除く）は、次のいずれかを満たします。 <input type="checkbox"/> 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有しています。 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく強度を有しています。 <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有する高圧ガス設備です。	添付書類 No.

<記載例> I-9 (容器による貯蔵)

※容器が配管により接続されていないもの

法第 16 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の技術上の基準に関する事項

(液石則第 24 条及び第 27 条第 1 項第 2 号の技術上の基準に対応する事項)

条 項	対 応 事 項	備 考
第 6 条第 1 項 第 35 号の準用 (第 24 条第 5 号)	容器置場並びに充填容器及び残ガス容器 (以下「充填容器等」という。)は、次の基準に適合するように措置します。	
イ. 容器置場の明示及び警戒標	容器置場は明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げます。	
ロ. 容器置場の構造	容器置場は 2 階建以下とします。	
ハ. 置場距離	保安物件に対し、容器置場の面積に応じた距離を確保します。 容器置場の面積 _____ m <sup>2</sup> 第 1 種置場距離 $l_1$ 必要 _____ m、計画 _____ m 第 2 種置場距離 $l_2$ 必要 _____ m、計画 _____ m ( $l_1$ 、 $l_2$ の距離を確保できないので障壁を設けます。 第 1 種置場距離 $l_3$ 必要 _____ m、計画 _____ m 第 2 種置場距離 $l_4$ 必要 _____ m、計画 _____ m )	
ニ. 容器置の障壁	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場距離短縮条件を満たすように、直径 9 mm 以上の鉄筋を縦、横 40 cm 以下の間隔に配筋し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ 12cm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けます。	
ホ. 直射日光を遮る措置	充填容器等に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置 (液化石油ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放されることを妨げないものに限る。) を講じます。	
ヘ. 滞留しないような構造	容器置場は、ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。 ① 通風可能面積の合計が、床面積 1 m <sup>2</sup> につき 300 c m <sup>2</sup> 以上となる換気口を床面に接しかつ外気に接して設けます。(四方が壁等の場合 2 方向以上) * 床面積 _____ m <sup>2</sup> から算出した開口面積 _____ m <sup>2</sup> : 計画 _____ m <sup>2</sup> ② 吸込口が床に近く、放出口が地上から 5 m 以上高い安全な位置にあり、排気管中にガス検知器を設置した通風能力 0.5m <sup>3</sup> /min・m <sup>2</sup> 以上の機械的換気装置を設けます。 * 床面積 _____ m <sup>2</sup> から算出 _____ m <sup>3</sup> /min : 計画 _____ m <sup>3</sup> /min	
ト. 二階建容器置場の構造	2 階建の容器置場は、 ① 容器置場 1 階の天井は 3.3m 以上の高さを有し、開放型の構造であり、壁を設置した場合は、通風及び換気を考慮した高さとなります。 ② 容器置場の 2 階は容器の転落等を防止する壁を設け、必要とされる面積を確保します。 ③ 容器置場の 2 階の床は不燃材又は難燃材を使用します。 ④ 開口部から 5 m 以内は容器を置かず、容器を置く部分を明示します。	

条 項	対 応 事 項	備 考
チ． 容器置場に設ける消火設備	容器置場には、充填容器等の内部停滞量 10 t につき、B-10 以上の粉末消火器が 1 個相当以上設置（最低 2 個）します。 必要数量_____個 計画数量_____個	

<記載例> II-1 (貯槽による貯蔵)

法第 16 条第 2 項の技術上の基準に関する事項  
(一般則第 22 条の技術上の基準に対応する事項)

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
第 6 条第 1 項 の準用 (第 22 条)	第 6 条第 1 項第 1 号第 3 号まで、第 5 号から第 9 号まで、 第 11 号から第 22 号まで、第 24 号、第 25 号及び第 31 号か ら第 41 号までの基準に適合して [有・無]	適・否		
境界線・警戒 標 (第 6 条第 1 項第 1 号)	1. 事業所の境界線は、_____ により明示され て [有・無] 2. 警戒標は、外部から明瞭に識別できる大きさで、事業 所の各出入口付近に設置されて [有・無] 3. 一部のみが高圧ガス保安法適用施設の場合は、当該施 設の設置区画等の出入り口付近に警戒標を掲げて [有・無・該当なし]	適・否		
設備距離 (第 6 条第 1 項第 2 号)	貯蔵設備, 処理設備の外側から第 1 種保安物件 (_____)、第 2 種保安物件(_____)まで、規定以 上の距離を確保して [有・無] 第 1 種設備距離: L_ = ___ m 実際: _____ m 第 2 種設備距離: L_ = ___ m 実際: _____ m	適・否		
火気取扱施設 との距離 (第 6 条第 1 項第 3 号)	1 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備は、その外 側から火気取扱施設(_____)に対し 8 m 以上の距 離が [有・無] 実際 _____ m 2 8m 以上の距離がとれない場合、防火壁 (高さ 2m 以上、 迂回水平距離 8m 以上) 又は二重扉のうち(_____)が 設置されて [有・無・該当なし]	適・否 該当なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																								
貯槽間の距離 (第6条第1項第5号)	<p>1. 可燃性ガスの貯槽（貯蔵能力が 300 m<sup>3</sup>又は 3,000kg）及び他の可燃性ガス又は酸素の貯槽の貯槽間距離は、1 m以上又は貯槽の最大直径の和の4分の1  <math>(\quad + \quad) / 4 = \quad \text{m}</math>  のいずれか大なる距離を有して <b>〔有・無〕</b>  実際 <math>\quad \text{m}</math></p> <p>2. 規定の距離に満たない場合</p> <p>① 下表の水噴霧装置等が設置されて <b>〔有・無〕</b></p> <table border="1" data-bbox="405 645 1091 994"> <thead> <tr> <th>貯槽 断熱 構造</th> <th>該当 ○印</th> <th>水噴霧・散水装置 の場合</th> <th>該当 ○印</th> <th>消火栓の場合 筒先圧力 0.35Mpa以上放 水能力 400 ℓ/min 以上</th> <th>実際の 量 (ℓ/min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td></td> <td>7 ℓ/min・m<sup>2</sup> (8 ℓ/min・m<sup>2</sup>)</td> <td></td> <td>1個/35 m<sup>2</sup> (1個/30 m<sup>2</sup>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準耐 火構 造</td> <td></td> <td>4.5 ℓ/min・m<sup>2</sup> (6.5 ℓ/min・m<sup>2</sup>)</td> <td></td> <td>1個/55 m<sup>2</sup> (1個/38 m<sup>2</sup>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火 構造</td> <td></td> <td>2 ℓ/min・m<sup>2</sup> (4 ℓ/min・m<sup>2</sup>)</td> <td></td> <td>1個/125 m<sup>2</sup> (1個/60 m<sup>2</sup>)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ( ) 内は、貯槽間の距離が最大直径の和の4分の1の距離に満たない場合の数値。</p> <p>② 水噴霧装置等は、当該貯槽の外側から 15m以上離れた安全な位置で、かつ、防液堤を設けた貯槽にあっては、当該防液堤の外で操作可能で <b>〔有・無〕</b></p> <p>③ 水源は、同時に放射を必要とする最大水量が <b>〔有・無〕</b>  必要水量（法定） <math>\quad \text{m}^3</math>、計画水量 <math>\quad \text{m}^3</math>  保有水量 <math>\quad \text{m}^3</math></p> <p>④ 5分間以上の作動試験において均一かつ十分な放射性能が <b>〔有・無〕</b></p> <p>⑤ 消火栓は当該貯槽に対していずれの方向からも放射可能で <b>〔有・無〕</b></p> <p>⑥ 消火栓の設置位置は当該貯槽から 40m以内に <b>〔有・無〕</b></p> <p>⑦ 消火栓は当該貯槽の表面積が <math>\quad \text{m}^2</math>なので法定 <math>\quad</math> 個であり、実際は <math>\quad</math> 個設置して <b>〔有・無〕</b></p>	貯槽 断熱 構造	該当 ○印	水噴霧・散水装置 の場合	該当 ○印	消火栓の場合 筒先圧力 0.35Mpa以上放 水能力 400 ℓ/min 以上	実際の 量 (ℓ/min)	なし		7 ℓ/min・m <sup>2</sup> (8 ℓ/min・m <sup>2</sup> )		1個/35 m <sup>2</sup> (1個/30 m <sup>2</sup> )		準耐 火構 造		4.5 ℓ/min・m <sup>2</sup> (6.5 ℓ/min・m <sup>2</sup> )		1個/55 m <sup>2</sup> (1個/38 m <sup>2</sup> )		耐火 構造		2 ℓ/min・m <sup>2</sup> (4 ℓ/min・m <sup>2</sup> )		1個/125 m <sup>2</sup> (1個/60 m <sup>2</sup> )		適・否 該当なし		
貯槽 断熱 構造	該当 ○印	水噴霧・散水装置 の場合	該当 ○印	消火栓の場合 筒先圧力 0.35Mpa以上放 水能力 400 ℓ/min 以上	実際の 量 (ℓ/min)																							
なし		7 ℓ/min・m <sup>2</sup> (8 ℓ/min・m <sup>2</sup> )		1個/35 m <sup>2</sup> (1個/30 m <sup>2</sup> )																								
準耐 火構 造		4.5 ℓ/min・m <sup>2</sup> (6.5 ℓ/min・m <sup>2</sup> )		1個/55 m <sup>2</sup> (1個/38 m <sup>2</sup> )																								
耐火 構造		2 ℓ/min・m <sup>2</sup> (4 ℓ/min・m <sup>2</sup> )		1個/125 m <sup>2</sup> (1個/60 m <sup>2</sup> )																								

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考												
貯槽の識別措置 (第6条第1項第6号)	<p>外部から見やすいように、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽である旨が貯槽に朱書き等して [有・無]</p> <p>該当欄に○印</p> <table border="1" data-bbox="432 405 1082 707"> <tr> <td data-bbox="432 405 491 589"></td> <td data-bbox="491 405 1082 589">           可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽の見やすい部分に帯状に直径の10分の1以上の幅で赤色塗料(特定不活性ガスにあつては橙色)が明確に塗ってある。            貯槽の直径は、_____で、幅帯は__である。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 589 491 707"></td> <td data-bbox="491 589 1082 707">           ガス名を外部から見やすいように明確に朱書き(特定不活性ガスにあつては橙色)してある。内容は_____である。         </td> </tr> </table> <p>地下に埋設された貯槽にあつては、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に分かる標識を掲げて</p> <p>[有・無]</p>		可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽の見やすい部分に帯状に直径の10分の1以上の幅で赤色塗料(特定不活性ガスにあつては橙色)が明確に塗ってある。 貯槽の直径は、_____で、幅帯は__である。		ガス名を外部から見やすいように明確に朱書き(特定不活性ガスにあつては橙色)してある。内容は_____である。	適・否 該当なし										
	可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽の見やすい部分に帯状に直径の10分の1以上の幅で赤色塗料(特定不活性ガスにあつては橙色)が明確に塗ってある。 貯槽の直径は、_____で、幅帯は__である。															
	ガス名を外部から見やすいように明確に朱書き(特定不活性ガスにあつては橙色)してある。内容は_____である。															
貯槽周囲の流出防止措置 (第6条第1項第7号、第8号)	<p>1 防液堤の構造は申請書どおりの構造で [有・無]</p> <p>2 防液堤の容量は、法定____m<sup>3</sup>に対し____m<sup>3</sup>である。</p> <p>3 集合防液堤にあつては間仕切りが設けられて [有・無]</p> <p>4 防液堤の亀裂、くずれ、破損、配管貫通部の漏えいその他異常がなく、かつ防液堤内部の滞水が支障なく排出可能で [有・無]</p> <p>5 防液堤の外周は____であり、昇降の階段は、法定に対し____個設置してある。</p> <p>6 防液堤の内側及び外側に設置してはいけない設備又は施設が [有・無]</p>	適・否 該当なし														
貯蔵設備の室の構造 (第6条第1項第9号)	<p>貯蔵設備を設置する室は、ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造として [有・無]</p> <p>該当欄に○印</p> <table border="1" data-bbox="416 1574 1099 1899"> <tr> <td data-bbox="416 1574 644 1704">           空気より軽い可燃性ガス         </td> <td data-bbox="644 1574 724 1704"></td> <td data-bbox="724 1574 1099 1641">           開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1704 644 1805"></td> <td data-bbox="644 1704 724 1805"></td> <td data-bbox="724 1704 1099 1771">           換気装置があり正常に作動可能。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1805 644 1899">           空気より重い可燃性ガス又は特定不活性ガス         </td> <td data-bbox="644 1805 724 1899"></td> <td data-bbox="724 1805 1099 1872">           開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1899 644 1998"></td> <td data-bbox="644 1899 724 1998"></td> <td data-bbox="724 1899 1099 1966">           床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。         </td> </tr> </table>	空気より軽い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。			換気装置があり正常に作動可能。	空気より重い可燃性ガス又は特定不活性ガス		開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。			床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。	適・否 該当なし		
空気より軽い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。														
		換気装置があり正常に作動可能。														
空気より重い可燃性ガス又は特定不活性ガス		開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。														
		床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。														

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
ガス設備の気密な構造 (第6条第1項第10号)	1 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高压ガス設備及び空気取入口を除く）は、気密な構造で 〔有・無〕 2 ガス設備は圧力_____MPa で検査し、漏えいは 〔有・無〕	適・否 該当なし		
高压ガス設備の耐圧性能 (第6条第1項第11号)	高压ガス設備（容器及び告示で定めるものを除く）は、次のいずれかを満たして 〔有・無〕 <input type="checkbox"/> 液体を使用する常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格（詳細は別紙のとおり） <input type="checkbox"/> 空気又は窒素等を使用する常用圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格（詳細は別紙のとおり） <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高压ガス設備の気密性能 (第6条第1項第12号)	高压ガス設備（容器及び告示で定めるものを除く）は、次のいずれかを満たして 〔有・無〕 <input type="checkbox"/> 常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格（詳細は別紙のとおり） <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高压ガス設備の強度 (第6条第1項第13号)	高压ガス設備（容器を除く）は、次のいずれかを満たして 〔有・無〕 <input type="checkbox"/> 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有する。（肉厚検査結果は別紙のとおり） <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく強度を有する。 <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有する。	適・否		
ガス設備に使用する材料 (第6条第1項第14号)	1 ガス設備に使用する材料は、ガスの性状、温度、圧力に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとして 〔有・無〕 2 使用した材料は、申請書どおりであることをミルシート等で確認して 〔有・無〕	適・否 該当なし		



検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の基礎 (第6条第1 項第15号)	1 地盤の許容支持力が荷重を上回るよう、申請書どおり 施工されて 〔有・無〕 2 貯槽の支柱又は底部若しくは架台が、同一基礎にアン カーボルト等により申請書どおり固定されて 〔有・無・該当なし〕	適・否 該当なし		
貯槽の沈下状 況の測定 (第6条第1 項第16号)	不同沈下測定のためのベンチマークが適切に設置され て 〔有・無・該当なし〕	適・否		
高圧ガス設備 の耐震設計 (第6条第1 項第17号)	1 塔、貯槽及び配管は、耐震設計どおり施工され、地震 の影響に対し安全で 〔有・無〕 2 支持構造物及び基礎は、耐震設計どおり施工され、地 震の影響に対し安全で 〔有・無〕	適・否 該当なし		
高圧ガス設備 の温度計 (第6条第1 項第18号)	1 温度変化を伴う反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、 熱交換及び加熱のための設備に、常用の温度を適切に測 定できる性能及び測定範囲を有する温度計が申請書ど おり設置されて 〔有・無〕 2 設備内に温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常 用の温度の範囲内に戻すことができる温度自動制御装 置を設置する等の措置が申請書どおり講じられて 〔有・無〕	適・否		
高圧ガス設備 の圧力計 (第6条第1 項第19号)	1 高圧ガス設備には、常用の圧力を相当程度異にし、又 は異にするおそれのある区分毎に圧力計が設置されて 〔有・無〕 2 圧力計の測定範囲は、当該設備の常用の圧力を適切に 測定できるもので 〔有・無〕	適・否		
高圧ガス設備 の安全装置 (第6条第1 項第19号)	1 高圧ガス設備の適切な圧力区分毎に適切な安全装置 が設けられて 〔有・無〕 2 設定圧力以下で確実に作動する機能を有して 〔有・無〕	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
安全装置の放出管 (第6条第1項第20号)	1 可燃性ガスの貯槽に設けた放出管の開口部 ① 可燃性ガスの貯槽に設けた放出管の開口部は、地盤面から5m又は貯槽頂部から2mのいずれか高い位置以上の高さが [有・無] 実際 地盤面から _____m 貯槽の頂部から _____m ② 周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無] 2 毒性ガスの高圧ガス設備に設けた放出管は、除害設備内に開口部が [有・無] 3 その他の高圧ガス設備(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。))又は空気に係るものを除く)に設けた放出管 ① 5m以内の建築物(火気を取り扱う施設は8m以内)又は工作物の高さ以上の高さが [有・無] ② 周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無]	適・否 該当なし		
可燃性ガス低温貯槽の負圧防止措置 (第6条第1項第21号)	1 圧力計及び圧力警報設備並びに真空安全弁、均圧管、圧力連動冷凍制御設備又は圧力連動送液設備のうち(_____)が設けられて [有・無] 2 負圧防止設備の作動機能は良好で [有・無]	適・否 該当なし		
液面計 (第6条第1項第22号)	1 液化ガスの貯槽には、液面計(_____)式が設けられて [有・無] 2 ガラス管液面計にあってはその破損を防止するために金属製の保護枠を設けたもので [有・無・該当なし] 3 可燃性ガス、特定不活性ガス及び毒性ガスの貯槽とガラス液面計とを接続する配管には、自動式及び手動式の止め弁を設けて [有・無・該当なし]	適・否 該当なし		
貯槽の配管に設けたバルブ (第6条第1項第24号)	1 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の貯槽(加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く)の配管には、貯槽の直近にバルブが設けられて [有・無] 2 上記のほか、当該配管には、緊急遮断装置を除き一つ以上のバルブが設けられて [有・無]	適・否 該当なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																								
緊急遮断装置 (第6条第1項第25号)	<p>1 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽（内容積5,000L未満を除く）には、送出し、受入配管の適切な位置に緊急遮断装置が設けられて [有・無]</p> <p>2 緊急遮断装置の作動機能は円滑かつ確実に [有・無]</p> <p>3 弁座の漏えい量は規格値以下で [有・無]</p> <p>4 緊急遮断装置の操作部は、貯槽から5m以上離れたところに設けて [有・無] 実際_____m</p> <p>5 緊急遮断装置の作動源は、(_____)である。</p>	適・否  該当 なし																										
ガス漏えい検知警報設備 (第6条第1項第31号)	<p>1 検出端部の設置場所及び設置個数</p> <table border="1" data-bbox="416 678 1123 1435"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 678 504 741">該当 ○印</th> <th data-bbox="504 678 794 741">設置場所</th> <th data-bbox="794 678 991 741">必要設置 個 数</th> <th data-bbox="991 678 1123 741">実際設置 個 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 741 504 931"></td> <td data-bbox="504 741 794 931">屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置してある場所の周囲</td> <td data-bbox="794 741 991 931">設備群の周囲10mにつき1個以上の割合で計算した個数 _____個</td> <td data-bbox="991 741 1123 931">_____個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 931 504 1088"></td> <td data-bbox="504 931 794 1088">屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留するおそれのある場所</td> <td data-bbox="794 931 991 1088">設備群の周囲の20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個</td> <td data-bbox="991 931 1123 1088">_____個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1088 504 1245"></td> <td data-bbox="504 1088 794 1245">加熱炉等の火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所</td> <td data-bbox="794 1088 991 1245">加熱炉等の周囲の20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個</td> <td data-bbox="991 1088 1123 1245">_____個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1245 504 1368"></td> <td data-bbox="504 1245 794 1368">計器室の内部(漏えいしたガスが浸入するおそれがないような措置を講じた場合を除く)</td> <td data-bbox="794 1245 991 1368">1個以上</td> <td data-bbox="991 1245 1123 1368">_____個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1368 504 1435"></td> <td data-bbox="504 1368 794 1435">毒性ガスの充填用接続口一群の周囲</td> <td data-bbox="794 1368 991 1435">1個以上</td> <td data-bbox="991 1368 1123 1435">_____個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 作動機能が良好で [有・無]</p> <p>3 警報指示部は関係者が常駐する場所 ( ) に設置して [有・無]</p>	該当 ○印	設置場所	必要設置 個 数	実際設置 個 数		屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置してある場所の周囲	設備群の周囲10mにつき1個以上の割合で計算した個数 _____個	_____個		屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留するおそれのある場所	設備群の周囲の20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個	_____個		加熱炉等の火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所	加熱炉等の周囲の20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個	_____個		計器室の内部(漏えいしたガスが浸入するおそれがないような措置を講じた場合を除く)	1個以上	_____個		毒性ガスの充填用接続口一群の周囲	1個以上	_____個	適・否  該当 なし		
該当 ○印	設置場所	必要設置 個 数	実際設置 個 数																									
	屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置してある場所の周囲	設備群の周囲10mにつき1個以上の割合で計算した個数 _____個	_____個																									
	屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留するおそれのある場所	設備群の周囲の20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個	_____個																									
	加熱炉等の火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所	加熱炉等の周囲の20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個	_____個																									
	計器室の内部(漏えいしたガスが浸入するおそれがないような措置を講じた場合を除く)	1個以上	_____個																									
	毒性ガスの充填用接続口一群の周囲	1個以上	_____個																									

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考												
貯槽、支柱の 温度上昇防止 措置 (第6条第1 項第32号)	<p>1 液化ガス貯槽(可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。)には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置して [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="432 405 1150 645"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 405 539 479">対象 貯槽名</th> <th data-bbox="539 405 646 479">断熱構造 区分</th> <th data-bbox="646 405 895 479">散水装置 *(L/(min・m<sup>2</sup>))</th> <th data-bbox="895 405 1150 479">消火栓 *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 479 539 568"></td> <td data-bbox="539 479 646 568">なし</td> <td data-bbox="646 479 895 568">法定: 5 実際: _____</td> <td data-bbox="895 479 1150 568">法定: 1 栓/ 50m<sup>2</sup> 実際: _____ 栓/ m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 568 539 645"></td> <td data-bbox="539 568 646 645">準耐火</td> <td data-bbox="646 568 895 645">法定: 2.5 実際: _____</td> <td data-bbox="895 568 1150 645">法定: 1 栓/100m<sup>2</sup> 実際: _____ 栓/ m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 圧縮ガス貯槽に対しては [消火栓・消防ポンプ車] により対応します。</p> <p>3 30分間以上連続して放水できる水量を確保して [有・無] 必要水量(法定): _____ m<sup>3</sup>、計画水量: _____ m<sup>3</sup> 保有水量: _____ m<sup>3</sup></p> <p>4 高さ1m以上の市中に対しては、次のいずれかの措置を講じて [有・無・該当なし] <input type="checkbox"/> 厚さ50mm以上のコンクリート又はこれと同等以上の耐火性能を有する不燃性の断熱材で被覆 <input type="checkbox"/> 1に定める水噴霧装置等を市中に対し水を放射できるように設置</p>	対象 貯槽名	断熱構造 区分	散水装置 *(L/(min・m <sup>2</sup> ))	消火栓 *		なし	法定: 5 実際: _____	法定: 1 栓/ 50m <sup>2</sup> 実際: _____ 栓/ m		準耐火	法定: 2.5 実際: _____	法定: 1 栓/100m <sup>2</sup> 実際: _____ 栓/ m	適・否  該当なし		
対象 貯槽名	断熱構造 区分	散水装置 *(L/(min・m <sup>2</sup> ))	消火栓 *													
	なし	法定: 5 実際: _____	法定: 1 栓/ 50m <sup>2</sup> 実際: _____ 栓/ m													
	準耐火	法定: 2.5 実際: _____	法定: 1 栓/100m <sup>2</sup> 実際: _____ 栓/ m													
毒性ガス貯蔵 施設の識別・ 危険標識 (第6条第1項 第33号)	<p>1 識別措置 毒性ガスの貯蔵所である旨を容易に識別できるような次の文字を記載した識別標を当該毒性ガス貯蔵所の当該区画の見やすい箇所に掲げて [有・無] <u>毒性ガス( )貯蔵所</u></p> <p>2 識別標の文字の大きさは縦・横____cmで、地色は____色の標識に____色の文字で記入してある。</p> <p>3 危険標識 毒性ガスが漏えいするおそれのある箇所には、次の文字又は同等以上の効果を示す文字を記載した危険標識を掲げて [有・無] <u>毒性ガス漏えい注意箇所</u></p> <p>4 標識の文字の大きさは、縦・横____cmで、地色が____色の標識に、____色の文字で記入してある。 また「注意」は____色で表示してある。</p>	適・否  該当なし														
毒性ガス配管 の接合 (第6条第1項 第35号)	<p>1 毒性ガスのガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は溶接で [有・無]</p> <p>2 溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合で [有・無]</p>	適・否  該当なし														

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																																									
毒性ガスの二重管 (第6条第1項 第36号)	1 二重管の破損その他異常が [有・無] 2 二重管の外層管は、その内径が内層管の外径の1.2倍以上であり、 高压ガス設備としての材料、強度等の基準に適合して [有・無] 3 当該二重管には、当該ガスの漏えいを検知し警報するための措置が講じて [有・無]	適・否 該当なし																																											
毒性ガスの除害措置 (第6条第1項 第37号)	1 毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な拡散防止並びに除害措置を講じて [有・無] <table border="1" data-bbox="416 656 1118 1182"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>該当 ○印</th> <th>拡散防止措置及び除害措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">拡散防止措置</td> <td></td> <td>(1)水等による希釈、ガスの蒸気圧低下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)安全な場所への移送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)吸着剤、吸収剤、中和剤等で蒸発気化を抑える</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)基準に適合した建物で覆う</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)障壁、局所排気による拡散防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6)吸収、中和、吸着、移送、燃焼による拡散防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7)集液溝、防液堤によるガスの流出防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(8)特殊高压ガス等にあつては、常時吸引による拡散防止</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">除害措置</td> <td></td> <td>(1)水、吸収剤、中和剤等による吸収又は中和</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)吸着剤による吸着除去</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)集液溝等に回収し、安全な製造設備への返送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)燃焼設備で安全に燃焼</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)特殊高压ガス等にあつては、規定に適合する方式</td> </tr> </tbody> </table> ※ 拡散防止措置：塩素、ホスゲンの貯槽は(4)とした。 ※ 除害措置：(4)はアンモニア、シアン化水素に限る。 2 毒性ガス（特殊高压ガス等を除く）の種類及び設備の状況に応じ、適切な〔除害剤散布装置・散水装置・ガスを吸引し除害剤と接触させる装置〕を設置して [有・無] 3 特殊高压ガス等( )の除害のための設備は、通常時及び緊急時に適切に対応できる性能を有するものとして [有・無] 4 毒性ガス（特殊高压ガス等を除く）の種類等に応じて次の除害剤を規定数量以上保有して [有・無] ガスの種類 ( ) <table border="1" data-bbox="427 1765 1102 1888"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">除害剤の種類</th> <th colspan="2">除害剤の数量</th> </tr> <tr> <th>法定</th> <th>実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	該当 ○印	拡散防止措置及び除害措置	拡散防止措置		(1)水等による希釈、ガスの蒸気圧低下		(2)安全な場所への移送		(3)吸着剤、吸収剤、中和剤等で蒸発気化を抑える		(4)基準に適合した建物で覆う		(5)障壁、局所排気による拡散防止		(6)吸収、中和、吸着、移送、燃焼による拡散防止		(7)集液溝、防液堤によるガスの流出防止		(8)特殊高压ガス等にあつては、常時吸引による拡散防止	除害措置		(1)水、吸収剤、中和剤等による吸収又は中和		(2)吸着剤による吸着除去		(3)集液溝等に回収し、安全な製造設備への返送		(4)燃焼設備で安全に燃焼		(5)特殊高压ガス等にあつては、規定に適合する方式	区分	除害剤の種類	除害剤の数量		法定	実際					適・否 該当なし		
区分	該当 ○印	拡散防止措置及び除害措置																																											
拡散防止措置		(1)水等による希釈、ガスの蒸気圧低下																																											
		(2)安全な場所への移送																																											
		(3)吸着剤、吸収剤、中和剤等で蒸発気化を抑える																																											
		(4)基準に適合した建物で覆う																																											
		(5)障壁、局所排気による拡散防止																																											
		(6)吸収、中和、吸着、移送、燃焼による拡散防止																																											
		(7)集液溝、防液堤によるガスの流出防止																																											
		(8)特殊高压ガス等にあつては、常時吸引による拡散防止																																											
除害措置		(1)水、吸収剤、中和剤等による吸収又は中和																																											
		(2)吸着剤による吸着除去																																											
		(3)集液溝等に回収し、安全な製造設備への返送																																											
		(4)燃焼設備で安全に燃焼																																											
		(5)特殊高压ガス等にあつては、規定に適合する方式																																											
区分	除害剤の種類	除害剤の数量																																											
		法定	実際																																										

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																		
	<p>5 規定数量以上の保護具を適切な場所 ( )に常備して [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="427 331 1118 591"> <thead> <tr> <th>保護具の種類</th> <th>法定数量 (備付数量)</th> <th>保護具の種類</th> <th>法定数量 (備付数量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気呼吸器</td> <td rowspan="3">( 個 )</td> <td>隔離式防毒マスク</td> <td>( 個 )</td> </tr> <tr> <td>送気式マスク</td> <td>保護手袋及び長靴</td> <td>( 個 )</td> </tr> <tr> <td>酸素呼吸器</td> <td>保護衣</td> <td>( 個 )</td> </tr> </tbody> </table>	保護具の種類	法定数量 (備付数量)	保護具の種類	法定数量 (備付数量)	空気呼吸器	( 個 )	隔離式防毒マスク	( 個 )	送気式マスク	保護手袋及び長靴	( 個 )	酸素呼吸器	保護衣	( 個 )							
保護具の種類	法定数量 (備付数量)	保護具の種類	法定数量 (備付数量)																			
空気呼吸器	( 個 )	隔離式防毒マスク	( 個 )																			
送気式マスク		保護手袋及び長靴	( 個 )																			
酸素呼吸器		保護衣	( 個 )																			
<p>電気の除去措置 (第6条第1項 第38号)</p>	<p>1 対象設備に確実に接続された接地接続線が設けられて [有・無]</p> <p>2 接地抵抗値が総合 100Ω (避雷設備を設けたものは 10Ω) 以下で [有・無]</p>	<p>適・否 該当 なし</p>																				
<p>防消火設備 (第6条第1項 第39号、第39 号の2)</p>	<p>対象設備の規模等に応じ、次に掲げる防消火設備のいずれか適切なものが設けられて [有・無]</p> <p>1 防火設備</p> <table border="1" data-bbox="411 853 1134 1637"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>該当 ○印</th> <th colspan="2">防 火 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ガス設備、貯蔵設備又は消費設備 (内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽 (コールドエバポレーターを含む)、散水することが危険となる設備及び配管を除く)</td> <td></td> <td colspan="2">5 L/min・m<sup>2</sup>以上、準耐火構造以上の設備にあつては 2.5 L/min・m<sup>2</sup>以上の水を噴霧できるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400 L/min以上の固定式放水銃</td> <td rowspan="3">2方向以上から5 L/min・m<sup>2</sup>×1.6以上の水量を放水できるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400 L/min以上の移動式放水銃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400 L/min以上の消火栓</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放水能力が1,900 L/min以上の放水砲</td> <td>5 L/min・m<sup>2</sup>×1.6以上の水量を放水できるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>水源は同時に放射を必要とする最大水量を30分以上連続して放射できる水量が [有・無] 必要水量 (法定) _____ m<sup>3</sup>、計画水量 _____ m<sup>3</sup> 保有水量 _____ m<sup>3</sup></p> <p>操作部は、対象施設から15m以上離れた位置に設置して [有・無] 実際 _____ m (15m以上)</p>	対象設備	該当 ○印	防 火 設 備		ガス設備、貯蔵設備又は消費設備 (内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽 (コールドエバポレーターを含む)、散水することが危険となる設備及び配管を除く)		5 L/min・m <sup>2</sup> 以上、準耐火構造以上の設備にあつては 2.5 L/min・m <sup>2</sup> 以上の水を噴霧できるもの			放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400 L/min以上の固定式放水銃	2方向以上から5 L/min・m <sup>2</sup> ×1.6以上の水量を放水できるもの		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400 L/min以上の移動式放水銃		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400 L/min以上の消火栓		放水能力が1,900 L/min以上の放水砲	5 L/min・m <sup>2</sup> ×1.6以上の水量を放水できるもの	<p>適・否 該当 なし</p>		
対象設備	該当 ○印	防 火 設 備																				
ガス設備、貯蔵設備又は消費設備 (内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽 (コールドエバポレーターを含む)、散水することが危険となる設備及び配管を除く)		5 L/min・m <sup>2</sup> 以上、準耐火構造以上の設備にあつては 2.5 L/min・m <sup>2</sup> 以上の水を噴霧できるもの																				
		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400 L/min以上の固定式放水銃	2方向以上から5 L/min・m <sup>2</sup> ×1.6以上の水量を放水できるもの																			
		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400 L/min以上の移動式放水銃																				
		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400 L/min以上の消火栓																				
		放水能力が1,900 L/min以上の放水砲	5 L/min・m <sup>2</sup> ×1.6以上の水量を放水できるもの																			

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																					
	<p>15m以上確保されていない場合、15m以上離れた位置と同等の効果のある措置( )が講じられて [有・無・該当なし]</p> <p>2 消火設備 次の①、②に適合する消火設備が設置して [有・無]</p> <p>①可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素</p> <table border="1" data-bbox="416 580 1139 1214"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 580 625 640">対象設備</th> <th data-bbox="625 580 986 640">粉末消火器</th> <th data-bbox="986 580 1062 640">必要 個数</th> <th data-bbox="1062 580 1139 640">実際 個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 640 625 862">貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備若しくは容器置場</td> <td data-bbox="625 640 986 862">設備内の停滞ガス量10トン(特定不活性ガスにあつては20トン)につきB-10 1個相当以上 最小設置数量 : B-10 3個相当 (特定不活性ガスにあつては2固相当)</td> <td data-bbox="986 640 1062 862"></td> <td data-bbox="1062 640 1139 862"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 862 533 1086" rowspan="2">貯槽</td> <td data-bbox="533 862 625 974">防液堤設置</td> <td data-bbox="625 862 986 974">防液堤の周囲に歩行距離75m以下ごとにB-10 3個相当以上</td> <td data-bbox="986 862 1062 974"></td> <td data-bbox="1062 862 1139 974"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 974 625 1086">その他のもの</td> <td data-bbox="625 974 986 1086">貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3個相当以上</td> <td data-bbox="986 974 1062 1086"></td> <td data-bbox="1062 974 1139 1086"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1086 625 1214">建屋内の高圧ガス設備</td> <td data-bbox="625 1086 986 1214">不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)等の拡散設備により粉末消火器の代替えとすることができる。</td> <td data-bbox="986 1086 1062 1214"></td> <td data-bbox="1062 1086 1139 1214"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">上段：能力単位、下段：設置個数</p> <p>②三フッ化窒素 不活性ガスによる拡散設備等(ただし、防火設備を設置する場合を除く)を設置して [有・無]</p>	対象設備	粉末消火器	必要 個数	実際 個数	貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備若しくは容器置場	設備内の停滞ガス量10トン(特定不活性ガスにあつては20トン)につきB-10 1個相当以上 最小設置数量 : B-10 3個相当 (特定不活性ガスにあつては2固相当)			貯槽	防液堤設置	防液堤の周囲に歩行距離75m以下ごとにB-10 3個相当以上			その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3個相当以上			建屋内の高圧ガス設備	不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)等の拡散設備により粉末消火器の代替えとすることができる。					
対象設備	粉末消火器	必要 個数	実際 個数																						
貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備若しくは容器置場	設備内の停滞ガス量10トン(特定不活性ガスにあつては20トン)につきB-10 1個相当以上 最小設置数量 : B-10 3個相当 (特定不活性ガスにあつては2固相当)																								
貯槽	防液堤設置	防液堤の周囲に歩行距離75m以下ごとにB-10 3個相当以上																							
	その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3個相当以上																							
建屋内の高圧ガス設備	不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)等の拡散設備により粉末消火器の代替えとすることができる。																								

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																																	
通報設備 (第6条第1項 第40号)	1 通報範囲の区分に応じ適切な通報設備が [有・無] 2 事業所の敷地面積は( )㎡で 1,500㎡以上 [有・無] <table border="1" data-bbox="422 389 1110 1245"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 389 740 486">通報設備の通報範囲</th> <th data-bbox="740 389 826 486">該当 ○印</th> <th data-bbox="826 389 1110 486">設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又 は2以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="422 486 740 768">イ 該当事務所の保安統 括者等が常駐する事務 所と現場事務所(製造施 設を運転又は管理する 者が常駐する事務所を いう。以下同じ。)との 間(両事務所が同一の場 合を除く。)</td> <td data-bbox="740 486 826 553"></td> <td data-bbox="826 486 1110 553">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 553 740 607"></td> <td data-bbox="740 553 826 607"></td> <td data-bbox="826 553 1110 607">ロ 構内電話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 607 740 660"></td> <td data-bbox="740 607 826 660"></td> <td data-bbox="826 607 1110 660">ハ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 660 740 768">ロ 現場事務所相互間</td> <td data-bbox="740 660 826 768"></td> <td data-bbox="826 660 1110 768">ニ インターホーン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 768 740 1052" rowspan="4">事業所全体</td> <td data-bbox="740 768 826 801"></td> <td data-bbox="826 768 1110 801">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="740 801 826 835"></td> <td data-bbox="826 801 1110 835">ロ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="740 835 826 869"></td> <td data-bbox="826 835 1110 869">ハ サイレン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="740 869 826 902"></td> <td data-bbox="826 869 1110 902">ニ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1052 740 1245" rowspan="4">事業所内の任意の場所に おける作業員相互間</td> <td data-bbox="740 1052 826 1086"></td> <td data-bbox="826 1052 1110 1086">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="740 1086 826 1120"></td> <td data-bbox="826 1086 1110 1120">ロ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="740 1120 826 1216"></td> <td data-bbox="826 1120 1110 1216">ハ トランシーバー(計 器等に対する影響の ない場合に限る)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="740 1216 826 1245"></td> <td data-bbox="826 1216 1110 1245">ニ メガホン</td> </tr> </tbody> </table>	通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又 は2以上)	イ 該当事務所の保安統 括者等が常駐する事務 所と現場事務所(製造施 設を運転又は管理する 者が常駐する事務所を いう。以下同じ。)との 間(両事務所が同一の場 合を除く。)		イ ページング設備			ロ 構内電話			ハ 構内放送設備	ロ 現場事務所相互間		ニ インターホーン	事業所全体		イ ページング設備		ロ 構内放送設備		ハ サイレン		ニ 携帯用拡声器	事業所内の任意の場所に おける作業員相互間		イ ページング設備		ロ 携帯用拡声器		ハ トランシーバー(計 器等に対する影響の ない場合に限る)		ニ メガホン	適・否		
通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又 は2以上)																																			
イ 該当事務所の保安統 括者等が常駐する事務 所と現場事務所(製造施 設を運転又は管理する 者が常駐する事務所を いう。以下同じ。)との 間(両事務所が同一の場 合を除く。)		イ ページング設備																																			
		ロ 構内電話																																			
		ハ 構内放送設備																																			
ロ 現場事務所相互間		ニ インターホーン																																			
事業所全体		イ ページング設備																																			
		ロ 構内放送設備																																			
		ハ サイレン																																			
		ニ 携帯用拡声器																																			
事業所内の任意の場所に おける作業員相互間		イ ページング設備																																			
		ロ 携帯用拡声器																																			
		ハ トランシーバー(計 器等に対する影響の ない場合に限る)																																			
		ニ メガホン																																			
バルブ等の操 作に係る措置 (第6条第1項 第41号)	1 バルブ等の開閉方向が明示されて [有・無] 2 配管内流体の名称及び方向が明示されて [有・無] 3 保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉 状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等誤操作 防止措置が講じられて [有・無] 4 適切な足場が設けられて [有・無] 5 操作に必要な照度を有する照明が [有・無]	適・否																																			



<記載例> II-2 (コールドエバポレータによる貯蔵)

法第16条第2項の技術上の基準に関する事項  
(一般則第22条第1項第1号の技術上の基準に対応する事項)

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
第6条の2第1項及び第2項の準用(第22条第1号)	<input type="checkbox"/> コールドエバポレータにより貯蔵するため、第6条の2第1項の基準に適合します。 <input type="checkbox"/> 移動式製造設備から高圧ガスを受けるコールドエバポレータであるため、第6条の2第2項各号の基準に適合します。			
第6条の準用(第6条の2第1項第1号又は第6条の2第2項第1号)	<input type="checkbox"/> 第6条第1項第1号、2号、7号、8号、第10号から第20号まで、第22号、第24号、第25号、第27号、第32号及び第39号から第41号までの基準に適合します。			
	<input type="checkbox"/> 第6条第1項第1号、7号、8号、第10号から第20号まで、第22号、第27号、第32号及び第39号から第41号までの基準に適合します。			
境界線・警戒標(第6条第1項第1号)	1 事業所の境界線は、( )により明示されて [有・無] 2 警戒標は、外部から明瞭に識別できる大きさで、事業所の各出入口付近に設置されて [有・無] 3 製造施設の周囲に警戒標が設置されて [有・無]	適・否		
設備距離(第6条第1項第2号)	貯蔵設備, 処理設備の外周から第1種保安物件( )、第2種保安物件( )まで、規定以上の距離を確保して [有・無] 第1種設備距離: L__ = ___ m 実際: ___ m 第2種設備距離: L__ = ___ m 実際: ___ m	適・否		
貯槽周囲の流出防止措置(第6条第1項第7号、第8号)	1 防液堤の構造は申請書どおりの構造で [有・無] 2 防液堤の容量は、法定___m <sup>3</sup> に対し___m <sup>3</sup> である。 3 集合防液堤にあっては間仕切りが設けられて [有・無] 4 防液堤の亀裂、くずれ、破損、配管貫通部の漏えいその他異常がなく、かつ防液堤内部の滞水が支障なく排出可能で [有・無] 5 防液堤の外周は___であり、昇降の階段は、法定に対し___個設置してある。 6 防液堤の内側及び外側に設置してはいけない設備又は施設が [有・無]	適・否  該当なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
ガス設備の気密な構造 (第6条第1項 第10号)	1 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高压ガス設備及び空気取入口を除く）は、気密な構造で [有・無] 2 ガス設備は圧力___MPa で検査し、漏えいは [有・無]	適・否  該当 なし		
高压ガス設備の耐圧性能 (第6条第1項 第11号)	高压ガス設備（容器及び告示で定めるものを除く）は、次のいずれかを満たして [有・無] □液体を使用する常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格（詳細は別紙のとおり） □空気又は窒素等を使用する常用圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格（詳細は別紙のとおり） □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高压ガス設備の気密性能 (第6条第1項 第12号)	高压ガス設備（容器及び告示で定めるものを除く）は、次のいずれかを満たして [有・無] □常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格（詳細は別紙のとおり） □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高压ガス設備の強度 (第6条第1項 第13号)	高压ガス設備（容器を除く）は、次のいずれかを満たして [有・無] □常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有する。（肉厚検査結果は別紙のとおり） □特定設備検査規則の規定に基づく強度を有する。 □経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応じ十分な強度を有する。	適・否		
ガス設備に使用する材料 (第6条第1項 第14号)	1 ガス設備に使用する材料は、ガスの性状、温度、圧力に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとして [有・無] 2 申請書のとおりであることを、ミルシート等で確認して [有・無]	適・否		
高压ガス設備の基礎 (第6条第1項 第15号)	1 地盤の許容支持力が荷重を上回るよう、申請書どおり施工されて [有・無] 2 貯槽の支柱又は底部若しくは架台が、同一基礎にアンカーボルト等により申請書どおり固定されて [有・無・該当なし]	適・否  該当 なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
貯槽の沈下状況の測定 (第6条第1項第16号)	不同沈下測定のためのベンチマークが適切に設置されて [有・無]	適・否 該当なし		
高圧ガス設備の耐震設計 (第6条第1項第17号)	1 塔、貯槽及び配管は、耐震設計どおり施工され、地震の影響に対し安全で [有・無] 2 支持構造物及び基礎は、耐震設計どおり施工され、地震の影響に対し安全で [有・無]	適・否 該当なし		
高圧ガス設備の温度計 (第6条第1項第18号)	1 温度変化を伴う反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、熱交換及び加熱のための設備に、常用の温度を適切に測定できる性能及び測定範囲を有する温度計が申請書どおり設置されて [有・無] 2 設備内に温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができる温度自動制御装置を設置する等の措置が申請書どおり講じられて [有・無]	適・否 該当なし		
高圧ガス設備の圧力計 (第6条第1項第19号)	1 高圧ガス設備には、常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分毎に圧力計が設置されて [有・無] 2 圧力計の測定範囲は、当該設備の常用の圧力を適切に測定できるもので [有・無]	適・否		
高圧ガス設備の安全装置 (第6条第1項第19号)	1 高圧ガス設備の適切な圧力区分毎に適切な安全装置が設けられて [有・無] 2 設定圧力以下で確実に作動する機能を有して [有・無]	適・否		
安全装置の放出管 (第6条第1項第20号)	1 可燃性ガスの貯槽に設けた放出管の開口部 ①地盤面から5m又は貯槽頂部から2mのいずれか高い位置以上の高さが [有・無] 実際 地盤面から _____m 貯槽の頂部から _____m ②周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無] 2 毒性ガスの高圧ガス設備に設けた放出管は、除害設備内に開口部が [有・無] 3 その他の高圧ガス設備（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は空気に係るものを除く）に設けた放出管 ①5m以内の建築物（火気を取り扱う施設は8m以内）又は工作物の高さ以上の高さが [有・無] ②周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無]	適・否 該当なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
液面計 (第6条第1項 第22号)	1 液化ガスの貯槽には、液面計（_____式）が設けられて [有・無] 2 ガラス管液面計あつてはその破損を防止するために金属製の保護枠を設けたもので [有・無・該当なし] 3 可燃性ガス、特定不活性ガス及び毒性ガスの貯槽とガラス液面計とを接続する配管には、自動式及び手動式の止め弁を設けて [有・無・該当なし]	適・否  該当なし		
貯槽の配管に設けたバルブ (第6条第1項 第24号)	1 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であつて、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く）の配管には、貯槽の直近にバルブが設けられて [有・無] 2 上記のほか、当該配管には、緊急遮断装置を除き一つ以上のバルブが設けられて [有・無]	適・否  該当なし		
緊急遮断装置 (第6条第1項 第25号)	1 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽（内容積5,000L未満を除く）には、送出し、受入配管の適切な位置に緊急遮断装置が設けられて [有・無] 2 緊急遮断装置の作動機能は円滑かつ確実に [有・無] 3 弁座の漏えい量は規格値以下で [有・無] 4 緊急遮断装置の操作部は、貯槽から5m以上離れたところに設けて [有・無] 実際_____m 5 緊急遮断装置の作動源は、（_____）である。	適・否  該当なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																																																																																				
保安電力等 (第6条第1項第27号)	<p>1 対象設備に応じ適切な保安電力等が設けられており、 作動機能は良好で [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="384 324 1088 1093"> <thead> <tr> <th>保安電力等 設備</th> <th>買電</th> <th>自家 発電</th> <th>蓄電池 装置</th> <th>エンジ ン駆動 発電</th> <th>スチー ムター ビン 駆動 発電</th> <th>空気又は 窒素だめ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>自動制御装置</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td></td></tr> <tr><td>緊急遮断装置</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td></td></tr> <tr><td>散水装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>防消火設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>冷却水ポンプ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>水噴霧装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>毒性ガス除害設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>非常照設備</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr> <tr><td>ガス漏えい検知警報設備</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr> <tr><td>通報設備</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr> <tr><td>過充填防止装置</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 該当欄に○印、買電と蓄電池保有の場合は両方に○、買電2系統の場合は◎</p> <p>2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあつては、常時使用できる予備電池が [有・無]</p>	保安電力等 設備	買電	自家 発電	蓄電池 装置	エンジ ン駆動 発電	スチー ムター ビン 駆動 発電	空気又は 窒素だめ	自動制御装置				/	/		緊急遮断装置				/	/		散水装置						/	防消火設備						/	冷却水ポンプ						/	水噴霧装置						/	毒性ガス除害設備						/	非常照設備				/	/	/	ガス漏えい検知警報設備				/	/	/	通報設備				/	/	/	過充填防止装置				/	/	/	適・否		
保安電力等 設備	買電	自家 発電	蓄電池 装置	エンジ ン駆動 発電	スチー ムター ビン 駆動 発電	空気又は 窒素だめ																																																																																		
自動制御装置				/	/																																																																																			
緊急遮断装置				/	/																																																																																			
散水装置						/																																																																																		
防消火設備						/																																																																																		
冷却水ポンプ						/																																																																																		
水噴霧装置						/																																																																																		
毒性ガス除害設備						/																																																																																		
非常照設備				/	/	/																																																																																		
ガス漏えい検知警報設備				/	/	/																																																																																		
通報設備				/	/	/																																																																																		
過充填防止装置				/	/	/																																																																																		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																		
貯槽、支柱の温度上昇防止措置 (第6条第1項第32号)	<p>1 液化ガス貯槽（可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。）には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置して <b>[有・無]</b></p> <table border="1" data-bbox="411 383 1139 763"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 383 531 461">対象貯槽名</th> <th data-bbox="531 383 644 461">断熱構造区分</th> <th colspan="2" data-bbox="644 383 892 461">散水装置 * (L/(min・m<sup>2</sup>))</th> <th colspan="2" data-bbox="892 383 1139 461">消火栓 *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 461 531 611"></td> <td data-bbox="531 461 644 611">なし</td> <td data-bbox="644 461 703 611"></td> <td data-bbox="703 461 892 611">法定：5 実際：__</td> <td data-bbox="892 461 967 611"></td> <td data-bbox="967 461 1139 611">法定：1 栓 / 50m<sup>2</sup> 実際：__ 栓 / __ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 611 531 763"></td> <td data-bbox="531 611 644 763">準耐火</td> <td data-bbox="644 611 703 763"></td> <td data-bbox="703 611 892 763">法定：2.5 実際：__</td> <td data-bbox="892 611 967 763"></td> <td data-bbox="967 611 1139 763">法定：1 栓 /100m<sup>2</sup> 実際：__ 栓 / __ m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 圧縮ガス貯槽に対しては [消火栓・消防ポンプ車] により対応します。</p> <p>3 30分間以上連続して放水できる水量を確保して <b>[有・無]</b>            必要水量(法定)：__ m<sup>3</sup>、計画水量：__ m<sup>3</sup>            保有水量：__ m<sup>3</sup></p> <p>4 耐熱措置及び冷却措置の操作位置は、貯槽及びその支柱の外側から5m以上離れた安全な位置として <b>[有・無]</b>            実 際：__ m</p>	対象貯槽名	断熱構造区分	散水装置 * (L/(min・m <sup>2</sup> ))		消火栓 *			なし		法定：5 実際：__		法定：1 栓 / 50m <sup>2</sup> 実際：__ 栓 / __ m <sup>2</sup>		準耐火		法定：2.5 実際：__		法定：1 栓 /100m <sup>2</sup> 実際：__ 栓 / __ m <sup>2</sup>	適・否  該当なし		
対象貯槽名	断熱構造区分	散水装置 * (L/(min・m <sup>2</sup> ))		消火栓 *																		
	なし		法定：5 実際：__		法定：1 栓 / 50m <sup>2</sup> 実際：__ 栓 / __ m <sup>2</sup>																	
	準耐火		法定：2.5 実際：__		法定：1 栓 /100m <sup>2</sup> 実際：__ 栓 / __ m <sup>2</sup>																	

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																			
防消火設備 (第6条第1項 第39号、第39 号の2)	<p>1 対象設備の規模等に応じ、次に掲げる防消火設備のいずれか適切なものが設けられて [有・無]</p> <p>① 防火設備</p> <table border="1" data-bbox="413 353 1139 1144"> <thead> <tr> <th data-bbox="413 353 643 421">対象設備</th> <th data-bbox="643 353 727 421">該当 ○印</th> <th colspan="2" data-bbox="727 353 1139 421">防火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="413 421 643 1144" rowspan="5">               ガス設備、貯蔵設備又は消費設備                (内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽(コールドエバポレーターを含む)、散水することが危険となる設備及び配管を除く)             </td> <td data-bbox="643 421 727 510"></td> <td colspan="2" data-bbox="727 421 1139 510">5L/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては2.5L/min・㎡以上の水を噴霧できるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 510 727 674"></td> <td data-bbox="727 510 987 674">放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の固定式放水銃</td> <td data-bbox="987 510 1139 674" rowspan="2">2方向以上から5L/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 674 727 828"></td> <td data-bbox="727 674 987 828">放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の移動式放水銃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 828 727 983"></td> <td colspan="2" data-bbox="727 828 1139 983">放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の消火栓</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 983 727 1144"></td> <td data-bbox="727 983 987 1144">放水能力が1,900L/min以上の放水砲</td> <td data-bbox="987 983 1139 1144">5L/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 水源は同時に放射を必要とする最大水量を30分以上連続して放射できる水量が [有・無]            必要水量(法定) _____m<sup>3</sup>、計画水量 _____m<sup>3</sup>            保有水量 _____m<sup>3</sup></p> <p>③ イ 操作部は、対象施設から15m以上離れた位置に設置して [有・無]            実際 _____m (15m以上)</p> <p>ロ 15m以上確保されていない場合、15m以上離れた位置と同等の効果のある措置(_____)            が講じられて [有・無]</p>	対象設備	該当 ○印	防火設備		ガス設備、貯蔵設備又は消費設備 (内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽(コールドエバポレーターを含む)、散水することが危険となる設備及び配管を除く)		5L/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては2.5L/min・㎡以上の水を噴霧できるもの			放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の固定式放水銃	2方向以上から5L/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の移動式放水銃		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の消火栓			放水能力が1,900L/min以上の放水砲	5L/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの	適・否  該当 なし		
対象設備	該当 ○印	防火設備																					
ガス設備、貯蔵設備又は消費設備 (内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽(コールドエバポレーターを含む)、散水することが危険となる設備及び配管を除く)		5L/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては2.5L/min・㎡以上の水を噴霧できるもの																					
		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の固定式放水銃	2方向以上から5L/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの																				
		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の移動式放水銃																					
		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の消火栓																					
		放水能力が1,900L/min以上の放水砲	5L/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの																				

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																								
	<p>2 消火設備 次の①、②に適合する消火設備が設置して [有・無]</p> <p>①可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素</p> <table border="1" data-bbox="399 427 1141 1093"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="399 427 663 488">対象設備</th> <th data-bbox="663 427 986 488">粉末消火器</th> <th data-bbox="986 427 1062 488">必要 個数</th> <th data-bbox="1062 427 1141 488">実際 個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="399 488 663 739">貯槽以外の貯蔵設備、 処理設備又は消費設 備若しくは容器置場</td> <td data-bbox="663 488 986 739">設備内の停滞ガス量 10 トン (特定不活性ガスにあって は 20 トン) につき B-10 1 個相当以上 最小設置数量 : B-10 3 個相当 (特定不活性ガスにあって は 2 個相当)</td> <td data-bbox="986 488 1062 739"></td> <td data-bbox="1062 488 1141 739"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 739 517 965" rowspan="2">貯 槽</td> <td data-bbox="517 739 663 853">防液堤設 置</td> <td data-bbox="663 739 986 853">防液堤の周囲に歩行距離 75 m以下ごとに B-10 3 個 相当以上</td> <td data-bbox="986 739 1062 853"></td> <td data-bbox="1062 739 1141 853"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 853 663 965">その他の もの</td> <td data-bbox="663 853 986 965">貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上</td> <td data-bbox="986 853 1062 965"></td> <td data-bbox="1062 853 1141 965"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="399 965 663 1093">建屋内の高圧ガス設 備</td> <td data-bbox="663 965 986 1093">不活性ガス (特定不活性ガ スを除く。) 等の拡散設備に より粉末消火器の代替えと することができる。</td> <td data-bbox="986 965 1062 1093"></td> <td data-bbox="1062 965 1141 1093"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">上段:能力単位、下段:設置個数</p> <p>②三フッ化窒素 不活性ガスによる拡散設備等 (ただし、防火設備を設 置する場合を除く) を設置して [有・無]</p>	対象設備		粉末消火器	必要 個数	実際 個数	貯槽以外の貯蔵設備、 処理設備又は消費設 備若しくは容器置場		設備内の停滞ガス量 10 トン (特定不活性ガスにあって は 20 トン) につき B-10 1 個相当以上 最小設置数量 : B-10 3 個相当 (特定不活性ガスにあって は 2 個相当)			貯 槽	防液堤設 置	防液堤の周囲に歩行距離 75 m以下ごとに B-10 3 個 相当以上			その他の もの	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上			建屋内の高圧ガス設 備		不活性ガス (特定不活性ガ スを除く。) 等の拡散設備に より粉末消火器の代替えと することができる。					
対象設備		粉末消火器	必要 個数	実際 個数																								
貯槽以外の貯蔵設備、 処理設備又は消費設 備若しくは容器置場		設備内の停滞ガス量 10 トン (特定不活性ガスにあって は 20 トン) につき B-10 1 個相当以上 最小設置数量 : B-10 3 個相当 (特定不活性ガスにあって は 2 個相当)																										
貯 槽	防液堤設 置	防液堤の周囲に歩行距離 75 m以下ごとに B-10 3 個 相当以上																										
	その他の もの	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上																										
建屋内の高圧ガス設 備		不活性ガス (特定不活性ガ スを除く。) 等の拡散設備に より粉末消火器の代替えと することができる。																										



検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																																							
通報設備 (第6条第1項 第40号)	1 通報範囲の区分に応じ適切な通報設備が [有・無] 2 事業所の敷地面積は( )㎡で [有・無] 1,500 ㎡以上 <table border="1" data-bbox="400 398 1088 1254"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 398 715 495">通報設備の通報範囲</th> <th data-bbox="715 398 799 495">該当 ○印</th> <th data-bbox="799 398 1088 495">設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又 は2以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 495 715 775">イ 該当事務所の保安統 括者等が常駐する事務 所と現場事務所(製造施 設を運転又は管理する 者が常駐する事務所を いう。以下同じ。)との 間(両事務所が同一の場 合を除く。) ロ 現場事務所相互間</td> <td data-bbox="715 495 799 555"></td> <td data-bbox="799 495 1088 555">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 555 715 616"></td> <td data-bbox="715 555 799 616"></td> <td data-bbox="799 555 1088 616">ロ 構内電話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 616 715 676"></td> <td data-bbox="715 616 799 676"></td> <td data-bbox="799 616 1088 676">ハ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 676 715 775"></td> <td data-bbox="715 676 799 775"></td> <td data-bbox="799 676 1088 775">ニ インターホーン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 775 715 1059">事業所全体</td> <td data-bbox="715 775 799 813"></td> <td data-bbox="799 775 1088 813">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 813 715 851"></td> <td data-bbox="715 813 799 851"></td> <td data-bbox="799 813 1088 851">ロ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 851 715 889"></td> <td data-bbox="715 851 799 889"></td> <td data-bbox="799 851 1088 889">ハ サイレン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 889 715 1059"></td> <td data-bbox="715 889 799 1059"></td> <td data-bbox="799 889 1088 1059">ニ 携帯用拡声器 ホ メガホン(当該事業 所内の面積が1,500 ㎡ 以下の場合に限る。以 下次の欄において同 じ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1059 715 1254">事業所内の任意の場所に おける作業員相互間</td> <td data-bbox="715 1059 799 1097"></td> <td data-bbox="799 1059 1088 1097">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1097 715 1135"></td> <td data-bbox="715 1097 799 1135"></td> <td data-bbox="799 1097 1088 1135">ロ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1135 715 1218"></td> <td data-bbox="715 1135 799 1218"></td> <td data-bbox="799 1135 1088 1218">ハ トランシーバー(計 器等に対する影響の ない場合に限る)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1218 715 1254"></td> <td data-bbox="715 1218 799 1254"></td> <td data-bbox="799 1218 1088 1254">ニ メガホン</td> </tr> </tbody> </table>	通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又 は2以上)	イ 該当事務所の保安統 括者等が常駐する事務 所と現場事務所(製造施 設を運転又は管理する 者が常駐する事務所を いう。以下同じ。)との 間(両事務所が同一の場 合を除く。) ロ 現場事務所相互間		イ ページング設備			ロ 構内電話			ハ 構内放送設備			ニ インターホーン	事業所全体		イ ページング設備			ロ 構内放送設備			ハ サイレン			ニ 携帯用拡声器 ホ メガホン(当該事業 所内の面積が1,500 ㎡ 以下の場合に限る。以 下次の欄において同 じ)	事業所内の任意の場所に おける作業員相互間		イ ページング設備			ロ 携帯用拡声器			ハ トランシーバー(計 器等に対する影響の ない場合に限る)			ニ メガホン	適・否		
通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又 は2以上)																																									
イ 該当事務所の保安統 括者等が常駐する事務 所と現場事務所(製造施 設を運転又は管理する 者が常駐する事務所を いう。以下同じ。)との 間(両事務所が同一の場 合を除く。) ロ 現場事務所相互間		イ ページング設備																																									
		ロ 構内電話																																									
		ハ 構内放送設備																																									
		ニ インターホーン																																									
事業所全体		イ ページング設備																																									
		ロ 構内放送設備																																									
		ハ サイレン																																									
		ニ 携帯用拡声器 ホ メガホン(当該事業 所内の面積が1,500 ㎡ 以下の場合に限る。以 下次の欄において同 じ)																																									
事業所内の任意の場所に おける作業員相互間		イ ページング設備																																									
		ロ 携帯用拡声器																																									
		ハ トランシーバー(計 器等に対する影響の ない場合に限る)																																									
		ニ メガホン																																									
バルブ等の操 作に係る措置 (第6条第1項 第41号)	1 バルブ等の開閉方向が明示されて [有・無] 2 配管内流体の名称及び方向が明示されて [有・無] 3 保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉 状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等誤操作 防止措置が講じられて [有・無] 4 適切な足場が設けられて [有・無] 5 操作に必要な照度を有する照明が [有・無]	適・否																																									
第6条第1項の 準用(第6条の 2 第2項第1 号)	前述のとおり、第6条第1項第1号、7号、8号、第10 号から第20号まで、第22号、第27号、第32号及び第 39号から第41号までの基準に適合します。																																										
設備距離 (第6条の2第 2項第2号)	1 貯蔵設備、処理設備の外側から当該事業所敷地境界に 対し4m以上の距離を有して [有・無] 2 4m以上の距離を確保できない場合は、同等以上の措 置を講じて [有・無]	適・否																																									

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
安全装置 (第6条の2第2項第3号)	1 貯槽には2以上の安全装置(当該安全装置が接続している元弁が同時に閉じることができない構造のものに限る)を設けて [有・無] 2 安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を設けて [有・無]	適・否		
遮断措置 (第6条の2第2項第4号)	送ガス蒸発器に大気熱交換式以外の方法のものを用いる場合、送ガス蒸発器の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置を講じて [有・無]	適・否		
貯槽の配管に設けたバルブ (第6条の2第2項第5号)	貯槽に取り付けた配管(ガスを送り出し又は受け入れるために用いられるもの)に限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。次号において同じ)には、当該貯槽の直近にバルブを設けるほか、一以上のバルブ(次号の規定により講ずる措置に係るバルブを除く)を設けて [有・無]	適・否		
緊急遮断装置 (第6条の2第2項第6号)	貯槽に取り付けた配管には、当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講じて [有・無]	適・否		
製造施設周囲の衝突防止措置 (第6条の2第2項第7号)	製造施設の周囲には、車両の衝突を防止する措置を講じて [有・無]	適・否		
滞留防止措置 (第6条の2第2項第8号)	製造設備は、ガスが漏えいしたときに滞留しない場所に設置して [有・無]	適・否		

<記載例> II-3 (圧縮天然ガススタンドに係る貯蔵)

法第16条第2項の技術上の基準に関する事項

(一般則第22条第1項第2号の技術上の基準に対応する事項)

※処理能30m<sup>3</sup>以上の第二種製造者が該当。

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
第7条第1項及び第2項の準用 (第22条第2号)	<input type="checkbox"/> 圧縮天然ガススタンドにより貯蔵するため、 <u>第7条第1項</u> の基準に適合します。 <input type="checkbox"/> 製造施設の外部から圧縮天然ガススタンドの供給を受ける圧縮天然ガススタンドであるため、 <u>第7条第2項</u> の基準に適合します。			
第6条の準用 (第7条第1項第1号又は第7条第2項第1号)	第6条1項第1号、2号、5号から第22号まで、第24号から第27号まで、第30号から第32号まで、第38から第41号までの基準に適合します。			
	第6条1項第1号、第5号、第6号、第9号から第20号まで、第26号、第27号、第32号、第38号、第40号、第41号の基準に適合します。			
境界線・警戒標 (第6条第1項第1号)	1. 事業所の境界線は、( )により明示されて [有・無] 2. 警戒標は、外部から明瞭に識別できる大きさと、事業所の各出入口付近に設置されて [有・無] 3. 製造施設の周囲に警戒標が設置されて [有・無]	適・否		
設備距離 (第6条第1項第2号)	貯蔵設備, 処理設備の外側から第1種保安物件( )、第2種保安物件( )まで、規定以上の距離を確保して [有・無] 第1種設備距離: L__ = ____ m 実際: ____ m 第2種設備距離: L__ = ____ m 実際: ____ m	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																								
貯槽間の距離 (第6条第1項 第5号)	<p>1 可燃性ガスの貯槽(貯蔵能力が300m<sup>3</sup>又は3000kg以上)及び他の可燃性ガス又は酸素の貯槽の貯槽間距離は、1m以上又は貯槽の最大直径の和の4分の1</p> <p>( ) + ( ) / 4 = _____ m</p> <p>( ) + ( ) / 4 = _____ m</p> <p>のいずれか大なる距離を有して [有・無]</p> <p>実際 _____ m 、 _____ m</p> <p>2 規定の距離に満たない場合</p> <p>① 下表の水噴霧装置等が設置されて [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="400 741 1102 1128"> <thead> <tr> <th>貯槽 断熱 構造</th> <th>該当 ○印</th> <th>水噴霧・散水装 置の場合</th> <th>該当 ○印</th> <th>消火栓の場合、 筒先圧力 0.35Mpa以上 放水能力400 L/min以上</th> <th>実 際 の 量 (L /min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td></td> <td>7 L/min・m<sup>2</sup> (8 L/min・m<sup>2</sup>)</td> <td></td> <td>1個/35 m<sup>2</sup> (1個/30 m<sup>2</sup>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準耐 火構 造</td> <td></td> <td>4.5 L/min・m<sup>2</sup> (6.5 L/min・ m<sup>2</sup>)</td> <td></td> <td>1個/55 m<sup>2</sup> (1個/38 m<sup>2</sup>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火 構造</td> <td></td> <td>2 L/min・m<sup>2</sup> (4 L/min・m<sup>2</sup>)</td> <td></td> <td>1個/125 m<sup>2</sup> (1個/60 m<sup>2</sup>)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ( ) 内は、貯槽間の距離が最大直径の和の4分の1の距離に満たない場合の数値。</p> <p>② 水噴霧装置等は、当該貯槽の外から15m以上離れた安全な位置で、かつ、防液堤を設けた貯槽にあつては、当該防液堤の外で操作可能で [有・無]</p> <p>③ 水源は、同時に放射を必要とする最大水量が [有・無]</p> <p>必要水量(法定) _____ m<sup>3</sup> 保有水量 _____ m<sup>3</sup>、</p> <p>④ 5分間以上の作動試験において均一かつ十分な放射性能が [有・無]</p> <p>⑤ 消火栓は当該貯槽に対していずれの方からも放射可能で [有・無]</p> <p>⑥ 消火栓の設置位置は当該貯槽から40m以内に [有・無]</p> <p>⑦ 消火栓は当該貯槽の表面積が _____ m<sup>2</sup>なので法定 _____ 個であり、実際は _____ 個設置して [有・無]</p>	貯槽 断熱 構造	該当 ○印	水噴霧・散水装 置の場合	該当 ○印	消火栓の場合、 筒先圧力 0.35Mpa以上 放水能力400 L/min以上	実 際 の 量 (L /min)	なし		7 L/min・m <sup>2</sup> (8 L/min・m <sup>2</sup> )		1個/35 m <sup>2</sup> (1個/30 m <sup>2</sup> )		準耐 火構 造		4.5 L/min・m <sup>2</sup> (6.5 L/min・ m <sup>2</sup> )		1個/55 m <sup>2</sup> (1個/38 m <sup>2</sup> )		耐火 構造		2 L/min・m <sup>2</sup> (4 L/min・m <sup>2</sup> )		1個/125 m <sup>2</sup> (1個/60 m <sup>2</sup> )		適・否  該当 なし		
貯槽 断熱 構造	該当 ○印	水噴霧・散水装 置の場合	該当 ○印	消火栓の場合、 筒先圧力 0.35Mpa以上 放水能力400 L/min以上	実 際 の 量 (L /min)																							
なし		7 L/min・m <sup>2</sup> (8 L/min・m <sup>2</sup> )		1個/35 m <sup>2</sup> (1個/30 m <sup>2</sup> )																								
準耐 火構 造		4.5 L/min・m <sup>2</sup> (6.5 L/min・ m <sup>2</sup> )		1個/55 m <sup>2</sup> (1個/38 m <sup>2</sup> )																								
耐火 構造		2 L/min・m <sup>2</sup> (4 L/min・m <sup>2</sup> )		1個/125 m <sup>2</sup> (1個/60 m <sup>2</sup> )																								

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考									
貯槽の識別措置 (第6条第1項 第6号)	<p>外部から見やすいように、可燃性ガスの貯槽である旨が貯槽に朱書き等して [有・無]</p> <p>該当欄に○印</p> <table border="1" data-bbox="411 405 1086 725"> <tr> <td data-bbox="411 405 472 595"></td> <td data-bbox="472 405 1086 595">           可燃性ガスの貯槽の見やすい部分に帯状に直径の10分の1以上の幅で赤色塗料が明確に塗ってある。            貯槽の直径は、_____で、赤色幅帯は__である。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 595 472 725"></td> <td data-bbox="472 595 1086 725">           ガス名を外部から見やすいように明確に朱書きしてある。            朱書きの内容は_____である。         </td> </tr> </table>		可燃性ガスの貯槽の見やすい部分に帯状に直径の10分の1以上の幅で赤色塗料が明確に塗ってある。 貯槽の直径は、_____で、赤色幅帯は__である。		ガス名を外部から見やすいように明確に朱書きしてある。 朱書きの内容は_____である。	適・否  該当なし							
	可燃性ガスの貯槽の見やすい部分に帯状に直径の10分の1以上の幅で赤色塗料が明確に塗ってある。 貯槽の直径は、_____で、赤色幅帯は__である。												
	ガス名を外部から見やすいように明確に朱書きしてある。 朱書きの内容は_____である。												
貯槽周囲の流出防止措置 (第6条第1項 第7号、第8号)	<p>1 防液堤の構造は申請書どおりの構造で [有・無]</p> <p>2 防液堤の容量は、法定___m<sup>3</sup>に対し___m<sup>3</sup>である。</p> <p>3 集合防液堤にあつては間仕切りが設けられて [有・無]</p> <p>4 防液堤の亀裂、くずれ、破損、配管貫通部の漏えいその他異常がなく、かつ防液堤内部の滞水が支障なく排出可能で [有・無]</p> <p>5 防液堤の外周は___であり、昇降の階段は、法定に対し___個設置してある。</p> <p>6 防液堤の内側及び外側に設置してはいけない設備又は施設が [有・無]</p>	適・否  該当なし											
製造設備の室の構造 (第6条第1項 第9号)	<p>製造設備を設置する室は、ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造として [有・無]</p> <p>該当欄に○印</p> <table border="1" data-bbox="395 1429 1078 1816"> <tr> <td data-bbox="395 1429 624 1581">           空気より軽い            可燃性ガス         </td> <td data-bbox="624 1429 703 1581"></td> <td data-bbox="703 1429 1078 1581">           開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。            換気装置があり正常に作動可能         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1581 624 1697">           空気より重い            可燃性ガス         </td> <td data-bbox="624 1581 703 1697"></td> <td data-bbox="703 1581 1078 1697">           開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1697 624 1816"></td> <td data-bbox="624 1697 703 1816"></td> <td data-bbox="703 1697 1078 1816">           床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。         </td> </tr> </table>	空気より軽い 可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。 換気装置があり正常に作動可能	空気より重い 可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。			床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。	適・否  該当なし		
空気より軽い 可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。 換気装置があり正常に作動可能											
空気より重い 可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。											
		床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。											
ガス設備の気密な構造 (第6条第1項 第10号)	<p>1 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高压ガス設備及び空気取入口を除く）は、気密な構造で [有・無]</p> <p>2 ガス設備は圧力___MPaで検査し、漏えいは [有・無]</p>	適・否  該当なし											

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第6条第1項 第11号)	高圧ガス設備（容器及び告示で定めるものを除く）は、 次のいずれかを満たして [有・無] □液体を使用する常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧 試験に合格（詳細は別紙のとおり） □空気又は窒素等を使用する常用圧力の1.25倍以上の圧 力で行う耐圧試験に合格（詳細は別紙のとおり） □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した 特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項 第12号)	高圧ガス設備（容器及び告示で定めるものを除く）は、 次のいずれかを満たして [有・無] □常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 （詳細は別紙のとおり） □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した 特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の強度 (第6条第1項 第13号)	高圧ガス設備（容器を除く）は、次のいずれかを満たし て [有・無] □常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応 力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは 常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等 に応じ十分な強度を有する。（肉厚検査結果は別紙のと おり） □特定設備検査規則の規定に基づく強度を有する。 □経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に 応ずる十分な強度を有する。	適・否		
ガス設備に使用 する材料 (第6条第1項 第14号)	1 ガス設備に使用する材料は、ガスの性状、温度、圧力 に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的 影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有する ものとして [有・無] 2 申請書のとおりであることを、ミルシート等で確認し て [有・無]	適・否		
高圧ガス設備 の基礎 (第6条第1項 第15号)	1 地盤の許容支持力が荷重を上回るよう、申請書どおり 施工されて [有・無] 2 貯槽の支柱又は底部若しくは架台が、同一基礎にアン カーボルト等により申請書どおり固定されて [有・無・該当なし]	適・否  該当 なし		
貯槽の沈下状 況の測定 (第6条第1項 第16号)	不同沈下測定のためのベンチマークが適切に設置され て [有・無]	適・否  該当 なし		
高圧ガス設備 の耐震設計 (第6条第1項 第17号)	1 塔、貯槽及び配管は、耐震設計どおり施工され、地震 の影響に対し安全で [有・無] 2 支持構造物及び基礎は、耐震設計どおり施工され、地 震の影響に対し安全で [有・無]	適・否  該当 なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備の温度計 (第6条第1項第18号)	1 温度変化を伴う反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、熱交換及び加熱のための設備に、常用の温度を適切に測定できる性能及び測定範囲を有する温度計が申請書どおり設置されて [有・無] 2 設備内に温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができる温度自動制御装置を設置する等の措置が申請書どおり講じられて [有・無]	適・否  該当なし		
高圧ガス設備の圧力計 (第6条第1項第19号)	1 高圧ガス設備には、常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分毎に圧力計が設置されて [有・無] 2 圧力計の測定範囲は、当該設備の常用の圧力を適切に測定できるもので [有・無]	適・否		
高圧ガス設備の安全装置 (第6条第1項第19号)	1 高圧ガス設備の適切な圧力区分毎に適切な安全装置が設けられて [有・無] 2 設定圧力以下で確実に作動する機能を有して [有・無]	適・否		
安全装置の放出管 (第6条第1項第20号)	1 可燃性ガスの貯槽に設けた放出管の開口部 ①地盤面から5m又は貯槽頂部から2mのいずれか高い位置以上の高さが [有・無] 実際 地盤面から _____m 貯槽の頂部から _____m ②周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無] 2 その他の高圧ガス設備に設けた放出管 ①5m以内の建築物(火気を取り扱う施設は8m以内)又は工作物の高さ以上の高さが [有・無] ②周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無]	適・否  該当なし		
可燃性ガス低温貯槽の負圧防止措置 (第6条第1項第21号)	1 圧力計及び圧力警報設備並びに真空安全弁、均圧管、圧力連動冷凍制御設備又は圧力連動送液設備のうち( )が設けられて [有・無] 2 負圧防止設備の作動機能は良好で [有・無]	適・否  該当なし		
液面計 (第6条第1項第22号)	1 液化ガスの貯槽には、液面計( )式が設けられて [有・無] 2 ガラス管液面計あつてはその破損を防止するために金属製の保護枠を設けたもので [有・無・該当なし] 3 可燃性ガスの貯槽とガラス液面計とを接続する配管には、自動式及び手動式の止め弁を設けて [有・無・該当なし]	適・否  該当なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																														
貯槽の配管に設けたバルブ (第6条第1項第24号)	<p>1 可燃性ガスの貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であつて、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く）の配管には、貯槽の直近にバルブが設けられて [有・無]</p> <p>2 上記のほか、当該配管には、緊急遮断装置を除き一つ以上のバルブが設けられて [有・無]</p>	適・否  該当なし																																
緊急遮断装置 (第6条第1項第25号)	<p>1 可燃性ガスの液化ガスの貯槽（内容積5,000L未満を除く）には、送出し、受入配管の適切な位置に緊急遮断装置が設けられて [有・無]</p> <p>2 緊急遮断装置の作動機能は円滑かつ確実に [有・無]</p> <p>3 弁座の漏えい量は規格値以下で [有・無]</p> <p>4 緊急遮断装置の操作部は、貯槽から5m以上離れたところに設けて [有・無] 実際_____m</p> <p>5 緊急遮断装置の作動源は、( ) である。</p>	適・否  該当なし																																
電気設備 (第6条第1項第26号)	<p>1 0種場所、第1種場所及び第2種場所の設定（地図）がなされて [有・無]</p> <p>2 電気設備はそれぞれの場所（0種場所・1種場所・2種場所）に応じて防爆構造の電気機器を選定し設置して [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="397 1285 1139 1751"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>ガス名</th> <th>0種・1種・2種場所別</th> <th>必要防爆性能</th> <th>実際防爆性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	ガス名	0種・1種・2種場所別	必要防爆性能	実際防爆性能			0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種			適・否  該当なし		
機器名称	ガス名	0種・1種・2種場所別	必要防爆性能	実際防爆性能																														
		0種・1種・2種																																
		0種・1種・2種																																
		0種・1種・2種																																
		0種・1種・2種																																
		0種・1種・2種																																



検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																																																																																				
保安電力等 (第6条第1項第27号)	<p>1 対象設備に応じ適切な保安電力等が設けられており、 作動機能は良好で [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="384 324 1088 1095"> <thead> <tr> <th>保安電力等 設備</th> <th>買電</th> <th>自家 発電</th> <th>蓄電池 装置</th> <th>エンジ ン駆動 発電</th> <th>スチー ムター ビン 駆動 発電</th> <th>空気又は 窒素だめ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>自動制御 装置</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td></td></tr> <tr><td>緊急遮断 装置</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td></td></tr> <tr><td>散水装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>防消火設 備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>冷却水ポン プ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>水噴霧装 置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>毒性ガス 除害設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>非常照設 備</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr> <tr><td>ガス漏え い検知警 報設備</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr> <tr><td>通報設備</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr> <tr><td>過充填防 止装置</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 該当欄に○印、買電と蓄電池保有の場合は両方に○、買電 2系統の場合は◎</p> <p>2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものに あっては、常時使用できる予備電池が [有・無]</p>	保安電力等 設備	買電	自家 発電	蓄電池 装置	エンジ ン駆動 発電	スチー ムター ビン 駆動 発電	空気又は 窒素だめ	自動制御 装置				/	/		緊急遮断 装置				/	/		散水装置						/	防消火設 備						/	冷却水ポン プ						/	水噴霧装 置						/	毒性ガス 除害設備						/	非常照設 備				/	/	/	ガス漏え い検知警 報設備				/	/	/	通報設備				/	/	/	過充填防 止装置				/	/	/	適・否		
保安電力等 設備	買電	自家 発電	蓄電池 装置	エンジ ン駆動 発電	スチー ムター ビン 駆動 発電	空気又は 窒素だめ																																																																																		
自動制御 装置				/	/																																																																																			
緊急遮断 装置				/	/																																																																																			
散水装置						/																																																																																		
防消火設 備						/																																																																																		
冷却水ポン プ						/																																																																																		
水噴霧装 置						/																																																																																		
毒性ガス 除害設備						/																																																																																		
非常照設 備				/	/	/																																																																																		
ガス漏え い検知警 報設備				/	/	/																																																																																		
通報設備				/	/	/																																																																																		
過充填防 止装置				/	/	/																																																																																		
障壁 (第6条第1項 第30号)	<p>1 必要とする場所に障壁が設置されて [有・無]</p> <p>2 次に掲げる障壁が設置されて [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="384 1375 1131 1818"> <thead> <tr> <th>該当 ○印</th> <th>種 類</th> <th>構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>鉄筋コン クリート製</td> <td>直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に 配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものである こと</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリ ートブロッ ク製</td> <td>直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に 配筋し、厚さ15cm以上、高さ2m以上のもので空洞 部にモルタル充填したものであること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鋼板製</td> <td>厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山 形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強した もの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのい ずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上 のものであること</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 障壁の破損その他の異常が [有・無]</p>	該当 ○印	種 類	構 造		鉄筋コン クリート製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に 配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものである こと		コンクリ ートブロッ ク製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に 配筋し、厚さ15cm以上、高さ2m以上のもので空洞 部にモルタル充填したものであること		鋼板製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山 形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強した もの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのい ずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上 のものであること	適・否  該当 なし																																																																										
該当 ○印	種 類	構 造																																																																																						
	鉄筋コン クリート製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に 配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものである こと																																																																																						
	コンクリ ートブロッ ク製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に 配筋し、厚さ15cm以上、高さ2m以上のもので空洞 部にモルタル充填したものであること																																																																																						
	鋼板製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山 形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強した もの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのい ずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上 のものであること																																																																																						

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																								
ガス漏えい検 知警報設備 (第6条第1 項第31号)	<p>1 検出端部の設置場所及び設置個数</p> <table border="1" data-bbox="395 277 1098 1032"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 277 480 338">該当 ○印</th> <th data-bbox="480 277 772 338">設置場所</th> <th data-bbox="772 277 970 338">必要設置 個 数</th> <th data-bbox="970 277 1098 338">実際設置 個 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 338 480 528"></td> <td data-bbox="480 338 772 528">屋内に設置されている 圧縮機、ポンプ、反応設 備、貯槽その他ガスが漏 えいしやすい高圧ガス 設備が設置してある場 所の周囲</td> <td data-bbox="772 338 970 528">設備群の周囲 10mにつき1個 以上の割合で計 算した個数 ____個</td> <td data-bbox="970 338 1098 528">____個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 528 480 685"></td> <td data-bbox="480 528 772 685">屋外に設置されている 上記設備が他の施設等 に接近しガスが滞留す るおそれのある場所</td> <td data-bbox="772 528 970 685">設備群の周囲の 20mにつき1個 以上の割合で計 算した個数 個</td> <td data-bbox="970 528 1098 685">____個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 685 480 842"></td> <td data-bbox="480 685 772 842">加熱炉等の火源を含む 施設の周囲のガスが滞 留しやすい場所</td> <td data-bbox="772 685 970 842">加熱炉等の周囲 の20mにつき1 個以上の割合で 計算した個数 個</td> <td data-bbox="970 685 1098 842">____個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 842 480 965"></td> <td data-bbox="480 842 772 965">計器室の内部(漏えいし たガスが浸入するおそ れがないような措置を 講じた場合を除く)</td> <td data-bbox="772 842 970 965">1個以上</td> <td data-bbox="970 842 1098 965">____個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 965 480 1032"></td> <td data-bbox="480 965 772 1032">毒性ガスの充填用接続 口一群の周囲</td> <td data-bbox="772 965 970 1032">1個以上</td> <td data-bbox="970 965 1098 1032">____個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 作動機能が良好で [有・無]</p> <p>3 警報器の設置場所には常駐者が [有・無]</p>	該当 ○印	設置場所	必要設置 個 数	実際設置 個 数		屋内に設置されている 圧縮機、ポンプ、反応設 備、貯槽その他ガスが漏 えいしやすい高圧ガス 設備が設置してある場 所の周囲	設備群の周囲 10mにつき1個 以上の割合で計 算した個数 ____個	____個		屋外に設置されている 上記設備が他の施設等 に接近しガスが滞留す るおそれのある場所	設備群の周囲の 20mにつき1個 以上の割合で計 算した個数 個	____個		加熱炉等の火源を含む 施設の周囲のガスが滞 留しやすい場所	加熱炉等の周囲 の20mにつき1 個以上の割合で 計算した個数 個	____個		計器室の内部(漏えいし たガスが浸入するおそ れがないような措置を 講じた場合を除く)	1個以上	____個		毒性ガスの充填用接続 口一群の周囲	1個以上	____個	適・否  該当 なし		
該当 ○印	設置場所	必要設置 個 数	実際設置 個 数																									
	屋内に設置されている 圧縮機、ポンプ、反応設 備、貯槽その他ガスが漏 えいしやすい高圧ガス 設備が設置してある場 所の周囲	設備群の周囲 10mにつき1個 以上の割合で計 算した個数 ____個	____個																									
	屋外に設置されている 上記設備が他の施設等 に接近しガスが滞留す るおそれのある場所	設備群の周囲の 20mにつき1個 以上の割合で計 算した個数 個	____個																									
	加熱炉等の火源を含む 施設の周囲のガスが滞 留しやすい場所	加熱炉等の周囲 の20mにつき1 個以上の割合で 計算した個数 個	____個																									
	計器室の内部(漏えいし たガスが浸入するおそ れがないような措置を 講じた場合を除く)	1個以上	____個																									
	毒性ガスの充填用接続 口一群の周囲	1個以上	____個																									
貯槽、支柱の温 度上昇防止措 置 (第6条第1 項第32号)	<p>1 液化ガス貯槽(可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその 他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取 り扱う施設の周辺にあるもの。)には、断熱構造の区分に応じ、 散水装置等を設置して [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="411 1272 1139 1653"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 1272 531 1350">対象 貯槽名</th> <th data-bbox="531 1272 647 1350">断熱構造 区分</th> <th colspan="2" data-bbox="647 1272 890 1350">散水装置 *(L/(min・m<sup>2</sup>))</th> <th colspan="2" data-bbox="890 1272 1139 1350">消火栓 *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 1350 531 1503"></td> <td data-bbox="531 1350 647 1503">なし</td> <td data-bbox="647 1350 703 1503"></td> <td data-bbox="703 1350 890 1503">法定: 5 実際: ____</td> <td data-bbox="890 1350 970 1503"></td> <td data-bbox="970 1350 1139 1503">法定: 1 栓 / 50m<sup>2</sup> 実際: ____ 栓 / ____ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1503 531 1653"></td> <td data-bbox="531 1503 647 1653">準耐火</td> <td data-bbox="647 1503 703 1653"></td> <td data-bbox="703 1503 890 1653">法定: 2.5 実際: ____</td> <td data-bbox="890 1503 970 1653"></td> <td data-bbox="970 1503 1139 1653">法定: 1 栓 /100m<sup>2</sup> 実際: ____ 栓 / ____ m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 圧縮ガス貯槽に対しては [消火栓・消防ポンプ車] により対 応します。</p> <p>3 30分間以上連続して放水できる水量を確保して [有・無] 必要水量(法定): ____ m<sup>3</sup>、計画水量: ____ m<sup>3</sup> 保有水量: ____ m<sup>3</sup></p> <p>4 耐熱措置及び冷却措置の操作位置は、貯槽及びその支柱の外 面から5m以上離れた安全な位置として [有・無] 実 際: ____ m</p>	対象 貯槽名	断熱構造 区分	散水装置 *(L/(min・m <sup>2</sup> ))		消火栓 *			なし		法定: 5 実際: ____		法定: 1 栓 / 50m <sup>2</sup> 実際: ____ 栓 / ____ m <sup>2</sup>		準耐火		法定: 2.5 実際: ____		法定: 1 栓 /100m <sup>2</sup> 実際: ____ 栓 / ____ m <sup>2</sup>	適・否  該当 なし								
対象 貯槽名	断熱構造 区分	散水装置 *(L/(min・m <sup>2</sup> ))		消火栓 *																								
	なし		法定: 5 実際: ____		法定: 1 栓 / 50m <sup>2</sup> 実際: ____ 栓 / ____ m <sup>2</sup>																							
	準耐火		法定: 2.5 実際: ____		法定: 1 栓 /100m <sup>2</sup> 実際: ____ 栓 / ____ m <sup>2</sup>																							

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																		
電気の除去措置 (第6条第1項 第38号)	1 対象設備に確実に接続された接地接続線が設けられて [有・無] 2 接地抵抗値が総合 100Ω (避雷設備を設けたものは 10 Ω) 以下で [有・無]	適・否  該当 なし																				
防消火設備 (第6条第1項 第39号、第39 号の2)	1 対象設備の規模等に応じ、次に掲げる防消火設備のい ずれか適切なものが設けられて [有・無] ① 防火設備 <table border="1" data-bbox="411 506 1139 1294"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>該 当 ○印</th> <th colspan="2">防 火 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ガス設備、貯蔵設 備又は消費設備 (内壁又は外壁 が水又は水蒸気 に常時十分触れ ている設備、回転 機械、貯槽(コー ルドエバポレー ターを含む)、散 水することが危 険となる設備及 び配管を除く)</td> <td></td> <td colspan="2">5 L/min・㎡以上、準耐火構造以上の 設備にあつては 2.5 L/min・㎡以上 の水を噴霧できるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放水ノズルの筒先圧 力が 0.35Mpa 以上であ り、かつ放水能力が 400 L/min 以上の固定 式放水銃</td> <td rowspan="4">2 方向以上 から 5 L /min・㎡× 1.6 以上の 水量を放水 できるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放水ノズルの筒先圧 力が 0.35Mpa 以上であ り、かつ放水能力が 400 L/min 以上の移動 式放水銃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放水ノズルの筒先圧 力が 0.35Mpa 以上であ り、かつ放水能力が 400 L/min 以上の消火 栓</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放水能力が 1,900 L /min 以上の放水砲</td> <td>5 L/min・㎡ ×1.6 以上 の水量を放 水できるも の</td> </tr> </tbody> </table> ② 水源は同時に放射を必要とする最大水量を 30 分以 上連続して放射できる水量が [有・無] 必要水量 (法定) _____ m <sup>3</sup> 計画水量 _____ m <sup>3</sup> 保有水量 _____ m ③ イ 操作部は、対象施設から 15m 以上離れた位置に 設置して [有・無] 実際 _____ m (15m 以上) ロ 15m 以上確保されていない場合、15m 以上離れ た位置と同等の効果のある措置(_____) が講じられて [有・無]	対象設備	該 当 ○印	防 火 設 備		ガス設備、貯蔵設 備又は消費設備 (内壁又は外壁 が水又は水蒸気 に常時十分触れ ている設備、回転 機械、貯槽(コー ルドエバポレー ターを含む)、散 水することが危 険となる設備及 び配管を除く)		5 L/min・㎡以上、準耐火構造以上の 設備にあつては 2.5 L/min・㎡以上 の水を噴霧できるもの			放水ノズルの筒先圧 力が 0.35Mpa 以上であ り、かつ放水能力が 400 L/min 以上の固定 式放水銃	2 方向以上 から 5 L /min・㎡× 1.6 以上の 水量を放水 できるもの		放水ノズルの筒先圧 力が 0.35Mpa 以上であ り、かつ放水能力が 400 L/min 以上の移動 式放水銃		放水ノズルの筒先圧 力が 0.35Mpa 以上であ り、かつ放水能力が 400 L/min 以上の消火 栓		放水能力が 1,900 L /min 以上の放水砲	5 L/min・㎡ ×1.6 以上 の水量を放 水できるも の	適・否  該当 なし		
対象設備	該 当 ○印	防 火 設 備																				
ガス設備、貯蔵設 備又は消費設備 (内壁又は外壁 が水又は水蒸気 に常時十分触れ ている設備、回転 機械、貯槽(コー ルドエバポレー ターを含む)、散 水することが危 険となる設備及 び配管を除く)		5 L/min・㎡以上、準耐火構造以上の 設備にあつては 2.5 L/min・㎡以上 の水を噴霧できるもの																				
		放水ノズルの筒先圧 力が 0.35Mpa 以上であ り、かつ放水能力が 400 L/min 以上の固定 式放水銃	2 方向以上 から 5 L /min・㎡× 1.6 以上の 水量を放水 できるもの																			
		放水ノズルの筒先圧 力が 0.35Mpa 以上であ り、かつ放水能力が 400 L/min 以上の移動 式放水銃																				
		放水ノズルの筒先圧 力が 0.35Mpa 以上であ り、かつ放水能力が 400 L/min 以上の消火 栓																				
		放水能力が 1,900 L /min 以上の放水砲		5 L/min・㎡ ×1.6 以上 の水量を放 水できるも の																		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																								
	<p>2 消火設備 次に適合する消火設備が設置して [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="399 394 1142 922"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="399 394 628 454">対象設備</th> <th data-bbox="628 394 986 454">粉末消火器</th> <th data-bbox="986 394 1062 454">必要 個数</th> <th data-bbox="1062 394 1142 454">実際 個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="399 454 628 582">貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備若しくは容器置場</td> <td data-bbox="628 454 986 582">設備内の停滞ガス量 10 トンにつき B-10 1 個相当以上 最小設置数量 : B-10 3 個相当</td> <td data-bbox="986 454 1062 515"></td> <td data-bbox="1062 454 1142 515"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 582 517 808" rowspan="2">貯 槽</td> <td data-bbox="517 582 628 696">防液堤設置</td> <td data-bbox="628 582 986 696">防液堤の周囲に歩行距離 75m 以下ごとに B-10 3 個相当以上</td> <td data-bbox="986 582 1062 642"></td> <td data-bbox="1062 582 1142 642"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 696 628 808">その他のもの</td> <td data-bbox="628 696 986 808">貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上</td> <td data-bbox="986 696 1062 757"></td> <td data-bbox="1062 696 1142 757"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="399 808 628 922">建屋内の高圧ガス設備</td> <td data-bbox="628 808 986 922">不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替えとすることができる。</td> <td data-bbox="986 808 1062 869"></td> <td data-bbox="1062 808 1142 869"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="772 922 1102 949" style="text-align: center;">上段:能力単位、下段:設置個数</p>	対象設備		粉末消火器	必要 個数	実際 個数	貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備若しくは容器置場		設備内の停滞ガス量 10 トンにつき B-10 1 個相当以上 最小設置数量 : B-10 3 個相当			貯 槽	防液堤設置	防液堤の周囲に歩行距離 75m 以下ごとに B-10 3 個相当以上			その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上			建屋内の高圧ガス設備		不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替えとすることができる。					
対象設備		粉末消火器	必要 個数	実際 個数																								
貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備若しくは容器置場		設備内の停滞ガス量 10 トンにつき B-10 1 個相当以上 最小設置数量 : B-10 3 個相当																										
貯 槽	防液堤設置	防液堤の周囲に歩行距離 75m 以下ごとに B-10 3 個相当以上																										
	その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上																										
建屋内の高圧ガス設備		不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替えとすることができる。																										

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																																		
通報設備 (第6条第1項 第40号)	1 通報範囲の区分に応じ適切な通報設備が [有・無] 2 事業所の敷地面積は( )㎡で [有・無] 1,500㎡以上 <table border="1" data-bbox="400 398 1088 1256"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 398 715 495">通報設備の通報範囲</th> <th data-bbox="715 398 799 495">該当 ○印</th> <th data-bbox="799 398 1088 495">設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 495 715 775">イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)</td> <td data-bbox="715 495 799 555"></td> <td data-bbox="799 495 1088 555">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 555 715 616"></td> <td data-bbox="715 555 799 616"></td> <td data-bbox="799 555 1088 616">ロ 構内電話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 616 715 676"></td> <td data-bbox="715 616 799 676"></td> <td data-bbox="799 616 1088 676">ハ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 676 715 775">ロ 現場事務所相互間</td> <td data-bbox="715 676 799 775"></td> <td data-bbox="799 676 1088 775">ニ インターホーン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 775 715 1055" rowspan="4">事業所全体</td> <td data-bbox="715 775 799 813"></td> <td data-bbox="799 775 1088 813">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 813 799 851"></td> <td data-bbox="799 813 1088 851">ロ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 851 799 889"></td> <td data-bbox="799 851 1088 889">ハ サイレン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 889 799 1055"></td> <td data-bbox="799 889 1088 1055">ニ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1055 715 1256" rowspan="3">事業所内の任意の場所における作業員相互間</td> <td data-bbox="715 1055 799 1093"></td> <td data-bbox="799 1055 1088 1093">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1093 799 1131"></td> <td data-bbox="799 1093 1088 1131">ロ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1131 799 1256"></td> <td data-bbox="799 1131 1088 1256">ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1256 715 1312"></td> <td data-bbox="715 1256 799 1312"></td> <td data-bbox="799 1256 1088 1312">ニ メガホン</td> </tr> </tbody> </table>	通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)	イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)		イ ページング設備			ロ 構内電話			ハ 構内放送設備	ロ 現場事務所相互間		ニ インターホーン	事業所全体		イ ページング設備		ロ 構内放送設備		ハ サイレン		ニ 携帯用拡声器	事業所内の任意の場所における作業員相互間		イ ページング設備		ロ 携帯用拡声器		ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る)			ニ メガホン	適・否		
通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)																																				
イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)		イ ページング設備																																				
		ロ 構内電話																																				
		ハ 構内放送設備																																				
ロ 現場事務所相互間		ニ インターホーン																																				
事業所全体		イ ページング設備																																				
		ロ 構内放送設備																																				
		ハ サイレン																																				
		ニ 携帯用拡声器																																				
事業所内の任意の場所における作業員相互間		イ ページング設備																																				
		ロ 携帯用拡声器																																				
		ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る)																																				
		ニ メガホン																																				
バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項 第41号)	1 バルブ等の開閉方向が明示されて [有・無] 2 配管内流体の名称及び方向が明示されて [有・無] 3 保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等誤操作防止措置が講じられて [有・無] 4 適切な足場が設けられて [有・無] 5 操作に必要な照度を有する照明が [有・無]	適・否																																				
ディスペンサーの保安距離 (第7条第1項 第2号)	1 貯蔵設備、処理設備の外側から第1種保安物件( )、第2種保安物件( )まで、規定以上の距離を確保して [有・無] 第1種設備距離:L_ = _____m 実際:_____m 第2種設備距離:L_ = _____m 実際:_____m 2 ディスペンサーは、その本体の外側から公道の道路境界線に対し5m以上の距離を有して [有・無] 実際: _____m	適・否																																				

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
圧縮天然ガスが滞留しない構造 (第7条第1項第3号)	1 ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いて [有・無] 2 圧縮天然ガスが漏洩したときに滞留しないような構造として [有・無]	適・否		
充填を受ける車両の停止位置 (第7条第1項第4号)	1 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から3m以上離れて停止させるための措置を講じて [有・無] 実際: _____m 2 貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じて [有・無・該当なし]	適・否		
過充填防止のための措置 (第7条第1項第5号)	圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講じて [有・無]	適・否		
火気取扱施設との距離 (第7条第1項第6号)	1. 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスの通る部分に限る)は、その外面から火気(当該圧縮天然ガススタンド内のものを除く)を取り扱う施設に対し8m以上の距離を有して [有・無] 実際: _____m 2. 流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じて [有・無・該当なし]	適・否		
設備間の距離 (第7条第1項第7号)	圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、液化天然ガススタンドを除く)に対し5m以上の距離を有して [有・無] 実際: _____m 酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素の通る部分に限る)に対し10m以上の距離を有して [有・無] 実際: _____m 又は、これらと同等以上の距離を有することと同等以上の措置を講じて [有・無・該当なし]	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
圧縮水素スタンドとの距離の距離 (第7条第1項第8号)	<p>圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6 m以上の距離を有して [有・無・該当なし]</p> <p>実際：_____ m 又は、これと同等以上の措置（_____）を講じて [有・無・該当なし]</p>	適・否		
敷地境界までの距離 (第7条第2項第2号)	<p>1 高圧ガス設備（第3号、第4号に掲げるものを除く）は、その外面から当該事業所の敷地境界に対し6 m以上の距離が [有・無]</p> <p>実際：_____ m 2 6 m以上の距離を確保できない場合、同等以上の措置（_____）を講じて [有・無・該当なし]</p>	適・否		
地盤面下に高圧ガス設備を設置する場合の措置 (第7条第2項第3号)	<p>地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じて [有・無]</p>	適・否		
道路境界線までの距離 (第7条第2項第4号) 第7条第2項第4号)	<p>ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し5 m以上の距離が [有・無]</p>	適・否		
防火壁の設置 (第7条第2項第5号)	<p>圧縮ガススタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く）には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ2 m以上の防火壁を設置して [有・無]</p>	適・否		
配管の緊急遮断措置 (第7条第2項第6号)	<p>当該製造施設の外部から供給される圧縮天然ガスを受け入れる配管には、緊急時に圧縮天然ガスを遮断するための措置を講じて [有・無]</p>	適・否		
圧縮機の爆発、漏えい、損傷等防止措置 (第7条第2項第7号)	<p>圧縮天然ガスを製造する圧縮機には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講じて [有・無]</p>	適・否		
送出・受入配管の自動閉止措置 (第7条第2項第8号)	<p>圧縮天然ガスの貯槽に取り付けた配管（圧縮天然ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるもの）に限り、貯槽と配管との接続部を含む）には、圧縮天然ガスを送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を講じて [有・無]</p>	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
最大充填圧力 以下で遮断する 措置 (第7条第2項 第9号)	ディスペンサーには、充填車両に固定した容器の最大充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止する措置を講じて [有・無]	適・否		
配管の措置 (第7条第2項 第10号)	配管には次の措置を講じて [有・無] イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置する。 ロ トレンチ蓋を通気性の良いものにする。(第11号に規定する設備を設ける場合を除く)	適・否		
漏えい検知機 等の設置 (第7条第2項 第11号)	製造施設には、当該施設から漏えいする圧縮天然ガスが滞留するおそれのある場所に、当該天然ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、製造施設の運転を自動的に停止するための措置を講じて [有・無]	適・否		
感振装置の設 定 (第7条第2項 第12号)	製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設けて [有・無]	適・否		
自動停止装置 の手動起動措 置 (第7条第2項 第13号)	前2号の製造施設の運転を自動に停止する装置には、手動で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びディスペンサーに設置して [有・無]	適・否		
警報の発報措 置(第7条第2 項第14号)	前3号の規定により、製造施設の運転を停止する場合は、圧縮機の運転を自動的に停止し、かつ、第6号、第8号及び第9号で規定する遮断装置に遮断弁を自動的に閉止し、閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講じて [有・無]	適・否		
車両の衝突防 止措置 (第7条第2項 第15号)	ガス設備は、車両が衝突するおそれのない場所に設置して [有・無]  又は、車両の衝突を防止する措置を講じて [有・無・該当なし]	適・否		
圧縮天然ガス が滞留しない 構造 (第7条第2項 第16号)	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮天然ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造として [有・無]	適・否		
充填を受ける車 両の停止位置 (第7条第2項 第17号)	充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から3m以上離れて停止させるための措置を講じて [有・無]  又は、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じて [有・無・該当なし]	適・否		



検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
火気取扱施設との距離 (第7条第2項第18号)	<p>1 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスの通る部分に限る)は、その外面から火気(当該圧縮天然ガススタンド内のものを除く)を取り扱う施設に対し4m以上の距離が</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>2 4m以上の距離がとれない場合、流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		
過充填防止のための措置 (第7条第2項第19号)	<p>圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		
設備間の距離 (第7条第2項第20号、20号の2)	<p>1 圧縮天然ガススタンドと他の可燃性ガスの高圧ガス設備との距離は5m以上が</p> <p style="text-align: right;">[有・無・該当なし]</p> <p>実際_____m</p> <p>2 圧縮天然ガススタンドと酸素の高圧ガス設備との距離は10m以上が</p> <p style="text-align: right;">[有・無・該当なし]</p> <p>実際_____m</p> <p>3 圧縮天然ガススタンドと圧縮水素スタンドの高圧ガス設備との距離は6m以上が</p> <p style="text-align: right;">[有・無・該当なし]</p> <p>実際_____m</p> <p>又は、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有することと同等以上の距離を有することと同等以上の措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無・該当なし]</p>	適・否		
消火設備の設置 (第7条第2項第21号)	<p>圧縮天然ガススタンドには、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設置して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		

<記載例> II-4 (液化天然ガススタンドに係る貯蔵)

法第16条第2項の技術上の基準に関する事項  
(一般則第22条第1項第3号の技術上の基準に対応する事項)

※処理能力30m<sup>3</sup>以上の第二種製造者が該当。

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考										
第7条の2第1項の準用(第22条第3号)	液化天然ガススタンドにより貯蔵するため、第7条の2第1項の基準に適合します。													
第6条第1項の準用(第7条の2第1項第1号)	第6条第1項第1号、第9号から第21号まで、第26号、第27号、第38号から第41号まで及び第43号の基準に適合します。													
境界線・警戒標(第6条第1項第1号)	1 事業所の境界線は、( )により明示されて [有・無] 2 警戒標は、外部から明瞭に識別できる大きさで、事業所の各出入口付近に設置されて [有・無] 3 製造施設の周囲に警戒標が設置されて [有・無]	適・否												
製造設備の室の構造(第6条第1項第9号)	製造設備を設置する室は、ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造として [有・無] 該当欄に○印	適・否												
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">空気より軽い可燃性ガス</td> <td></td> <td>開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>換気装置があり正常に作動可能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気より重い可燃性ガス</td> <td></td> <td>開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。</td> </tr> </table>	空気より軽い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。		換気装置があり正常に作動可能	空気より重い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。		床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。	該当なし		
空気より軽い可燃性ガス			開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。											
		換気装置があり正常に作動可能												
空気より重い可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、床面まで開口し、2方向以上ある。												
		床面近くに吸気口を備えた換気装置があり、正常に作動可能。												
ガス設備の気密な構造(第6条第1項第10号)	1 可燃性ガスのガス設備(高压ガス設備及び空気取入口を除く)は、気密な構造で [有・無] 2 ガス設備は圧力___MPaで検査し、漏えいは [有・無]	適・否												
		該当なし												

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第6条第1項 第11号)	高圧ガス設備（容器及び告示で定めるものを除く）は、 次のいずれかを満たして [有・無]  <input type="checkbox"/> 液体を使用する常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格（詳細は別紙のとおり） <input type="checkbox"/> 空気又は窒素等を使用する常用圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格（詳細は別紙のとおり） <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項 第12号)	高圧ガス設備（容器及び告示で定めるものを除く）は、 次のいずれかを満たして [有・無]  <input type="checkbox"/> 常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格（詳細は別紙のとおり） <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の強度 (第6条第1項 第13号)	高圧ガス設備（容器を除く）は、次のいずれかを満たして [有・無]  <input type="checkbox"/> 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有する。（肉厚検査結果は別紙のとおり） <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく強度を有する。 <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有する。	適・否		
ガス設備に使用 する材料 (第6条第1項 第14号)	1 ガス設備に使用する材料は、ガスの性状、温度、圧力に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとして [有・無]  2 申請書のとおりであることを、ミルシート等で確認して [有・無]	適・否		
高圧ガス設備 の基礎 (第6条第1項 第15号)	1 地盤の許容支持力が荷重を上回るよう、申請書どおり施工されて [有・無]  2 貯槽の支柱又は底部若しくは架台が、同一基礎にアンカーボルト等により申請書どおり固定されて [有・無・該当なし]	適・否  該当なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
貯槽の沈下状況の測定 (第6条第1項第16号)	不同沈下測定のためのベンチマークが適切に設置されて [有・無]	適・否 該当なし		
高圧ガス設備の耐震設計 (第6条第1項第17号)	1 塔、貯槽及び配管は、耐震設計どおり施工され、地震の影響に対し安全で [有・無] 2 支持構造物及び基礎は、耐震設計どおり施工され、地震の影響に対し安全で [有・無]	適・否 該当なし		
高圧ガス設備の温度計 (第6条第1項第18号)	1 温度変化を伴う反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、熱交換及び加熱のための設備に、常用の温度を適切に測定できる性能及び測定範囲を有する温度計が申請書どおり設置されて [有・無] 2 設備内に温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができる温度自動制御装置を設置する等の措置が申請書どおり講じられて [有・無]	適・否 該当なし		
高圧ガス設備の圧力計 (第6条第1項第19号)	1 高圧ガス設備には、常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分毎に圧力計が設置されて [有・無] 2 圧力計の測定範囲は、当該設備の常用の圧力を適切に測定できるもので [有・無]	適・否		
高圧ガス設備の安全装置 (第6条第1項第19号)	1 高圧ガス設備には、常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分毎に圧力計が設置されて [有・無] 2 圧力計の測定範囲は、当該設備の常用の圧力を適切に測定できるもので [有・無]	適・否		
安全装置の放出管 (第6条第1項第20号)	1 可燃性ガスの貯槽に設けた放出管の開口部 ①地盤面から5m又は貯槽頂部から2mのいずれか高い位置以上の高さが [有・無] 実際 地盤面から _____m 貯槽の頂部から _____m ②周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無] 2 その他の高圧ガス設備に設けた放出管 ①5m以内の建築物(火気を取り扱う施設は8m以内)又は工作物の高さ以上の高さが [有・無] ②周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無]	適・否 該当なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																																																																																				
可燃性ガス低温貯槽の負圧防止措置 (第6条第1項第21号)	1 圧力計及び圧力警報設備並びに真空安全弁、均圧管、圧力連動冷凍制御設備又は圧力連動送液設備のうち( )が設けられて [有・無] 2 負圧防止設備の作動機能は良好で [有・無]	適・否 該当なし																																																																																						
電気設備 (第6条第1項第26号)	1 0種場所、第1種場所及び第2種場所の設定(地図)がなされて [有・無] 2 電気設備はそれぞれの場所(1種場所・2種場所・0種場所)に応じて防爆構造の電気機器を選定し設置して [有・無]	適・否 該当なし																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>ガス名</th> <th>0種・1種・2種場所別</th> <th>必要防爆性能</th> <th>実際防爆性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	ガス名	0種・1種・2種場所別	必要防爆性能	実際防爆性能			0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種																																																																					
機器名称	ガス名	0種・1種・2種場所別	必要防爆性能	実際防爆性能																																																																																				
		0種・1種・2種																																																																																						
		0種・1種・2種																																																																																						
		0種・1種・2種																																																																																						
保安電力等 (第6条第1項第27号)	1 対象設備に応じ適切な保安電力等が設けられており、作動機能は良好で [有・無]	適・否																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安電力等 設備</th> <th>買電</th> <th>自家発電</th> <th>蓄電池装置</th> <th>エンジン駆動発電</th> <th>スチームタービン駆動発電</th> <th>空気又は窒素だめ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動制御装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急遮断装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>散水装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却水ポンプ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水噴霧装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>毒性ガス除害設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常照設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス漏えい検知警報設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通報設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>過充てん防止装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 該当欄に○印、買電と蓄電池保有の場合は両方に○、買電2系統の場合は◎</p>	保安電力等 設備	買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン駆動発電	スチームタービン駆動発電	空気又は窒素だめ	自動制御装置							緊急遮断装置							散水装置							防火設備							冷却水ポンプ							水噴霧装置							毒性ガス除害設備							非常照設備							ガス漏えい検知警報設備							通報設備							過充てん防止装置									
保安電力等 設備	買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン駆動発電	スチームタービン駆動発電	空気又は窒素だめ																																																																																		
自動制御装置																																																																																								
緊急遮断装置																																																																																								
散水装置																																																																																								
防火設備																																																																																								
冷却水ポンプ																																																																																								
水噴霧装置																																																																																								
毒性ガス除害設備																																																																																								
非常照設備																																																																																								
ガス漏えい検知警報設備																																																																																								
通報設備																																																																																								
過充てん防止装置																																																																																								
	2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあつては、常時使用できる予備電池が [有・無]																																																																																							

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																								
電気の除去措置 (第6条第1項第38号)	1 対象設備に確実に接続された接地接続線が設けられて [有・無] 2 接地抵抗値が総合 100Ω (避雷設備を設けたものは 10Ω) 以下で [有・無]	適・否  該当なし																										
防消火設備 (第6条第1項第39号、第39号の2)	1 対象設備の規模等に応じ、次に掲げる防消火設備のいずれか適切なものが設けられて [有・無] ① 防火設備 <table border="1" data-bbox="411 506 1139 1294"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 506 643 568">対象設備</th> <th data-bbox="643 506 726 568">該当 ○印</th> <th colspan="2" data-bbox="726 506 1139 568">防火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 568 643 667">ガス設備、貯蔵設備又は消費設備 (内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽 (コールドエバポレーターを含む)、散水することが危険となる設備及び配管を除く)</td> <td data-bbox="643 568 726 667"></td> <td data-bbox="726 568 989 667">5 L/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては 2.5 L/min・㎡以上の水を噴霧できるもの</td> <td data-bbox="989 568 1139 667"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 667 643 824"></td> <td data-bbox="643 667 726 824"></td> <td data-bbox="726 667 989 824">放水ノズルの筒先圧力が 0.35Mpa 以上であり、かつ放水能力が 400 L/min 以上の固定式放水銃</td> <td data-bbox="989 667 1139 824">2 方向以上から 5 L/min・㎡×1.6 以上の水量を放水できるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 824 643 981"></td> <td data-bbox="643 824 726 981"></td> <td data-bbox="726 824 989 981">放水ノズルの筒先圧力が 0.35Mpa 以上であり、かつ放水能力が 400 L/min 以上の移動式放水銃</td> <td data-bbox="989 824 1139 981"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 981 643 1137"></td> <td data-bbox="643 981 726 1137"></td> <td data-bbox="726 981 989 1137">放水ノズルの筒先圧力が 0.35Mpa 以上であり、かつ放水能力が 400 L/min 以上の消火栓</td> <td data-bbox="989 981 1139 1137"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1137 643 1294"></td> <td data-bbox="643 1137 726 1294"></td> <td data-bbox="726 1137 989 1294">放水能力が 1,900 L/min 以上の放水砲</td> <td data-bbox="989 1137 1139 1294">5 L/min・㎡×1.6 以上の水量を放水できるもの</td> </tr> </tbody> </table> ② 水源は同時に放射を必要とする最大水量を 30 分以上連続して放射できる水量が [有・無] 必要水量 (法定) _____ m <sup>3</sup> 計画水量 _____ m <sup>3</sup> 保有水量 _____ m <sup>3</sup> ③ イ 操作部は、対象施設から 15m 以上離れた位置に設置して [有・無] 実際 _____ m (15m 以上) ロ 15m 以上確保されていない場合、15m 以上離れた位置と同等の効果のある措置 (_____) が講じられて [有・無]	対象設備	該当 ○印	防火設備		ガス設備、貯蔵設備又は消費設備 (内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽 (コールドエバポレーターを含む)、散水することが危険となる設備及び配管を除く)		5 L/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては 2.5 L/min・㎡以上の水を噴霧できるもの				放水ノズルの筒先圧力が 0.35Mpa 以上であり、かつ放水能力が 400 L/min 以上の固定式放水銃	2 方向以上から 5 L/min・㎡×1.6 以上の水量を放水できるもの			放水ノズルの筒先圧力が 0.35Mpa 以上であり、かつ放水能力が 400 L/min 以上の移動式放水銃				放水ノズルの筒先圧力が 0.35Mpa 以上であり、かつ放水能力が 400 L/min 以上の消火栓				放水能力が 1,900 L/min 以上の放水砲	5 L/min・㎡×1.6 以上の水量を放水できるもの	適・否  該当なし		
対象設備	該当 ○印	防火設備																										
ガス設備、貯蔵設備又は消費設備 (内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽 (コールドエバポレーターを含む)、散水することが危険となる設備及び配管を除く)		5 L/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては 2.5 L/min・㎡以上の水を噴霧できるもの																										
		放水ノズルの筒先圧力が 0.35Mpa 以上であり、かつ放水能力が 400 L/min 以上の固定式放水銃	2 方向以上から 5 L/min・㎡×1.6 以上の水量を放水できるもの																									
		放水ノズルの筒先圧力が 0.35Mpa 以上であり、かつ放水能力が 400 L/min 以上の移動式放水銃																										
		放水ノズルの筒先圧力が 0.35Mpa 以上であり、かつ放水能力が 400 L/min 以上の消火栓																										
		放水能力が 1,900 L/min 以上の放水砲	5 L/min・㎡×1.6 以上の水量を放水できるもの																									

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																								
	<p>2 消火設備 下記に適合する消火設備が設置して [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="399 389 1141 918"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="399 389 662 450">対象設備</th> <th data-bbox="662 389 986 450">粉末消火器</th> <th data-bbox="986 389 1062 450">必要 個数</th> <th data-bbox="1062 389 1141 450">実際 個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="399 450 662 577">貯槽以外の貯蔵設備、 処理設備又は消費設 備若しくは容器置場</td> <td data-bbox="662 450 986 577">設備内の停滞ガス量 10 トン につき B-10 1 個相当以上 最小設置数量 : B-10 3 個相当</td> <td data-bbox="986 450 1062 577"></td> <td data-bbox="1062 450 1141 577"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 577 518 801" rowspan="2">貯 槽</td> <td data-bbox="518 577 662 689">防 液 堤 設 置</td> <td data-bbox="662 577 986 689">防液堤の周囲に歩行距離 75 m以下ごとに B-10 3 個 相当以上</td> <td data-bbox="986 577 1062 689"></td> <td data-bbox="1062 577 1141 689"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 689 662 801">そ の 他 の も の</td> <td data-bbox="662 689 986 801">貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上</td> <td data-bbox="986 689 1062 801"></td> <td data-bbox="1062 689 1141 801"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="399 801 662 918">建屋内の高圧ガス設 備</td> <td data-bbox="662 801 986 918">不活性ガス等の拡散設備に より粉末消火器の代替えと することができる。</td> <td data-bbox="986 801 1062 918"></td> <td data-bbox="1062 801 1141 918"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="774 918 1109 952" style="text-align: center;">上段:能力単位、下段:設置個数</p>	対象設備		粉末消火器	必要 個数	実際 個数	貯槽以外の貯蔵設備、 処理設備又は消費設 備若しくは容器置場		設備内の停滞ガス量 10 トン につき B-10 1 個相当以上 最小設置数量 : B-10 3 個相当			貯 槽	防 液 堤 設 置	防液堤の周囲に歩行距離 75 m以下ごとに B-10 3 個 相当以上			そ の 他 の も の	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上			建屋内の高圧ガス設 備		不活性ガス等の拡散設備に より粉末消火器の代替えと することができる。					
対象設備		粉末消火器	必要 個数	実際 個数																								
貯槽以外の貯蔵設備、 処理設備又は消費設 備若しくは容器置場		設備内の停滞ガス量 10 トン につき B-10 1 個相当以上 最小設置数量 : B-10 3 個相当																										
貯 槽	防 液 堤 設 置	防液堤の周囲に歩行距離 75 m以下ごとに B-10 3 個 相当以上																										
	そ の 他 の も の	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上																										
建屋内の高圧ガス設 備		不活性ガス等の拡散設備に より粉末消火器の代替えと することができる。																										

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
通報設備 (第6条第1項 第40号)	1 通報範囲の区分に応じ適切な通報設備が [有・無] 2 事業所の敷地面積は( )㎡で [有・無] 1,500㎡以上 通報設備の通報範囲 該当 ○印 設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上) イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。) ロ 現場事務所相互間 イ ページング設備 ロ 構内電話 ハ 構内放送設備 ニ インターホーン 事業所全体 イ ページング設備 ロ 構内放送設備 ハ サイレン ニ 携帯用拡声器 ホ メガホン(当該事業所内の面積が1,500㎡以下の場合に限る。以下次の欄において同じ) 事業所内の任意の場所における作業員相互間 イ ページング設備 ロ 携帯用拡声器 ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る) ニ メガホン	適・否		
バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項第41号)	1 バルブ等の開閉方向が明示されて [有・無] 2 配管内流体の名称及び方向が明示されて [有・無] 3 保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等誤操作防止措置が講じられて [有・無] 4 適切な足場が設けられて [有・無] 5 操作に必要な照度を有する照明が [有・無]	適・否		
導管(第6条第1項第43号)	導管については、次の基準に適合して [有・無]	適・否 該当なし		
イ. 導管の設置場所禁止	導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所、大臣が定める場所又は建物の内部若しくは基礎面下に設置して [有・無]	適・否 該当なし		



検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
ロ. 地盤面上の 導管の標識	<p>1 地盤面上に設置された導管は、地盤面から0.3m以上離して設置して [有・無]</p> <p>実際：_____m</p> <p>2 周囲の状況に応じた柵、ガードレール等の防護措置を講じて [有・無]</p> <p>3 高圧ガスの種類、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識が、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所に設けて [有・無]</p>	適・否 該当 なし		
ハ. 地盤面下の 導管の標識	<p>1 地盤面下に埋設された導管は、0.6m以上地盤面から下に埋設して [有・無]</p> <p>実際：_____m</p> <p>2 車両の交通が特に激しい公道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設した。 [有・無]</p> <p>実際：_____m</p> <p>3 上記1、2における深さが得られない場合は、[カバープレート・ケーシング・肉厚を増加させる] 措置を講じて [有・無]</p> <p>4 鉄道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設され、かつ、鋼鉄のケーシングを用いて保護して [有・無]</p> <p>実際：_____m</p> <p>5 高圧ガスの種類、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を次の基準によりに設けて [有・無]</p> <p>(1) 人家の多い地区を通る場合は、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所</p> <p>(2) 人家が少ない地区において、導管を道路に沿って設置する場合は1,000m間隔</p>	適・否 該当 なし		
ニ. 水中導管	<p>1 船の航行する水域の水底に設置した導管は、投錨等による損傷を防止するため、必要な深さ以上の深さに設置して [有・無]</p> <p>実際：_____m</p> <p>2 海底、河底に設置した導管は、[管の比重を上げる・アンカー] 等、管の浮上や移動を防止するための措置を講じて [有・無]</p> <p>3 波浪の影響を受ける接岸部に設置される導管には、波浪等による損傷を防止するため、[ケーシング・コンクリート防護・防波柵] による防護措置を講じて [有・無]</p> <p>4 導管が流水によって洗掘されるおそれのある河床に設置した場合、洗掘されるおそれのない深さに埋設した。また、水路が不安定な川床に埋設した場合は、水路の浅い部分においても深い部分の導管と水平になるように埋設して [有・無]</p>	適・否 該当 なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
ホ. 導管の耐 圧・気密性能	1 導管は、常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格したもので [有・無] 2 試験結果は、機器一覧表のとおり。	適・否 該当 なし		
ヘ. 導管の強度	1 導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、十分な強度を有するもの又は大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するもので [有・無] 2 検査結果は、機器一覧表のとおり。	適・否 該当 なし		
ト. 導管の腐食 防止措置	1 導管の腐食を防止するための措置を次のとおり講じて [有・無] (1)腐食性のあるガスの場合、内面防食措置 [当該ガスに侵されないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング] (2)地中に埋設した場合は、[塗装材と被覆材の組み合わせによる塗覆装・アスファルトマスチック等の塗装]により外面を保護した。 (3)地中に埋設した場合は、電気防食措置を講じ、対地電位の測定値に異常がない。 2 導管の応力を吸収するための措置を次のとおり講じて [有・無] (1)地中に埋設した場合は、埋め戻しの際に十分つき固めを行い導管が均一に、かつ、適当な摩擦力を持って土中に支持した。 (2)地上に設置した場合は、導管の伸縮を吸収するための措置を講じ、支持構造物は、導管の伸縮を阻害しないものとして [有・無]	適・否 該当 なし		
チ. 導管の温度 上昇防止措置	1 導管にガスを供給する設備には、常用の温度を超えた温度のガスを導管に送入せずに処理できる措置を講じて [有・無] 2 導管が地上に設置した場合は、温度の異常上昇を防止するため、防食塗装の上に銀色塗料を塗装する等の措置を講じて [有・無]	適・否 該当 なし		
リ. 導管の安全 装置	1 導管には、常用の圧力を超えた場合に、直ちに常用の圧力以下に戻すことができるような措置を講じて [有・無] 安全弁 設置数 : _____ 基 その他の安全装置( )設置数 : _____ 基 2 バネ式安全弁等の作動試験結果に異状が [有・無]	適・否 該当 なし		
ヌ. 導管の水分 除去措置	1 内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いて酸素を導管によって輸送する場合、導管と圧縮機との間に水分離器を設けて [有・無] 2 天然ガスを輸送する導管とこれに接続する圧縮機との間に水分離器を設けて [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
ル. 導管の通報設備	事業所を連絡する導管には、緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置[電話・インターホン]を講じて [有・無]	適・否 該当なし		
敷地境界までの距離(第7条の2第1項第2号)	高压ガス設備(次号から第5号までに掲げる物を除く。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し6m以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じて [有・無]	適・否		
室の滞留防止措置(第7条の2第1項第3号)	地盤面下に高压ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じて [有・無]	適・否		
液化天然ガス貯槽の基準(第7条の2第1項第4号)	液化天然ガスの貯槽は、次に掲げる基準に適合して [有・無]	適・否		
イ. 埋設	貯槽は地盤面下に埋設して [有・無]	適・否		
ロ. 貯槽の構造	貯槽には、二十殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化天然ガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じて [有・無]	適・否		
ハ. 貯槽を貯槽室に設置する場合の基準	貯槽を室(以下この号において「貯槽室」という。)に設置する場合にあっては、次に掲げる基準に適合します。 (イ) 貯槽室の上部は、十分な強度を有する構造として [有・無] (ロ) 貯槽室には、防水措置を施して [有・無] (ハ) 貯槽室には、その構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止できる換気設備を設けて [有・無]	適・否		
ニ. 貯槽を貯槽室に設置しない場合の基準	貯槽を貯槽室に設置しない場合にあっては、次に掲げる基準に適合します。 (イ) 貯槽を設置するときは、貯槽を地盤に固定して腐食を防止する措置を講じて [有・無] (ロ) 貯槽を設置するときは、厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の強度を有するもので貯槽上部の地盤面上を覆い、かつ、貯槽が地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じて [有・無] (ハ) 貯槽を設置するときは、必要に応じ周囲に断熱及び凍結防止のための措置を講じて [有・無]	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
ディスペンサーから道路境界までの距離 (第7条の2 第1項第5号)	ディスペンサーは、その本体の外側から行動の道路境界に対し5m以上の距離を有し、又は、これと同等以上の措置を講じて  [有・無]	適・否		
防火壁(第7 条の2第1項第 6号)	液化天然ガススタンドの周囲(車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。)には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ2m以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を設けて  [有・無]	適・否		
緊急遮断措置 (第7条の2 第1項第7号)	液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管(液化天然ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。第13号において同じ。)には、液化天然ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断する措置を講じて  [有・無]	適・否		
ディスペンサーの充填終了後の措置(第7 条の2第1項第 8号)	ディスペンサーには、充填終了時に、自動的に液化天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、充填ホースからの漏えいを防止するための措置を講じて  [有・無]	適・否		
配管の措置(第 7条の2第1項 第9号)	配管(高圧ガスが通る部分に限る。)には次に掲げる措置を講じて  [有・無]	適・否		
イ. 設置位置	外部からの衝撃により、損傷を受ける恐れのない場所に設置して  [有・無]	適・否		
ロ. トレンチ内に設置する場合	トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものとして  [有・無]	適・否		
ガス漏えい検 知警報器(第7 条の2第1項第 10号)	製造施設には、当該施設から漏えいする天然ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置して  [有・無]	適・否		
液化天然ガス 貯槽間距離(第 7条の2第1項 第11号)	液化天然ガスの貯槽を二以上隣接して設置する場合は、その相互間に1m以上の間隔を設けて  [有・無]	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
液面計（第7条の2第1項第12号）	液化天然ガスの貯槽には、液面計（ガラス液面計以外の液面計に限る。）を設けて [有・無]	適・否		
貯槽の配管に取り付けたバルブの措置（第7条の2第1項第13号）	液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管には、第7号の規定により講ずる緊急遮断措置に係るバルブのほか、当該貯槽の直近にバルブを設けて [有・無]	適・否		
感震装置（第7条の2第1項第14号）	製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設けて [有・無]	適・否		
起動装置（第7条の2第1項第15号）	第10号及び前号の製造設備の運転を自動的に停止する装置には、手動で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他の緊急のときに速やかに操作できる位置及びディスペンサーに設置して [有・無]	適・否		
遮断装置の遮断弁（第7条の2第1項第16号）	第10号、第14号又は前号の規定により製造設備の運転を停止する場合は、重点のための加圧設備の運転を自動的に停止し、かつ、第7号及び第8号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を自動的に閉止させ、当該閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講じて [有・無]	適・否		
ガス設備の設置位置（第7条の2第1項第17号）	ガス設備は、車両が衝突するおそれがない場所に設置して [有・無] 車両の衝突を防止する措置を講じて [有・無]	適・否		
ディスペンサーの屋根（第7条の2第1項第18号）	ディスペンサーの上部に屋根を設ける場合は、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、液化天然ガスが漏えいしたときに、気化した天然ガスが滞留しない構造として [有・無]	適・否		
火気取扱施設との距離及び流動防止措置（第7条の2第1項第19号）	液化天然ガススタンド（液化天然ガス又は気化した天然ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該液化天然ガススタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し、4m以上の距離を有して [有・無] 又は流動防止措置若しくは液化天然ガス若しくは気化した天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じて [有・無]	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
他の製造施設 までの距離(第 7条の2第1項 第20号)	<p>1 液化天然ガススタンドと他の可燃性ガスの高圧ガス設備との距離は5m以上 [有・無・該当なし] 実際_____m</p> <p>2 液化天然ガススタンドと酸素の高圧ガス設備との距離は10m以上 [有・無・該当なし] 実際_____m</p> <p>3 液化天然ガススタンドと圧縮水素スタンドの高圧ガス設備との距離は6m以上 [有・無・該当なし] 実際_____m</p>	適・否		

<記載例> II-5 (圧縮水素スタンドに係る貯蔵)

法第16条第2項第18条第2項の技術上の基準に関する事項

(一般則第22条第4号及び第23条第2項第1号の技術上の基準に対応する事項、

一般則第23条第2項第1号及び第26条第1項第2号の技術上の基準に対応する事項)

※処理能力30m<sup>3</sup>以上の第二種製造者が該当

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
第7条の3第1項及び第2項の準用 (第22条第4号)	<input type="checkbox"/> 圧縮水素スタンドにより貯蔵するため、 <u>第7条の3第1項</u> の基準に適合します。 (当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が82MPa以下のものに限り、液化水素を使用する場合には、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が1MPa未満のものに限る。)			
	<input type="checkbox"/> 圧縮水素スタンドにより貯蔵するため、 <u>第7条の3第2項</u> の基準に適合します。 (液化水素の貯蔵を設置する場合には、第8条第3項及び第4項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。)			
第6条第1項の準用(第7条の3第1項第1号又は第7条の3第2項第1号)	<input type="checkbox"/> 第6条第1項第1号、第2号、第5号から第22号まで、第24号から第27号まで、第32号及び、第38号から第42号までの基準に適合します。(第7条の3第1項第1号)			
	<input type="checkbox"/> 第6条第1項第1号、第6号から第14号まで、第16号から第19号まで、第21号、第22号、第24号から第27号まで、第32号、第38号及び第41号並びに第7条の3第1項第1号の2から第1号の4まで及び第17号の基準に適合します。(第7条の3第2項第1号)			
境界線・警戒標 (第6条第1項第1号)	1 事業所の境界線は、( )により明示されて [有・無] 2 警戒標は、外部から明瞭に識別できる大きさで、事業所の各出入口付近に設置されて [有・無] 3 製造施設の周囲に警戒標が設置されて [有・無]	適・否		
設備距離 (第6条第1項第2号)	貯蔵設備, 処理設備の外側から第1種保安物件( )、第2種保安物件( )まで、規定以上の距離を確保して [有・無] 第1種設備距離: L__ = ___ m 実際: ___ m 第2種設備距離: L__ = ___ m 実際: ___ m	適・否 該当なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																								
貯槽間の距離 (第6条第1項 第5号)	<p>1 可燃性ガスの貯槽(貯蔵能力が300m<sup>3</sup>又は3000kg以上)及び他の可燃性ガス又は酸素の貯槽の貯槽間距離は、1m以上又は貯槽の最大直径の和の4分の1</p> <p>( ) + ( ) / 4 = _____ m</p> <p>( ) + ( ) / 4 = _____ m</p> <p>のいずれか大なる距離を有して [有・無]</p> <p>実際 _____ m 、 _____ m</p> <p>2 規定の距離に満たない場合</p> <p>① 下表の水噴霧装置等が設置されて [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="400 741 1102 1126"> <thead> <tr> <th>貯槽 断熱 構造</th> <th>該当 ○印</th> <th>水噴霧・散水装 置の場合</th> <th>該当 ○印</th> <th>消火栓の場合、 筒先圧力 0.35Mpa以上 放水能力400 L/min以上</th> <th>実 際 の 量 (L /min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td></td> <td>7 L/min・m<sup>2</sup> (8 L/min・m<sup>2</sup>)</td> <td></td> <td>1個/35 m<sup>2</sup> (1個/30 m<sup>2</sup>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準耐 火構 造</td> <td></td> <td>4.5 L/min・m<sup>2</sup> (6.5 L/min・ m<sup>2</sup>)</td> <td></td> <td>1個/55 m<sup>2</sup> (1個/38 m<sup>2</sup>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火 構造</td> <td></td> <td>2 L/min・m<sup>2</sup> (4 L/min・m<sup>2</sup>)</td> <td></td> <td>1個/125 m<sup>2</sup> (1個/60 m<sup>2</sup>)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ( ) 内は、貯槽間の距離が最大直径の和の4分の1の距離に満たない場合の数値。</p> <p>② 水噴霧装置等は、当該貯槽の外から15m以上離れた安全な位置で、かつ、防液堤を設けた貯槽にあっては、当該防液堤の外で操作可能で [有・無]</p> <p>③ 水源は、同時に放射を必要とする最大水量が [有・無]</p> <p>必要水量(法定) _____ m<sup>3</sup>、計画水量 _____ m<sup>3</sup> 保有水量 _____ m<sup>3</sup></p> <p>④ 5分間以上の作動試験において均一かつ十分な放射性能が [有・無]</p> <p>⑤ 消火栓は当該貯槽に対していずれの方からも放射可能で [有・無]</p> <p>⑥ 消火栓の設置位置は当該貯槽から40m以内に [有・無]</p> <p>⑦ 消火栓は当該貯槽の表面積が _____ m<sup>2</sup>なので法定 _____ 個であり、実際は _____ 個設置して [有・無]</p>	貯槽 断熱 構造	該当 ○印	水噴霧・散水装 置の場合	該当 ○印	消火栓の場合、 筒先圧力 0.35Mpa以上 放水能力400 L/min以上	実 際 の 量 (L /min)	なし		7 L/min・m <sup>2</sup> (8 L/min・m <sup>2</sup> )		1個/35 m <sup>2</sup> (1個/30 m <sup>2</sup> )		準耐 火構 造		4.5 L/min・m <sup>2</sup> (6.5 L/min・ m <sup>2</sup> )		1個/55 m <sup>2</sup> (1個/38 m <sup>2</sup> )		耐火 構造		2 L/min・m <sup>2</sup> (4 L/min・m <sup>2</sup> )		1個/125 m <sup>2</sup> (1個/60 m <sup>2</sup> )		適・否  該当 なし		
貯槽 断熱 構造	該当 ○印	水噴霧・散水装 置の場合	該当 ○印	消火栓の場合、 筒先圧力 0.35Mpa以上 放水能力400 L/min以上	実 際 の 量 (L /min)																							
なし		7 L/min・m <sup>2</sup> (8 L/min・m <sup>2</sup> )		1個/35 m <sup>2</sup> (1個/30 m <sup>2</sup> )																								
準耐 火構 造		4.5 L/min・m <sup>2</sup> (6.5 L/min・ m <sup>2</sup> )		1個/55 m <sup>2</sup> (1個/38 m <sup>2</sup> )																								
耐火 構造		2 L/min・m <sup>2</sup> (4 L/min・m <sup>2</sup> )		1個/125 m <sup>2</sup> (1個/60 m <sup>2</sup> )																								



検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考						
貯槽の識別措置 (第6条第1項 第6号)	<p>外部から見やすいように、可燃性ガスの貯槽である旨が貯槽に朱書き等して [有・無]</p> <p>該当欄に○印</p> <table border="1" data-bbox="411 405 1086 725"> <tr> <td data-bbox="411 405 469 595"></td> <td data-bbox="469 405 1086 595">           可燃性ガスの貯槽の見やすい部分に帯状に直径の10分の1以上の幅で赤色塗料が明確に塗ってある。            貯槽の直径は、_____で、赤色幅帯は__である。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 595 469 725"></td> <td data-bbox="469 595 1086 725">           ガス名を外部から見やすいように明確に朱書きしてある。            朱書きの内容は_____である。         </td> </tr> </table>		可燃性ガスの貯槽の見やすい部分に帯状に直径の10分の1以上の幅で赤色塗料が明確に塗ってある。 貯槽の直径は、_____で、赤色幅帯は__である。		ガス名を外部から見やすいように明確に朱書きしてある。 朱書きの内容は_____である。	適・否  該当なし				
	可燃性ガスの貯槽の見やすい部分に帯状に直径の10分の1以上の幅で赤色塗料が明確に塗ってある。 貯槽の直径は、_____で、赤色幅帯は__である。									
	ガス名を外部から見やすいように明確に朱書きしてある。 朱書きの内容は_____である。									
貯槽周囲の流出防止措置 (第6条第1項 第7号、第8号)	<p>1 防液堤の構造は申請書どおりの構造で [有・無]</p> <p>2 防液堤の容量は、法定___m<sup>3</sup>に対し___m<sup>3</sup>である。</p> <p>3 集合防液堤にあつては間仕切りが設けられて [有・無]</p> <p>4 防液堤の亀裂、くずれ、破損、配管貫通部の漏えいその他異常がなく、かつ防液堤内部の滞水が支障なく排出可能で [有・無]</p> <p>5 防液堤の外周は___であり、昇降の階段は、法定に対し___個設置してある。</p> <p>6 防液堤の内側及び外側に設置してはいけない設備又は施設が [有・無]</p>	適・否  該当なし								
製造設備の室の構造 (第6条第1項 第9号)	<p>製造設備を設置する室は、ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造として [有・無]</p> <p>該当欄に○印</p> <table border="1" data-bbox="395 1429 1075 1585"> <tr> <td data-bbox="395 1429 624 1503">           空気より軽い            可燃性ガス         </td> <td data-bbox="624 1429 699 1503"></td> <td data-bbox="699 1429 1075 1503">           開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1503 624 1585"></td> <td data-bbox="624 1503 699 1585"></td> <td data-bbox="699 1503 1075 1585">           換気装置があり正常に作動可能         </td> </tr> </table>	空気より軽い 可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。			換気装置があり正常に作動可能	適・否  該当なし		
空気より軽い 可燃性ガス		開口部は十分な面積があり、2方向以上ある。								
		換気装置があり正常に作動可能								
ガス設備の気密な構造 (第6条第1項 第10号)	<p>1 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高压ガス設備及び空気取入口を除く）は、気密な構造で [有・無]</p> <p>2 ガス設備は圧力___MPaで検査し、漏えいは [有・無]</p>	適・否  該当なし								

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第6条第1項 第11号)	高圧ガス設備（容器及び告示で定めるものを除く）は、 次のいずれかを満たして [有・無] □液体を使用する常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧 試験に合格（詳細は別紙のとおり） □空気又は窒素等を使用する常用圧力の1.25倍以上の圧 力で行う耐圧試験に合格（詳細は別紙のとおり） □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した 特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項 第12号)	高圧ガス設備（容器及び告示で定めるものを除く）は、 次のいずれかを満たして [有・無] □常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 （詳細は別紙のとおり） □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した 特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の強度 (第6条第1項 第13号)	高圧ガス設備（容器を除く）は、次のいずれかを満たし て [有・無] □常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応 力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは 常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等 に応じ十分な強度を有する。（肉厚検査結果は別紙のと おり） □特定設備検査規則の規定に基づく強度を有する。 □経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に 応ずる十分な強度を有する。	適・否		
ガス設備に使用 する材料 (第6条第1項 第14号)	1 ガス設備に使用する材料は、ガスの性状、温度、圧力 に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的 影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有する ものとして [有・無] 2 申請書のとおりであることを、ミルシート等で確認し て [有・無]	適・否		
高圧ガス設備 の基礎 (第6条第1項 第15号)	1 地盤の許容支持力が荷重を上回るよう、申請書どおり 施工されて [有・無] 2 貯槽の支柱又は底部若しくは架台が、同一基礎にアンカ ーボルト等により申請書どおり固定されて [有・無・該当なし]	適・否  該当 なし		
貯槽の沈下状 況の測定 (第6条第1項 第16号)	不同沈下測定のためのベンチマークが適切に設置され て [有・無]	適・否		
高圧ガス設備 の耐震設計 (第6条第1項 第17号)	1 塔、貯槽及び配管は、耐震設計どおり施工され、地震 の影響に対し安全で [有・無] 2 支持構造物及び基礎は、耐震設計どおり施工され、地 震の影響に対し安全で [有・無]	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備の温度計 (第6条第1項第18号)	1 温度変化を伴う反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、熱交換及び加熱のための設備に、常用の温度を適切に測定できる性能及び測定範囲を有する温度計が申請書どおり設置されて [有・無] 2 設備内に温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができる温度自動制御装置を設置する等の措置が申請書どおり講じられて [有・無]	適・否		
高圧ガス設備の圧力計 (第6条第1項第19号)	1 高圧ガス設備には、常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分毎に圧力計が設置されて [有・無] 2 圧力計の測定範囲は、当該設備の常用の圧力を適切に測定できるもので [有・無]	適・否		
高圧ガス設備の安全装置 (第6条第1項第19号)	1 高圧ガス設備の適切な圧力区分毎に適切な安全装置が設けられて [有・無] 2 設定圧力以下で確実に作動する機能を有して [有・無]	適・否		
安全装置の放出管 (第6条第1項第20号)	1 可燃性ガスの貯槽に設けた放出管の開口部 ① 地盤面から5m又は貯槽頂部から2mのいずれか高い位置以上の高さが [有・無] 実際 地盤面から _____m 貯槽の頂部から _____m ② 周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無] 2 その他の高圧ガス設備に設けた放出管 ① 5m以上の建築物(火気を取扱う施設は8m以内)又は工作物の高さ以上の高さが [有・無] ② 周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無]	適・否 該当なし		
可燃性ガス低温貯槽の負圧防止措置 (第6条第1項第21号)	1 圧力計及び圧力警報設備並びに真空安全弁、均圧管、圧力連動冷凍制御設備又は圧力連動送液設備のうち( )が設けられて [有・無] 2 負圧防止設備の作動機能は良好で [有・無]	適・否		
液面計 (第6条第1項第22号)	1 液化ガスの貯槽には、液面計( )式が設けられて [有・無] 2 ガラス管液面計あつてはその破損を防止するために金属製の保護枠を設けたもので [有・無] 3 可燃性ガスの貯槽とガラス液面計とを接続する配管には、自動式及び手動式の止め弁を設けて [有・無]	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																									
貯槽の配管に設けたバルブ (第6条第1項第24号)	<p>1 可燃性ガスの貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であつて、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く）の配管には、貯槽の直近にバルブが設けられて [有・無]</p> <p>2 上記のほか、当該配管には、緊急遮断装置を除き一つ以上のバルブが設けられて [有・無]</p>	適・否  該当なし																											
緊急遮断装置 (第6条第1項第25号)	<p>1 可燃性ガスの液化ガスの貯槽（内容積5,000L未満を除く）には、送出し、受入配管の適切な位置に緊急遮断装置が設けられて [有・無]</p> <p>2 緊急遮断装置の作動機能は円滑かつ確実に [有・無]</p> <p>3 弁座の漏えい量は規格値以下で [有・無]</p> <p>4 緊急遮断装置の操作部は、貯槽から5m以上離れたところに設けて [有・無] 実際_____m</p> <p>5 緊急遮断装置の作動源は、(_____)である。</p>	適・否  該当なし																											
電気設備 (第6条第1項第26号)	<p>1 第1種場所、第2種場所及び0種場所の設定（地図）がなされて [有・無]</p> <p>2 電気設備はそれぞれの場所（0種場所・1種場所・2種場所）に応じて防爆構造の電気機器を選定し設置して [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="395 1285 1139 1711"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>ガス名</th> <th>0種・1種・2種場所別</th> <th>必要防爆性能</th> <th>実際防爆性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・2種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	ガス名	0種・1種・2種場所別	必要防爆性能	実際防爆性能			0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種					0種・1種・2種			適・否  該当なし		
機器名称	ガス名	0種・1種・2種場所別	必要防爆性能	実際防爆性能																									
		0種・1種・2種																											
		0種・1種・2種																											
		0種・1種・2種																											
		0種・1種・2種																											

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																																																																																				
保安電力等 (第6条第1 項第27号)	<p>1 対象設備に応じ適切な保安電力等が設けられており、            作動機能は良好で [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="384 324 1088 1093"> <thead> <tr> <th>保安電力等 設備</th> <th>買電</th> <th>自家 発電</th> <th>蓄電池 装置</th> <th>エンジ ン駆動 発電</th> <th>スチー ムター ビン 駆動 発電</th> <th>空気又は 窒素だめ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>自動制御 装置</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td></td></tr> <tr><td>緊急遮断 装置</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td></td></tr> <tr><td>散水装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>防消火設 備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>冷却水ポ ンプ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>水噴霧装 置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>毒性ガス 除害設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr><td>非常照設 備</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr> <tr><td>ガス漏え い検知警 報設備</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr> <tr><td>通報設備</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr> <tr><td>過充填防 止装置</td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 該当欄に○印、買電と蓄電池保有の場合は両方に○、買電            2系統の場合は◎</p> <p>2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものに            あっては、常時使用できる予備電池が [有・無]</p>	保安電力等 設備	買電	自家 発電	蓄電池 装置	エンジ ン駆動 発電	スチー ムター ビン 駆動 発電	空気又は 窒素だめ	自動制御 装置				/	/		緊急遮断 装置				/	/		散水装置						/	防消火設 備						/	冷却水ポ ンプ						/	水噴霧装 置						/	毒性ガス 除害設備						/	非常照設 備				/	/	/	ガス漏え い検知警 報設備				/	/	/	通報設備				/	/	/	過充填防 止装置				/	/	/	適・否		
保安電力等 設備	買電	自家 発電	蓄電池 装置	エンジ ン駆動 発電	スチー ムター ビン 駆動 発電	空気又は 窒素だめ																																																																																		
自動制御 装置				/	/																																																																																			
緊急遮断 装置				/	/																																																																																			
散水装置						/																																																																																		
防消火設 備						/																																																																																		
冷却水ポ ンプ						/																																																																																		
水噴霧装 置						/																																																																																		
毒性ガス 除害設備						/																																																																																		
非常照設 備				/	/	/																																																																																		
ガス漏え い検知警 報設備				/	/	/																																																																																		
通報設備				/	/	/																																																																																		
過充填防 止装置				/	/	/																																																																																		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																		
貯槽、支柱の温度上昇防止措置 (第6条第1項第32号)	<p>1 液化ガス貯槽（可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。）には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置して [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="411 383 1139 763"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 383 531 461">対象貯槽名</th> <th data-bbox="531 383 644 461">断熱構造区分</th> <th colspan="2" data-bbox="644 383 890 461">散水装置 * (L/(min・m<sup>2</sup>))</th> <th colspan="2" data-bbox="890 383 1139 461">消火栓 *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 461 531 611"></td> <td data-bbox="531 461 644 611">なし</td> <td data-bbox="644 461 703 611"></td> <td data-bbox="703 461 890 611">法定：5 実際：__</td> <td data-bbox="890 461 963 611"></td> <td data-bbox="963 461 1139 611">法定：1 栓 / 50m<sup>2</sup> 実際：__ 栓 / __ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 611 531 763"></td> <td data-bbox="531 611 644 763">準耐火</td> <td data-bbox="644 611 703 763"></td> <td data-bbox="703 611 890 763">法定：2.5 実際：__</td> <td data-bbox="890 611 963 763"></td> <td data-bbox="963 611 1139 763">法定：1 栓 /100m<sup>2</sup> 実際：__ 栓 / __ m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 圧縮ガス貯槽に対しては [消火栓・消防ポンプ車] により対応します。</p> <p>3 30分間以上連続して放水できる水量を確保して [有・無]            必要水量(法定)：__ m<sup>3</sup>、計画水量：__ m<sup>3</sup>            保有水量：__ m<sup>3</sup></p> <p>4 耐熱措置及び冷却措置の操作位置は、貯槽及びその支柱の外面から5m以上離れた安全な位置として [有・無]            実 際：__ m</p>	対象貯槽名	断熱構造区分	散水装置 * (L/(min・m <sup>2</sup> ))		消火栓 *			なし		法定：5 実際：__		法定：1 栓 / 50m <sup>2</sup> 実際：__ 栓 / __ m <sup>2</sup>		準耐火		法定：2.5 実際：__		法定：1 栓 /100m <sup>2</sup> 実際：__ 栓 / __ m <sup>2</sup>	適・否  該当なし		
対象貯槽名	断熱構造区分	散水装置 * (L/(min・m <sup>2</sup> ))		消火栓 *																		
	なし		法定：5 実際：__		法定：1 栓 / 50m <sup>2</sup> 実際：__ 栓 / __ m <sup>2</sup>																	
	準耐火		法定：2.5 実際：__		法定：1 栓 /100m <sup>2</sup> 実際：__ 栓 / __ m <sup>2</sup>																	
電気の除去措置 (第6条第1項第38号)	<p>1 対象設備に確実に接続された接地接続線が設けられて [有・無]</p> <p>2 接地抵抗値が総合 100Ω（避雷設備を設けたものは 10Ω）以下で [有・無]</p>	適・否  該当なし																				

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																		
防消火設備 (第6条第1項 第39号、第39 号の2)	<p>1 対象設備の規模等に応じ、次に掲げる防消火設備のいずれか適切なものが設けられて [有・無]</p> <p>① 防火設備</p> <table border="1" data-bbox="411 353 1139 1144"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 353 643 421">対象設備</th> <th data-bbox="643 353 727 421">該当 ○印</th> <th colspan="2" data-bbox="727 353 1139 421">防火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 421 643 1144" rowspan="5">               ガス設備、貯蔵設備又は消費設備                (内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽(コールドエバポレーターを含む)、散水することが危険となる設備及び配管を除く)             </td> <td data-bbox="643 421 727 510"></td> <td colspan="2" data-bbox="727 421 1139 510">5L/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては2.5L/min・㎡以上の水を噴霧できるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 510 727 674"></td> <td data-bbox="727 510 991 674">放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の固定式放水銃</td> <td data-bbox="991 510 1139 674" rowspan="3">2方向以上から5L/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 674 727 837"></td> <td data-bbox="727 674 991 837">放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の移動式放水銃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 837 727 1001"></td> <td data-bbox="727 837 991 1001">放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の消火栓</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 1001 727 1144"></td> <td data-bbox="727 1001 991 1144">放水能力が1,900L/min以上の放水砲</td> <td data-bbox="991 1001 1139 1144">5L/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 水源は同時に放射を必要とする最大水量を30分以上連続して放射できる水量が [有・無]            必要水量(法定) _____m<sup>3</sup> 計画水量 _____m<sup>3</sup>            保有水量 _____m<sup>3</sup></p> <p>③ イ 操作部は、対象施設から15m以上離れた位置に設置して [有・無]            実際 _____m (15m以上)</p> <p>ロ 15m以上確保されていない場合、15m以上離れた位置と同等の効果のある措置(_____)            が講じられて [有・無]</p>	対象設備	該当 ○印	防火設備		ガス設備、貯蔵設備又は消費設備 (内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽(コールドエバポレーターを含む)、散水することが危険となる設備及び配管を除く)		5L/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては2.5L/min・㎡以上の水を噴霧できるもの			放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の固定式放水銃	2方向以上から5L/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の移動式放水銃		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の消火栓		放水能力が1,900L/min以上の放水砲	5L/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの	適・否  該当 なし		
対象設備	該当 ○印	防火設備																				
ガス設備、貯蔵設備又は消費設備 (内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備、回転機械、貯槽(コールドエバポレーターを含む)、散水することが危険となる設備及び配管を除く)		5L/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては2.5L/min・㎡以上の水を噴霧できるもの																				
		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の固定式放水銃	2方向以上から5L/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの																			
		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の移動式放水銃																				
		放水ノズルの筒先圧力が0.35Mpa以上であり、かつ放水能力が400L/min以上の消火栓																				
		放水能力が1,900L/min以上の放水砲	5L/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの																			

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																																			
	<p>2 消火設備 下記に適合する消火設備が設置して [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="399 389 1141 916"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象設備</th> <th>粉末消火器</th> <th>必要 個数</th> <th>実際 個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貯槽以外の貯蔵設備、 処理設備又は消費設 備若しくは容器置場</td> <td>設備内の停滞ガス量 10 トン につき B-10 1 個相当以上 最小設置数量 : B-10 3 個相当</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貯 槽</td> <td>防 液 堤 設 置</td> <td>防液堤の周囲に歩行距離 75 m以下ごとに B-10 3 個 相当以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の も の</td> <td>貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">建屋内の高圧ガス設 備</td> <td>不活性ガス等の拡散設備に より粉末消火器の代替えと することができる。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">上段:能力単位、下段:設置個数</p>	対象設備		粉末消火器	必要 個数	実際 個数	貯槽以外の貯蔵設備、 処理設備又は消費設 備若しくは容器置場		設備内の停滞ガス量 10 トン につき B-10 1 個相当以上 最小設置数量 : B-10 3 個相当			貯 槽	防 液 堤 設 置	防液堤の周囲に歩行距離 75 m以下ごとに B-10 3 個 相当以上			そ の 他 の も の	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上			建屋内の高圧ガス設 備		不活性ガス等の拡散設備に より粉末消火器の代替えと することができる。																
対象設備		粉末消火器	必要 個数	実際 個数																																			
貯槽以外の貯蔵設備、 処理設備又は消費設 備若しくは容器置場		設備内の停滞ガス量 10 トン につき B-10 1 個相当以上 最小設置数量 : B-10 3 個相当																																					
貯 槽	防 液 堤 設 置	防液堤の周囲に歩行距離 75 m以下ごとに B-10 3 個 相当以上																																					
	そ の 他 の も の	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3 個相当以上																																					
建屋内の高圧ガス設 備		不活性ガス等の拡散設備に より粉末消火器の代替えと することができる。																																					
<p>通報設備 (第 6 条第 1 項 第 40 号)</p>	<p>1 通報範囲の区分に応じ適切な通報設備が [有・無]</p> <p>2 事業所の敷地面積は( )m<sup>2</sup>で 1,500 m<sup>2</sup>以上 [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="399 1124 1088 1980"> <thead> <tr> <th>通報設備の通報範囲</th> <th>該当 ○印</th> <th>設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又 は2以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">イ 該当事務所の保安統 括者等が常駐する事務 所と現場事務所(製造施 設を運転又は管理する 者が常駐する事務所を いう。以下同じ。)との 間(両事務所が同一の場 合を除く。)</td> <td></td> <td>イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ 構内電話</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニ インターホーン</td> </tr> <tr> <td>ロ 現場事務所相互間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業所全体</td> <td></td> <td>イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ サイレン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業所内の任意の場所に おける作業員相互間</td> <td></td> <td>ホ メガホン(当該事業 所内の面積が1,500 m<sup>2</sup> 以下の場合に限る。以 下次の欄において同 じ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ トランシーバー(計 器等に対する影響の ない場合に限る)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニ メガホン</td> </tr> </tbody> </table>	通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又 は2以上)	イ 該当事務所の保安統 括者等が常駐する事務 所と現場事務所(製造施 設を運転又は管理する 者が常駐する事務所を いう。以下同じ。)との 間(両事務所が同一の場 合を除く。)		イ ページング設備		ロ 構内電話		ハ 構内放送設備		ニ インターホーン	ロ 現場事務所相互間			事業所全体		イ ページング設備		ロ 構内放送設備		ハ サイレン		ニ 携帯用拡声器	事業所内の任意の場所に おける作業員相互間		ホ メガホン(当該事業 所内の面積が1,500 m <sup>2</sup> 以下の場合に限る。以 下次の欄において同 じ)		イ ページング設備		ロ 携帯用拡声器		ハ トランシーバー(計 器等に対する影響の ない場合に限る)		ニ メガホン	<p>適・否 該当 なし</p>		
通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又 は2以上)																																					
イ 該当事務所の保安統 括者等が常駐する事務 所と現場事務所(製造施 設を運転又は管理する 者が常駐する事務所を いう。以下同じ。)との 間(両事務所が同一の場 合を除く。)		イ ページング設備																																					
		ロ 構内電話																																					
		ハ 構内放送設備																																					
		ニ インターホーン																																					
ロ 現場事務所相互間																																							
事業所全体		イ ページング設備																																					
		ロ 構内放送設備																																					
		ハ サイレン																																					
		ニ 携帯用拡声器																																					
事業所内の任意の場所に おける作業員相互間		ホ メガホン(当該事業 所内の面積が1,500 m <sup>2</sup> 以下の場合に限る。以 下次の欄において同 じ)																																					
		イ ページング設備																																					
		ロ 携帯用拡声器																																					
		ハ トランシーバー(計 器等に対する影響の ない場合に限る)																																					
	ニ メガホン																																						



検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項第41号)	1 バルブ等の開閉方向が明示されて [有・無] 2 配管内流体の名称及び方向が明示されて [有・無] 3 保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等誤操作防止措置が講じられて [有・無] 4 適切な足場が設けられて [有・無] 5 操作に必要な照度を有する照明が [有・無]	適・否		
容器置場(第6条第1項第42号)	容器置場並びに充填容器及び残ガス容器(以下「充填容器等」という。)は次の基準に適合するように措置して [有・無]	適・否 該当なし		
イ. 容器置場の明示及び警戒標	容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げて [有・無]	適・否 該当なし		
ロ. 容器置場の構造	可燃性ガスの容器置場(断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く)は、一階建て [有・無]	適・否 該当なし		
ハ. 置場距離	保安物件に対し容器置場の面積に応じた距離を確保して [有・無]  容器置場の面積 _____ m <sup>2</sup> 第1種置場距離: l = _____ m 実際: _____ m 第2種置場距離: l = _____ m 実際: _____ m	適・否 該当なし		
ニ. 容器置場の障壁	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場距離短縮条件を満たすように、直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けて [有・無]	適・否 該当なし		
ホ. 直射日光を遮る措置	可燃性ガスの充填容器に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置(ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。)として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けて [有・無]	適・否 該当なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考									
へ. 可燃性ガスの容器置場の構造	<p>可燃性ガスの容器置場は当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造で</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当 ○印</th> <th>種類</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>空気より比重の小さい可燃性ガスの場合</td> <td>十分な面積( m<sup>2</sup>)をもった2方向以上の開口部( 箇所)又は換気装置若しくはこれらの併設によって通風を良好にした構造とすること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気より比重の大きい可燃性ガスの場合</td> <td>十分な面積( m<sup>2</sup>)を有し、かつ、床面まで開口した2方向以上の開口部( 箇所)又は床面近くに吸気口( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること</td> </tr> </tbody> </table>	該当 ○印	種類	構造		空気より比重の小さい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )をもった2方向以上の開口部( 箇所)又は換気装置若しくはこれらの併設によって通風を良好にした構造とすること		空気より比重の大きい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )を有し、かつ、床面まで開口した2方向以上の開口部( 箇所)又は床面近くに吸気口( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること	適・否  該当なし		
該当 ○印	種類	構造											
	空気より比重の小さい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )をもった2方向以上の開口部( 箇所)又は換気装置若しくはこれらの併設によって通風を良好にした構造とすること											
	空気より比重の大きい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )を有し、かつ、床面まで開口した2方向以上の開口部( 箇所)又は床面近くに吸気口( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること											
ト. ジシラン等の容器置場	<p>ジシラン、ホスフィン及びモノシランの容器置場は当該ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なもので</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否  該当なし											
チ. 毒性ガスの容器置場の除害措置	<p>特殊高压ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器置場には、当該ガスが漏えいしたときに安全にかつ速やかに除害するための措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否  該当なし											
リ. 二階建容器置場の構造	<p>圧縮水素のみ又は酸素のみを貯蔵する二階建の容器置場は、告示に定める構造で</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否 該当なし											
ヌ. 可燃性ガスの容器置場に設ける消火設備	<p>可燃性ガスの容器置場には適切な消火設備を設けて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>必要数量_____個 実際数量_____</p>	適・否  該当なし											
地盤面下に高压ガス設備を設置する場合の措置(第7条の3第1項第1の2号)	<p>地盤面下に高压ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するため、以下の措置を講じます。</p> <p>1 地盤面下に設置する高压ガス設備の室の上部は厚さ 12 cm以上の鉄筋コンクリート造りとして [有・無]</p> <p>2 高压ガス設備を設置する室には、700m<sup>3</sup>/h 以上であり、かつ、当該室の床面積 1m<sup>2</sup>につき 0.5m<sup>3</sup>/min 以上の通風能力を有する換気設備を設けて [有・無]</p>	適・否  該当なし											

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
地盤面下に液化水素の貯槽を設置する場合の措置(第7条の3第1項第1の3号)	地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には、防水措置を施して [有・無]	適・否 該当 なし		
地盤面下の貯槽の温度上昇防止措置(第7条の3第1項第1の4号)	地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じて [有・無]	適・否 該当 なし		
ディスペンサーの保安距離(第7条の3第1項第2号)	1 ディスペンサーから第1種保安物件(____)、第2種保安物件(____)まで、規定以上の距離を確保して [有・無] 第1種設備距離 $L_1 =$ _____ m、実際 _____ m 第2種設備距離 $L_2 =$ _____ m、実際 _____ m  2 ディスペンサー本体の外側から行動の道路境界線に対し8メートル(圧縮水素スタンドの常用の圧力が40MPa以下の場合にあつては6m)以上の距離を有して [有・無] 又はこれと同等以上の措置を講じて [有・無・該当なし]	適・否 該当 なし		
受入れ配管の緊急遮断措置 第7条の3第1項第3号	製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講じて [有・無]	適・否 該当 なし		
貯槽及び蓄圧器に取り付けた遮断措置 (第7条の3第1項第4号)	圧縮水素及び液化水素の貯槽(蓄圧器(圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る)に取り付けた配管(圧縮水素若しくは液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、貯槽と配管との接続部を含む)には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を2以上(液化水素の貯槽に取り付けた配管にあつては1)講じて [有・無] 実際 _____ 個	適・否 該当 なし		
ディスペンサーの遮断措置及び漏えい防止措置 (第7条の3第1項第5号)	1 ディスペンサーには、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力があらかじめ定められた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けて [有・無] 2 充填ホースを車両に固定した容器とのカップリング等接続部分は、容器と接続されていないときに圧縮水素が供給されない構造として [有・無] 3 充填ホースに著しい引張力が加わったときに、当該ホースの破断等による圧縮水素の漏えいを防止する措置を講じて [有・無] 4 製造設備を停止した場合には、充填ホース内を減圧する等自動的に充填ホース内の圧縮水素の容積が標準状態に換算したときに20L以下になるような措置を講じて [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
配管の設置場所 (第7条の3第1項第6号)	配管(高压ガスが通る部分に限る。)には次に掲げる措置を講じて イ 外部からの衝撃により損傷を受ける恐れのない場所に設置して ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものにして [有・無]	適・否 該当 なし		
ガス漏えい検知警報設備 (第7条の3第1項第7号)	1 製造施設には、当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を次のとおり設けて [有・無]  必要個数 _____個      実際 _____個  2 指示警報部は、関係者が常駐する場所に設置して [有・無]  設置場所_____	適・否 該当 なし		
ディスペンサー上部の屋根の構造 (第7条の3第1項第8号)	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性または難燃性の材料を用いるとともに、以下のいずれかの構造とし、圧縮水素が漏えいしたときに滞留しない構造として [有・無] □ ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が水平でかつ平面の構造 □ ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が傾斜している又は久くぼみを有する場合は、漏えいしたガスが屋根の下部面から上部面へ抜けるような構造	適・否 該当 なし		
充填を受ける車両の停止位置等 (第7条の3第1項第9号)	充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外側から3m以上離れて停止させるための措置を講じて [有・無]  実際 _____m	適・否 該当 なし		
火気取扱施設までの距離 (第7条の3第1項第10号)	1 圧縮水素スタンド(可燃性ガスが通る部分に限る。)は、その外側から火気(当該圧縮水素スタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し、8m(常用の圧力が40MPa以下の可燃性ガス(液化水素を除く。))が通る部分にあつては6m、液化水素が通る部分にあつては2m)以上の距離を有して [有・無]  火気取扱施設まで_____m      実際 _____m  2 距離が取れない場合、流動防止措置又は当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動措置により直ちに使用中に火気を消すための措置を講じて [有・無・該当なし]	適・否 該当 なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
過充填防止のための措置 (第7条の3 第1項第11号)	<p>圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための土地を次のとおり講じます。</p> <p>1 充填設備には、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力が、燃料装置用の容器の最高充填圧力以下であつて、外気温度と燃料装置容器の初期圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けて [有・無]</p> <p>2 外気温度は、圧縮水素スタンド内の直射日光が当たらない適切な場所で測定して [有・無]</p> <p>3 充填設備には、燃料電池用容器に充填する圧縮水素ガスの温度を検知しかつ表示する装置を備え、当該温度の異常を検知した場合には、自動的に充填を停止する装置を設けて [有・無]</p> <p>4 70MP a以上の圧力で充填可能なノズルは、最高充填圧力が70MP a未満の車両のレセプタクルに接続できない構造として [有・無]</p>	適・否 該当なし		
他の高圧ガス設備との距離 (第7条の3 第1項第12号、12号の2)	<p>圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から下記の製造設備まで必要な距離を確保して [有・無・該当なし]</p> <p>可燃性ガスの製造設備まで [有・無・該当なし]</p> <p>必要 6m 実際_____m</p> <p>酸素の製造設備まで [有・無・該当なし]</p> <p>必要 10m 実際_____m</p> <p>圧縮天然ガススタンドの処理設備又は製造施設まで [有・無・該当なし]</p> <p>必要 6m 実際_____m</p>	適・否 該当なし		
大量流出防止措置 (第7条の3 第1項第13号)	<p>1 充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置として、過流防止弁を設置し、できるだけ蓄圧器に近づけることとして [有・無]</p> <p>2 過流防止弁は、流量が著しく増加した圧縮水素の力で作動し、水素の流出を遮断する構造とするとともに、下流側の全てのディスペンサーを使って一斉に車両に固定した容器へ充填する場合の流量の3倍以上の流量で確実に作動することとして [有・無]</p> <p>3 当該配管(常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。)には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講じて [有・無]</p>	適・否 該当なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
逆流防止措置 (第7条の3 第1項第14 号)	<p>一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機(水電解水素発生昇圧装置を含む。この号及び第16号において同じ。)が配管(圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。)で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置として、逆止弁を設置して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否 該当 なし		
複合構造の蓄 圧器に関する 措置 (第7条の3第1 項第15号)	<p>ライナーを繊維強化プラスチックで補強した構造(複合構造)を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>1 ライナーに、ヘリカル巻若しくはインプレーン巻により樹脂含浸連続繊維を巻きつけた構造(フルラップ構造)又はフープ巻のみにより樹脂含浸連続繊維を巻きつけた構造(フープラップ構造)として</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>2 その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止するため、以下の措置を講じます。</p> <p>(1) 温度の上昇を検知する装置として、電氣的に温度を出力できる温度計を蓄圧器表面に、かつ、バンクごとに1つ以上設置して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p style="text-align: center;">実際_____個</p> <p>(2) 温度の上昇を防止するための措置として、紫外線等による劣化を防止するために設置した覆い等の外面又は内面及び蓄圧器の表面積 1m<sup>2</sup>につき 5L/min 以上の水量を全表面に放射できる能力を持った水噴霧装置又は散水設備を設け、覆い等の表面積又は蓄圧器の表面積の合計のいずれか大なるものに 30 分以上連続して放射できる水量が</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>(3) 蓄圧器を設置したフレームの全側面に、輻射熱を反射しやすい金属製のガラリ又はルーバーを設置するとともに、スタンドの外部火炎による水平輻射熱や雨水等が入り込まない構造として</p> <p style="text-align: right;">[有・無・該当なし]</p> <p>(4) 特厚期の外表面には防水塗料を塗布し、口金部ヘシール材を塗布して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否 該当 なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考												
圧縮機と充填場所間等の障壁 (第7条の3第1項第16号)	<p>1 圧縮機と圧力が10MPa以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は第1号で準用する第6条第1項第42号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間には、次の障壁を設けて</p> <table border="1" data-bbox="411 421 1114 965"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 421 579 492">該当○印</th> <th data-bbox="579 421 751 492">種類</th> <th data-bbox="751 421 1114 492">構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 492 579 611"></td> <td data-bbox="579 492 751 611">鉄筋コンクリート製</td> <td data-bbox="751 492 1114 611">直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 611 579 730"></td> <td data-bbox="579 611 751 730">コンクリートブロック製</td> <td data-bbox="751 611 1114 730">直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ15cm以上、高さ2m以上のものであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 730 579 965"></td> <td data-bbox="579 730 751 965">鋼板製</td> <td data-bbox="751 730 1114 965">厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>2 障壁は堅固な基礎の上に構築し、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造として [有・無]</p>	該当○印	種類	構造		鉄筋コンクリート製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること		コンクリートブロック製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ15cm以上、高さ2m以上のものであること		鋼板製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること	適・否 該当 なし		
該当○印	種類	構造														
	鉄筋コンクリート製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること														
	コンクリートブロック製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ15cm以上、高さ2m以上のものであること														
	鋼板製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること														
水分解水素発生昇圧装置の措置 (第7条の3第1項第17号)	<p>水分解水素発生昇圧装置により、圧縮水素を製造する場合は、当該水分解発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を次のとおり講じて [有・無・該当なし]</p> <p>1 水電解水素発生昇圧装置の水素及び酸素の放出管の開口部は、付近に滞留するおそれのない通風の良い場所に設置するとともに、酸素の放出管の開口部を、水素の放出管の開口部の高さより低い位置に設置して [有・無] また、酸素を放出する際には、空気又は不活性ガスと混合し、他に危害をおよぼすおそれのない濃度で放出することとして [有・無]</p> <p>2 水素と酸素を分離する膜(支持体を含む。)は、設計上の最高圧力に対し、十分な強度を有して [有・無]</p> <p>3 水分解発生昇圧装置において、水素と酸素を分離する膜に破裂、敗れ等が生じ、水素に酸素が混入するおそれが生じた場合には、自動的に当該装置を停止する措置を講じて [有・無]</p> <p>4 低温による水の凍結に伴う水分解発生昇圧装置の損傷を防止する措置を講じて [有・無]</p> <p>5 水素気液分離機、酸素気液分離機、水封器等の液面計故障時の対策について考慮して [有・無]</p>	適・否 該当 なし														

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
液化水素昇圧ポンプの措置 (第7条の3第1項第18号)	<p>水分解水素発生昇圧装置により、圧縮水素を製造する場合は、当該水分解発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を次のとおり講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無・該当なし]</p> <p>1 水電解水素発生昇圧装置の水素及び酸素の放出管の開口部は、付近に滞留するおそれのない通風の良い場所に設置するとともに、酸素の放出管の開口部を、水素の放出管の開口部の高さより低い位置に設置します。また、酸素を放出する際には、空気又は不活性ガスと混合し、他に危害をおよぼすおそれのない濃度で放出する措置が講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>2 水素と酸素を分離する膜(支持体を含む。)は、設計上の最高圧力に対し、十分な強度を有して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>3 水分解発生昇圧装置において、水素と酸素を分離する膜に破裂、敗れ等が生じ、水素に酸素が混入するおそれが生じた場合には、自動的に当該装置を停止する措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>4 低温による水の凍結に伴う水分解発生昇圧装置の損傷を防止する措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>5 水素気液分離機、酸素気液分離機、水封器等の液面計故障時の対策について考慮して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否 該当なし		
貯槽間距離 (第7条の3第2項第1号の2)	<p>1 可燃性ガスの貯槽(液化水素以外の貯槽にあつては、貯蔵能力が300m<sup>3</sup>又は3,000kg以上のものに限る。以下この号において同じ。)と他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は、1m以上又は最大直径の和の1/4のいずれか大なるものに等しい距離以上として</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p style="text-align: center;">(      +      ) / 4 =      m、計画      m (      +      ) / 4 =      m、計画      m</p> <p>2 規定の距離に満たない場合、防火上及び消火上有効な措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無・該当なし]</p>	適・否 該当なし		
高圧ガス設備の基礎 (第7条の3第2項第1号の3)	<p>1 高圧ガス設備の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものとして</p> <p style="text-align: right;">[有・無・該当なし]</p> <p>2 貯槽(液化水素以外の貯槽にあつては、貯蔵能力が100m<sup>3</sup>又は1t以上のものに限る。以下この号及び第1号で準用する第6条第1項第16号において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽にあつては、その底部)は、同一の基礎に緊結して</p> <p style="text-align: right;">[有・無・該当なし]</p>	適・否 該当なし		



検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備の外面から敷地境界に対する距離 (第7条の3第2項第2号)	<p>1 高圧ガス設備(次号及び第3号に掲げるものを除く。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し8m(常用の圧力が40MPa以下の可燃性ガスが通る部分にあつては、6m)以上の距離を有して  常用の圧力_____MPa 実際_____m  [有・無]</p> <p>2 規定の距離に満たないため、防火上及び消火上有効な措置を講じて  [有・無・該当なし]</p>	適・否		
冷凍設備から保安物件に対する距離(第7条の3第2項第2号の2)	<p>製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は、その外面から、第1種保安物件に対し第1種設備距離以上、第2種保安物件に対し第2種設備距離以上の距離を有して  [有・無・該当なし]</p> <p>第1種設備距離 L_ = _____ m、実際_____m  第2種設備距離 L_ = _____ m、実際_____m</p>	適・否		
ディスペンサー本体の外面から道路境界に対する距離(第7条の3第2項第3号)	<p>1 ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し8m(圧縮水素スタンドの常用の圧力が40MPa以下の場合にあつては、6m)以上の距離を有して  常用の圧力_____MPa 実際_____m  又はこれと同等以上の措置を講じて  [有・無・該当なし]</p> <p>2 規定の距離に満たない場合、防火上及び消火上有効な措置を講じて  [有・無・該当なし]</p>	適・否		
高圧ガス設備と敷地境界との間に接地する防火壁 (第7条の3第2項第4号)	<p>1 圧縮水素スタンドの周囲(車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。)には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ2m以上の防火壁を設けて  [有・無]</p> <p>2 規定の防火壁を設置できないため、これと同等以上の措置を講じて  [有・無・該当なし]</p>	適・否		
緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置 (第7条の3第2項第5号)	<p>当該製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講じて  [有・無]</p>	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考												
圧縮機の損傷等を防止するための措置(第7条の3第2項第6号)	<p>圧縮水素を製造する圧縮機には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を次のとおり講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>1 圧縮機の入口配管に設けられた緊急遮断装置が閉止状態にあるときに、起動できない措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>2 圧縮機の入気側の圧力が負圧になるおそれが生じたときに、自動的に圧縮機を停止する措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>3 圧縮機の吐出側の圧力を常用の圧力以下の圧力に自動的に制御する措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>4 圧縮機の吐出側の圧力が許容圧力を超えるおそれが生じたときに、自動的に圧縮機を停止する措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>5 圧縮機の吐出側の配管には逆止弁を設置して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>6 鋼板製ケーシング又は不燃性構造の室内に設置し、かつ、室には十分な換気能力を有する換気設備が</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>7 圧縮機を設置したケーシング内又は室内の換気設備が停止しているときに起動できない措置及び当該換気設備が停止したときに自動的に圧縮機を設置する措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>8 圧縮機と蓄圧器との間の鋼板製ケーシング壁面又は不燃性構造の室の壁面は、次に掲げるものとして</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <table border="1" data-bbox="384 1597 1121 2065"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 1597 475 1659">該当 ○印</th> <th data-bbox="475 1597 675 1659">種類</th> <th data-bbox="675 1597 1121 1659">構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 1659 475 1756"></td> <td data-bbox="475 1659 675 1756">鉄筋コンクリート製造</td> <td data-bbox="675 1659 1121 1756">直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1756 475 1883"></td> <td data-bbox="475 1756 675 1883">コンクリートブロック製</td> <td data-bbox="675 1756 1121 1883">直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1883 475 2065"></td> <td data-bbox="475 1883 675 2065">鋼鉄製</td> <td data-bbox="675 1883 1121 2065">厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること</td> </tr> </tbody> </table>	該当 ○印	種類	構造		鉄筋コンクリート製造	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること		コンクリートブロック製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること		鋼鉄製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること	適・否		
該当 ○印	種類	構造														
	鉄筋コンクリート製造	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること														
	コンクリートブロック製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること														
	鋼鉄製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること														

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
配管の自動遮断措置(第7条の3第2項第7号)	<p>圧縮水素及び液化水素の貯槽に取り付けた配管には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上(液化水素の貯槽に取り付けた配管にあつては、一)講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p style="text-align: center;">実際_____個</p>	適・否		
ディスペンサーの遮断装置及び漏洩防止措置(第7条の3第2項第8号)	<p>1 ディスペンサーには、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力があらかじめ定められた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>2 充填ホースを車両に固定した容器とのカップリング等接続部分は、容器と接続されていないときに圧縮水素が供給されない構造として</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>3 充填ホースに著しい引張力が加わったときに、当該ホースの破断等による圧縮水素の漏えいを防止する措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>4 製造設備を停止した場合には、充填ホース内を減圧する等自動的に充填ホース内の圧縮水素の容積が標準状態に換算したときに20L以下になるような措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		
配管の設置場所(第7条の3第2項第9号)	<p>配管(高压ガスが通る部分に限る。)には、次に掲げる措置を講じます。</p> <p>イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものにして</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>ただし、第16号に規定する設備を設けた場合は、この限りではありません。</p>	適・否		
圧力リリーフ弁(第7条の3第2項第10号)	<p>蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管には、第1号で準用する第6条第1項第19号の安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を有する装置(以下「圧力リリーフ弁」という。)を設けて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		
液化水素貯槽の安全装置(第7条の3第2項第10号の2)	<p>液化水素の貯槽には、二以上の安全装置(当該安全装置が接続している元弁が同時に閉じることができない構造のものに限る。)を設けるほか、圧力リリーフ弁を設けて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		
遮断措置(第7条の3第2項第10号の3)	<p>送ガス蒸発器に大気熱交換式以外の方式のものを用いる場合には、当該送ガス蒸発器の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
放出管(第7条の3第2項第11号)	<p>第1号で準用する第6条第1項第19号の安全装置のうち安全弁又は破裂板及び第10号又は第10号の2の規定により設けた圧力リリーフ弁には、放出管を設けて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>放出管の開口部の位置は、地盤面から5m又は貯槽若しくは容器の頭頂部から2mのいずれか高い位置以上の高さがあり、周囲の着火源等から6m以上離れた安全な位置に</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		
液化水素の放出(第7条の3第2項第11号の2)	<p>液化水素を放出する場合は、気化し、及び加温した後、放出管に接続することとして</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		
過流防止措置(第7条の3第2項第12号)	<p>蓄圧器の出口には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		
遮断装置の転倒防止措置(第7条の3第2項第13号)	<p>圧縮水素の蓄圧器、蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管等に取り付けた緊急時に圧縮水素の供給を遮断する装置等は、地震時の転倒による破損を防止するため、一のフレームの内側に配置しこれに固定して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		
配管の接合(第7条の3第2項第14号)	<p>圧縮水素及び液化水素のガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行って</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもって代えることとして</p> <p style="text-align: right;">[有・無・該当なし]</p>	適・否		
温度上昇防止措置(第7条の3第2項第15号)	<p>移動式製造設備により圧縮水素を供給する際に車両が停止する位置には、設備の規模に応じ自動的に温度の上昇を防止するための装置を設置して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																								
ガス漏えい検知警報器及び自動停止装置 (第7条の3第2項第16号)	<p>1 製造施設には、当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <table border="1" data-bbox="384 427 1139 1088"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 427 475 488">該当 ○印</th> <th data-bbox="475 427 794 488">設置場所</th> <th data-bbox="794 427 1031 488">必要設置個数</th> <th data-bbox="1031 427 1139 488">計画個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 488 475 645"></td> <td data-bbox="475 488 794 645">屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置したる場所の周囲</td> <td data-bbox="794 488 1031 645">設備群の周囲 10mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個</td> <td data-bbox="1031 488 1139 645">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 645 475 770"></td> <td data-bbox="475 645 794 770">屋外に設置されている上記設備がほかの施設等に近接しガスが滞留する恐れのある場所</td> <td data-bbox="794 645 1031 770">設備群の周囲 20mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個</td> <td data-bbox="1031 645 1139 770">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 770 475 927"></td> <td data-bbox="475 770 794 927">加熱炉等の着火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所</td> <td data-bbox="794 770 1031 927">加熱炉等の周囲 20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個</td> <td data-bbox="1031 770 1139 927">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 927 475 1021"></td> <td data-bbox="475 927 794 1021">計器質の内部(漏えいしたガスが侵入する恐れがないような措置を講じた場合を除く)</td> <td data-bbox="794 927 1031 1021">1個以上</td> <td data-bbox="1031 927 1139 1021">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1021 475 1088"></td> <td data-bbox="475 1021 794 1088">毒性ガスの充填用接続口一群の周囲</td> <td data-bbox="794 1021 1031 1088">1個以上</td> <td data-bbox="1031 1021 1139 1088">個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 指示警報部は関係者が常駐する場所( )に設置して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>3 製造施設の運転を自動的に停止するための装置を設置して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	該当 ○印	設置場所	必要設置個数	計画個数		屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置したる場所の周囲	設備群の周囲 10mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個		屋外に設置されている上記設備がほかの施設等に近接しガスが滞留する恐れのある場所	設備群の周囲 20mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個		加熱炉等の着火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所	加熱炉等の周囲 20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個	個		計器質の内部(漏えいしたガスが侵入する恐れがないような措置を講じた場合を除く)	1個以上	個		毒性ガスの充填用接続口一群の周囲	1個以上	個	適・否		
該当 ○印	設置場所	必要設置個数	計画個数																									
	屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置したる場所の周囲	設備群の周囲 10mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個																									
	屋外に設置されている上記設備がほかの施設等に近接しガスが滞留する恐れのある場所	設備群の周囲 20mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個																									
	加熱炉等の着火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所	加熱炉等の周囲 20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個	個																									
	計器質の内部(漏えいしたガスが侵入する恐れがないような措置を講じた場合を除く)	1個以上	個																									
	毒性ガスの充填用接続口一群の周囲	1個以上	個																									
感震装置(第7条の3第2項第17号)	製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設置して <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否																										
ディスペンサーの自動停止装置(第7条の3第2項第18号)	ディスペンサーの周囲には、火災を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置して <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否																										
蓄圧器の温度上昇防止措置 (第7条の3第2項第19号、第20号)	<p>1 蓄圧器には、当該蓄圧器からの火災を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を速やかに停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>2 蓄圧器には、その外部からの輻射熱等による温度の上昇を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置して</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否																										

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
起動装置の設置位置(第7条の3第2項第21号)	前5号の製造設備の運転を自動的に停止する装置、及び第15号、第19号及び前号の自動的に温度の上昇を防止するための装置には、手動で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びディスペンサーに設置して  [有・無]	適・否		
遮断弁の措置(第7条の3第2項第22号)	前6号の規定により、製造設備の運転を停止する場合は、圧縮機の運転を自動的に停止し、かつ第5号、第7号及び第8号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を自動的に閉止し、閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講じて  [有・無]	適・否		
ガス設備の設置場所(第7条の3第2項第23号)	ガス設備は、車両が衝突するおそれがない場所に設置して [有・無] 車両が衝突するおそれがない場所にガス設備を設置できないため、車両の衝突を防止する措置を講じて [有・無・該当なし]	適・否		
ディスペンサー上部の屋根の構造(第7条の3第2項第24号)	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮水素が漏えいしたときに滞留しないような構造として [有・無] <input type="checkbox"/> ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が水平でかつ平面の構造 <input type="checkbox"/> ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が傾斜している又は久くぼみを有する場合は、漏えいしたガスが屋根の下部面から上部面へ抜けるような構造	適・否		
ホース破損防止措置(第7条の3第2項第25号)	ディスペンサーのホースには、車両の誤発進等によるホースの破損を防止するための措置を講じて  [有・無]	適・否		
充填車両までの距離(第7条の3第2項第26号)	充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から3m以上離れて停止させるための措置を講じて [有・無] 3m以上離れて停止させるための措置を講じることができないため、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じて [有・無・該当なし]	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
圧縮水素から他の施設までの距離(第7条の3第2項第27号)	<p>圧縮水素スタンド(可燃性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該圧縮水素スタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し8m(常用の圧力が40MPa以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては6m、液化水素が通る部分にあつては2m)以上の距離が</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p>水素の状態 [気・液]            常用の圧力 _____MPa      実際_____m</p> <p>又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無・該当なし]</p>	適・否		
過充填防止措置(第7条の3第2項第28号)	<p>圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		
設備間の距離(第7条の3第2項第29号、第29号の2)	<p>1 可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。)の高圧ガス設備に対し6m以上の距離が</p> <p style="text-align: right;">[有・無・該当なし]</p> <p style="text-align: center;">実際_____m</p> <p>2 酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素が通る部分に限る。)に対し10m以上の距離が</p> <p style="text-align: right;">[有・無・該当なし]</p> <p style="text-align: center;">実際_____m</p> <p>3 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離が</p> <p style="text-align: right;">[有・無・該当なし]</p> <p style="text-align: center;">実際_____m</p>	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																								
圧縮機等とディスプレイの障壁(第7条の3第2項第30号)	<p>1 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とディスプレイとの間には障壁を設置して [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="384 383 1139 857"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 383 472 443">該当 ○印</th> <th data-bbox="472 383 703 443">種類</th> <th data-bbox="703 383 1139 443">構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 443 472 533"></td> <td data-bbox="472 443 703 533">鉄筋コンクリート製造</td> <td data-bbox="703 443 1139 533">直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 533 472 645"></td> <td data-bbox="472 533 703 645">コンクリートブロック製</td> <td data-bbox="703 533 1139 645">直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 645 472 857"></td> <td data-bbox="472 645 703 857">鋼鉄製</td> <td data-bbox="703 645 1139 857">厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 圧縮機又は蓄圧器とディスプレイが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されて [有・無・該当なし]</p>	該当 ○印	種類	構造		鉄筋コンクリート製造	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること		コンクリートブロック製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること		鋼鉄製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること	適・否														
該当 ○印	種類	構造																										
	鉄筋コンクリート製造	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであること																										
	コンクリートブロック製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充填したものであること																										
	鋼鉄製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること																										
消火設備(第7条の3第2項第31号)	<p>圧縮水素スタンドには、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けて [有・無]</p> <p>消火設備</p> <table border="1" data-bbox="405 1189 1129 1641"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="405 1189 616 1249">対象設備</th> <th data-bbox="616 1189 940 1249">粉末消火器</th> <th data-bbox="940 1189 1034 1249">必要 個数</th> <th data-bbox="1034 1189 1129 1249">計画 個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="405 1249 616 1368">貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備若しくは容器置場</td> <td data-bbox="616 1249 940 1368">設備内の停滞ガス量10トンにつきB-10 1個相当以上 最小設置数量: B-10 3個相当</td> <td data-bbox="940 1249 1034 1368" style="text-align: center;">個</td> <td data-bbox="1034 1249 1129 1368" style="text-align: center;">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1368 517 1458" rowspan="2">貯槽</td> <td data-bbox="517 1368 616 1458">防液堤設置</td> <td data-bbox="616 1368 940 1458">防液堤の周囲に歩行距離75m以下ごとにB-10 3個相当以上</td> <td data-bbox="940 1368 1034 1458" style="text-align: center;">個</td> <td data-bbox="1034 1368 1129 1458" style="text-align: center;">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1458 616 1547">その他のもの</td> <td data-bbox="616 1458 940 1547">貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3個相当以上</td> <td data-bbox="940 1458 1034 1547" style="text-align: center;">個</td> <td data-bbox="1034 1458 1129 1547" style="text-align: center;">個</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="405 1547 616 1641">建屋内の高圧ガス設備</td> <td data-bbox="616 1547 940 1641">不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替えとすることができる。</td> <td data-bbox="940 1547 1034 1641" style="text-align: center;">個</td> <td data-bbox="1034 1547 1129 1641" style="text-align: center;">個</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">上段:能力単位 下段:設置個数</p>	対象設備		粉末消火器	必要 個数	計画 個数	貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備若しくは容器置場		設備内の停滞ガス量10トンにつきB-10 1個相当以上 最小設置数量: B-10 3個相当	個	個	貯槽	防液堤設置	防液堤の周囲に歩行距離75m以下ごとにB-10 3個相当以上	個	個	その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3個相当以上	個	個	建屋内の高圧ガス設備		不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替えとすることができる。	個	個	適・否		
対象設備		粉末消火器	必要 個数	計画 個数																								
貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備若しくは容器置場		設備内の停滞ガス量10トンにつきB-10 1個相当以上 最小設置数量: B-10 3個相当	個	個																								
貯槽	防液堤設置	防液堤の周囲に歩行距離75m以下ごとにB-10 3個相当以上	個	個																								
	その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3個相当以上	個	個																								
建屋内の高圧ガス設備		不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替えとすることができる。	個	個																								



検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																																										
通報設備(第7条の3第2項第32号)	<p>圧縮水素スタンドには、緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講じて [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="384 309 1086 1133"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 309 735 398">通報設備の通報範囲</th> <th data-bbox="735 309 823 398">該当 ○印</th> <th data-bbox="823 309 1086 398">設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1 又は2以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 398 735 636">               イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)                ロ 現場事務所相互間             </td> <td data-bbox="735 398 823 465"></td> <td data-bbox="823 398 1086 465">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 465 735 521"></td> <td data-bbox="735 465 823 521"></td> <td data-bbox="823 465 1086 521">ロ 構内電話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 521 735 577"></td> <td data-bbox="735 521 823 577"></td> <td data-bbox="823 521 1086 577">ハ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 577 735 636"></td> <td data-bbox="735 577 823 636"></td> <td data-bbox="823 577 1086 636">ニ インターホーン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 636 735 904">事業所全体</td> <td data-bbox="735 636 823 680"></td> <td data-bbox="823 636 1086 680">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 680 735 725"></td> <td data-bbox="735 680 823 725"></td> <td data-bbox="823 680 1086 725">ロ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 725 735 770"></td> <td data-bbox="735 725 823 770"></td> <td data-bbox="823 725 1086 770">ハ サイレン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 770 735 815"></td> <td data-bbox="735 770 823 815"></td> <td data-bbox="823 770 1086 815">ニ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 815 735 904"></td> <td data-bbox="735 815 823 904"></td> <td data-bbox="823 815 1086 904">ホ メガホン(当該事業所内の面積が1,500㎡以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 904 735 1133">事業所内の任意の場所における作業員相互間</td> <td data-bbox="735 904 823 949"></td> <td data-bbox="823 904 1086 949">イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 949 735 994"></td> <td data-bbox="735 949 823 994"></td> <td data-bbox="823 949 1086 994">ロ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 994 735 1084"></td> <td data-bbox="735 994 823 1084"></td> <td data-bbox="823 994 1086 1084">ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1084 735 1133"></td> <td data-bbox="735 1084 823 1133"></td> <td data-bbox="823 1084 1086 1133">ニ メガホン</td> </tr> </tbody> </table>	通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1 又は2以上)	イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。) ロ 現場事務所相互間		イ ページング設備			ロ 構内電話			ハ 構内放送設備			ニ インターホーン	事業所全体		イ ページング設備			ロ 構内放送設備			ハ サイレン			ニ 携帯用拡声器			ホ メガホン(当該事業所内の面積が1,500㎡以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。)	事業所内の任意の場所における作業員相互間		イ ページング設備			ロ 携帯用拡声器			ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)			ニ メガホン	適・否		
通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1 又は2以上)																																												
イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。) ロ 現場事務所相互間		イ ページング設備																																												
		ロ 構内電話																																												
		ハ 構内放送設備																																												
		ニ インターホーン																																												
事業所全体		イ ページング設備																																												
		ロ 構内放送設備																																												
		ハ サイレン																																												
		ニ 携帯用拡声器																																												
		ホ メガホン(当該事業所内の面積が1,500㎡以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。)																																												
事業所内の任意の場所における作業員相互間		イ ページング設備																																												
		ロ 携帯用拡声器																																												
		ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)																																												
		ニ メガホン																																												
容器置場及び充填容器等に係る措置(第7条の3第2項第33号)	容器置場及び充填容器等は次に掲げる基準に適合して [有・無]	適・否																																												
イ. 警戒標	容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたもので [有・無]	適・否																																												
ロ. 容器置場から敷地境界までの距離	容器置場は、その外面から、敷地境界に対し8m(容器置場内の充填容器等の最高充填圧力が40MPa以下の場合又は液化水素に係る充填容器等の容器置場にあつては、6m)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じて [有・無] 常用の圧力_____MPa      実際_____m	適・否																																												

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
ハ. 直射日光を遮る措置	<p>充填容器等(断熱材で被覆してあるものを除く。)に係る容器置場(可燃性ガスのものに限る。)には、直射日光を遮るための措置(当該ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放されることを妨げないものに限る。)を講じて  <b>[有・無]</b></p> <p>又は、充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管に圧力リリーフ弁を設けて  <b>[有・無]</b></p>	適・否		
二. 可燃性ガスの容器置場	<p>可燃性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造として  <b>[有・無]</b></p>	適・否		
ホ. 可燃性ガスの容器置場に設ける消火設備	<p>可燃性ガスの容器置場には、その規模に応じ適切な消火設備を適切な箇所に設けて  <b>[有・無]</b></p> <p>必要数量____個 実際数量____個</p>	適・否		
ヘ. 車両衝突防止措置	<p>容器置場には、車両の衝突を防止する措置を講じて  <b>[有・無]</b></p>	適・否		
ト. 過充填防止措置	<p>充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずるとともに、当該配管(常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。)には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講じて  <b>[有・無]</b></p>	適・否		
流入防止措置 (第7条の3 第2項第34号)	<p>一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機が配管(圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。)で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講じて  <b>[有・無]</b></p>	適・否		
圧縮水素を安全に放出するための措置(第7条の3第2項第35号)	<p>蓄圧器には、当該蓄圧器が危険な状態となったときに当該蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための適切な措置を講じて  <b>[有・無]</b></p>	適・否		
複合構造の蓄圧器に係る措置(第7条の3第2項第36号)	<p>合構造を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合します。  イ フルラップ構造又はフープラップ構造として  <b>[有・無]</b>  ロ その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止する措置を講じて  <b>[有・無]</b></p>	適・否		
同一の基礎(第7条の3第2項第37号)	<p>高圧ガス設備のうち、液化水素が通る部分は、同一の基礎上に設置して  <b>[有・無]</b></p>	適・否		

<記載例> II-6 (容器による貯蔵)

※容器が配管により接続されているもの

法第 16 条第 2 項の技術上の基準に関する事項

(一般則第 23 条第 1 項各号及び第 26 条第 1 項第 2 号の技術上の基準に対応する事項)

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
設備距離 (第 23 条第 1 項第 1 号)	貯蔵設備, 処理設備の外側から第 1 種保安物件(_____)、第 2 種保安物件(_____)まで、規定以上の距離を確保して  [有・無] 第 1 種設備距離: L = _____ m 実際: _____ m 第 2 種設備距離: L = _____ m 実際: _____ m	適・否		
容器置場 (第 6 条第 1 項第 42 号)	容器置場並びに充填容器及び残ガス容器 (以下「充填容器等」という。) は次の基準に適合するように措置して  [有・無]	適・否 該当 なし		
イ. 容器置場の明示及び警戒標	容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げて  [有・無]	適・否 該当 なし		
ロ. 容器置場の構造	可燃性ガス、酸素の容器置場 (断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く) は、一階建て  [有・無]	適・否 該当 なし		
ホ. 直射日光を遮る措置	可燃性ガス及び酸素の充填容器に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置 (ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。) として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けて  [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考									
へ. 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場の構造	<p>可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造で</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">該当 ○印</th> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 60%;">構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>空気より比重の小さい可燃性ガスの場合</td> <td>十分な面積( m<sup>2</sup>)をもった2方向以上の開口部( 箇所)又は換気装置若しくはこれらの併設によって通風を良好にした構造とすること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気より比重の大きい可燃性ガスの場合</td> <td>十分な面積( m<sup>2</sup>)を有し、かつ、床面まで開口した2方向以上の開口部( 箇所)又は床面近くに吸気口( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること</td> </tr> </tbody> </table>	該当 ○印	種類	構造		空気より比重の小さい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )をもった2方向以上の開口部( 箇所)又は換気装置若しくはこれらの併設によって通風を良好にした構造とすること		空気より比重の大きい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )を有し、かつ、床面まで開口した2方向以上の開口部( 箇所)又は床面近くに吸気口( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること	適・否 該当 なし		
該当 ○印	種類	構造											
	空気より比重の小さい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )をもった2方向以上の開口部( 箇所)又は換気装置若しくはこれらの併設によって通風を良好にした構造とすること											
	空気より比重の大きい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )を有し、かつ、床面まで開口した2方向以上の開口部( 箇所)又は床面近くに吸気口( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること											
ト. ジシラン等の容器置場	<p>ジシラン、ホスフィン及びモノシランの容器置場は当該ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なもので</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否 該当 なし											
チ. 毒性ガスの容器置場の除害措置	<p>特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器置場には、当該ガスが漏えいしたときに安全にかつ速やかに除害するための措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否 該当 なし											
リ. 二階建容器置場の構造	<p>圧縮水素のみ又は酸素のみを貯蔵する二階建の容器置場は、告示に定める構造で</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否 該当 なし											
ヌ. 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場に設ける消火設備	<p>可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場には適切な消火設備を設けて</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p style="text-align: center;">必要数量 _____ 個      実際数量 _____</p>	適・否 該当 なし											
高圧ガス設備の耐圧性能 (第6条第1項第11号) (第23条第1項第2号)	<p>高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして</p> <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p><input type="checkbox"/> 液体を使用する常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格(詳細は別紙のとおり)</p> <p><input type="checkbox"/> 空気又は窒素等を使用する常用圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格(詳細は別紙のとおり)</p> <p><input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格</p> <p><input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの</p>	適・否											

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項 第12号) (第23条第1 項第2号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、 次のいずれかを満たして [有・無] <input type="checkbox"/> 常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 (詳細は別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格し た特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の強度 (第6号第1項 第13号) (第23条第1 項第2号)	高圧ガス設備(容器を除く)は、次のいずれかを満たし て [有・無] <input type="checkbox"/> 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大 の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若 しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手 の効率等に応じ十分な強度を有する。(肉厚検査結果 は別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく強度を有する。 <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に 応ずる十分な強度を有する。	適・否		

<記載例> II-6 (容器による貯蔵)

※容器が配管により接続されていないもの

法第 16 条第 2 項の技術上の基準に関する事項

(一般測第 23 条第 1 項第 3 号の技術上の基準に対応する事項)

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
第 6 条第 1 項第 42 号の準用 (第 23 条第 1 項第 3 号)	容器置場並びに充填容器及び残ガス容器 (以下「充填容器等」という。) は次の基準に適合するように措置して [有・無]	適・否 該当 なし		
イ. 容器置場の明示及び警戒標	容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げて [有・無]	適・否 該当 なし		
ロ. 容器置場の構造	可燃性ガス、酸素の容器置場 (断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く) は、一階建て [有・無]	適・否 該当 なし		
ハ. 置場距離	保安物件に対し容器置場の面積に応じた距離を確保して [有・無]  容器置場の面積 _____ m <sup>2</sup> 第 1 種置場距離: l = _____ m 実際: _____ m 第 2 種置場距離: l = _____ m 実際: _____ m	適・否 該当 なし		
ニ. 容器置場の障壁	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場距離短縮条件を満たすように、直径 9 mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間隔に配筋し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ 12cm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けて [有・無]	適・否 該当 なし		
ホ. 直射日光を遮る措置	可燃性ガス及び酸素の充填容器に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置 (ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。) として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けて [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考									
へ. 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場の構造	<p>可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造で [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="395 376 1098 831"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 376 480 443">該当 ○印</th> <th data-bbox="480 376 651 443">種類</th> <th data-bbox="651 376 1098 443">構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 443 480 600"></td> <td data-bbox="480 443 651 600">空気より比重の小さい可燃性ガスの場合</td> <td data-bbox="651 443 1098 600">十分な面積( m<sup>2</sup>)をもった2方向以上の開口部( 箇所)又は換気装置若しくはこれらの併設によって通風を良好にした構造とすること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 600 480 831"></td> <td data-bbox="480 600 651 831">空気より比重の大きい可燃性ガスの場合</td> <td data-bbox="651 600 1098 831">十分な面積( m<sup>2</sup>)を有し、かつ、床面まで開口した2方向以上の開口部( 箇所)又は床面近くに吸気口( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること</td> </tr> </tbody> </table>	該当 ○印	種類	構造		空気より比重の小さい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )をもった2方向以上の開口部( 箇所)又は換気装置若しくはこれらの併設によって通風を良好にした構造とすること		空気より比重の大きい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )を有し、かつ、床面まで開口した2方向以上の開口部( 箇所)又は床面近くに吸気口( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること	適・否 該当 なし		
該当 ○印	種類	構造											
	空気より比重の小さい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )をもった2方向以上の開口部( 箇所)又は換気装置若しくはこれらの併設によって通風を良好にした構造とすること											
	空気より比重の大きい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )を有し、かつ、床面まで開口した2方向以上の開口部( 箇所)又は床面近くに吸気口( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること											
ト. ジシラン等の容器置場	<p>ジシラン、ホスフィン及びモノシランの容器置場は当該ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なもので [有・無]</p>	適・否 該当 なし											
チ. 毒性ガスの容器置場の除害措置	<p>特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器置場には、当該ガスが漏えいしたときに安全にかつ速やかに除害するための措置を講じて [有・無]</p>	適・否 該当 なし											
リ. 二階建容器置場の構造	<p>圧縮水素のみ又は酸素のみを貯蔵する二階建の容器置場は、告示に定める構造で [有・無]</p>	適・否 該当 なし											
ヌ. 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場に設ける消火設備	<p>可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場には適切な消火設備を設けて [有・無]</p> <p>必要数量 _____ 個      実際数量 _____</p>	適・否 該当 なし											

<記載例> II-7 (移動式圧縮水素スタンドに係る貯蔵)

法第16条第2項の技術上の基準に関する事項

(一般則第23条第2項第2号の技術上の基準に対応する事項)

※第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は処理能力 30m<sup>3</sup>以上の第二種製造者が該当。

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
第8条の2第1項の準用(第23条第2項第2号)	第6条第1項第11号から第14号まで、第18号、第19号、第26号、第30号、第38号、第41号及び第42号並びに第7条の3第1項第3号、第5号から第8号まで、第11号、第13号及び第15号並びに第8条第1項第2号及び第4号の基準に適合します。			
高圧ガス設備の耐圧性能(第6条第1項第11号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] <input type="checkbox"/> 液体を使用する常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格(詳細は別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 空気又は窒素等を使用する常用圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格(詳細は別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備の気密性能(第6条第1項第12号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] <input type="checkbox"/> 常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格(詳細は別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備の強度(第6条第1項第13号)	高圧ガス設備(容器を除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] <input type="checkbox"/> 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有する。(肉厚検査結果は別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく強度を有する。 <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応じ十分な強度を有する。	適・否		
ガス設備に使用する材料(第6条第1項第14号)	1 ガス設備に使用する材料は、ガスの性状、温度、圧力に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとして [有・無] 2 申請書のとおりであることを、ミルシート等で確認して [有・無]	適・否		



検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																								
高圧ガス設備 の温度計 (第6条第1項 第18号)	1 温度変化を伴う反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、 熱交換及び加熱のための設備に、常用の温度を適切に測 定できる性能及び測定範囲を有する温度計が申請書ど おり設置されて [有・無] 2 設備内に温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常 用の温度の範囲内に戻すことができる温度自動制御装 置を設置する等の措置が申請書どおり講じられて [有・無]	適・否  該当 なし																										
高圧ガス設備 の圧力計 (第6条第1項 第19号)	1 高圧ガス設備には、常用の圧力を相当程度異にし、又 は異にするおそれのある区分毎に圧力計が設置されて [有・無] 2 圧力計の測定範囲は、当該設備の常用の圧力を適切に 測定できるもので [有・無]	適・否																										
高圧ガス設備 の安全装置 (第6条第1項 第19号)	1 高圧ガス設備の適切な圧力区分毎に適切な安全装置 が設けられて [有・無] 2 設定圧力以下で確実に作動する機能を有して [有・無]	適・否																										
電気設備 (第6条第1項 第26号)	1 0種場所、第1種場所及び第2種場所及びの設定(地 図)がなされて [有・無] 2 電気設備はそれぞれの場所(0種場所・1種場所・2 種場所)に応じて防爆構造の電気機器を選定し設置して [有・無]	適・否  該当 なし																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>ガス名</th> <th>0種・1種・ 2種場所別</th> <th>必要防 爆性能</th> <th>実際防 爆性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・ 2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・ 2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・ 2種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0種・1種・ 2種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	ガス名	0種・1種・ 2種場所別	必要防 爆性能	実際防 爆性能			0種・1種・ 2種					0種・1種・ 2種					0種・1種・ 2種					0種・1種・ 2種				
機器名称	ガス名	0種・1種・ 2種場所別	必要防 爆性能	実際防 爆性能																								
		0種・1種・ 2種																										
		0種・1種・ 2種																										
		0種・1種・ 2種																										
		0種・1種・ 2種																										

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考												
障壁 (第6条第1項 第30号)	1 必要とする場所に障壁が設置されて [有・無]	適・否  該当 なし														
	2 次に掲げる障壁が設置されて [有・無]															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当 ○印</th> <th>種類</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>鉄筋コン クリート製</td> <td>直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に 配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものである こと</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリ ートブロッ ク製</td> <td>直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に 配筋し、厚さ15cm以上、高さ2m以上のもので空洞 部にモルタル充填したものであること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鋼板製</td> <td>厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山 形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強した もの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、予想され るガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられるもの であること。</td> </tr> </tbody> </table>				該当 ○印	種類	構造		鉄筋コン クリート製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に 配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものである こと		コンクリ ートブロッ ク製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に 配筋し、厚さ15cm以上、高さ2m以上のもので空洞 部にモルタル充填したものであること		鋼板製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山 形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強した もの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、予想され るガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられるもの であること。
	該当 ○印				種類	構造										
	鉄筋コン クリート製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に 配筋し、厚さ12cm以上、高さ2m以上のものである こと														
	コンクリ ートブロッ ク製	直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に 配筋し、厚さ15cm以上、高さ2m以上のもので空洞 部にモルタル充填したものであること														
	鋼板製	厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山 形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で補強した もの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、予想され るガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられるもの であること。														
3 障壁の破損その他の異常が [有・無]																
電気の除去措 置 (第6条第1項 第38号)	1 対象設備に確実に接続された接地接続線が設けられ て [有・無]	適・否														
	2 接地抵抗値が総合100Ω(避雷設備を設けたものは10 Ω)以下で [有・無]	該当 なし														
バルブ等の操 作に係る措置 (第6条第1項 第41号)	1 バルブ等の開閉方向が明示されて [有・無]	適・否														
	2 配管内流体の名称及び方向が明示されて [有・無]															
	3 保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉 状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等誤操作 防止措置が講じられて [有・無]															
	4 適切な足場が設けられて [有・無]															
	5 操作に必要な照度を有する照明が [有・無]															
容器置場(第6 条第1項第42 号)	容器置場並びに充填容器及び残ガス容器(以下「充填容 器等」という。)は次の基準に適合するように措置して [有・無]	適・否 該当 なし														
イ. 容器置場の 明示及び警戒 標	容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいよ うに警戒標を掲げて [有・無]	適・否 該当 なし														
ロ. 容器置場の 構造	可燃性ガスの容器置場(断熱材で被覆しているもの、シリンダ ーキャビネットに収納されているものを除く)は、一階建て [有・無]	適・否 該当 なし														
ハ. 置場距離	保安物件に対し容器置場の面積に応じた距離を確保して [有・無]	適・否 該当 なし														
	容器置場の面積 _____ m <sup>2</sup> 第1種置場距離: l = _____ m 実際: _____ m 第2種置場距離: l = _____ m 実際: _____ m															
ニ. 容器置場の 障壁	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場距 離短縮条件を満たすように、直径9mm以上の鉄筋を縦、横4 0cm以下の間隔に配筋し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ 12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を 有する構造の障壁を設けて [有・無]	適・否 該当 なし														

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考									
ホ. 直射日光を遮る措置	可燃性ガスの充填容器に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置（ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。）として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けて [有・無]	適・否 該当 なし											
ヘ. 可燃性ガスの容器置場の構造	可燃性ガスの容器置場は当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造で [有・無]	適・否 該当 なし											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当 ○印</th> <th>種類</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>空気より比重の小さい可燃性ガスの場合</td> <td>十分な面積( m<sup>2</sup>)をもった2方向以上の開口部( 箇所)又は換気装置若しくはこれらの併設によって通風を良好にした構造とすること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気より比重の大きい可燃性ガスの場合</td> <td>十分な面積( m<sup>2</sup>)を有し、かつ、床面まで開口した2方向以上の開口部( 箇所)又は床面近くに吸気口( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること</td> </tr> </tbody> </table>	該当 ○印	種類	構造		空気より比重の小さい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )をもった2方向以上の開口部( 箇所)又は換気装置若しくはこれらの併設によって通風を良好にした構造とすること		空気より比重の大きい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )を有し、かつ、床面まで開口した2方向以上の開口部( 箇所)又は床面近くに吸気口( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること			
該当 ○印	種類	構造											
	空気より比重の小さい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )をもった2方向以上の開口部( 箇所)又は換気装置若しくはこれらの併設によって通風を良好にした構造とすること											
	空気より比重の大きい可燃性ガスの場合	十分な面積( m <sup>2</sup> )を有し、かつ、床面まで開口した2方向以上の開口部( 箇所)又は床面近くに吸気口( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること											
ト. ジシラン等の容器置場	ジシラン、ホスフィン及びモノシランの容器置場は当該ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なもので [有・無]	適・否 該当 なし											
チ. 毒性ガスの容器置場の除害措置	特殊高压ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器置場には、当該ガスが漏えいしたときに安全にかつ速やかに除害するための措置を講じて [有・無]	適・否 該当 なし											
リ. 二階建容器置場の構造	圧縮水素のみを貯蔵する二階建の容器置場は、告示に定める構造で [有・無]	適・否 該当 なし											
ヌ. 可燃性ガスの容器置場に設ける消火設備	可燃性ガスの容器置場には適切な消火設備を設けて [有・無] 必要数量_____個 実際数量_____	適・否 該当 なし											
受入れ配管の緊急遮断措置(第7条の3第1項第3号)	製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講じて [有・無]	適・否											

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																								
ディスペンサーの遮断措置及び漏洩防止措置 (第7条の3第1項第5号)	<p>1 ディスペンサーには、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力があらかじめ定められた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けて [有・無]</p> <p>2 充填ホースを車両に固定した容器とのカップリング等接続部分は、容器と接続されていないときに圧縮水素が供給されない構造として [有・無]</p> <p>3 充填ホースに著しい引張力が加わったときに、当該ホースの破断等による圧縮水素の漏えいを防止する措置を講じて [有・無]</p> <p>4 製造設備を停止した場合には、充填ホース内を減圧する等自動的に充填ホース内の圧縮水素の容積が標準状態に換算したときに 20L 以下になるような措置を講じて [有・無]</p>	適・否																										
配管の設置場所 (第7条の3第1項第6号)	<p>配管(高压ガスが通る部分に限る。)には次に掲げる措置を講じて [有・無]</p> <p>イ 外部からの衝撃により損傷を受ける恐れのない場所に設置して [有・無]</p> <p>ロ 第7号に規定する設備を設ける場合を除き、トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものとして [有・無]</p>	適・否																										
ガス漏えい検知警報設備 (第7条の3第1項第7号)	<p>1 製造施設には、当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留する恐れのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を次のとおり設けて [有・無]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当 ○印</th> <th>設置場所</th> <th>必要設置個数</th> <th>計画個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高压ガス設備が設置したる場所の周囲</td> <td>設備群の周囲10mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外に設置されている上記設備がほかの施設等に近接しガスが滞留する恐れのある場所</td> <td>設備群の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱炉等の着火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所</td> <td>加熱炉等の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計器質の内部(漏えいしたガスが侵入する恐れがないような措置を講じた場合を除く)</td> <td>1個以上</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガスの充填用接続口一群の周囲</td> <td>1個以上</td> <td>個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 指示警報部は、関係者が常駐する場所( )に設置して [有・無]</p>	該当 ○印	設置場所	必要設置個数	計画個数		屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高压ガス設備が設置したる場所の周囲	設備群の周囲10mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個		屋外に設置されている上記設備がほかの施設等に近接しガスが滞留する恐れのある場所	設備群の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個		加熱炉等の着火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所	加熱炉等の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個	個		計器質の内部(漏えいしたガスが侵入する恐れがないような措置を講じた場合を除く)	1個以上	個		毒性ガスの充填用接続口一群の周囲	1個以上	個	適・否		
該当 ○印	設置場所	必要設置個数	計画個数																									
	屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高压ガス設備が設置したる場所の周囲	設備群の周囲10mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個																									
	屋外に設置されている上記設備がほかの施設等に近接しガスが滞留する恐れのある場所	設備群の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数。 個	個																									
	加熱炉等の着火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所	加熱炉等の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した個数 個	個																									
	計器質の内部(漏えいしたガスが侵入する恐れがないような措置を講じた場合を除く)	1個以上	個																									
	毒性ガスの充填用接続口一群の周囲	1個以上	個																									

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
ディスペンサー 上部の屋根の 構造 第7条の3第1 項第8号	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性または難燃性の材料を用いるとともに、以下のいずれかの構造とし、圧縮水素が漏えいしたときに滞留しない構造として <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <input type="checkbox"/> ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が水平でかつ平面の構造 <input type="checkbox"/> ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が傾斜している又は久くぼみを有する場合は、漏えいしたガスが屋根の下部面から上部面へ抜けるような構造	適・否		
過充填防止の ための措置 第7条の3第1 項第11号	圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を次のとおり講じて <p style="text-align: right;">[有・無]</p> 1 充填設備には、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力が、燃料装置用の容器の最高充填圧力以下であって、外気温度と燃料装置容器の初期圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けて <p style="text-align: right;">[有・無]</p> 2 圧縮水素を冷却することなく35MPaを超えない圧力まで充填を行う場合を除き、外気温度は、圧縮水素スタンド内の直射日光が当たらない適切な場所で測定することとして <p style="text-align: right;">[有・無]</p> 3 圧縮水素を冷却することなく35MPaを超えない圧力まで充填を行う場合を除き、充填設備には、燃料電池用容器に充填する圧縮水素ガスの温度を検知しかつ表示する装置を備え、当該温度の異常を検知した場合には、自動的に充填を停止する装置を設けて <p style="text-align: right;">[有・無]</p> 4 70MPa以上の圧力で充填可能なノズルは、最高充填圧力が70MPa未満の車両のレセプタクルに接続できない構造として <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		
大量流出防止 措置 (第7条の3第1 項第13号)	1 充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置として、過流防止弁を設置し、できるだけ蓄圧器に近づけることとして <p style="text-align: right;">[有・無]</p> 2 過流防止弁は、流量が著しく増加した圧縮水素の力で作動し、水素の流出を遮断する構造とするとともに、下流側の全てのディスペンサーを使って一斉に車両に固定した容器へ充填する場合の流量の3倍以上の流量で確実に作動することとして <p style="text-align: right;">[有・無]</p>	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
	<p>3 当該配管（常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。）には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講じて [有・無]</p>			
<p>複合構造の蓄圧器に関する措置 (第7条の3第1項第15号)</p>	<p>ライナーを繊維強化プラスチックで補強した構造(複合構造)を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合して [有・無]</p> <p>1 ライナーに、ヘリカル巻若しくはインプレーン巻により樹脂含浸連続繊維を巻きつけた構造(フルラップ構造)又はフープ巻のみにより樹脂含浸連続繊維を巻きつけた構造(フープラップ構造)として [有・無]</p> <p>2 その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止するため、蓄圧器の外表面には防水塗料を塗布し、口金部へシール材を塗布して [有・無]</p>	適・否		
<p>警戒標 (第8条第1項第2号)</p>	<p>製造施設（在宅酸素療法に用いる液化酸素を内容積2L以下の容器に内容積120L未満の容器から充填するための設備を用いて製造する場合を除く。）には、製造作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げることとして [有・無]</p>	適・否		
<p>消火設備 (第8条第1項第4号)</p>	<p>可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設には、その規模等に応じ、適切な消火設備（消火器）を設けて [有・無]</p> <p>必要数量 _____個 実際数量 _____個</p>	適・否		
<p>配管の緊急遮断措置(第8条の2第1項第2号)</p>	<p>次に掲げる容器に取り付けた配管(圧縮水素又は液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるもの)に限り、次に掲げる容器と配管との接続部を含む。)には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上(口にあつては、一)講じて [有・無]</p> <p>イ 圧縮水素の容器(蓄圧器を含む。) ロ 液化水素の超低温容器</p>	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
蓄圧器に設ける熱作動式安全弁(第8条の2第1項第3号)	蓄圧器には、蓄圧器の長手方向 1.65m 以内ごとに1個、110℃以下の温度で作動する安全弁(以下「熱作動式安全弁」という。)を設けて 必要数量_____個 実際数量_____個 [有・無]	適・否		
安全弁等の放出管(第8条の2第1項第4号)	第1号で準用する第6条第1項第19号の安全装置のうち安全弁又は破裂板及び前号の規定により設けた熱作動式安全弁には、以下のいずれかの放出管を設けて [有・無] <input type="checkbox"/> 移動式圧縮水素スタンドの上部 <input type="checkbox"/> 近接する建築物又は工作物(火気取扱施設である場合にあっては8m以内、その他の場合にあっては5m以内にあるもの)の高さ以上	適・否		
負圧防止措置(第8条の2第1項第5号)	液化水素の超低温容器には、当該容器の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該容器が破壊することを防止するための措置を講じて [有・無]	適・否		
液面計(第8条の2第1項第6号)	液化水素の超低温容器には、液面計(ガラス等損傷しやすい材料を用いたものを除く。)を設けて [有・無]	適・否		
通報設備(第8条の2第1項第7号)	緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講じて [有・無]	適・否		
流入防止措置(第8条の2第1項第8号)	一の移動式圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機が配管(圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。)で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置として、逆止弁を設置して [有・無]	適・否		

<記載例> II-8 (貯槽による貯蔵)

法第 16 条第 2 項の技術上の基準に関する事項  
(液化石油ガス保安規則第 23 条第 1 項の基準に関する事項)

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
境界線・警戒標 (第 6 条第 1 項 第 1 号)	1 事業所の境界線は、_____ により明示されて [有・無] 2 警戒標は、外部から明瞭に識別できる大きさで、事業所の各出入口付近に設置されて [有・無] (出入口 箇所) 3 一部のみが高圧ガス保安法適用施設の場合は、当該施設の設置区画等の出入口付近に警戒標を掲げて [有・無・該当なし]	適・否		
設備距離 (第 6 条第 1 項 第 2 号)	1 貯蔵設備、処理設備の外側から、保安物件に対し規定以上の距離を確保して [有・無] 2 L1 必要_____m 実際_____m L4 必要_____m 実際_____m 又は、次号の設備距離短縮条件を満たして [有・無]	適・否		
設備距離短縮条件 (第 6 条第 1 項 第 3 号) (L2= ) (L3= ) (L5= ) (L6= )	イ 貯蔵設備には、保安物件に対する設備距離が不足する場合において、_____の措置を講じて [有・無] ロ 貯蔵設備又は処理設備には、保安物件に対する設備距離が不足する場合において、_____の措置を講じて [有・無] ハ 貯蔵設備又は処理設備には、防火上及び消火上有効な措置を講じて [有・無]	適・否 該当なし		
貯槽の地盤面 下への埋設 (第 6 条第 1 項 第 4 号)	保安物件が密集する地域にあつて、経済産業大臣が指定するものにあつては、貯槽を地盤面下に埋設して [有・無]	適・否 該当なし		



検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
地盤面下へ埋設する貯槽の基準 (第6条第1項第5号)	イ 地盤面下へ埋設する貯槽には、次のいずれかの措置を講じて <div style="text-align: right;">〔有・無〕</div> <input type="checkbox"/> 地盤面下の重量物の荷重に耐えることができる十分な強度を有し、防水措置を講じた室(貯槽室)に設置し、かつ、貯槽室内に漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じている。 <input type="checkbox"/> 腐食を防止する措置を講じた貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面下の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じている。 ロ 前記3号又は4号の規定により埋設する貯槽は、頂部が0.6m以上地盤面下になるよう設置して <div style="text-align: right;">〔有・無・該当なし〕</div> ハ 二以上の埋設貯槽は、相互間に1m以上の間隔を保つて <div style="text-align: right;">〔有・無・該当なし〕</div> (貯槽の数                      基                      最小間隔                      m)	適・否 該当なし		
貯槽の一部を地盤面下へ設置する場合 (第6条第1項第6号)	地盤面下の部分の貯槽には、腐食を防止する措置を講じて <div style="text-align: right;">〔有・無〕</div>	適・否 該当なし		
火気取扱施設との距離 (第6条第1項第7号)	1. 製造設備は、その外面から火気取扱施設(                      ) に対し8m以上の距離が <div style="text-align: right;">〔有・無〕</div> 実際_____m 2. 8m以上の距離がとれない場合、次のいずれかの措置を講じて <div style="text-align: right;">〔有・無・該当なし〕</div> <input type="checkbox"/> 製造設備から漏えいした液化石油ガスが、火気取扱施設に流動することを防止するための措置 <input type="checkbox"/> 液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置 作動試験結果は良好である。	適・否 該当なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
貯槽間の距離 (第6条第1項 第8号)	<p>1 貯槽（貯蔵能力 300 m<sup>3</sup>又は 3,000 kg以上）は、他の貯槽又は酸素の貯槽に対し、1 m又は貯槽の最大直径の和の 1/4 のいずれか大なる距離以上の距離を有するように配置して 最大直径の和の 1/4 ( _____ + _____ ) ÷ 4 = _____ m 実際 _____ m</p> <p>2 規定の距離に満たない場合、防火上及び消火上有効な措置を講じて 〔有・無・該当なし〕</p>	適・否 該当なし		
貯槽の識別措置 (第6条第1項 第9号)	<p>1 外部から見やすいように、次のいずれかの措置を講じて 〔有・無〕 <input type="checkbox"/> 液化石油ガスの貯槽である旨を朱書きしている。 <input type="checkbox"/> 容易にはがれ難い標紙等を貼付している。</p> <p>2 埋設貯槽にあつては、標識を掲げて 〔有・無・該当なし〕</p>	適・否		
貯槽周囲の流出防止措置 (第6条第1項 第10号、第 11号)	<p>1 貯槽（貯蔵能力 1,000 t 以上）の周囲には、液状の液化石油ガスが漏えいした場合に、その流出を防止するための措置を講じて 〔有・無〕</p> <p>2 防液堤を設置する場合、その内側及びその外面から 10m以内に、貯槽の付属設備その他の設備・施設であつて告示で定めるもの以外のものを設けて 〔有・無〕</p>	適・否 該当なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
貯蔵設備の室の構造 (第6条第1項第12号)	<p>貯蔵設備を設置する室は、次のいずれかにより液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造として</p> <p style="text-align: right;">〔有・無〕</p> <p><input type="checkbox"/> 通風可能面積の合計が、床面積1㎡につき300cm<sup>2</sup>以上となる換気口を床面に接しかつ外気に接して設けている（四方が壁等の場合2方向以上）</p> <p><input type="checkbox"/> 吸込口が床に近く、放出口が地上から5m以上高い安全な位置にあり、排気管中にガス検知器を設置した通風能力0.5㎡<sup>3</sup>/min・㎡以上の機械的換気装置を設けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 埋設貯槽の周囲には、ガス検知管を設けている。</p>	適・否 該当なし		
ガス設備の気密な構造 (第6条第1項第13号)	<p>ガス設備（高圧ガス設備を除く。）は、気密な構造として</p> <p style="text-align: right;">〔有・無〕</p>	適・否 該当なし		
ガス設備に使用する材料 (第6条第1項第14号)	<p>1 ガス設備に使用する材料は、液化石油ガスの性状、温度、圧力に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとして</p> <p style="text-align: right;">〔有・無〕</p> <p>2 申請書のとおりであることを、ミルシート等で確認して</p> <p style="text-align: right;">〔有・無〕</p>	適・否		
高圧ガス設備の基礎 (第6条第1項第15号・第16号)	<p>1 高圧ガス設備（配管、ポンプ、圧縮機等をのぞく）の基礎は、不同沈下等により有害なひずみが生じないものとして</p> <p style="text-align: right;">〔有・無〕</p> <p>2 貯槽（貯蔵能力100㎡<sup>3</sup>又は1t以上）の支柱（支柱のない貯槽にあつては、その底部）は、同一の基礎に緊結して</p> <p style="text-align: right;">〔有・無・該当なし〕</p> <p>3 貯槽は、その沈下状況を測定するための措置を講じて</p> <p style="text-align: right;">〔有・無・該当なし〕</p>	適・否 該当なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第6条第1項 第17号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、 次のいずれかを満たして [有・無] <input type="checkbox"/> 常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格 (詳細は別添機器一覧表のとおり) <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験 に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格 した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項 第18号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、 次のいずれかを満たして [有・無] <input type="checkbox"/> 常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 (詳細は別添機器一覧表のとおり) <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験 に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格 した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の強度 (第6条第1項 第19号)	高圧ガス設備(容器を除く)は、次のいずれかを満たし て [有・無] <input type="checkbox"/> 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大 の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の 圧力若しくは常用の温度における材料の許容応 力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有して います。(詳細は別添機器一覧表のとおり) <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく強度を有して います。 <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等 に応ずる十分な強度を有する高圧ガス設備です。	適・否		
高圧ガス設備 の耐震設計 (第6条第1項 第20号)	貯槽(貯蔵能力3t以上)及び配管(告示で定めるもの に限る)並びにその支持構造物及び基礎は、告示で定める 耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造と して [有・無]	適・否 該当なし		
高圧ガス設備 の圧力計及び 安全装置 (第6条第1項 第21号)	1 高圧ガス設備には、告示で定めるところにより圧力計 を設けて [有・無] 2 高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直 ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全 装置を設けて [有・無]			



検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
貯槽の配管に 設けたバルブ (第6条第1項 第25号) (バルク貯槽 を除く)	貯槽(加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近にバルブを設置しているものを除く)に取り付けた配管(液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。)には、以下のバルブを設けて <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯槽の直近にバルブ(使用時以外閉)</li> <li>・上記以外に1以上のバルブ(緊急遮断装置を除く)</li> </ul>	適・否 該当なし		
緊急遮断装置 (第6条第1項 第26号) (バルク貯槽 を除く)	1 貯槽(内容積5,000L未満を除く)の受け入れ又は送り出し配管には、液化石油ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置(緊急遮断装置)を講じて <p style="text-align: right;">[有・無]</p> 2 緊急遮断装置の作動機能は円滑かつ確実に <p style="text-align: right;">[有・無]</p> 3 弁座の漏えい量は規格値以下で <p style="text-align: right;">[有・無]</p> 4 遮断操作部は、貯槽から5m以上離れた位置に2ヶ所以上設けて <p style="text-align: right;">[有・無]</p> <p style="margin-left: 40px;">①実際_____m</p> <p style="margin-left: 40px;">②実際_____m (常駐する場所_____)</p> 5 緊急遮断装置の作動源は、(_____)である。	適・否 該当なし		



検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																				
ガス漏えい検 知警報設備 (第6条第1項 第29号)	<p>1 検出端部の設置場所並びに設置数は、適切で [有・無]</p> <table border="1" data-bbox="384 367 1056 1055"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 367 469 490">該当 ○印</th> <th data-bbox="469 367 678 490">設置場所</th> <th data-bbox="678 367 847 490">設置基準</th> <th data-bbox="847 367 943 490">必要 設置 個数</th> <th data-bbox="943 367 1056 490">実際 個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 490 469 741"></td> <td data-bbox="469 490 678 741">屋内に設置されている圧縮機、消費設備その他ガスが漏えいしやすい設備が設置してある場所の周囲のガスが滞留しやすい場所</td> <td data-bbox="678 490 847 741">設備群の周囲 10mにつき1個以上の割合で計算した個数以上</td> <td data-bbox="847 490 943 741">___個</td> <td data-bbox="943 490 1056 741">___個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 741 469 929"></td> <td data-bbox="469 741 678 929">屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留しやすい場所</td> <td data-bbox="678 741 847 929">設備群の周囲の長さ 20mにつき1個以上の割合で計算した個数以上</td> <td data-bbox="847 741 943 929">___個</td> <td data-bbox="943 741 1056 929">___個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 929 469 1055"></td> <td data-bbox="469 929 678 1055">貯槽に液化石油ガスを受入れ又は払出しをする場所の周囲</td> <td data-bbox="678 929 847 1055">2個以上</td> <td data-bbox="847 929 943 1055">___個</td> <td data-bbox="943 929 1056 1055">___個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 検出部の設置高さは、ガスの比重等を考慮して [有・無]</p> <p>3 警報指示部は、関係者が常駐する場所 (_____) に設置して [有・無]</p>	該当 ○印	設置場所	設置基準	必要 設置 個数	実際 個数		屋内に設置されている圧縮機、消費設備その他ガスが漏えいしやすい設備が設置してある場所の周囲のガスが滞留しやすい場所	設備群の周囲 10mにつき1個以上の割合で計算した個数以上	___個	___個		屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留しやすい場所	設備群の周囲の長さ 20mにつき1個以上の割合で計算した個数以上	___個	___個		貯槽に液化石油ガスを受入れ又は払出しをする場所の周囲	2個以上	___個	___個	適・否 該当なし		
該当 ○印	設置場所	設置基準	必要 設置 個数	実際 個数																				
	屋内に設置されている圧縮機、消費設備その他ガスが漏えいしやすい設備が設置してある場所の周囲のガスが滞留しやすい場所	設備群の周囲 10mにつき1個以上の割合で計算した個数以上	___個	___個																				
	屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留しやすい場所	設備群の周囲の長さ 20mにつき1個以上の割合で計算した個数以上	___個	___個																				
	貯槽に液化石油ガスを受入れ又は払出しをする場所の周囲	2個以上	___個	___個																				
静電気の除去 措置 (第6条第1項 第30号)	<p>1 製造設備には静電気を除去する措置を講じて [有・無]</p> <p>2 接地抵抗値が総合 100Ω (避雷設備を設けたものは 10Ω) 以下として [有・無]</p>	適・否																						



検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																																				
防消火設備 (第6条第1項 第31号)	<p>製造施設には、その規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けて  <b>[有・無]</b></p> <p>1 防火設備</p> <p>① 防火設備の性能</p> <table border="1" data-bbox="389 398 1088 925"> <thead> <tr> <th data-bbox="389 398 592 450">対象設備</th> <th data-bbox="592 398 668 450">該当 ○印</th> <th data-bbox="668 398 820 450">防火設備</th> <th data-bbox="820 398 1088 450">防火設備の性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="389 450 592 595">ガス設備、貯蔵設備、消費設備、充てんプラットフォーム又は(注)タンクローリーの停車位置(貯槽、配管、散水又は放水することが危険となる設備等を除く)</td> <td data-bbox="592 450 668 595"></td> <td data-bbox="668 450 820 595">水噴霧散水装置</td> <td data-bbox="820 450 1088 595">5 ㍈/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては2.5 ㍈/min・㎡以上の水量を散水できるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 595 592 925"></td> <td data-bbox="592 595 668 925"></td> <td data-bbox="668 595 820 925">放水設備</td> <td data-bbox="820 595 1088 925">5 ㍈/min・㎡の1.6倍以上の水量を放水できる固定式放水銃、移動式放水銃、放水砲及び消火栓のうちいずれかのもの            注)放水砲性能1,900 ㍈/min以上            その他の性能            ※筒先圧力 0.35Mpa以上            ※放水能力            400 ㍈/min以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)液化石油ガス法に定める充填設備から、充填作業の技術上の基準に従ってバルク貯槽に充填する場合を除く。</p> <p>② 水源は同時に放射を必要とする最大水量を30分間以上連続して放射できる水量を確保して  <b>[有・無]</b>            必要水量(法定) _____ m<sup>3</sup> 計画水量 _____ m<sup>3</sup>            保有水量 _____ m<sup>3</sup></p> <p>③ 操作部は、関係者が常駐する場所及び対象施設から15m以上離れた位置にそれぞれ1ヶ所以上設けて  <b>[有・無]</b>            (1) 実際 _____ m            (2) 実際 _____ m (常駐する場所 _____ )</p> <p>2 消火設備</p> <table border="1" data-bbox="403 1424 1110 1957"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="403 1424 592 1485">消火設備 対象設備</th> <th data-bbox="592 1424 919 1485">粉末消火器</th> <th data-bbox="919 1424 995 1485">必要 個数</th> <th data-bbox="995 1424 1110 1485">設置数 量(*)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 1485 592 1675">貯槽以外の貯蔵設備(容器置場を含む)、処理設備又は消費設備</td> <td data-bbox="592 1485 919 1675">設備内の滞留ガス量10トンにつき能力単位B-10 1個相当以上 最小設置数量3個(容器置場にあつては2個)相当以上</td> <td data-bbox="919 1485 995 1675"></td> <td data-bbox="995 1485 1110 1675"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1675 480 1865" rowspan="2">貯槽</td> <td data-bbox="480 1675 592 1767">防液堤設置</td> <td data-bbox="592 1675 919 1767">防液堤の周囲に歩行距離75m以下ごとに能力単位B-10 3個相当以上</td> <td data-bbox="919 1675 995 1767"></td> <td data-bbox="995 1675 1110 1767"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1767 592 1865">その他のもの</td> <td data-bbox="592 1767 919 1865">貯槽の周囲の安全な場所に能力単位B-10 3個相当以上</td> <td data-bbox="919 1767 995 1865"></td> <td data-bbox="995 1767 1110 1865"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 1865 592 1957">建屋内の高圧ガス設備</td> <td data-bbox="592 1865 919 1957">不活性ガス等による拡散設備で粉末消火器の代替とすることができる。</td> <td data-bbox="919 1865 995 1957"></td> <td data-bbox="995 1865 1110 1957"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)設置数量には能力単位・設置数を記載すること</p>	対象設備	該当 ○印	防火設備	防火設備の性能	ガス設備、貯蔵設備、消費設備、充てんプラットフォーム又は(注)タンクローリーの停車位置(貯槽、配管、散水又は放水することが危険となる設備等を除く)		水噴霧散水装置	5 ㍈/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては2.5 ㍈/min・㎡以上の水量を散水できるもの			放水設備	5 ㍈/min・㎡の1.6倍以上の水量を放水できる固定式放水銃、移動式放水銃、放水砲及び消火栓のうちいずれかのもの 注)放水砲性能1,900 ㍈/min以上 その他の性能 ※筒先圧力 0.35Mpa以上 ※放水能力 400 ㍈/min以上	消火設備 対象設備		粉末消火器	必要 個数	設置数 量(*)	貯槽以外の貯蔵設備(容器置場を含む)、処理設備又は消費設備		設備内の滞留ガス量10トンにつき能力単位B-10 1個相当以上 最小設置数量3個(容器置場にあつては2個)相当以上			貯槽	防液堤設置	防液堤の周囲に歩行距離75m以下ごとに能力単位B-10 3個相当以上			その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所に能力単位B-10 3個相当以上			建屋内の高圧ガス設備		不活性ガス等による拡散設備で粉末消火器の代替とすることができる。			適・否		
対象設備	該当 ○印	防火設備	防火設備の性能																																					
ガス設備、貯蔵設備、消費設備、充てんプラットフォーム又は(注)タンクローリーの停車位置(貯槽、配管、散水又は放水することが危険となる設備等を除く)		水噴霧散水装置	5 ㍈/min・㎡以上、準耐火構造以上の設備にあつては2.5 ㍈/min・㎡以上の水量を散水できるもの																																					
		放水設備	5 ㍈/min・㎡の1.6倍以上の水量を放水できる固定式放水銃、移動式放水銃、放水砲及び消火栓のうちいずれかのもの 注)放水砲性能1,900 ㍈/min以上 その他の性能 ※筒先圧力 0.35Mpa以上 ※放水能力 400 ㍈/min以上																																					
消火設備 対象設備		粉末消火器	必要 個数	設置数 量(*)																																				
貯槽以外の貯蔵設備(容器置場を含む)、処理設備又は消費設備		設備内の滞留ガス量10トンにつき能力単位B-10 1個相当以上 最小設置数量3個(容器置場にあつては2個)相当以上																																						
貯槽	防液堤設置	防液堤の周囲に歩行距離75m以下ごとに能力単位B-10 3個相当以上																																						
	その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所に能力単位B-10 3個相当以上																																						
建屋内の高圧ガス設備		不活性ガス等による拡散設備で粉末消火器の代替とすることができる。																																						

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考																																					
通報設備 (第6条第1項 第33号)	<p>1. 事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を次のとおり講じて [有・無]</p> <p style="text-align: center;">事業所の敷地面積は_____m<sup>2</sup></p> <table border="1" data-bbox="416 472 1062 1178"> <thead> <tr> <th>通報設備の通報範囲</th> <th>該当 ○印</th> <th>設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)</td> <td></td> <td>イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ 構内電話</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニ インターホーン</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ロ 現場事務所相互間</td> <td></td> <td>イ ページング設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ 構内放送設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ サイレン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業所全体</td> <td></td> <td>ホ メガホン(当該事業所内の面積が1,500m<sup>2</sup>以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ メガホン</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業所内の任意の場所における作業員相互間</td> <td></td> <td>イ 携帯用拡声器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ メガホン</td> </tr> </tbody> </table>	通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)	イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)		イ ページング設備		ロ 構内電話		ハ 構内放送設備		ニ インターホーン	ロ 現場事務所相互間		イ ページング設備		ロ 構内放送設備		ハ サイレン		ニ 携帯用拡声器	事業所全体		ホ メガホン(当該事業所内の面積が1,500m <sup>2</sup> 以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。)		イ 携帯用拡声器		ロ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)		ハ メガホン	事業所内の任意の場所における作業員相互間		イ 携帯用拡声器		ロ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)		ハ メガホン	適・否		
通報設備の通報範囲	該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)																																							
イ 該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。)		イ ページング設備																																							
		ロ 構内電話																																							
		ハ 構内放送設備																																							
		ニ インターホーン																																							
ロ 現場事務所相互間		イ ページング設備																																							
		ロ 構内放送設備																																							
		ハ サイレン																																							
		ニ 携帯用拡声器																																							
事業所全体		ホ メガホン(当該事業所内の面積が1,500m <sup>2</sup> 以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。)																																							
		イ 携帯用拡声器																																							
		ロ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)																																							
		ハ メガホン																																							
事業所内の任意の場所における作業員相互間		イ 携帯用拡声器																																							
		ロ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)																																							
		ハ メガホン																																							
バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項 第34号)	<p>1 バルブ等の開閉方向が明示されて [有・無]</p> <p>2 配管内流体の名称及び方向が明示されて [有・無]</p> <p>3 保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等誤操作防止措置が講じられて [有・無]</p> <p>4 適切な足場が設けられて [有・無]</p> <p>5 操作に必要な照度を有する照明が [有・無]</p>	適・否																																							

<記載例> II-9 (容器による貯蔵)

※容器が配管により接続されているもの

法第 16 条第 2 項の技術上の基準に関する事項

(液化石油ガス保安規則第 24 条の技術上の基準に関する事項)

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考												
設備距離 (第 24 条第 1 項第 1 号)	貯蔵設備・処理設備の外側から、保安物件に対し規定以上の距離を確保して [有・無] L <sub>1</sub> 必要_____m 実際_____m L <sub>4</sub> 必要_____m 実際_____m 又は、次号の設備距離短縮条件を満たして [有・無]	適・否														
障壁 (第 24 条第 1 項第 2 号)	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、設備距離短縮条件を満たすように、厚さ 12cm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けて [有・無] <table border="1" data-bbox="422 766 1082 1189"> <thead> <tr> <th>該当 ○印</th> <th>種類</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>鉄筋コンクリート製</td> <td>直径 9 mm 以上の鉄筋を縦、横 40 cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 12 cm 以上、高さ 1.8m 以上のものであること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリートブロック製</td> <td>直径 9 mm 以上の鉄筋を縦、横 40 cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 15 cm 以上、高さ 1.8m 以上のもので空洞部にモルタル充填したものであること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鋼板製</td> <td>厚さ 3.2 mm 以上の鋼板に 30×30 mm 以上の等辺山形鋼を縦、横 40 cm 以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ 6 mm 以上の鋼板を使用し、そのいずれも 1.8m 以下の間隔で支柱を設けた高さ 1.8m 以上のものであること</td> </tr> </tbody> </table>	該当 ○印	種類	構造		鉄筋コンクリート製	直径 9 mm 以上の鉄筋を縦、横 40 cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 12 cm 以上、高さ 1.8m 以上のものであること		コンクリートブロック製	直径 9 mm 以上の鉄筋を縦、横 40 cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 15 cm 以上、高さ 1.8m 以上のもので空洞部にモルタル充填したものであること		鋼板製	厚さ 3.2 mm 以上の鋼板に 30×30 mm 以上の等辺山形鋼を縦、横 40 cm 以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ 6 mm 以上の鋼板を使用し、そのいずれも 1.8m 以下の間隔で支柱を設けた高さ 1.8m 以上のものであること	適・否 該当なし		
該当 ○印	種類	構造														
	鉄筋コンクリート製	直径 9 mm 以上の鉄筋を縦、横 40 cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 12 cm 以上、高さ 1.8m 以上のものであること														
	コンクリートブロック製	直径 9 mm 以上の鉄筋を縦、横 40 cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 15 cm 以上、高さ 1.8m 以上のもので空洞部にモルタル充填したものであること														
	鋼板製	厚さ 3.2 mm 以上の鋼板に 30×30 mm 以上の等辺山形鋼を縦、横 40 cm 以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ 6 mm 以上の鋼板を使用し、そのいずれも 1.8m 以下の間隔で支柱を設けた高さ 1.8m 以上のものであること														
第 6 条第 1 項第 35 号の準用 (第 24 条第 1 項第 3 号)	第 6 条第 1 項第 35 号イ、ロ及びホからチまでの基準に適合して [有・無]	適・否														
イ. 容器置場の明示及び警戒標	容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げて [有・無]	適・否 該当なし														
ロ. 容器置場の構造	容器置場は 2 階建以下として [有・無]	適・否														
ホ. 直射日光を遮る措置	充填容器等に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置（液化石油ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。）として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けて [有・無]	適・否 該当なし														

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
へ. 滞留しないような構造	容器置場はガスが漏えいしたとき滞留しないような構造で <b>[有・無]</b> <input type="checkbox"/> 通風可能面積の合計が、床面積 1 m <sup>2</sup> につき 300c m <sup>2</sup> 以上となる換気口を床面に接しかつ外気に接して設けている。(四方が壁等の場合 2 方向以上) *床面積____m <sup>2</sup> から算出した開口面積____m <sup>2</sup> : 実際 m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 吸込口が床に近く、放出口が地上から 5 m 以上高い安全な位置にあり、排気管中にガス検知器を設置した通風能力 0.5m <sup>3</sup> /min・m <sup>2</sup> 以上の機械的換気装置を設けている。 *床面積____m <sup>2</sup> から算出____m <sup>3</sup> /min: 実際____m <sup>3</sup> /min	適・否  該当なし		
ト. 二階建容器置場の構造	二階建の容器置場は告示に定める構造で <b>[有・無]</b>	適・否  該当なし		
チ. 容器置場に設ける消火設備	容器置場には、充填容器等の内部停滞量 10 t につき、B-10 以上の粉末消火器が 1 個相当以上設置 (最低 2 個) して <b>[有・無]</b> 必要数量_____個: 実際数量_____個	適・否  該当なし		
第 6 条第 1 項の準用 (第 24 条第 1 項第 4 号)	容器が配管接続されたものであるため、その配管 (高圧ガスが通る部分に限る。) については、第 6 条第 1 項第 17 号から第 19 号までの基準に適合して <b>[有・無]</b>	適・否		
高圧ガス設備の耐圧性能 (第 6 条第 1 項第 17 号)	高圧ガス設備 (容器及び告示で定めるものを除く) は、次のいずれかを満たして <b>[有・無]</b> <input type="checkbox"/> 常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格 (詳細は別添機器一覧表のとおり) <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備の気密性能 (第 6 条第 1 項第 18 号)	高圧ガス設備 (容器及び告示で定めるものを除く) は、次のいずれかを満たして <b>[有・無]</b> <input type="checkbox"/> 常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 (詳細は別添機器一覧表のとおり) <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の強度 (第6条第1項 第19号)	高圧ガス設備（容器を除く）は、次のいずれかを満たして <b>[有・無]</b> <input type="checkbox"/> 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有しています。（詳細は別添機器一覧表のとおり） <input type="checkbox"/> 特定設備検査規則の規定に基づく強度を有しています。 <input type="checkbox"/> 経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有する高圧ガス設備です。	適・否		

<記載例> II-9 (容器による貯蔵)

※容器が配管により接続されていないもの

法第 16 条第 2 項の技術上の基準に関する事項

(液化石油ガス保安規則第 24 条の技術上の基準に関する事項)

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
第 6 条第 1 項 第 35 号の準用 (第 24 条第 1 項第 5 号)	容器が配管により接続されていないため、第 6 条第 1 項第 35 号の基準に適合して [有・無]	適・否		
イ. 容器置場の 明示及び警戒 標	容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすい ように警戒標を掲げて [有・無]	適・否 該当 なし		
ロ. 容器置場の 構造	容器置場は 2 階建以下として [有・無]	適・否		
ハ. 置場距離	保安物件に対し、容器置場の面積に応じた距離を確保 して [有・無] 容器置場の面積 _____ m <sup>2</sup> 第 1 種置場距離 1 _ 必要 _____ m 実際 _____ m 第 2 種置場距離 1 _ 必要 _____ m 実際 _____ m	適・否 該当 なし		
ニ. 容器置場の 障壁	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場 距離短縮条件を満たすように、直径 9mm 以上の鉄筋を縦、 横 40cm 以下の間隔に配筋し隅部の鉄筋を確実に結束し た厚さ 12cm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同 等以上の強度を有する構造の障壁を設けて [有・無]	適・否 該当 なし		
ホ. 直射日光を 遮る措置	充填容器等に係る容器置場には、直射日光を遮るため の措置 (液化石油ガスが漏えいし、爆発したときに発生 する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限 る。) として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な 屋根を設けて [有・無]	適・否 該当 なし		
ヘ. 滞留しない ような構造	容器置場はガスが漏えいしたとき滞留しないような構 造で [有・無] <input type="checkbox"/> 通風可能面積の合計が、床面積 1 m <sup>2</sup> につき 300c m <sup>2</sup> 以上となる換気口を床面に接しかつ外気に接して 設けている。(四方が壁等の場合 2 方向以上) *床面積 _____ m <sup>2</sup> から算出した開口面積 _____ m <sup>2</sup> : 実際 m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 吸込口が床に近く、放出口が地上から 5 m 以上高 い安全な位置にあり、排気管中にガス検知器を設置 した通風能力 0.5m <sup>3</sup> /min・m <sup>2</sup> 以上の機械的換気装置 を設けている。 *床面積 _____ m <sup>2</sup> から算出 _____ m <sup>3</sup> /min : 実際 _____ m <sup>3</sup> /min	適・否 該当 なし		

検査項目	検査結果	判定	事業所 検査者印	備考
ト. 二階建容器置場の構造	二階建の容器置場は告示に定める構造で [有・無]	適・否 該当 なし		
チ. 容器置場に設ける消火設備	容器置場には、充填容器等の内部停滞量 10 t につき、 B-10 以上の粉末消火器が 1 個相当以上設置（最低 2 個） して [有・無] 必要数量_____個：実際数量_____個	適・否 該当 なし		

<記載例> Ⅲ-1 (貯蔵の方法に係る技術上の基準)

法第 15 条第 1 項の技術上の基準に関する事項

(一般則第 18 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の技術上の基準に対応する事項)

条 項	対 応 事 項	備 考
貯槽により貯蔵する場合の基準	貯槽により貯蔵する場合は次の基準に適合するように措置します。	
イ. 可燃性ガス又は毒性ガスの貯蔵	可燃性又は毒性ガスの貯蔵は、通風の良い場所に貯蔵します。	添付書類 No.
ロ. 火気使用禁止等	□貯槽（不活性ガス（特定不活性ガスを除く）及び空気のものを除く）の周囲 2 m 以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物は置きません。 □貯槽と火気若しくは引火性若しくは発火性の物との間には当該貯槽から漏洩したガスに係る流動防止措置、又は連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	添付書類 No.
ハ. 貯槽の充てん容量	液化ガスの貯蔵は、液化ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の 90% を超えないように充てんします。	
ニ. 設備の修理又は清掃	貯槽の修理又は清掃（以下「修理等」という。）及びその後の貯蔵は、次の基準により、保安上支障のない状態で行います。	
(イ). 作業計画	修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があったときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行います。	
(ロ). 危険防止の措置	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の貯槽の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講じます。	
(ハ). 設備内に入る時の措置	修理等のため作業員が貯槽を開放し、又は貯槽内に入るときは、危険を防止するための措置を講じます。	
(ニ). 他の部分からのガス漏えい防止	貯槽を開放して修理等をするときは、当該貯槽に他の部分から当該ガスが漏えいすることを防止するための措置を講じます。	
(ホ). 正常作動確認	修理等が終了したときは、当該貯槽に漏洩のないことを確認した後でなければ貯蔵を行いません。	



条 項	対 応 事 項	備 考
ホ. 貯槽の沈下測定等	貯槽(貯蔵能力 100m <sup>3</sup> 又は 1 t 以上のものに限る。)には、その沈下状況を測定するための措置を講じ、製造細目告示第 10 条に従い測定します。 また、この結果、沈下している場合にはその程度によって適切な措置を講じます。	
ヘ. バルブに過大な力を加えない措置	バルブを操作する場合は、バルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講じます。	
ト. 三フッ化窒素の貯槽のバルブ	三フッ化窒素の貯槽のバルブは、静かに開閉します。	
容器により貯蔵する場合の基準 (第 1 項第 2 号)	容器(高圧ガスを燃料として車両に固定した燃料装置用容器を除く。)により貯蔵する場合は次の基準に適合するように措置します。	
イ. 可燃性ガス又は毒性ガスの貯蔵	可燃性又は毒性ガスの充てん容器等の貯蔵は、通風のよい場所に貯蔵します。	添付書類 No.
ロ. 第 6 条第 2 項第 8 号の準用	容器置場及び充てん容器等は、次に掲げる基準に適合するようにします。	
(イ). 充填容器残ガス容器の区分	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。	添付書類 No.
(ロ). 充填容器等のガス別の区分	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置きます。	添付書類 No.
(ハ). 容器置場に置くことができるもの	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物は置きません。	
(ニ). 容器置場の周囲における火気等の制限	□容器置場(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。))及び空気のものを除く。)の周囲 2m 以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物は置きません。 □容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じます。	添付書類 No.
(ホ). 充てん容器等の温度	充填容器等(圧縮水素運送自動車用容器を除く。)は、常に温度 40℃(超低温容器又は低温容器にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの)以下に保ちます。	
(ヘ). 充てん容器等の温度	圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度 65℃以下に保ちます。	
(ト). 充てん容器等の転落転倒防止措置	充てん容器等(内容積が 5 ℓ以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取り扱いをしません。	

条 項	対 応 事 項	備 考
(f). 容器置場の燈火	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入りません。	
ハ. シアン化水素	シアン化水素を貯蔵するときは、充填容器等について1日に1回以上当該ガスの漏洩のないことを確認します。	
ニ. シアン化水素	シアン化水素の貯蔵は容器に充填した後 60 日を超えないものとします。(純度 98 パーセント以上で着色してないものを除く。)	
ホ. 貯蔵の制限	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器にはしません。	
ヘ. 複合容器等の使用	一般複合容器又は圧縮水素運送自動車用容器であって当該容器等の刻印等において示された年月から 15 年(圧縮水素運送自動車用容器にあつては充填可能期限年月日)を経過したものは、高圧ガスの貯蔵に使用しません。	
車両に固定した燃料装置用容器での貯蔵 (第 1 項第 3 号)	高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料用容器により貯蔵する場合にあつては、前号の基準に適合します。	
イ. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の通風	液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器は通風のよい場所で貯蔵します。	
ロ. 充填可能期限を超えた容器の貯蔵	高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料用容器であつて、充填可能期限年月日(国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては充填可能期限年月)を経過したものは、高圧ガスの貯蔵に使用しません。	
ハ. 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料用容器への充填期限	国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器(容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く)であつて当該容器を製造した月かの前月から 15 年を経過したものは、高圧ガスの貯蔵に使用しません。	

<記載例> Ⅲ-2 (貯蔵の方法に係る技術上の基準)

法第 15 条第 1 項の技術上の基準に関する事項

(液石則第 19 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の技術上の基準に対応する事項)

条 項	対 応 事 項	備 考
貯槽により貯蔵する場合の基準 (第 1 項第 1 号)	貯槽により貯蔵する場合は次の基準に適合するように措置します。	
イ. 液化石油ガスの貯蔵	貯蔵は、通風の良い場所に設置された貯槽により行います。	添付書類 No.
ロ. 火気使用禁止等	□貯槽の周囲 2 m 以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物は置きません。 □貯槽と火気若しくは引火性若しくは発火性の物との間には当該貯槽から漏洩したガスに係る流動防止措置、又は連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	添付書類 No.
ハ. 貯槽の充てん容量	貯蔵は、液化石油ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の 90% を超えないように充てんします。	
ニ. 設備の修理又は清掃	貯槽の修理又は清掃 (以下「修理等」という。) 及びその後の貯蔵は、次の基準により、保安上支障のない状態で行います。	
(イ). 作業計画	修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があったときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行います。	
(ロ). 危険防止の措置	貯槽の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講じます。	
(ハ). 設備内に入る時の措置	修理等のため作業員が貯槽を開放し、又は貯槽内に入るときは、危険を防止するための措置を講じます。	
(ニ). 他の部分からのガス漏えい防止	貯槽を開放して修理等をするときは、当該貯槽に他の部分から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講じます。	
(ホ). 正常作動確認	修理等が終了したときは、当該貯槽に漏洩のないことを確認した後でなければ貯蔵を行いません。	
ホ. 貯槽の沈下測定等	貯槽 (貯蔵能力 100m <sup>3</sup> 又は 1 t 以上のものに限る。) には、その沈下状況を測定するための措置を講じ、製造細目告示第 10 条に従い測定します。 また、この結果、沈下している場合にはその程度によって適切な措置を講じます。	

条 項	対 応 事 項	備 考
へ. バルブに過大な力を加えない措置	バルブを操作する場合は、バルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講じます。	
容器により貯蔵する場合の基準 (第1項第2号)	容器（液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器（当該車両の燃料の用に供するものに限る）を除く。）により貯蔵する場合は次の基準に適合するように措置します。	
イ. 貯蔵の制限	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器にはしません。	
ロ. 液化石油ガスの貯蔵	貯蔵は、通風の良い場所で行います。	添付書類 No.
ハ. 複合容器等の使用	一般複合容器であって当該容器等の刻印等において示された年月から15年を経過したものは、高圧ガスの貯蔵に使用しません。	添付書類 No.
ニ. 第6条第2項第7号の準用	容器置場及び充てん容器等は、次に掲げる基準に適合するようにします。	
(イ). 充填容器残ガス容器の区分	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。	添付書類 No.
(ロ). 容器置場に置くことができるもの	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物は置きません。	
(ハ). 容器置場の周囲における火気等の制限	□容器置場の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物は置きません。 □容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じます。	添付書類 No.
(ニ). 充てん容器等の温度	充填容器等は、常に温度40℃（超低温容器又は低温容器にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保ちます。	
(ホ). 充てん容器等の転落転倒防止措置	充てん容器等（内容積が5L以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取り扱いをしません。	
(ヘ). 容器置場の燈火	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入りません。	
バルク貯槽による貯蔵 (第1項第3号)	バルク貯槽により貯蔵する場合にあっては前2号の規定に係わらず液化石油ガス法施行規則第19条第3号イ及びびハからへまで並びに第4号の規定により貯蔵します。	

## 第6章 参 考 资 料

## 高圧ガス保安法関係手数料早見表

平成25年3月 現在

		処理能力(Nm <sup>3</sup> /D)	新規許可(円)	変更許可(円)	保安検査(円)
第一種製造事業者	定置式製造施設の事業所	1000万以上	560,000	370,000	610,000
		100万以上～1000万未満	340,000	220,000	370,000
		50万以上～100万未満	220,000	150,000	250,000
		10万以上～50万未満	140,000	93,000	150,000
		2万5000以上～10万未満	110,000	69,000	120,000
		5000以上～2万5000未満	86,000	61,000	95,000
		1000以上～5000未満	68,000	57,000	75,000
		200以上～1000未満	54,000	39,000	60,000
		100以上～200未満	31,000	—	—
		0超～200未満	—	26,000	—
		～200未満	—	—	33,000
	その他	—	16,000	—	
	移動式製造施設のみ の事業者	1000万以上	91,000	65,000	95,000
		500万以上～1000万未満	75,000	53,000	80,000
		100万以上～500万未満	60,000	44,000	64,000
		50万以上～100万未満	44,000	31,000	47,000
		10万以上～50万未満	27,000	18,000	31,000
		2万5000以上～10万未満	21,000	14,000	22,000
		5000以上～2万5000未満	16,000	12,000	20,000
		1000以上～5000未満	13,000	9,200	15,000
		200以上～1000未満	11,000	8,200	12,000
		100以上～200未満	7,400	—	7,700
		0超～200未満	—	5,100	—
	その他	—	3,200	—	
	冷凍事業所	3000以上	110,000	69,000	120,000
		1000以上～3000未満	87,000	62,000	95,000
		300以上～1000未満	68,000	55,000	76,000
		100以上～300未満	54,000	38,000	60,000
		20以上～100未満	36,000	—	42,000
		0超～100未満	—	30,000	—
その他	—	16,000	—		
上記に係る完成検査		上記手数料の3/4			

貯蔵所	新規許可	25,000
	変更許可 貯蔵容積の増加	14,000
	変更許可 その他	11,000
	上記に係る完成検査	上記手数料の3/4
輸入許可	1000m <sup>3</sup> 又は10t以上	27,000
	300m <sup>3</sup> 又は3t～1000m <sup>3</sup> 又は10t未満	21,000
	300m <sup>3</sup> 又は3t未満	13,000
容器 検査所	登録	16,000
	登録更新	16,000
	高圧ガスの種類又は圧力の変更	1,400/本

免状	高圧ガス製造保安責任者免状	3,400
	高圧ガス製造保安責任者免状再交付	2,400
	販売主任者免状	3,400
	販売主任者免状再交付	2,400

※ 高圧ガス保安法第5条第1項及び同法第14条1項の許可に係る液化石油ガスの製造の施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合すると認められたものについて完成検査を受けようとする場合にあっては、6,100円

### 第3 主なガスの物性表 (参考値)

No.	ガス名	分子式	分子量	沸点	許容濃度	LC <sub>50</sub> (4hr)	蒸気圧	ガス区分		
				°C(1atm)	ppm	ppm	MPa(35°C)			
1	アクリロニトリル	CH <sub>2</sub> CHCN	53.03	77.30	2.0		0.0223	燃	毒	
2	アクロレイン	CH <sub>2</sub> CHCHO	56.06	52.50	0.1		0.0557	燃	毒	
3	アセチレン	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub>	26.04	-75.00			6.0780	燃		
4	アセトアルデヒド	CH <sub>3</sub> CHO	44.05	21.00	25.0		0.1813	燃		
5	アセトン	CH <sub>3</sub> COCH <sub>3</sub>	58.08	56.20	500		0.0456			
6	亜硫酸ガス	SO <sub>2</sub>	64.07	-10.00	2.0				毒	
7	アルゴン	Ar	39.95	-185.88						不
8	アルシン	ASH <sub>3</sub>	77.95	-62.50	0.005	16.2		燃	毒	
9	アンモニア	NH <sub>3</sub>	17.03	-33.50	25.0		1.3574	燃	毒	
10	イソブチレン	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CCH <sub>2</sub>	56.11	-6.90			0.4113	燃		
11	イソブレン	CH <sub>2</sub> CCHCH <sub>2</sub> CH <sub>3</sub>	68.11	34.50			0.1054	燃		
12	イソプロピルアルコール	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHOH	60.09	82.40	200		0.0101			
13	一酸化炭素	CO	28.00	-192.20	25.0			燃	毒	
14	エタン	C <sub>2</sub> H <sub>6</sub>	30.00	-88.63				燃		
15	エチルアミン	C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> NH <sub>2</sub>	45.09	16.60	5.0		0.2137	燃		
16	エチルアルコール	C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> OH	46.07	78.50	1000		0.0132			
17	エチルベンゼン	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> C <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	106.16	136.00	100		0.0020	燃	毒	
18	エチレン	CH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub>	28.05	-103.80				燃		
19	塩化エチル	C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> Cl	64.52	12.30	100		0.2178	燃		
20	塩化シアン	CNCl				44.7			毒	
21	塩化水素	HCl	36.46	-85.00	5.0		5.9025			
22	塩化ビニル	CH <sub>2</sub> ClCH	62.50	-13.90	1.0		0.5673	燃		
23	塩素	Cl <sub>2</sub>	70.91	-34.07	0.5		0.9927		毒	
24	キシレン	C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	106.00	144.40	100		0.0020			
25	キセノン	Xe	131.30	-108.10						不
26	空気		28.96	-194.40						
27	クメン	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> C(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	120.19	152.70	50.0		0.0010			
28	クリプトン	Kr	83.80	-153.40						不
29	クロルメチル	CH <sub>3</sub> Cl	50.49	-23.70	50.0		0.7294	燃	毒	
30	クロロブレン	C <sub>4</sub> H <sub>9</sub> Cl	88.50	59.40	10.0				毒	
31	五フッ化ヒ素	AsF <sub>5</sub>	169.91	-52.80					毒	
32	五フッ化リン	PF <sub>5</sub>	125.97	-84.60					毒	
33	酢酸	CH <sub>3</sub> COOH	60.05	118.00	10.0		0.0041			
34	酢酸エチル	CH <sub>3</sub> COOC <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	88.11	77.00	400		0.0182			
35	酢酸ビニル	CH <sub>2</sub> CHOCOCCH <sub>3</sub>	86.09	72.00	10.0		0.0223			
36	酢酸ブチル	CH <sub>3</sub> COOC <sub>4</sub> H <sub>9</sub>	116.16	126.50	150		0.0030			
37	酢酸メチル	CH <sub>3</sub> COOCH <sub>3</sub>	74.10	57.50	200		0.0537			
38	酸化エチレン	CH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> O	44.05	10.40	1.0		0.2533	燃	毒	
39	酸化プロピレン	CH <sub>3</sub> CHCH <sub>2</sub> O	58.08	35.00	2.0		0.1023	燃		
40	酸素	O <sub>2</sub>	32.00	-182.90						
41	三塩化ホウ素	ClF <sub>3</sub>				26.5			毒	
42	三フッ化窒素	NF <sub>3</sub>	71.00	-129.10					毒	
43	三フッ化ホウ素	BF <sub>3</sub>	67.82	-100.30		436.0			毒	
44	三フッ化リン	PF <sub>3</sub>	87.97	101.80		33.5			毒	
45	シアン化水素	HCN	27.03	26.00	10.0	50.2	0.1722	燃	毒	
46	ジエチルアミン	(CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> NH	73.14	55.50					毒	
47	ジエチルエーテル	(C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> ) <sub>2</sub> O	74.12	34.43	400		0.0035	燃		
48	シクロプロパン	H <sub>2</sub> CCH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub>	42.10	-34.00			0.9421	燃		
49	シクロヘキサノン	C <sub>6</sub> H <sub>10</sub> O	100.16	156.70	25.0		0.0002			
50	シクロヘキサン	C <sub>6</sub> H <sub>12</sub>	84.16	80.70	300		0.0203			
51	シクロペンタン	C <sub>5</sub> H <sub>10</sub>	70.10	49.30	600		0.0598			
52	ジシアン	C <sub>2</sub> N <sub>2</sub>				175			毒	
53	ジシラン	H <sub>4</sub> Si <sub>2</sub>						燃	毒	
54	四フッ化硫黄	SF <sub>4</sub>				19.0			毒	
55	四フッ化ケイ素	SiF <sub>4</sub>							毒	
56	ジボラン	B <sub>2</sub> H <sub>6</sub>	27.67	-92.80		40.0		燃	毒	
57	ジメチルアミン	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NH	45.08	6.90	5.0		0.3201	燃		
58	ジメチルエーテル	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> O	46.07	-23.60			0.7901	燃		
59	臭化水素	HBr	80.91	-66.70	3		0.4088			
60	臭化メチル	CH <sub>3</sub> Br	94.95	3.60	1.0		0.2996	燃		
61	水素	H <sub>2</sub>	2.02	-252.00				燃		
62	スチレン	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CHCH <sub>2</sub>	104.14	145.00	50.0		0.0020			
63	セレン化水素	H <sub>2</sub> Se				2.6			毒	
64	窒素	N <sub>2</sub>	28.02	-195.80						不
65	テトラフルオロエチレン	CF <sub>2</sub> CF <sub>2</sub>	100.02	-76.64	2			燃		
66	トリメチルアミン	(CH <sub>3</sub> ) <sub>3</sub> N	59.11	2.90	5.0		0.0912	燃	毒	
67	トルエン	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub>	92.13	110.60	50.0		0.0061			
68	二塩化エチレン	CH <sub>2</sub> ClCH <sub>2</sub> Cl	98.97	83.50	10.0		0.0162			
69	二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	44.01	-78.50	5000					不
70	二硫化炭素	CS <sub>2</sub>	76.14	46.25	10.0		0.0638	燃	毒	

	ガス名	分子式	分子量	沸点	許容濃度	LC <sub>50</sub> (4hr)	蒸気圧	ガス区分		
				°C(1atm)	ppm	ppm	MPa(35°C)			
71	ネオン	Ne	20.18	-246.10						不
72	ビニルアセチレン	CHCCHCH <sub>2</sub>	52.00	5.11			0.2854			
73	ブタジエン	C <sub>4</sub> H <sub>6</sub>	54.09	-4.41	2.0		0.4001	燃		
74	ブタン	C <sub>4</sub> H <sub>10</sub>	58.10	-0.50	800		0.2938	燃		
75	ブチルアルコール	C <sub>4</sub> H <sub>9</sub> OH	74.10	117.70	20.0		0.0020			
76	ブチルアルデヒド	C <sub>3</sub> H <sub>7</sub> CHO	72.10	75.00			0.0233			
77	ブチレン	C <sub>4</sub> H <sub>8</sub>						燃		
78	フッ化水素	HF	20.01	19.52			0.1721			
79	フッ化スルフリル	SO <sub>2</sub> F <sub>2</sub>				400.0			毒	
80	フッ化セレン	SeF <sub>6</sub>				5.0			毒	
81	フッ素	F <sub>2</sub>	38.00	-188.00	1.0				毒	
82	フルオロオレフィン1234yf	CF <sub>3</sub> CFCH <sub>2</sub>								特不
83	フルオロオレフィン1234ze	CHFCHCF <sub>3</sub>								特不
84	フルオロカーボン12	CCl <sub>2</sub> F <sub>2</sub>	120.91	-29.79	500		0.8474			不
85	フルオロカーボン13	CClF <sub>3</sub>	104.46	-81.41						不
86	フルオロカーボン13B1	CB <sub>2</sub> F <sub>3</sub>	148.91	-57.75			2.0427			不
87	フルオロカーボン21	CHCl <sub>2</sub> F	102.92	8.92	10.0		0.2536			不
88	フルオロカーボン22	CHClF <sub>2</sub>	86.47	-40.83	1000		1.3478			不
89	フルオロカーボン32	CH <sub>2</sub> F <sub>2</sub>	52.02	-51.65	1000		2.1717			特不
90	フルオロカーボン114	C <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> F <sub>4</sub>	170.93	3.80			0.2912			不
91	フルオロカーボン124	CHClFCF <sub>3</sub>	136.48	-12.10	1000		0.5130			不
92	フルオロカーボン125	CHF <sub>2</sub> CF <sub>3</sub>	120.02	-48.00	1000		1.8049			不
93	フルオロカーボン134a	CH <sub>2</sub> FCF <sub>3</sub>	102.03	-26.00	1000		0.8861			不
94	フルオロカーボン141b	CH <sub>3</sub> CCl <sub>2</sub> F	116.95	32.00	500		0.1120			不
95	フルオロカーボン142b	CH <sub>3</sub> CClF <sub>2</sub>	100.50	-10.01			0.4558			不
96	フルオロカーボン401A									不
97	フルオロカーボン401B									不
98	フルオロカーボン402A									不
99	フルオロカーボン402B									不
100	フルオロカーボン404A		97.60	-46.80						不
101	フルオロカーボン407A									不
102	フルオロカーボン407B									不
103	フルオロカーボン407C		86.20	-43.60						不
104	フルオロカーボン407D									不
105	フルオロカーボン410A	CH <sub>2</sub> F <sub>2</sub> /CHF <sub>2</sub> CF <sub>3</sub>	72.60	-51.60	1000					不
106	フルオロカーボン410B									不
107	フルオロカーボン410JA									不
108	フルオロカーボン412A									不
109	フルオロカーボン500	CCl <sub>2</sub> F <sub>2</sub> /C <sub>2</sub> H <sub>4</sub> F <sub>2</sub>	99.31	-33.30			1.0063			不
110	フルオロカーボン502	CHClF <sub>2</sub> /C <sub>2</sub> ClF <sub>5</sub>	111.63	-45.60			1.4779			不
111	フルオロカーボン507A									不
112	フルオロカーボン509A									不
113	フルオロカーボン900JA									不
114	フルオロカーボン901JA									不
115	フルオロカーボンC318	CF <sub>2</sub> CF <sub>2</sub> CF <sub>2</sub> CF <sub>2</sub>	200.03	-5.98			0.4264			不
116	プロパン	C <sub>3</sub> H <sub>8</sub>	44.10	-42.10	2500		1.3878	燃		
117	プロピレン	C <sub>3</sub> H <sub>6</sub>	42.08	-47.70			1.4780	燃		
118	ブロムメチル	CH <sub>3</sub> Br	94.95	4.50	1.0		0.2938	燃	毒	
119	ヘキサフルオロプロピレン	CF <sub>3</sub> CFCF <sub>2</sub>	150.02	-29.60			0.8366			
120	ヘキサン	C <sub>6</sub> H <sub>14</sub>	86.17	69.00	50.0		0.0304			
121	ヘリウム	He	4.00	-268.90						不
122	ベンゼン	C <sub>6</sub> H <sub>6</sub>	78.11	80.10	0.5		0.0203	燃	毒	
123	ペンタン	C <sub>5</sub> H <sub>12</sub>	72.20	36.07	600		0.0831	燃		
124	ホスゲン	COCl <sub>2</sub>	98.93	7.60	0.1	5.6			毒	
125	ホスフィン	PH <sub>3</sub>				11.0		燃	毒	
126	メタン	CH <sub>4</sub>	16.04	-161.50				燃		
127	メチルアルコール	CH <sub>3</sub> OH	32.04	64.70	200		0.0284			
128	メチルイソブチルケトン	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> COCH <sub>3</sub>	100.16	115.80	5.0		0.0041			
129	メチルエチルケトン	CH <sub>3</sub> COC <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	72.12	79.60	200		0.0203			
130	モノゲルマン	GeH <sub>4</sub>						燃	毒	
131	モノシラン	SiH <sub>4</sub>						燃	毒	
132	モノメチルアミン	CH <sub>3</sub> NH <sub>2</sub>	31.06	-6.30	5.0		0.4862	燃	毒	
133	メチルエーテル	C <sub>3</sub> H <sub>8</sub> O						燃		
134	ラドン	Rn	222.02	-61.85						不
135	硫化水素	H <sub>2</sub> S	34.08	-61.80	10.0		2.6338	燃	毒	
136	六フッ化硫黄	SF <sub>6</sub>	146.07	-63.80	1000		3.0333			
137	六フッ化タンゲステン	WF <sub>6</sub>				117			毒	

※太字は特殊高圧ガス

※この表の数値等は随時変更される可能性があるため、参考値とします。